ま　え　が　き

神奈川県自治総合研究センターでは、研究事業の一環として、行政課題に関連したテーマを毎年選定し、それぞれのテーマについて研究チームを設置し、研究活動を行っております。

研究チームは公募により選抜された本県職員、テーマに関連する部局からの推薦による県職員及び市町村からの推薦による職員、概ね８～10名程度で構成されています。各研究員は、それぞれの所属と当センターとの兼務職員として、所属での業務を遂行しながら、原則として週１回、１年間にわたって研究を進めております。

今年度（平成６年９月～平成７年８月）は、A「『国際家族の時代』を地方から」、B「地方税源の確保」、C「自治体業務のリエンジニアリング」の３つのテーマについて研究チームが編成されました。本報告書は、A「『国際家族の時代』を地方から」の研究チームによるものです。

ヒト、モノのボーダーレス化が進展しており、日本国内でも国際結婚による家族が年々増加しています。このような家族により、日本人家族を前提としたこれまでの法制度や社会制度の中では十分な対応が困難であることが、さまざまな場面で指摘されています。本研究チームでは、特に国際化の進んでいる本県における現状把握からスタートし、そこでの問題点を整理、分析したうえで、行政が取り組むべき課題とその方策について検討しました。

本報告書を、今後の行政運営の参考としてご活用いただければ幸いです。

なお、研究活動に際してご支援とご協力をいただいた関係者の皆様、特にアンケート調査とインタビュー調査に応じていただいた国際家族の皆様に対し、心より感謝の意を表します。

平成７年９月

神奈川県自治総合研究センター所長　　鵜飼　たつ子

目　　次

報告書概要（エグゼクティブ･サマリー） ･･･････ 1

はじめに ･･･････ 7

第１章　国際家族の現状と抱えている問題点

第１節　統計にみる国際家族 ･･･････ 13
１　国際結婚の増加と多様化 ･･･････ 13
２　国際児の増加 ･･･････ 16

第２節　法的な問題点～調査のための視点整理 ･･･････ 18
１　問題の所在 ･･･････ 18
２　日本国籍の取得 ･･･････ 18
３　重国籍の取得 ･･･････ 18
４　在留資格と更新基準 ･･･････ 19
５　外国人登録制度 ･･･････ 20
６　今後の問題 ･･･････ 20

第３節　生活上の問題点～調査のための視点整理 ･･･････ 21
１　問題の所在 ･･･････ 21
２　教育 ･･･････ 21
３　社会保障 ･･･････ 22
４　住居･医療給付 ･･･････ 23
５　情報･標示 ･･･････ 23
６　地域社会の課題 ･･･････ 23

第２章　神奈川に暮らす国際家族

第１節　国際家族の実態と意識Ｐａｒｔ１
～アンケート調査から～ ･･･････ 27
１　調査実施の概要 ･･･････ 27
２　調査にみる国際家族のプロフィール ･･･････ 28
３　調査結果の概要と考察 ･･･････ 31

第２節　国際家族の実態と意識　パート２
～インタビュー調査から～ …… 52
１　調査の対象と方法 …… 52
２　調査結果の概要 …… 53
３　インタビューを終えて～感想的総括 …… 56

第３節　国際家族についての地域住民の認識
～新規採用県職員に対するアンケート調査から～ …… 57
１　調査の対象と方法 …… 57
２　調査結果の概要 …… 57
３　まとめ …… 63

第４節　国際家族を支える活動～ＮＧＯを中心に～ …… 64
１　神奈川で国際家族を支える人々の類型 …… 64
２　国際結婚当時者グループの活動について …… 65
３　国際家族を支援するグループ等の活動について …… 67
４　国際家族の支援活動グループの課題と展望 …… 69

第３章　提　　言　～国際家族の将来を踏まえて～ …… 71

付　章　残された検討課題 …… 79

参考資料
資料１　アンケート調査協力団体・個人一覧 …… 85
資料２　指導・助言をいただいた方々 …… 91
資料３　主な参考文献 …… 92
資料４　別冊資料編目次 …… 94

資　料　編　別冊

報告書概要（エグゼクティブ・サマリー）

1　国際家族の現状と抱えている問題点

（１）統計にみる国際家族

ア　1985年頃から外国籍住民が急増したことに伴い、日本国内における国際結婚の数も急増し、現在は年間婚姻総数の３％以上を占めている。中でも「夫日本・妻外国」の組み合わせが圧倒的に増加している。

イ　神奈川県においては、1993年には、2,665 組の国際結婚が成立し、年間県内婚姻件数の4.3 ％を占め、全国を上回る割合になっている。都道府県別にみると、件数では東京に次ぐ第２位で、割合では第６位である。

ウ　国籍別の内訳も変化し、多様化している。神奈川県内の国籍別のトップ３（1993年）は、「夫日本・妻外国」の場合、１フィリピン、２中国、３韓国・朝鮮で、「妻日本・夫外国」の場合、１米国、２韓国・朝鮮、３中国である。

エ　国際離婚の件数も、結婚数の増加に伴い増加している。全国での国際離婚件数が全離婚件数に占める割合は、1993年で４．０％であり、県内では５．３％である。

オ　国際児の出生数も増加しており、1993年には全国で18,632人（出生総数の１．５７％）が生まれ、神奈川県内では1,783 人（出生総数の２．２４％）であった。1991年以降の数字では、毎年全国の国際児のうち約１割が神奈川県内で出生している。

定　義

本報告書では、「国際家族」や「国際児」という表現を多く使用している。

これらの言葉の定義については、未だ社会的に統一された解釈はなされていないが、私たち研究チームでは、次のような定義付けを行った。

「国際家族」…日本国籍を有する者と外国籍を有する者との配偶関係（事実婚を含む）を基礎として日本で共同生活を営んでいる家族をいう。

「国際児」……上記配偶関係のもとに生まれた子どもをいう。

（２）法的な問題点～調査のための視点整理

ア　国籍法上、事実婚により出生した国際児の場合、出生前の認知（胎児認知）による日本国籍の取得は認められているものの、出生後のに認知による国籍取得は認められていない。

イ　国籍法では、できるだけ重国籍者を減らすよう、国籍の選択制度や留保制度を設けている。

ウ　出入国管理及び難民認定法（以下、「入管法」とする）では、日本人と結婚して日本に住む外国人は、基本的に「日本人の配偶者等」という地位を得るが、最長でも３年の在留許可を得るため、６ケ月、１年という短期の許可を何回か経なければならない。また、在留資格の更新の際の基準が不明確であることも、問題とされる。

エ　外国人登録法は、外国人に対し、外国人登録証の常時携帯を義務づけているが、違反した際の罰則規定は他の法令に比し、重い。また、外国人は住民票に登載されないため、住民票上は同一家族であることが確認できない。

（３）生活上の問題点～調査のための視点整理

ア　国際児については、現在学校教育の場で、統計的な実態把握もなされておらず、統一的な指導方法は確立されていない。しかし一方で、バイリンガル教育の必要性、文化的な相違などから、国際児に対しては、一元的でない指導を行うことが求められている。

イ　外国籍の親にとり、日本語の習得は日本での生活のための必須条件であるが、乳幼児を抱えた母親の場合、保育の場のない日本語教室への出席は困難である。また、教材、教授法等が適切なものであるかという問題もある。さらに外国籍親の母国の言語・習慣が家庭内で否定されることによる本人の孤立という問題も深刻である。

ウ　国際家族の年金加入を見ると、将来他国へ転出する可能性のある家庭では、掛け捨てとなることを恐れ、非加入となっているケースが多い。

エ　民間賃貸住宅においては、生活習慣の相違等を理由に契約を拒否される場合が少なくない。また、医療については、外国籍住民にとっては、母語を習得した医師の絶対数が少なく、またその情報入手も困難だという問題がある。

オ　現在、公的機関から発信される情報は、ほとんど日本語のみである。外国籍住民の存在に配慮した情報発信方法や表示方法が求められている。

2　神奈川に暮らす国際家族

（1）国際家族の実態と意識　パート1

～アンケート調査から～

ア　国際家族、８０５家族に対し、ＮＧＯを通じて調査票を配布、有効回答は１９４件（有効回答率２４．１％）。

イ　夫婦の組み合わせは「日本籍夫－外国籍妻」が「外国籍夫－日本籍妻」の３．５倍で、現状を反映していると推定できる。

ウ　子供の進学に関して、小学校から高等学校まで比較的高い割合で公立学校を選択している。

エ　「子どもに対するいじめ」は１９．６％、「子どもの外国籍の親に対する否定的な態度」は１５．５％の家族が「ある」と回答している。

オ　「学校の規則」については、夫妻とも「見直し」と「守らせようと思う」が同じ程度に多く、大きく意見が分かれている。「学校の給食制度」については、夫妻とも「守らせ、食べさせようと思う」が一番多いが、「例外として認めてほしい」や「見直してもらいたい」もある程度おり、意見が分かれている。

カ　子どもが「既得の国籍を全て保持」することを希望する人は、夫では２３．６％で「日本国籍」に次いで２番目だが、妻では３８．５％と一番多い。子どもに「外国籍母語（英語を含む）」をマスターしてほしいと希望する人は、夫妻ともに多く、特に妻は６４．２％と高い割合になっている。

キ　子どもの育児や教育で困ったことを自由記入してもらったところ、「日本の画一主義的な公立学校の教育システム」や「学校からの連絡方法」に不満をもっていたり、「いじめを心配」したりしている人が多い。また、「外国籍の親の言語や文化を習得することは重要であるが、公立学校の教育だけでは難しい」と考え、「国際学校に進学させたいが、授業料が高くて無理であると同時に、大学進学に際し選択肢が限定され不平等である」と思っている人が多かった。

ク　「在留資格」に対する満足度をみると、「満足」と「特に不満なし」を合わせた現状肯定の人は、「永住者」「日本人の配偶者等３年」「１年」「６ケ月」と在留許可期間が短くなるにつれ少なくなり、逆に「不満足」が増えてくる。

ケ　「帰化したくない」と考えている人が、「帰化したい」と考えている人の２倍以上いる。

コ　行政からの情報を「ほとんど理解できない」「全く理解できない」外国籍住民は、４０．３％にものぼる。

サ　外国籍の人に必要な情報を自由記入してもらったところ、内容としては「入国管理等」「交流場所等」が多かった。方法としては「母語か英語の情報」「ひらがなかフリガナをふった情報」を希望している。

シ　日本の生活で感じていることを自由記入してもらったところ、「日本人に外国籍住民に対する差別や偏見がある」という意見が非常に多くあった。「在留資格」について、「日本人の配偶者にもかかわらず、なかなか長期ビザをもらえずにしばしば更新手続きをしなくてはならず、また再入国許可をとらなくてはならない」こと及び「親族が来日する場合、短期滞在ビザでの受け入れしかない」ことに不満をもっている。また、「同じ家に住み、同一の生計を維持しながら住民票に登載されないこと」に対しても不満をもっている。

（２）国際家族の実態と意識　パート２

～インタビュー調査から～

ア　郵送によるアンケート調査に回答してくれた１９４家族のうち、インタビューに応じてもよいと回答があった家族は９５家族であった。その中から国籍や在籍年数がなるべく異なる２３家族にインタビューを依頼した。インタビューから得られた主な意見は次のイ～オのとおりである。

イ　全ての親の最大の関心事は子どもの教育といじめである。外国籍の親の母語を教えたいが、現行の学校教育制度では多言語を習得できず、やむなく国際学校に入学させるにも、授業料が高すぎると指摘している。また、いじめについては教師の理解が不可欠であり、周囲の子どもにも理解を促すようにして欲しいと考えている。

ウ　法的な問題点として、「住民基本台帳に外国籍住民が載らない」「日本の国籍法では重国籍であれば２２歳までに国籍を選択しなければならないが、選択は困難で、重国籍を容認すべき」「離婚・死別により結婚生活が破綻すれば『日本人の配偶者等』の在留資格では日本に住み続けることができない」「在留資格の基準が不明確で不信感を抱いている」などの意見があった。

エ　自分のアイデンティティを保持するためと、地域での社会参加をするために、何らかの活動をしている人が多い。

オ　生活する上で必要な言語の習得や社会参加に必要な日本語の研修カリキュラムを望んでいる声が多い。

カ　インタビューに応じていただいた２３の国際家族は、比較的お互いの関係が安定し、また経済的にも安定しているので、他人を自宅に迎え入れることができたとみられる。しかし、間接的に聞いたこれらの家族の知人たちの中には、より困難な状況にある家族が多くいることもわかった。

（３）国際家族についての地域住民の認識

～新規採用県職員に対するアンケート調査から～

ア　国際結婚カップルの増加については、賛成または本人の自由であるとしている人が９５．９％にのぼっている。しかし、自分の身内が外国人と結婚するとしたら、日本人とまったく同じように考えることができると答えている人が半数近くいる一方で、「わからない」が２５．３％、「国籍・民族により考える」が２１．２％となっている。

イ　神奈川県内の国際結婚の割合や相手の出身国については、大方の人が正しい認識を持っていた。

ウ　国際結婚や国際家族に関わる法的な知識について尋ねたところ、低い正解率であったものは、「国際結婚をしたら日本人一人だけが登載された戸籍ができる」（正解率３８．７％）、「外国人には住民票がない」（同２５．７％）、「『日本人の配偶者等』という在留資格で日本に住んでいる外国人配偶者は、離婚や死別により日本人との結婚が解消されると、次のビザの更新時に、同じ在留資格を得ることができず、引き続き日本に在留することができない」（２８．１％）。

エ　国際児への国際教室の設置等公的教育の必要性を過半数が認めている。

オ　国際児の文化等に相いれない学校の規則については６割近くが見直しを求めており、給食については６割近くが例外を認めるべきとしている。

（４）国際家族を支える活動～ＮＧＯを中心に～

ア　国際家族を支える草の根の市民団体（ＮＧＯ）には、様々なタイプのグループがあるが、特に深く関わっているものは、国際家族が自分たちでグループを組織し、自助的活動を行っているもの（国際結婚当事者グループ）と、国際結婚によるトラブルに巻き込まれた外国人配偶者を支援するもの（支援グループ）に大別できる。

イ　当事者グループは、同じ立場にあるもの同士、情報交換をしたり助け合う活動を行っている。メンバーが様々なバックグラウンドを持つ場合は、メンバー間の文化的バランスをとることが、グループを運営していく上で苦労しているところである。

ウ　支援グループは、国際結婚に関するトラブル、特に日本人男性と結婚したアジア出身の女性への支援活動を行っている。インタビューの結果、国際結婚にまつわる深刻な問題が浮かび上がってきた。

エ　今後当事者グループは、その存在を広く社会にアピールし、閉鎖的な日本社会で地位を高めるような活動を行うことで、異文化理解へのキーとなる存在になると考えられる。

オ　今後支援者グループについては、より効果的に支援を行うための組織力の一層の強化とそのバックアップのための制度整備が求められている。

3　提　　言～国際家族の将来を踏まえて～

（１）学校における国際児教育の推進
（２）社会教育における日本語講座の充実と参加促進及び国際家族を構成する日本人の家族に対する啓発
（３）外国籍の親の言語、文化の学習に対する支援
（４）国際学校、民族学校への助成の充実と大学入学資格の付与
（５）住民世帯台帳の整備
（６）重国籍の容認
（７）非嫡出子の出生後認知による国籍の取得
（８）婚姻関係消滅後の在留資格の付与、認定
（９）外国籍配偶者の家族に対する在留資格の付与
（10）在留資格の更新基準の明確化と在留期間の長期化

はじめに

1994年は国連により「国際家族年」と定められ、「家族からはじまる小さなデモクラシー」のスローガンの下で、家族の問題についての関心を高め、その大切さについて国際的な規模で認識を深めることを目的に世界的な取組みがなされた一年であった。

経済の国際化に伴い、人の交流も活発となり、多くの外国籍の住民が日本にその生活基盤を求めるケースも増大している。家族を取り巻く環境の変化やその形態の多様化が進む中、人の国際化のスピードに日本の社会が対応しきれていない面も見受けられる。国籍の異なる者同士の国際結婚カップルを中心として構成される国際家族の増加傾向は、本県においても顕著であり、これまでの法体系や社会慣習の中だけでは収まりきれない様々な問題も含んでいることがいろいろな場面で指摘されている。

家族を構成する個人、特に、外国籍の女性や国際児の人権が十分に保障され、家族とともに安定した生活をするためには、何よりその生活基盤や在留資格がしっかりと確立されることが重要であり、また、そうした人たちを正しく理解し、ともに助け合いながら暮らしていける共生社会の実現のためには、日本人の側からの意識変革も欠かせない要件となっている。

そこで、私たち研究チームは、まず、既存の報告書や文献に当たるところからスタートした。それら文献の中ですでに指摘されている様々な問題についての把握を行い、法的な問題点と生活上の問題点とに分類して第１章で整理した。それら問題点の確認と検証を行うべく、実際に国際結婚をし、日本で生活しているカップルを対象に意識面や実態面について郵送によるアンケート調査を実施した。必要に応じて当事者や関係者の聞き取りも行い、アンケートだけでは捉えられない当事者固有の問題や彼らを側面から援助している方々の課題認識などについても補完的に調査し、第２章の中で整理、分析を行った。これらの作業を進める中で、普遍的な人権保障を切り口としながら行政として取り組むべき課題の整理に当たることとした。

課題を整理する中で私たちが重要視したのは、外国籍の配偶者の身分保障と国際児の教育の問題であった。これらの人々は言葉の障害や文化・習慣の違いから、地域で、また、学校で、ともすれば孤立しがちである。そこで、彼らの人権を守り、生活を保障していく姿勢を社会として構築していくことは、国籍を問わず生活弱者を擁護することに繋がるものであり、様々な差別や偏見を超えて、人が人を尊重し、互いに認め合うという望ましい姿に近づくことをも意味している。

国際家族を巡る問題は、広範に存在しており、それは私たち日本人にも降りかかってくることもあるとの認識から、本報告書で触れたいくつかの提言が当事者である国際家族に対する「応援歌」となり、それが同じ地域社会で生活している日本人の心にも「共鳴」し、日本の社会が「同化の強制」から「多文化の受容」へと大きくシフトしていく流れの中の一助となれば幸いである。

第１章　国際家族の現状と抱えている問題点

第１節　統計にみる国際家族

１　国際結婚の増加と多様化

（1）　国際結婚の増加

ア　全国

1993（平成５）年には、全国では、約７９万件の年間総婚姻件数のうちの約２万７千件、すなわち30組に１組が国際結婚カップルであった。

1970年代においては、国際結婚は年間5,000件程度で、年間総婚姻件数の約0.5%を占める程度であった。それから年々増加し、1983(昭和58)年には１万件を超え、1989(平成元)年を境に急増した。以降、毎年２万５千組余りの国際結婚カップルが誕生し、ここ数年は、年間総婚姻件数の３％以上を占めるようになった。年間総婚姻件数に対する割合でみれば、1965(昭和40)年のそれと比較すると８倍も増えている。国際結婚は、決して珍しいものではなくなっている（グラフ１）。

1985(昭和60)年から1993(平成５)年にかけて、外国人登録数が急増したことにより（グラフ２）、国内において、外国人と出会う機会が当然に増える一方で、円高や企業の海外進出等の影響で、海外勤務の機会が増加し 、また経済的に豊かになったことで、海外旅行や留学が容易になった。このような要因が国際結婚が増加する背景となっていると考えられる。

〔グラフ１〕国際結婚件数の推移（全国）

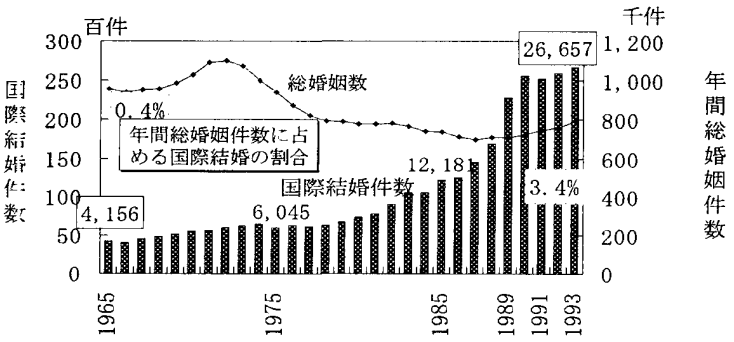

（厚生省人口動態統計）

〔グラフ２〕外国人登録数の推移

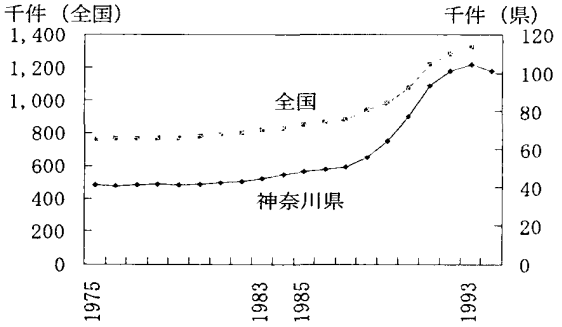

（法務省外国人登録者統計）
（神奈川県渉外部国際課調）

国際結婚の内訳を組み合わせ別にみると（表１）、「夫日本・妻外国」の組み合わせが圧倒的に増加している。1965(昭和40)年にはわずか1,067件であったのが、1993(平成５）年には20,092件と約20倍も増加した。それに比べて、「妻日本・夫外国」は、同期間で3,089件から、6,565件と２倍強の増加にとどまっている。1983（昭和58）年以降、「夫日本・妻外国」と「妻日本・夫外国」の件数の差が大きくなり、1993（平成５）

年にはその比率は、約３：１となった。

〔表１〕国際結婚の組み合わせ別内訳

	国際結婚件数	夫日本・妻外国	妻日本・夫外国
1965(昭40)	4,156	1,067(26%)	3,089(74%)
1975(昭50)	6,045	3,222(53%)	2,823(47%)
1985(昭60)	12,181	7,738(64%)	4,443(36%)
1990(平２)	25,626	20,026(78%)	5,600(22%)
1993(平５)	26,657	20,092(75%)	6,565(25%)
〃 神奈川県	2,665	1,948(73%)	717(27%)

(厚生省人口動態統計)

イ　神奈川県

本県においては、1993(平成５)年には、2,665組の国際結婚が成立している。これは年間総婚姻件数の4.3%で、全国を上回る割合となっている（表１)。

〔表２〕上位都道府県の国際結婚件数(1993年)

	件数		国際結婚件数／年間総婚姻件数	
1	東京	5,746	東京	6.72%
2	神奈川	2,665	沖縄	4.87
3	大阪	2,624	千葉	4.47
4	千葉	1,720	山梨	4.32
5	埼玉	1,685	栃木	4.32
6	愛知	1,572	神奈川	4.27
7	兵庫	1,128	茨城	4.24
8	茨城	743	大阪	4.23
9	静岡	731	長野	4.15
10	京都	633	京都	4.05

組み合わせ別の内訳は、全国の合計に比較すると、「妻日本・夫外国」の割合がやや高い(表１)。

都道府県別の件数をみると、本県は東京に次いで２位で、割合では第６位である（表２)。県内においては、横浜市が、4.4%、川崎市4.5%と県全体の構成比を上回っている。他の地域を見ても、東京23区をはじめととして、大阪市、京都市、神戸市、名古屋市など大都市において国際結婚の割合が高い。

（参考）13大都市における国際結婚(上位のみ)

都市名	件数　（割合）	都市名	件数　（割合）
東京23区	4,628件　(7.8%)	大阪市	1,439(7.1%)
横浜市	1,143　(4.4%)	京都市	469(5.0%)
川崎市	485　(4.5%)	神戸市	441(4.7%)
名古屋市	715　(4.7%)		

(厚生省人口動態統計)

(2)　国際結婚の多様化

ア　全国

国籍別では、「夫日本・妻外国」については、1980(昭和55)年頃までは、韓国・朝鮮籍と中国籍がほとんどを占めていた。ところが件数の増加とともに、1991（平成３）年以降は、その他の国の件数が韓国・朝鮮の件数を上回り、フィリピン籍が件数・構成比とも最も多くなった。続いて、韓国・朝鮮、中国、タイ、ブラジル、米国、ペルー、英国という順になっている。アジア地域を中心に件数が増加し、国籍も多様化している（グラフ３）。

「妻日本・夫外国」についても、国籍が多様化している。1965(昭和40)年から1975(昭和50)年までは、米国と韓国・朝鮮、中国の３地域で９割を占めていた。1975(昭和50)年以降徐々に、その他の国の件数も増加し、1993(平成５)年には、英国、ブラジル、ペルーをはじめとする前記３地域以外の国が占める割合が25%を超えている。

〔グラフ３〕国際結婚の国籍別構成比（夫日本・妻外国）

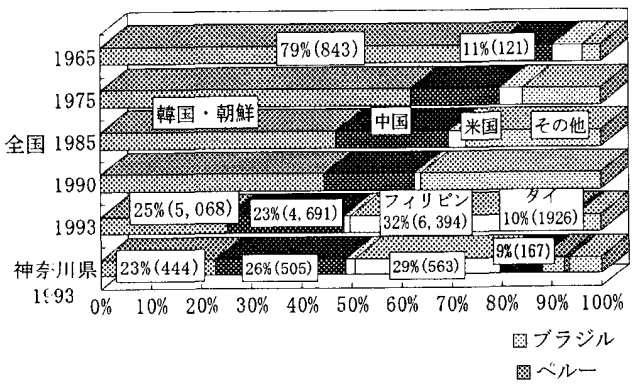

(妻日本・夫外国)

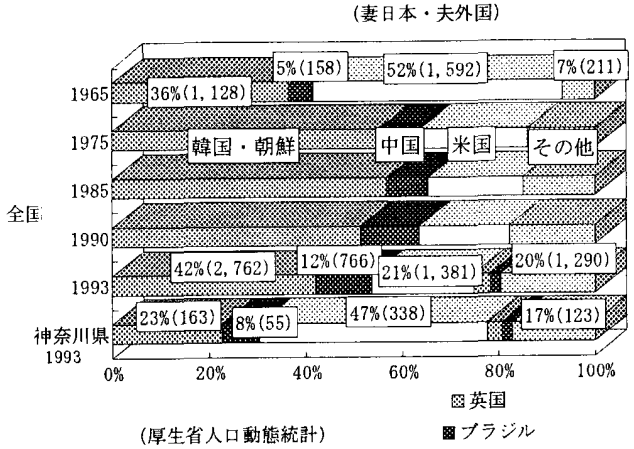

(厚生省人口動態統計)

イ　神奈川県

本県でも、多様化の傾向が同様に見られる。しかし、国籍別構成比で比較すると（グラフ３）、「夫日本・妻外国」の場合は、韓国・朝鮮、フィリピンの構成比が全国よりやや低く、中国、その他の地域の構成比が高い。また、「妻日本・夫外国」の場合は、米国の構成比が圧倒的に高いという特徴が見られる。

国際結婚の相手が多様化しているのは、在日韓国・朝鮮・中国・台湾人（注１）よりもニューカマー（注２）が多数派を占めるようになったからだと言える。

（注１）在日朝鮮・韓国・中国・台湾人…　開港に伴い、労働者や商人として入ってきたり、また、日本の大陸での植民地支配の過程で、本国での生活基盤を失ったり強制連行されて来日し、軍事的色彩の強い日本の産業を支える労働に携わってきた人々とその子孫たち

（注２）ニューカマー　…　この十余年に新たに日本で暮らし始めた人々

(3)　国際離婚と国際家族の概数

日本人どうしの夫婦でも離婚が増加しているが、国際結婚の場合は、それよりも上回っている。国際離婚件数は、1993（平成５）年には7,595件で離婚総数の4.0％(神奈川県内では、5.3％）を占め、婚姻の総数に占める国際結婚の比率より高い値を示している。平成５年の国際結婚件数が26,657組であることを考えてもかなり高い比率である(表３)。

また、1965(昭和40)年から1993(平成５)年の国際結婚件数を累積すると、約31万である。このうち結婚年数別に見ると、1995(平成７)年現在で21年以上のカップルは、約５万８千件（累積件数の18％）、11年から20年は約８万３千件（同26.5％）、10年以下は17万２千件で、国際結婚の累積件数の55％を占めている。中でも、結婚年数が６年以下の件数は全体の41％を占める12万６千件である。

以上のことから、国際離婚の割合(年間国際離婚件数/年間総離婚件数)が、国際結婚の割合よりも常に0.9％程度高い割合を示していると仮定し、結婚年数の浅いカップルがほとんどを占めていることから死別は少ないと想定すると、1993（平成５）年現在では、全国で約２３万組程度の国際家族がいると推計できる（表３)。

〔表３〕

年次	年間総離婚件数 (A)	国際離婚件数 (B)	国際離婚の割合 B/A	国際結婚の割合	国際結婚の累積件数 ＊２	国際離婚の累積総数（推計）	国際家族の概数（推計）
1965(昭40)	77,195	—*1		0.4%			
1975(昭50)	119,135	—		0.6	58,000		
1965(昭60)	166,640	—		0.9	141,000		
1988(昭63)	153,600	—		2.4	185,000		
1989(平元)	157,811	—		3.2	233,000		
1991(平４)	179,191	7,716	4.3%	3.4	258,000		
(神奈川県)	12,936	696	5.4	4.1			
1993(平５)	188,297	7,597	4.0	3.4	311,000	81,000	230,000
(神奈川県)	13,529	710	5.3	4.3			

＊１　「—」はデータなし　　(厚生省人口動態統計をもとに作成)

＊２　1965年以降のデータの累積

２　国際児の増加

出生数の減少が問題視されている中、国際児の出生は増加している。残念ながら、外国での出生数は把握できなかったが、日本での出生に限れば、1987(昭和62)年には10,022人が誕生し、それ以降も年々増加している。1993(平成５)年には、18,632人が生まれ、年間出生総数の1.57％を占めている（グラフ４)。

国際児の出生数の割合は、国際結婚の割合(3.4％）より低い値を示している。これ

は、国際結婚の件数が「夫日本・妻外国」と「妻日本・夫外国」の比率３：１に対して、国際児出生数の同様の比率は２：１であることなどから、外国籍の妻の中には外国で出産している人も多いからではないかと考えられる。

さらに1987(昭和62)年以降の国際児の出生数を累積すると、すなわち７歳以下の国際児は全国で９万８千人余りいる計算になる。

神奈川県内については、1993(平成５)年には、1,783人で出生総数2.24%を占めた。1991(平成３)年以降、毎年全国の国際児のうち約10%は神奈川県で生まれているので、それ以前も同様と仮定すると、県内では、昭和62年以降に国際児が約9,000人誕生したと推計できる。

〔グラフ４〕国際児の出生数（全国）

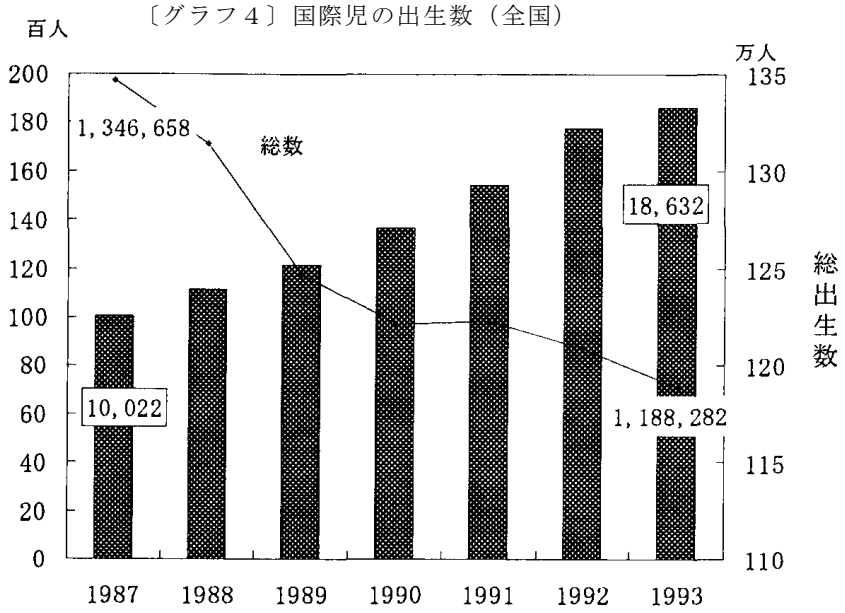

(厚生省人口動態統計)

第２節　法的な問題点
～調査のための視点整理

１　問題の所在

国際家族に関わる法的な問題を考えるにあたり、一番重要なのは「国籍」の問題である。外国人と結婚し、日本に住んでいると様々な生活の節目で、時として日本人カップルには起こらない法的な問題が起こる。「国籍」による区別は時により差別を生み、人権問題にまで発展することもありうる。本節では調査に先だって、国際家族の視点から見た国籍法そのものの問題点と、手続き上の問題点を既存調査から整理しておきたい。

２　日本国籍の取得

国籍法によれば日本国籍を有する要件の１つとして第２条第１号において「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」と規定されている。父母が婚姻届出後に生まれてきた子は父母のいずれかが日本国民であれば日本国籍を取得する。しかし、父日本人母外国人の組合せで、法的に結婚する以前に生まれてきた子は日本国籍を当然には取得できない。この場合出産前の認知（胎児認知）により子どもは日本国籍を取得できる。ところが、事実婚で出産後認知を行った場合の日本国籍取得は認められていない。事実婚では民法で言うところの遡及効は国籍法上認められていないのである。この場合の救済策として父母が法的な結婚をすればよいのだが、父母双方の様々な理由から法的な結婚ができず、生まれてきた子どもが日本国籍を取得できず、さらに母親のビザが切れ、やむなく子どもを連れて母親が本国に帰るというケースが少なくないといわれる。

３　重国籍の取得

基本的に父又は母が日本人であれば、子は日本国籍を取得できるが、さらに外国人である父又は母の国の国籍法により外国籍も併せて取得できる場合がある。いわゆる二重国籍である。また、生まれた国が出生地主義を採っていれば三重国籍になることも考えられる。

我が国の国籍法ではこのような重国籍を減らすため、国籍の選択制度（国籍法第１４条）と留保制度（国籍法第１２条）を規定している。選択制度では、未成年者は２２歳までに、２０歳を過ぎて重国籍となったものは２年以内にいずれかの国籍を選択するよう定めている。この時にいずれかを選択しない場合は日本国籍を喪失してしまう。また、留保制度では国外での出生において外国籍も取得した場合は３ヶ月以内に出生の届けとともに国籍留保届をしなければ日本国籍は得られない。日本の国籍法では主にこの２つの制度によって、できるだけ重国籍が減っていくことが期待されている。

しかし、日本の国籍法により国籍の選択をしても、外国籍についてはその国の法律により保障されているので何ら影響を受けないのが通常である。事実上は形式的な国籍選択の確認行為の域を出ていないのが現状である。

出生地主義や父母両系血統主義をとっている国が多くなっていることから、国際結婚により生まれてくる子どもが重国籍となるケースは今後とも増えるものと予想される。
（現在、重国籍を認めている主な国としてスイス、アメリカ合衆国等が挙げられる。）

4　在留資格と更新基準

日本に入国し滞在しようとする外国人は一定の「在留資格」を必要とする。この在留資格は出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」とする）上の地位を指す。日本人と結婚して日本に住む外国人は、基本的に「日本人の配偶者等」という地位を得るが、日本に居を構え長期間住む意思があっても、最長でも３年間の在留許可を得るために６ヶ月、１年という短期の在留許可期間を何回か更新しなければならない。この「日本人の配偶者等」という地位は在留活動に制限はないものの（就職することができる）、参政権や公務就任権等日本国籍を有するもののみ認められた権利は享受できない。

「日本人の配偶者等」の資格で日本に滞在する外国人は、日本人配偶者と離婚・死別等により婚姻関係が解消されたときはこの在留資格を失う。さらに、在留期間が過ぎれば「不法残留」となる。つまり日本から出ていかなければならないのである（入管法第２４条）。引き続き日本での居住を望む場合は、在留資格の変更許可を受けなければならない。しかし、この変更許可は申請をすれば誰にでも認められるわけでなく、日本国籍の子どもを有し、その親権を保持している場合に定住者ビザが認められるのが一般的とみられる。子どもの有無によってビザの発給が左右されているともいえる。

日本人夫と離婚して在留資格を失った女性が親権を得られなかったため、子どもを夫方に引き取られ、やむなく単身母国に帰るというケースは珍しくない。

外国籍のみを所持する者が日本国籍を取得するには（日本人としての権利を得るには）帰化をすることになる。帰化の条件は国籍法第５条に定められているが、あくまでも法務大臣の裁量に委ねられていて、条件の全てに合致していると思われても必ず日本国籍が取得できるとは限らない。ここでも重国籍は認めず、今までもっていた外国籍を放棄することが日本国籍取得の必須条件になる。

帰化に限らず在留資格の更新の際に問題とされるのが､その更新基準の不明確さである。在留資格の更新基準と在留期間の認定は一元的に入管当局の判断に委ねられているところであるが、当事者である外国籍住民の間には国籍による許可要件の違いや期間の長短があることを指摘する意見も出されており、不公平感を抱かせている。

外国籍住民は「日本人の配偶者等」あるいは「永住者」の地位を得ていても（その他の資格も同様）日本国外に出国するときは、あらかじめ「再入国許可」を得なければならない（入管法第２６条第１項）。もしこれを忘れて出国してしまうと長年積み重ねてきた地位（在留資格）を失ってしまう。

いろいろな事情により在留期間が過ぎ「不法残留」になる場合もある。このような状況のとき、日本人と結婚して、日本に滞在し続けることは難しい。「在留特別許可」を申請しても許可は法務大臣の裁量に委ねられている。人権的な見地から多くの人が救済されるよう「在留特別許可」についての柔軟な運用を望む声が強い。

５　外国人登録制度

日本に一定期間滞在する外国人は、外国人登録法（以下「外登法」という）により外国人登録を義務づけられている。滞在の理由が仕事でなく、たとえ結婚により日本に住む場合でも登録が必要である。外国人登録証には登録番号、国籍、居住地など１７の登録項目がある。以前問題とされていた指紋押捺の義務は「永住者」「特別永住者」に限り廃止された。現在では、指紋押捺が不要の者は１７項目のほかに、日本にいる家族の氏名、国籍、生年月日等を登録しなければならない。　（外登法第４条）

登録証は常時携帯しなければならず、最長でも５年毎に更新しなければならない。登録証が切れて更新を行わないと１年以下の懲役･禁錮又は２０万円未満の罰金が科せられる。これは他の法令と比べて重い罰則規定であるといえる。　（外登法第１１条、第１３条、第１８条）

そもそも外国人登録制度は日本人の戸籍、住民票の制度にあたり、外国人は日本人と結婚しても日本国籍を持つものを管理する戸籍や住民票には登載されない。同じ家に住み、生計を共にする家族を構成していながら、住民票上では一つの家族であることがわからないのが現状である。最近では住民票の備考欄に外国籍住民を記載して、実態に即した家族の把握に努めている地方自治体もでてきている。

６　今後の問題

「国際家族」の視点から法的問題点について述べてきた。他にも労働、医療等の分野にも法的問題は存在するが、広く外国籍住民に係る問題であるのでここでは取り上げなかった。

近年増加した国際家族をとりまく法的問題は、現在は「結婚・出産」に伴うものが大半を占めている。家族として「若い」時期の問題が顕在化しているといえる。したがって、今後は家族が高齢化するにつれ、親・配偶者の死亡による財産分与・相続の問題が多くなることが予想される。

国際家族をとらえる視点を滞在から定住に移し、日本国籍のみの家族と比べて不公平にならないように法の見直しをするべき時期に来ているといえるだろう。

第３節　生活上の問題点～調査のための視点整理

１　問題の所在

国際家族が充実した生活をおくる上で日常的にさらされるであろう軋轢を可能な限り回避し、かつ住民として保障されるべき充実した生活を享受する上で、なお改善の余地がある諸問題が存在する。本節では、調査に先立って以下の５点に焦点をあて、整理しておきたい。

２　教育

（１）学校教育

国際児の多くは幼児期、日本及び外国籍の親の言語、文化、習慣の双方を受け継ぐが、学校教育の開始とともに日本の言語、文化、習慣に集約されていくことが知られている。国際児の多くが日本国籍も有していることから統計的な実態把握もなされておらず、実質的には特別な指導がなされていない。

まず、バイリンガル教育を見てみよう。母親が英語を母語とするケースを例にとると、次の２点を中心に、バイリンガル教育が推進されている。ひとつには、親としてコミュニケーションをスムーズに進める必要があるため、第２には、２言語に精通している場合、就職する際に有利であるとの功利的な判断のためである。しかし、日本の初等教育では、日本語を使用することが前提となっているため、英語の使用の可能性は限られた局面に制限されてしまう。むしろ、クラスメートからからかわれたりすることをきっかけとして児童自身の判断により、英語の使用を放棄してしまうこともある（児童は集団への適応を英語を使用しないことによって達成する)。英語の場合、中等教育において教科となるため、高学年になるに従い周りの評価が一変する傾向もあるが、マイナーとみなされる言語においてはこのような展開もなく、家庭での努力をもってしてもバイリンガル能力を高めていくことは難しい。その能力を高めるためには、多言語能力を積極的に評価する教育体系が必要であるが、現状では現場での個別指導に委ねられているにすぎない。

次に給食制度を例に取ろう。イスラム教、ヒンズー教など、多くの文化圏において食物に対してとるべき態度は大変厳しく規定されているが、現行の給食制度では経済効率等の面から複数のメニューを用意することは実現困難な状況にある。しかし、給食制度が食事の管理を通じて国際児のアイデンティティを揺るがすことにもなりうることは認識する必要があろう。

服飾の面でも以下のような問題が抽出されうる。服飾もまた文化によりその意味が異なる。例えば、中南米等のラテン文化圏では宗教を背景とする行動規範によって早くからピアスをつける習慣がある。一方、現在の日本においては、知識習得や進学に指導の重点を置く学校が多いため、校則として規制が敷かれることとなる。

このようなケースでは異文化圏の親にとって自らの文化を子どもに伝えることができないことになる。

一方、「子ども」である期間の延長を伴う日本の教育体系を積極的に評価する外国籍の親も多い。したがって、児童の背景にある文化を汲み、個人に目の行き届いた指導を行うことが求められている。

こうした困難を回避する選択肢として、国際学校、民族学校への進学がある。しかし、経費補助の関係上、学費が高額であること、及び大半の大学への受験の道が閉ざされていることから公立学校を選択せざるを得ないケースが多い。

（２）社会教育

外国籍の親にとり、まず言語（日本語）を習得することは、住民として生活するための必須条件である。また、対人関係においてコミュニケーションが円滑に行われることは、情緒的な安定をもたらす重要な要素の一つである。言語的なコミュニケーション能力が十分でない場合、疎外感や孤立感を抱くことになり、社会への適応に失敗してしまうケースも多いといわれる。

日本語の習得にあたっては日本語教室の利用がまず考えられるが、いくつかの問題がある。第１に幼児がいるなどの条件から、外出の機会が限定されているケースである。

第２は講座プログラムの適切さについてである。外国籍の親の多くは母国において社会化された成人である。しかし、教材が児童向けであったり、教授法が成人向けに構成されたものでないなど、必ずしも受講者にとって適切なものではないという問題点がある。

さらに外国籍配偶者の母国の言語、習慣が家族内の日本人構成員により否定され、対外的には外国籍であることすら隠されている深刻なケースもある。この場合、外国籍構成員はアイデンティティ崩壊の危機にさらされる事態にもなる。国際児もまた、マイナーとみなされる文化に対し、出自の一部であるにもかかわらず受け入れに消極的な態度を示すことが報告されており、外国籍の親の孤立感・喪失感をいっそう深めている場合も多いと見られる。

３　社会保障

現在、日本国内に住所を有するものは、何らかの医療保険に属することが義務づけられている（国民皆保険）。国際家族の場合、単身者と異なり、医療保険制度には加入しているケースが多い。これは生活の基盤が日本にあり、定住の傾向が強いため給付を受ける機会もあること及びパートナーが相応の知識を有しているためとみられる。一方、年金についても、日本国内では国民皆年金制度がとられているが、非加入の者が多い。その主な理由として、将来的に他国へ転出する可能性が高いことが挙げられている。こうした場合、加入年数の点で欠格となる可能性が強く、掛け捨てとなってしまう。現在、先進諸国においては年金加入期間等の調整が行われており、日本においてもドイツとの協定へ向けて作業が進められている。また、他国との通算についてはいまのところ可能性がない。

４　住居・医療給付

快適な住居の確保は家族生活の基盤となり、最低限保障されるべきものである。公的住宅においては国籍条項はなく、事実上も入居可能である。しかし、供給戸数による抽選制度、賃貸料の設定、保証人の要件等の問題点があり、需要の全てを満たすことができるわけではない。一方、民間住宅においては国籍による露骨な差別は少なくなってきたものの、生活習慣の相違、イメージダウンを理由に婉曲に契約を拒否される場合も少なくない。国際家族において、日本国籍の者が世帯主として契約を行おうとしても、配偶者が外国籍であることが判明したとたん、交渉が中断されてしまうケースも多く報告されている。

医療給付は、直接生命にかかわるが、外国籍住民にとっては母語を習得した医師の絶対数が少ないこと及びそうした医師に関する情報入手方法がわからないことが問題となる。また、いわゆるかかりつけにおいては、会話可能な医師を事前に調べ、通院することも可能だが、緊急医療においては、病状を聞き取れないことが即刻重大な結果を招くため、対応を急ぐべき課題となっている。

５　情報・標示

現在、公的機関の発信する情報の多くが、日本語のみでなされている。また、既に各国語に翻訳され、刊行されている情報においても、必要な情報が必要な人に渡っていないため、活用されていないケースがある。前述した教育、医療、住宅の問題は、この言語によって解決される部分が多い。結果的に情報が平等に行き渡る広報のあり方を検討する必要が生じている。特に、警報等の緊急情報が日本語のみでなされている点は大きな問題として指摘されている。

また、道路標識、交通機関の標示につき、未だローマ字やひらがなの併記が少ないため、不便を感じる外国籍住民も多い。

６　地域社会の課題

家族の果たす機能、形態は、構成員の社会化及び情緒の安定を核としながらも、社会システム、時代背景を映して変化し続けている。また、家族の変化に対応しながら、その存在基盤たる地域社会の機能も変容する。国際家族が、今後地域に定着するであろう新たな家族の一形態であることを考えるとき、新しい地域社会を彼らとともに築くため、上記のような問題の解消に向けて地方自治体の積極的な取り組みが必要となっているといえよう。

第２章　神奈川に暮らす国際家族

第１節　国際家族の実態と意識　パート１
～アンケート調査から～

国際家族に対して、アンケート調査を実施した。調査内容は、調査票を設計する段階では､まだ国際家族という切り口で何が見えてくるのかわからなかったことも多かったため、一般の外国籍住民にもあてはまる設問も多く入れた。しかし、集計やインタビューを行っていくうちに、国際家族だけにあてはまること、あるいは日本人の家族として定住を前提に考えていかなくてはならないこと等が見えてきたので、ここではそのような設問に対する回答を中心にまとめた。

なお、調査結果全体の概要については、資料編として別冊にまとめた。

調査対象としての国際家族の統計的に厳密なサンプリングが困難なため、国際家族の調査の窓となりうるＮＧＯを通じてアンケートを配布した。したがって、統計的には若干問題点がある調査であるが、国際家族の本格的な調査に向けたパイロット調査として受け止めていただきたい。

１　調査実施の概要

（１）調査対象と配布方法

国際家族①夫婦の国籍が、日本国籍と外国籍
②国内に長期滞在（見込み）

ＮＧＯを通じて805家族

（２）調査票

12ケ国語で作成（日本語ルビ付き、英語、中国語、ハングル語、タイ語、ベトナム語、ラオ語、クメール語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、タガログ語）

（３）有効回答

194件（有効回答率24.1%）

（４）その他

当初、「夫婦が『日本国籍』と『日本に帰化した』家族」は対象外だったが、回答が多かったので調査対象に含めた。また、「二重国籍」者からの回答もあったため調査対象に含めた。

その理由は、彼らの抱えている問題が国際家族のものと差異がないからである。このように、法的には日本人となる家族でも、文化的差異から生じる問題を抱えている可能性があることは、留意しておかなくてはならない。

2　調査にみる国際家族のプロフィール

（1）夫婦の国籍

夫と妻の関係

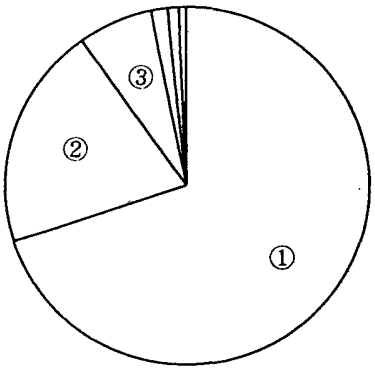

（単位：件）

①－日本籍夫－外国籍妻	136	（70.1％）
②－外国籍夫－日本籍妻	39	（20.1％）
③－日本籍夫－帰化した妻	13	（ 6.7％）
④－帰化した夫－日本籍妻	3	（ 1.5％）
⑤－二重国籍夫－二重国籍妻	2	（ 1.0％）
⑥－外国籍夫－二重国籍妻	1	（ 0.5％）
合　　計	194	

なお、この「二重国籍者」はすべて「南米＋日本」の国籍保持者である。

また、割合が小さいとグラフ上には表記されないが、①②③…、ＡＢＣ…の順である。以下同じ。

1993年の県内の国籍別にみた婚姻件数では、「夫日本・妻外国」が1,948件、「妻日本・夫外国」が717件で前者が後者の2.7倍になっている。日本の役所に婚姻届けを提出し、外国に住む割合は、「妻日本・夫外国」の家族のほうが逆のパターンよりも多いと考えられるので、今回の調査の有効回答数の内訳の割合（「日本籍夫－外国籍妻」が「外国籍夫－日本籍妻」の3.5倍）は、現状を反映していると思われる。

夫の国籍

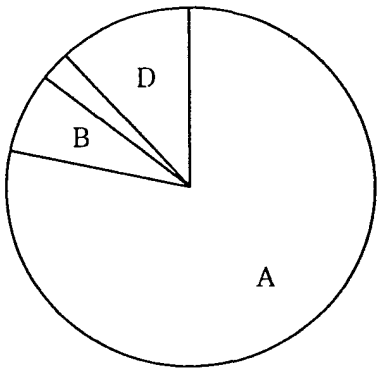

（単位：人）

A－日本と帰化済み	152	（78.4％）
B－アジア	14	（ 7.2％）
C－南米	5	（ 2.6％）
D－欧米	23	（11.9％）
合　　計	194	

夫の国籍をみると、便宜上、「夫と妻の関係」の①と③と④を合わせた「日本と日本帰化済み」、「アジア」、⑤の二重国籍を含めた「南米」、「欧米」に分類したところ、「日本と日本帰化済み」が78.4%と全体の４分の３以上を占めている。

妻の国籍

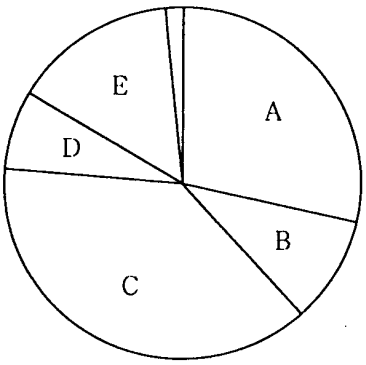

（単位：人）

A－日本と帰化済み	55	(28.4%)
B－東アジア	19	(9.8%)
C－東南アジア	74	(38.1%)
D－南米	14	(7.2%)
E－欧米	29	(14.9%)
F－ＮＡ	3	(1.5%)
合　　計	194	

※ＮＡ＝ＮＯ　ＡＮＳＷＥＲ

妻の国籍をみると、便宜上、「夫と妻の関係」の②と③と④を合わせた「日本と日本帰化済み」、「東アジア」、「東南アジア」、⑤と⑥の二重国籍を含めた「南米」、「欧米」に分類したところ、「東南アジア」が38.1%、次いで「日本と日本帰化済み」が28.4%となっている。

東アジア出身者の国籍を詳しくみてみると、夫では「中国籍」が4人、妻では「中国籍」6人、「台湾籍」7人、「韓国籍」5人、「朝鮮籍」1人であり、このうち在日韓国・朝鮮・中国・台湾人と呼ばれる人は、「妻・韓国・在日39年」と「妻・朝鮮・日本で生れ、育った」二人だけであり、他の21人は在日16年以下で、いわゆるニューカマーと呼ばれる人である。

今回の調査の調査対象は、外国人登録原票等、公的に把握したものから無作為抽出をしたものではなく、ＮＧＯの会員あるいは知り合いの家族である。たまたま同様の調査が重複したので、在日韓国・朝鮮・中国・台湾人を対象としたＮＧＯの中で協力を得られなかったところが多かったことと、また、日本の日常会話に不自由がなく、外見で外国籍とわからず、通名で生活している方が多いことから、在日韓国・朝鮮・中国・台湾人の人たちに調査票が届かなかったと考えられる。

そのため、今回の調査は在日韓国・朝鮮・中国・台湾人はほとんど含まれていない。したがって、実際には神奈川県では、外国人登録者数では「韓国・朝鮮」が１番目、「中国」が２番目に多く、また、婚姻件数も「夫日本・妻外国」では「中国」が１番目、「朝鮮・韓国」が３番目、「妻日本・夫外国」では「韓国・朝鮮」が２番目、「中国」が３番目に多いのだが、本調査結果では、少数となっている。

（２）子どもの国籍

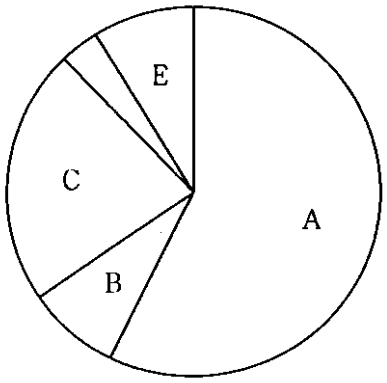

第１子の国籍

（単位：人）

A－日本	85	(57.4%)
B－外国籍の親の国籍	12	(8.1%)
C－日本と外国籍の親の国籍	33	(22.3%)
D－その他	5	(3.4%)
E－ＮＡ	13	(8.8%)
合　　計	148	

子どもがいる148家族について第１子の国籍をみると、「日本」が85人、57.4%で一番多く、次いで「日本と外国籍の親の国籍」が33人、22.3%、「外国籍の親の国籍」が12人、8.1%となっている。

子どもの「日本」国籍が多い理由は、「日本籍夫－外国籍妻」が約70%を占めており、外国籍妻が現在あるいは最近まで「父系優先血統主義」国の出身者が多いことがまず考えられる。また、将来も日本に住む予定でいるため、あえて手間のかかる外国籍をとらなかったという点もあげられる。

参考

現在「父系優先血統主義」の国

インドネシア(17人)、大韓民国(5人)、中華民国(台湾)(7人)

最近まで「父系優先血統主義」の国

中国(1980年改正)(6人)、タイ(1992年改正)(9人)

（３）結婚（または同居）年数（194件=100%）

結婚（または同居）年数

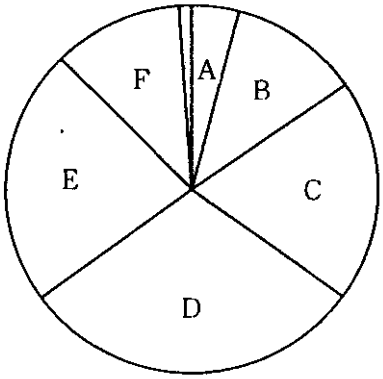

（単位：件）

A－１年未満	8	(4.1%)
B－１～３年未満	22	(11.3%)
C－３～５年未満	38	(19.6%)
D－５～10年未満	58	(29.9%)
E－10～20年未満	44	(22.7%)
F－20年以上	22	(11.3%)
G－ＮＡ	2	(1.0%)
合　　計	194	

「５～10年未満」がほぼ３割で最も多く、次いで「10～20年未満」、「３～５年未満」の順となっている。「10年未満」が計64.9%と比較的年数の経っていない夫婦が多く、し

たがって子どもの年齢も低い家族が多い。これは、後の教育問題に関する回答の偏りと大きく関係する。

3　調査結果の概要と考察

（1）家族間の会話のトラブル

家族間で会話が通じなくて困ることがあるか。　（194件=100%）

家庭での会話のトラブル

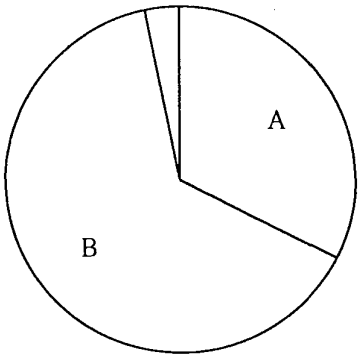

（単位：件）

A－ある	63	（32.5%）
B－ない	125	（64.4%）
C－ＮＡ	6	（ 3.1%）
合　計	194	

「ある」と回答した家族はどの関係か。（複数可）（194件=100%）

会話のトラブルがある関係

（単位：件）

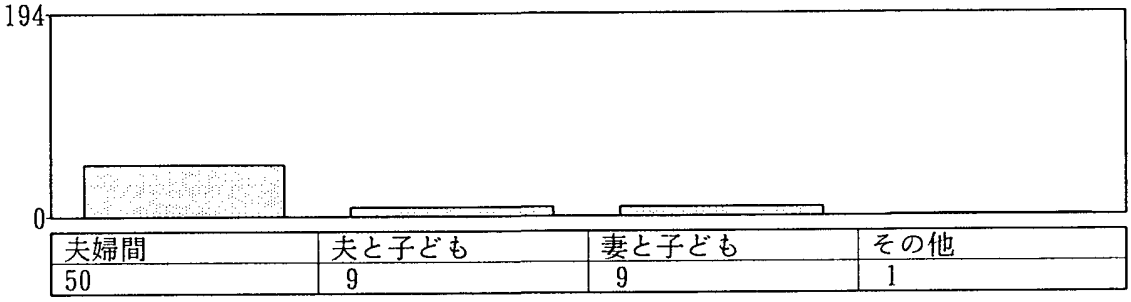

夫婦間	夫と子ども	妻と子ども	その他
50	9	9	1

４分の１以上の家庭で、夫婦間の会話のトラブルがある。多くはこみいった話題や会話の詳細部分とみられるが、「辞書を使用。英和と和英」という夫婦もいる。

「テレビを見ていてわからないとき、主人がめんどうくさがって、よく説明してくれない」と配偶者の態度に対する不満につながったり、「コミュニケーションの問題は必ずしも言葉ですむものではない。文化の違いが、時に問題を難しくする」という意見にみられるように、言葉の違いのみならず、背景にある文化や習慣の違いによってもコミュニケーションギャップが生じている。

（2）子どもの教育

子どもがいる148家族の第１子の学校教育について尋ねた。

以下(９)まで子どもがいる家族に尋ねている。また、子どもの年齢が学齢に満たない場合も「希望」という形で回答してもらった。そのため、中学、高校に関する回答に、ＮＡが多くなってしまった。

ア　幼児教育（148人=100%）

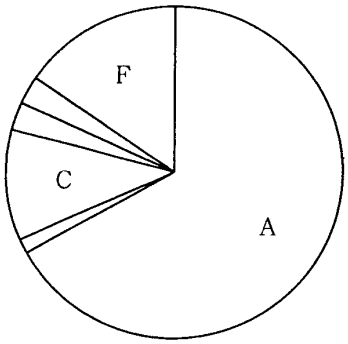

幼児教育

（単位：人）

A－一般の幼稚園・保育園	99	(66.9%)
B－民族学校	2	(1.4%)
C－国際学校	16	(10.8%)
D－行っていない	4	(2.7%)
E－その他	4	(2.7%)
F－ＮＡ	23	(15.5%)
合　　計	148	

イ 小学校教育（148人=100%）

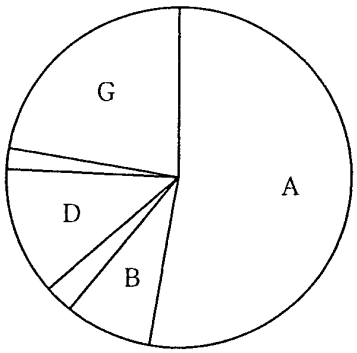

小学校教育

（単位：人）

A－公立学校	78	(52.7%)
B－私立学校	12	(8.1%)
C－民族学校	4	(2.7%)
D－国際学校	18	(12.2%)
E－行っていない	0	(0.0%)
F－その他	3	(2.0%)
G－ＮＡ	33	(22.3%)
合　　計	148	

ウ　中学校教育（148人＝100%）

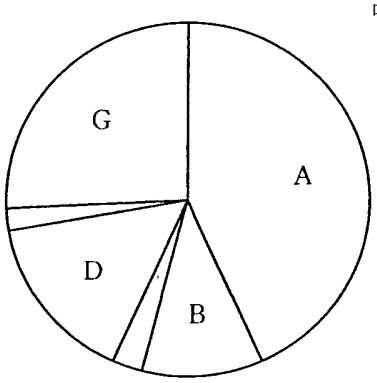

中学校教育

（単位：人）

A－公立学校	64	(43.2%)
B－私立学校	16	(10.8%)
C－民族学校	4	(2.7%)
D－国際学校	23	(15.5%)
E－行っていない	0	(0.0%)
F－その他	3	(2.0%)
G－ＮＡ	38	(25.7%)
合　　計	148	

エ　高等学校教育（148人=100%）

高等学校教育

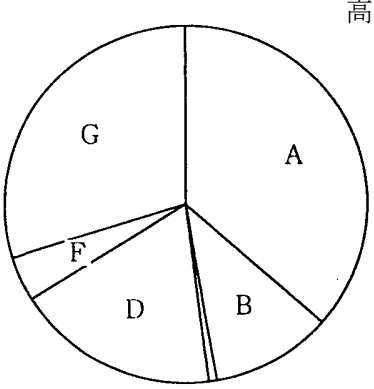

（単位：人）

A－公立学校	54	（36.5%）
B－私立学校	16	（10.8%）
C－民族学校	1	（ 0.7%）
D－国際学校	27	（18.2%）
E－行っていない	0	（ 0.0%）
F－その他	6	（ 4.1%）
G－ＮＡ	44	（29.7%）
合　　計	148	

子どもが成長するにしたがって、わずかずつであるが、公立学校が減少し、私立学校や国際学校が増加しているが、それでも各段階で比較的高い割合で公立学校を選択している。

これは、前にも触れたが、「中国・台湾」籍と「韓国・朝鮮」籍が少ないため、「民族学校」を選択する人が少なく、また、経済的問題で「国際学校」を選択したくても選択できない状況があると思われる。（（９）参照）

いずれにしても、今後国際児は公立学校で増えていくと推定されるので、公立学校における国際児教育への取り組みが必要とされよう。

（３）子どもに対するいじめ

外見等を理由にいじめられたことがあるか。（148件=100%）

子どもに対するいじめ

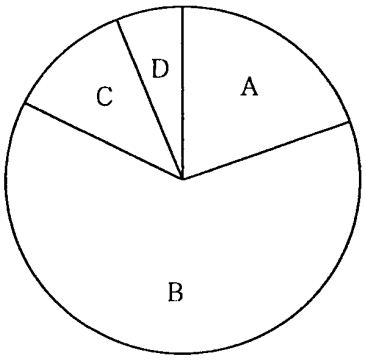

（単位：件）

A－ある	29	（19.6%）
B－ない	93	（62.8%）
C－わからない	17	（11.5%）
D－ＮＡ	9	（ 6.1%）
合　　計	148	

「ある」と回答した29家族の外国籍の親の国籍をみると、「欧米」が16件、「アジア」が8件、「南米」が5件であるが、親の結婚年数から推定して、「アジア」の子どもは「欧米」の子どもに比べ、年齢が低いので、まだいじめにあっていないと考えられる（別冊資料編参照）。

いじめの理由は外見に起因するところもあるが、むしろ偏見や差別意識に起因するところが大きいようで、「幼児期に日本語が他の子どもより下手だと、大人でもバカにした目で見る」「名前がモニカなので、『ハーモニカ』といってからかわれた」「外見が理由

ではないが息子はいじめられている」というふうに記入してきている。

また、「先生が異なる人々や文化等について説明をし、いじめを止めるように言ってくれた」というように、教師の理解や関わりの必要性が、いじめに関連して指摘されている。

（４）子どもの外国籍の親に対する否定的な態度

外国籍の親が、外見が日本人と違っていたり、日本語がうまく話せない等外国人であることを理由に、子どもが恥ずかしがったり、子どもに頼りにされなかったりしたことがあるか。　（148件＝100％）

子どもの外国籍の親に対する否定的態度

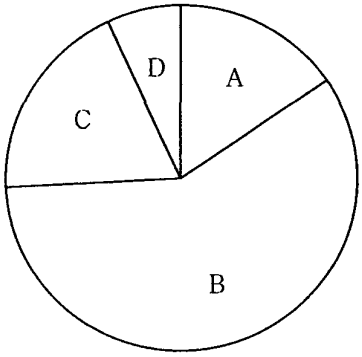

（単位：件）

A－ある	23	（15.5％）
B－ない	87	（58.8％）
C－わからない	28	（18.9％）
D－ＮＡ	10	（ 6.8％）
合　　計	148	

「ない」「わからない」と回答し、「子どもが小さいから」と書き添えてきた回答が多かった。

「ある」と親自身が認識している回答が15.5%ある。この数字を多いと見るか少ないと見るか、解釈が分かれるところであるが、少なくない数字と言えよう。このことは、外国籍の親が、親としての自信を持てないだけではなく、自身のアイデンティティもゆらぎ、子どものアイデンティティの確立にも影響すると推測される問題である。

（５）学校の規則についての考え方

日本の学校の外見についての規則（例えば、髪の毛は黒で直毛を前提としていたり、ピアスをつけてはいけない等）についてどう思うか。　（夫妻各148人＝100%）

学校の規則についての考え方

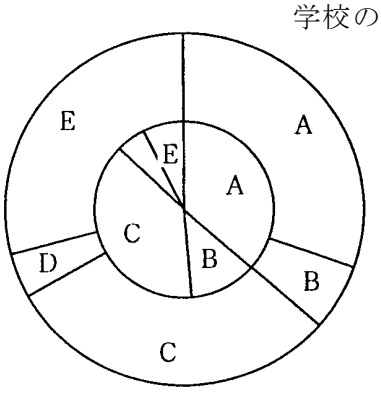

（単位：人）

	夫	%	妻	%
A－見直してもらいたい	45	30.4	54	36.5
B－例外として認めてほしい	9	6.1	18	12.2
C－守らせようと思う	45	30.4	57	38.5
D－その他	6	4.1	8	5.4
E－ＮＡ	43	29.1	11	7.4
合　　計	148		148	

※外円－夫、内円－妻

夫妻ともに「見直し」を希望している人が30%以上になっている。「例外として認める」ことを希望している人まで含めると、妻では48.7%と半数近くになっている。

一方、「守らせようと思う」も夫妻とも多く、それぞれ30.4%、38.5%となっており、学校の規則については、大きく意見が分かれている。

「その他」と回答し、「あまり重要でないことについての規則が多すぎると思う。日本人であれ、外国人であれ、各個人の個性がもっと尊重されるべきだ」という自由記入もあった。

なお、この設問については、夫妻ともに尋ねているが、夫が回答せずに返送してくるものが多かった。以下（10）まで同じ。

（６）学校の給食制度についての考え方

日本の学校の給食制度は、宗教や習慣で食べられないものがあっても、皆が同じものを食べなくてはならないが、それについてどう思うか。（夫妻各148人=100%）

学校の給食制度についての考え方

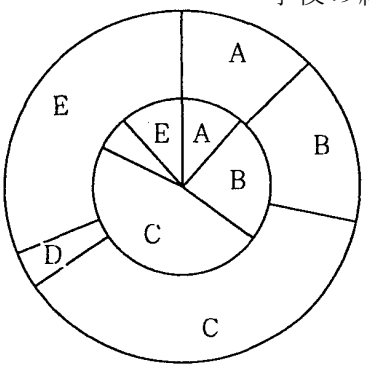

（単位：人）

	夫	%	妻	%
A－見直してもらいたい	19	12.8	17	11.5
B－例外として認めてほしい	23	15.5	35	23.6
C－守らせ、食べさせようと思う	55	37.2	70	47.3
D－その他	5	3.4	9	6.1
E－ＮＡ	46	31.1	17	11.5
合　　計	148		148	

※外円－夫、内円－妻

夫妻ともに「守らせ、食べさせようと思う」と回答している人が一番多く、特に妻は47.3%と半数近くの人が現状を肯定している。しかし、「見直し」まではいかなくても、「例外として認める」ことを希望している人は夫で15.5%、妻で23.6%とかなり高い割合になっている。

今回の調査では、イスラム教やヒンズー教等、宗教によって食べられないものがある国出身の人が少なかったため、「見直し」を希望している人が少ないと思われるが、「例外」希望者は自身の子どもだけではなく、国際児全体を考えて回答したのではないかと思われる。これに関しては、「宗教的に豚肉の食べられない子どももいるだろうし、１年にある特定の日には断食をする宗教すらあるので見直すべき」という意見や「もし、宗教上の理由で食べられない時は、例外があれば望ましい」という意見があった。

また、「小学校から高校まで全ての段階で、お弁当にするか、学校で昼食を買うか、選択ができるべきだ」という意見もあった。

（７）子どもの国籍についての希望（夫妻各148人=100%）

子どもの国籍についての希望

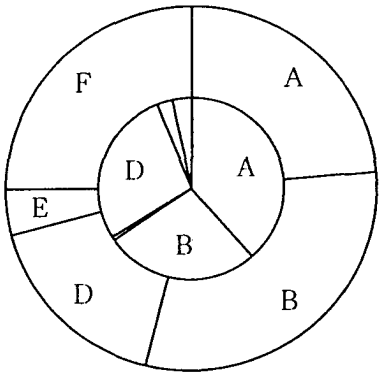

（単位：人）

	夫	%	妻	%
A－既得の国籍を全て保持	35	23.6	57	38.5
B－日本国籍	45	30.4	40	27.0
C－外国籍	0	0.0	1	0.7
D－どちらでもよい	25	16.9	41	27.7
E－その他	6	4.1	4	2.7
F－ＮＡ	37	25.0	5	3.4
合　　計	148		148	

※外円－夫、内円－妻

「全て保持」と回答している人は、複数国籍の保持を積極的に支持していると考えられるが、夫では23.6%で「日本国籍」に次いで2番目に多く、妻では38.5%と一番多くなっている。

「日本国籍」と回答した人は、「日本に在住ならば、日本国籍がよいと思います」という意見に代表されるように、将来的にも子どもが日本に住み続けることが前提とみられる。

一方、何らかの理由で（例えば、母親の国が父系優先血統主義をとっているため、母親の国籍が伝わらない）、一方の親の国籍しかもっていないので、国の名前をあげて「両方の国籍がもてるべき」という意見を記入した人もいる。

また、「将来子どもが選択できればそれでよい」等、子どもの意向に任せる趣旨の意見を書き添え、「どちらでもよい」を選択した人が多かった。

（８）子どもにマスターしてほしい言語（複数可）（夫妻各148人＝100%）

子どもにマスターしてほしい言語

（単位：人）

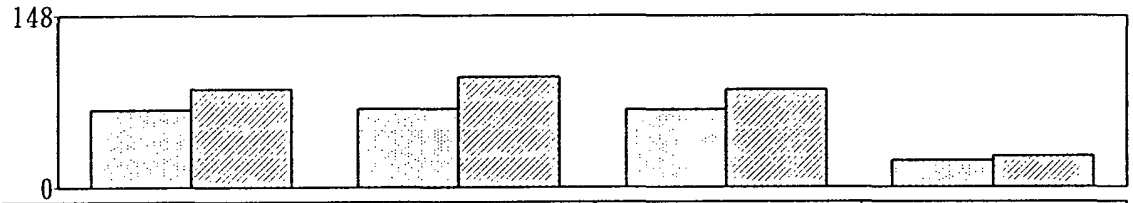

	日本語	外国籍母語（英語を含む）	英語	その他
□夫	67	68	67	23
▨妻	85	95	84	27

「日本語」が予想に反して少なかったが、回答を自由記入にしたため、「日本語」は当然ということで、記入しなかったためと思われる。

「外国籍母語（英語を含む）」は、夫妻ともに希望している人が多く、特に妻は64.2%

と高い割合になっている。

「子どもにはスウェーデン語とスウェーデンのルーツを学んでほしい」とか「孫たちが中国語もできるように」というように、言語だけではなく文化も、あるいは、子どもだけではなく孫にまで、伝わることを望んでいる人もいる。

（9）子どもの育児や教育で困ったこと（自由記入）

多方面に渡って多くの回答があったが、特に国際児に関わる問題について分類して掲載する。

ア　教育システム

・暗記一辺倒で、自分で資料を集め学習し、自分なりの意見を作り上げそれを人前で発表する教育がされておらず、国際人として通用しない。（夫：ドイツ）
・日本の教育システムの下では多言語を同時に学習し、マスターしていけない。（夫：日本）
・日本の教育制度は、子どもの個性をだめにするだろう。（妻：アメリカ）
・中学校では、学力にかかわらず、すべての子どもが同じクラスに入れられる。（妻：スイス）
・日本では、幼いころから子どもたちに対する要求が大きすぎる。（妻：アルゼンチン）

イ　教育費

・日本での教育費は高すぎる。（夫：中国）
・入学金、授業料等学費の高いこと（外国では無料）。（夫：日本）

ウ　いじめ

・いじめが心配。（6件）
・オープンマインドでなく、感情や意見をストレートに言ったり表現したりすると、目立ち、それが原因でやっかみを買い、いじめられるような風潮が日本の子ども社会にあるように思える。（夫：日本）

エ　アイデンティティ、バイリンガル、バイカルチュア

・日本の学校は同化教育しかしていない。民族文化を保持するのはとても困難なほど、日本社会は閉鎖的である。（夫：日本）
・日本の公立学校はまさに「日本人の、日本人による、日本人のための学校」である。すべてを画一化し、例外を認めず、極めて排他的である。（夫：日本）
・日本に住んでいると、子どもがフィリピンでの習慣等を忘れてしまったり、知らないままに育つことが心配。（妻：フィリピン）
・真のバイリンガル、バイカルチュアルな人間に育てるような、バランスのとれ

た国際教育の場がほとんどない。（夫：日本）

・韓国語を教えたい。また、両国を受け入れられるようなしつけ方をしたい。（妻：韓国）

・子どもにはバイリンガルになってほしいので、子どもを日本の学校（彼の英語は痛手を受ける）に行かせるか、国際学校（彼の日本語の読み書きや将来の選択（学校や仕事）は痛手を受ける）に行かせるか、考えている。（妻：アメリカ）

・日本語、英語が半々になったら困る。（妻：日本）

・保健所の定期診断で保健婦さんから「言葉が遅い」等心ない言葉を安易に言われ、傷ついた。家庭の中に２ケ国語以上の言葉が存在する特殊性をもう少し認識してほしい。（妻：日本）

・私たちの子どもにとって、両親の母国語を話せるということは大切なことだ。（妻：日本）

・４才の子どもが言いたいことを何と表現してよいのか分からず、悩むことがあり、私も途方にくれてしまう。（妻：シンガポール）

・国際結婚ファミリーの交流の場が県内では少なすぎる。なるべく娘を多くの人種の中になじませたいのに、公でそのような機会がない。子どもの言語や人格などどのようにバランスよく育てられる環境をつくるかが、今のところ大きな悩み。（妻：日本）

オ　学校との連絡

・いつも予定表を見て注意していなければ子どもがかわいそうであるのに、連絡はすべて日本語でくる。（夫：日本）

・学校からの案内がきてもすべて日本語であるので全くわからない。（漢字にふりがなもついていない。）わかるように努力はもちろんしているが、すべてひらがなで書くなど行政側も工夫をしてほしい。できれば、本当に大切な案内はせめて英語版を用意してほしい。（妻：インドネシア）

・学校に行くようになったら、私は言葉がわからないのに、どうやってＰＴＡに参加できるだろう。（妻：フィリピン）

・私の子どもが学校でからかわれている理由は、私が学校の連絡や電話、手紙などわからないことがあるからである。（妻：フィリピン）

カ　外国籍の親が勉強をみてあげられない

・（妻が）国語、漢字を教えられない。（夫：日本）

・子どもに日本語を教えてあげられないことが心配。（妻：フィリピン）

キ　国際学校等に関すること

・ハーフの子どもが外見などの理由でいじめられるので、国際学校に通わせたいが、学費が高すぎて不可能。（妻：日本）

・経済的にインターナショナルスクールは苦しいので、公立学校にもそのようなものがあればよいと思う。（妻：日本）
・国際学校経営幼稚園に入れたいがあまりに高く不可能。日常接する子どもたちが皆日本語なので（どうしても日本語が強くなりすぎる傾向にあるので）国際幼稚園がよいと思うのだが…。（妻：日本）
・オーストラリアにいずれ帰るつもりでいるが、もし日本にいる場合、そして子どもがインターナショナルスクールにいた場合、大学の選択が少なくなると聞いたので心配。（妻：日本）
・インターナショナルスクールあるいはアメリカンスクールで教育を受けさせたいが、とにかく授業料が高い。そして日本の教育委員会はこれらの学校を各種学校扱いにしており、日本の大学へ進学しようとすると、大検を受けないと受験資格を認めない。ましてや、国からの学校に対する助成金は０である。日本語と英語を学ばざるをえない子どもたち（外国へ帰国する可能性がある）でも、親からの指導だけでは、日本と外国のかけ橋を担う様にはいかない。外国にある日本人学校の様に、日本の中の外国人学校へも配慮してほしい。（妻：日本）

国際児の親は、どちらか一方が日本以外の国の教育システムを体験しているので、日本の画一主義的な公立学校の教育システムや高い教育費について、体験に基づいた鋭い指摘をしている。

いじめについては、多くの家族が心配している。上記では、「ハーフの外見」や「ストレートな発言」をいじめの原因として心配しているが、調査に対する批判の投書があり、その中で、「在日外国人の多数を占める韓国・朝鮮・中国人は『外見』でいじめられるのではない」という、外国人に対する根強い偏見の指摘もあった。

アイデンティティ、バイリンガル、バイカルチュアについても、多数の記入があったが、どれも、外国籍の親の言語や文化を伝えたい、また、アイデンティティの確立のためには外国籍の親の言語や文化を習得することは重要である、という意見で、それを否定するような趣旨の意見はなかった。また、そのためには、公立学校の教育だけでは難しいという認識であり、外に国際教育の場を望んでいる。

学校との連絡についても多くの記入があったが、全部「連絡が日本語できてわからず困る」という趣旨である。国際児については、多くの場合、日本国籍を有しており、日常的に日本語を話し、日本の生活習慣に適応しているため、その実態が統計的にも把握されておらず、国際児に対する指導やその親との対応については、学校によりまちまちで、現場の個々の教師の努力に委ねられている場合が多い。県として、国際児のアイデンティティの育成についての指導指針をつくり、各々の国際児とその親の希望を踏まえて、学校組織として取り組む必要がある。少なくとも、学校との連絡については、入学時に行う家庭調査で、連絡方法について特別な配慮が必要かどうか調査し、希望に沿った方法を実施する必要がある。

「学校からの連絡がわからない」と同じように、「子どもの勉強をみてあげられない」という悩みも多くの外国籍の親が持っている。結婚前に日本語をある程度習得していれ

ばまだよいが、来日後すぐ結婚したり、結婚後に来日して、子どもがすぐにできたような場合、日本語学校に通う間もなく、日本語を全く習得していないこともある。小さい子どもがいても、日本語が習得できるよう、保育つき日本語学校の設置や支援等の工夫が必要である。

公立学校ではいじめにあったり、バイリンガル、バイカルチュアにならないのではないかという心配から、国際学校に進学させたいという親も多い。しかし多くの親が、授業料が非常に高いことを指摘し、経済的に不可能であると言っている。また、国際学校は各種学校扱いになっているので、大学検定を受けないと受験資格が認められない場合が多く、選択肢が限定され、進学に際して不平等であると思っている親もいる。

(10) 将来生活したい国（複数可）（夫妻各194人=100%）

将来生活したい国

（単位：人）

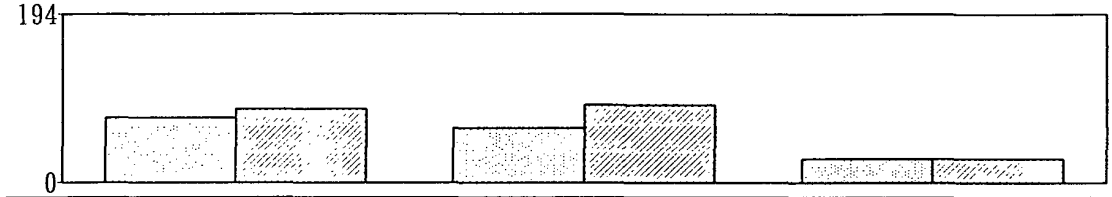

	日本	外国籍母国	その他
夫	75	63	28
妻	85	90	28

夫は「日本」が、逆に妻は「外国籍母国」が一番多くなっているが、それぞれ２番目の「外国籍母国」、「日本」との差はわずかであり、大きく意見が分かれている。

これは日本に、一時的な滞在ではなく、定住することを考えている人が半数いるということを示している。したがって、学校のシステムにおいても社会のシステムにおいても、日本人の配偶者である外国籍の人と国際児に対する施策は、一時的な対応ではなく、抜本的な取り組みが求められているといえるであろう。

(11) 在日年数（176人=100%）

外国籍住民に対してだけ尋ねているので、日本国籍を有している、プロフィールの「夫と妻の関係」の③④⑤の18件を除く。以下（16）まで同じ。

在日年数

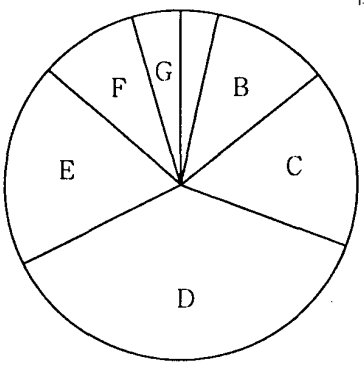

（単位：人）

A－１年未満	6	（ 3.4%）
B－１～３年未満	19	（10.8%）
C－３～５年未満	29	（16.5%）
D－５～10年未満	65	（36.9%）
E－10～20年未満	33	（18.8%）
F－20年以上	16	（ 9.1%）
G－ＮＡ	8	（ 4.5%）
合　　計	176	

前述したように、在日韓国・朝鮮・中国・台湾人はほとんど含まれていないため、いわゆるニューカマーと　比較的在日年数が長い欧米国籍の人が大多数である。「20年以上」の16人のうち13人が欧米国籍の人である。

(12) 在留資格（176人=100%）

在留資格

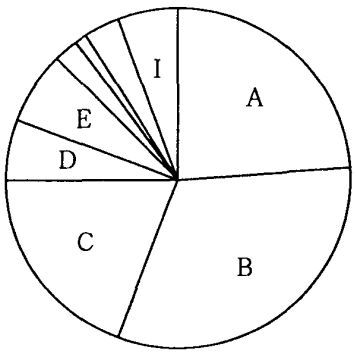

（単位：人）

A－永住者	42	（23.9%）
B－日本人の配偶者等3年	56	（31.8%）
C－日本人の配偶者等1年	34	（19.3%）
D－日本人の配偶者等6ヶ月	10	（ 5.7%）
E－日本人の配偶者等NA	12	（ 6.8%）
F－定住者	4	（ 2.3%）
G－特別永住	2	（ 1.1%）
H－その他	6	（ 3.4%）
I－ＮＡ	10	（ 5.7%）
合　　計	176	

在留資格は「日本人の配偶者等」が圧倒的に多く63.6%を占めているが、「永住者」の資格を持っている人も23.9%と４分の１近くいる。

在留資格に対する満足度

（単位：％）

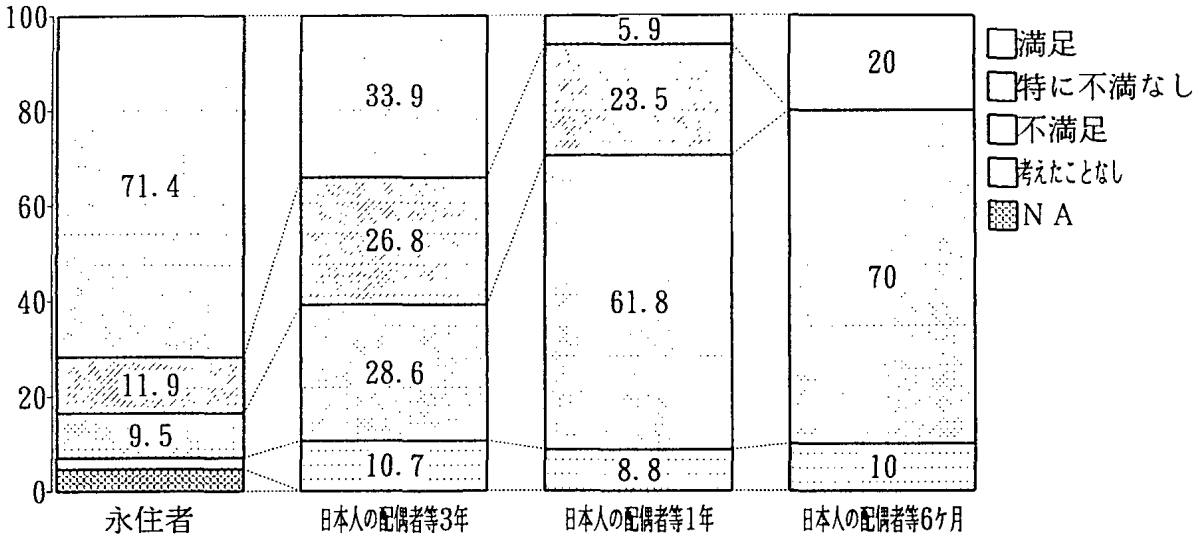

在留資格に対する満足度をみると、「満足」と「特に不満なし」を合わせた現状肯定の人は、「永住者」から「日本人の配偶者等３年」「１年」「６ケ月」と在留許可期間が短くなるにつれて少なくなり、逆に「不満足」が増えてくる。「６ケ月」が「１年」より「満足」が多いのは、とりあえず「日本人の配偶者等」の資格が取得できたことに対する安心感からきているとみられる。

(13) 帰化希望（176人=100%）

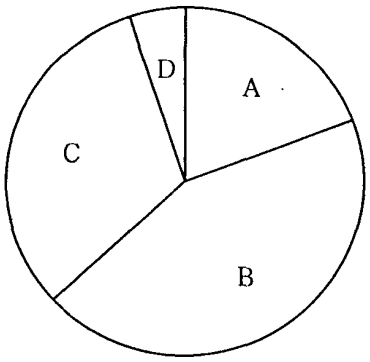

帰化希望

（単位：人）

A－帰化したい	34	(19.3%)
B－帰化したくない	77	(43.8%)
C－わからない	56	(31.8%)
D－ＮＡ	9	(5.1%)
合　　計	176	

「帰化したくない」と考えている人が、「帰化したい」と考えている人の２倍以上いる。「帰化したくない」人は、将来日本以外で生活することを考えている人もいるとみられるが、日本に定住しても、同化は望まず、外国籍を保持していたい人が多いと推測される。

(14) 行政からの情報の理解度（176人＝100%）

行政からの情報の理解度

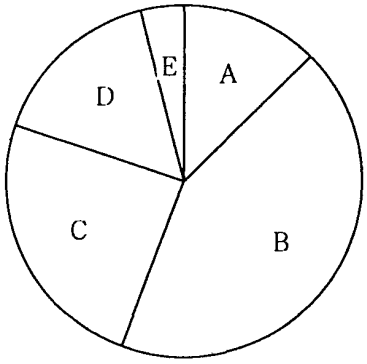

（単位：人）

A－十分理解できている	22	(12.5%)
B－だいたい理解できている	76	(43.2%)
C－ほとんど理解できない	43	(24.4%)
D－全く理解できない	28	(15.9%)
E－ＮＡ	7	(4.0%)
合　　計	176	

「ほとんど理解できない」「全く理解できない」を合わせると40.3%もの人が、自力で行政から情報を得ていない。

地域社会で生活していくためには、学校、保健所等行政からの情報を理解できなければ困ることも多いと思われるので、(15) でも指摘されているが、行政もフリガナをつけたり、わかりやすい表現をする等の工夫が求められているとともに、日本語習得に対する支援が求められていると考えられる。

(15) 必要な情報（自由記入）

求めている情報の種類は多岐にわたっており、それぞれの母語による情報がほしいという要望が非常に多いが、少なくとも英語版がほしいという要望がかなり見受けられた。

主な意見を分類して掲載する。

ア　使用言語等

・ひらがなによる情報がほしい。(妻：タイ)
・行政からの広報はほとんど理解できない。(妻：フランス)
・子供の学校（公立学校）からの連絡を（外国籍の）母親でも読めるようにすべてにフリガナをつけてほしい。また、暗黙の了承で日本人だけがわかるような内容はやめて、外国人が見ても理解できるような内容にしてほしい。もちろん、これは学校の先生だけにまかせるのではなく、もっと教育局とか文部省など行政側が努力してほしい。(妻：インドネシア)
・文書（文章）に単純に「かな」をふるのではなく、わかりやすい単純な言葉（文章）にすると、理解しやすいと思う。(公的な生活情報に対して)
(妻：フィリピン)
・もっと簡潔に書かれたもの。(妻：フィリピン)

イ　入国管理等

・日本に帰化するには、どのくらいかかるのか。(年数) (夫：ラオス)

・帰化の申請及びビザの更新・変更に関して、詳しくわかりやすいパンフレットなどがあればよいと思う。（妻：中国）
・わたしは今どうしたら永住権がもらえるか知りたい。（妻：中国）
・親族が日本を訪問する時に必要な入国ビザ申請の方法。変更があった時の情報。（妻：中国）
・永住ビザ取得に必要な資格、申請書類等をお送りくださるようお願いします。（妻：フィリピン）
・（ビザ）更新の時期を通達してほしい。（妻：中国）
・永住ビザの手続きの方法（どの書類が必要か）。（妻：インドネシア）
・「入国管理（ビザ）」に関して、わかりやすい情報を提供してください。（妻：インドネシア）
・日本の国籍を取るための条件（資格）及び手続き。（妻：台湾）

ウ　交流場所等

・わたしたちの集まり場所の情報。場所を借りるのは難しい。（妻：インドネシア）
・近所に住んでいる外国籍の友人作りをしたい。他の国では本国人との付き合いの場を作りやすいが、日本においてはとても難しい。（妻：マレイシア）
・日本の地域サービス（町内会など）は、どのように運営されていて、どうしたら参加できるか。（妻：アメリカ）
・住んでいる町の方々と外国人が集まって交流できる場の情報が必要。（妻：元カンボジア）
・時々、英語や自分の言葉で話したくなる。（妻：シンガポール）

エ　広報の方法等

・もっと情報が手に入りやすくするべき。外国籍住民のためのパンフレットがたくさん作られているのに、それらは外国籍住民に届いていない。外国籍住民のための情報のインデックスは、日本語だけではなく外国語で作成してほしい。インデックスは、あらゆる行政機関の協力、共同の努力により、全ての行政機関で入手できるようにすべき。（妻：スウェーデン）
・札幌市には小さいポケットガイドがあった。なぜ横浜市は小さいポケットサイズの本を作らないのだろう。また、なぜ本を印刷した６ケ月後には１部も残部が無いのだろう。６ケ月たってから友人のために１冊手に入れようとしても、手に入らないことがたびたびある。市の発行物は１年以上あるようにすべきだ。（妻：アメリカ）

上記のように、母語あるいは英語による情報が必要とされているが、行政は予算等の制約で翻訳が難しいとしても、ひらがな書きにしたり、フリガナをふるような工夫が求められているといえよう。また、最近は「お役所言葉」の見直しは進んで来ているが、

日本語を母語としない人にも理解できる簡単な文章が必要とされていると考えられる。

必要としている情報の種類では、入国管理についての情報が多かった。入国管理についての情報は、一度は入国管理事務所に行ってビザの申請をした経験があるはずなので、そこにあることは知っていると考えられるが、これほど要望が多いのは、ビザの更新基準が明確でなく、知りたい情報についてのわかりやすいパンフレット等が用意されていないからとも考えられる。また、国政レベルの入国管理事務所と地方レベルの行政の区別はつきにくく、同じ行政の窓口という認識であろう。外国籍住民がよく利用する行政の窓口には、国県市町村を問わず、外国籍住民のためのパンフレットを用意する等の配慮が求められていると考えられる。

交流場所についての要望も多かった。同じ出身国・地域の人たちとあるいは他の外国籍の人たちとネットワークを結びたくても、集まれる場所がない、あるいは知らなくて困っているようである。また、日本人の地域社会に参加したくても、参加方法がわからなくて参加していない人も多いと推定できる。公共の施設で場所の提供をするとともに、民間も含めて借りられる施設の情報を提供することが、ネットワークづくりの支援策として求められていると考えられる。また、外国籍住民が地域で社会参加をしていくため、自治会等の運営についても、情報提供するとともに、積極的な呼びかけが必要となっている。

広報の方法についても鋭い指摘があった。外国籍の人にとって実際使い勝手がよい広報資料を作成し、手にはいりやすくするための工夫が求められている。デモンストレーションのための美しい資料でなくとも、若干単価を落としてでも、必要としている全ての人に行き渡るようにすることが求められている。

(16) 日本の生活で、感じていること（自由記入）

多岐に渡る意見が出ているが、「平和である」「治安がよく安全」「交通の便がよい」「家が狭い」「物価が高い」「税金が高い」「時間にゆとりがない」「どこもかしこも混んでいる」といった意見については、類型化することができた。

以下に、地域社会で取り組むべき問題を提起した意見をいくつかに分類して掲載する。

ア　差別、偏見

・川崎に住んでいて感じることは、日本人は特に在日韓国・朝鮮人に対して、根強い差別を持っている。子どもの、小さい頃からの正しい教育（年齢にあった歴史の勉強）が必要と思う。（夫：元韓国）

・日本の人と交流する機会がない。第二次大戦の正しい歴史教育を受けている人が少ないので、この話題に関することを日本の人と話すと、考え方の大きな違いにぶつかる。（妻：中国）

・日本人は表面は親切そうに見えるが、非常に冷たい。人情が全く感じられない。子どもが、私が外人であることをはずかしがるが、これは私の友人（インドネシア人の妻）もすべて同じ。困る。（妻：インドネシア）

・私たちはアパート探しで何回も不動産屋に拒否され、やっと今のアパートを見つけることができた。多分在日外国人（特に東南アジア、中近東方面）の方々は、皆同じ苦労をしていると思う。外国人は皆アパートを選ぶのではなくて、選ばれる方である。日本は、外国人が生活していく上で、まだまだ人種差別がかなりあるので、大変住みにくいと思う。（夫：タイ）
・全ての日本人がフレンドリーではない。特に地方の人は特別視する。仕事や家を探す時、「外国人」というだけで断られるのは納得いかない。
（夫：ラオス）
・アパートを探すときに苦労する。（夫：パキスタン）
・日本人は外国人の習慣を十分理解しない。特にインドシナ難民に対する意識が低い。そのため、日本の親友はめったにいない。（夫：元ラオス）
・日本のように単一民族、単一言語の国では外国人の受け入れに難しさがあると思う。（妻：フランス）
・外国人に対して冷たくされるような場面がある。（妻：フィリピン）
・たまに、私が韓国人の女性だということだけで、クラブの女みたいに見る人もいる。（妻：韓国）
・日本語が話せるにもかかわらず、日本人の輪の中に入っていくのは、ほとんど不可能。よく活動に参加するよう誘われるが、行くと無視される。
（妻：アメリカ）
・この国では自分が十分に受け入れられないと思う。ここではいつもアウトサイダーになってしまう。（妻：アメリカ）
・差別ほどほどにしてください。（妻：インドネシア）
・私は、よく、いつになったら「お客」としてではなく、住民として見られるのかと考える（８年半にもなるのに）。もっと参加することができれば、と思っている。（妻：アメリカ）
・日本の人々が、今よりもっと私たちを受け入れるようになってほしい。
（妻：タイ）
・皆が同じであるべきと考えているこの国に住むのはたやすいことではない。
（妻：アメリカ）
・外国人との差別の考え方はやめてほしい。（妻：インドネシア）
・「人情味」のないことが残念。（妻：台湾）
・皆親切にしてくれるが、温かさが感じられない。（妻：マレーシア）
・最初は、じろじろ見られたり、うちの子が「外人」とか「アメリカ人」などと呼ばれるのがいやだった。（妻：ドイツ）
・何度か人種差別を受けた。（妻：フィリピン）
・市民権を取得するのが難しい。（特に母親）（妻：フィリピン）
・明白な人種差別や非友好的な国家主義、他の文化の理解不足等にショックを受け、悲しんだ。（妻：アメリカ）
・民族差別は問題だが、これは日本だけでなく、ほとんどの国であてはまること

だ。恐らく白人以外の外国人は白人以上に差別に直面している。
（夫：アメリカ）

・外国人に対する接し方が不慣れである（全体的に近づかない。ヨーロッパ人・アメリカ人は高貴、アジア人は蔑視の傾向大）。（妻：フィリピン）
・たくさんの日本人が私たち外国人、特にアジア人を見下しているように思う。
（妻：フィリピン）
・もしも英語圏の国、特に合衆国、カナダ、イギリスから来た場合は、日本で生活することは全く快適だろう。なぜなら、こういった国籍を持っていれば、近所の人から尊敬され、特別な待遇を受けるから。私もアメリカ人だったらよかったのに。（妻：ブラジル）
・西洋人に対し、カッコイイイメージ；東洋人に対し、貧しいイメージ；中近東人に対し、こわいイメージ；これらの差別をなくしてほしい。
（妻：元カンボジア）
・時々、私に対する偏見を感じるが、それはかすかで、非暴力的なものだ。
（夫：アメリカ）
・日本人の人たちは、私を尊重してくれ、たいていとても親切にしてくれる。時々は、私がスイス人であり、ここの人々はたいていスイスがとても好きなので、特別扱いしてくれるようにさえ感じる。（妻：スイス）
・人々は理解があり、助けてほしいときに助けてくれる。うちの子どもたちは差別されたことはないと思う。（妻：フィンランド）
・人々は友好的で親切。（妻：スウェーデン）
・日本の人々からは、良い感じを受ける。（妻：タイ）
・日本人は温かく、親切。（妻：インドネシア）
・日本人は親切。（妻：インドネシア）

イ　外国籍の人の仕事

・転職の自由が限られている。（夫：チリ）
・私の生活の中で一番困難な部分は、適職を見つけること。（夫：イギリス）
・仕事をしたいと思って探している外国人は、自分の好きな仕事ができない。外国人の働ける場所は限定される。（妻：フィリピン）
・仕事を探すことは外国籍住民にとって、全く不可能である。私たちは、仕事をみつけることはできるが、私たちは低く見られているので、その仕事は、いつも最低の職である。フィリピン人はいつもどんな勤め口でも日本人や西洋人と差別される。これは本当に不公平である。（妻：フィリピン）

ウ　日本人の働き方

・仕事が大変。日本の企業で働いているが、拘束時間が長く、明らかに労働基準法違反。でも他の日本人は文句を言わずに働くので、まるで自分が怠け者のように見られる。が、自分の国では、自分のスケジュール、仕事量は自分が決め

ればよいことなので、この点に関してはいつまでたってもなじめない。
（夫：メキシコ）

・日本人は働き過ぎだと思う。（夫：パキスタン）
・仕事の時間が長い。（夫：ラオス）
・日本人は「仕事」が好き。（妻：インドネシア）
・生活様式に関しては便利であるが、そのためお金を稼ぐのに忙しい。
（妻：フィリピン）
・生活水準はとても高く、そのためたくさん働かなくてはならない。
（妻：フィリピン）
・夫は長時間働くので、当然家では何もしない。（妻：シンガポール）
・日本人の友人たちの夫は仕事から帰って来るのが大変遅く、子どもたちは家の外にいることが多く、週末でも別々の行動をとっている。（妻：アルゼンチン）
・時々もっと夫が私に愛情を示してくれたらと思う。日本では仕事をするととても疲れるから、あまりそうしてもらえない。（妻：？）
・ここで働いている人たちは、私の夫も含めて、ほとんど休みがなく、かわいそうだと思う。ドイツ人は皆、少なくとも１年に１ケ月の休暇を連続的にとることができる。（妻：ドイツ）

エ　行政の対応

・私は日本人はかわいそうだと思う。なぜなら政府は人々を利用し、一般の日本人が信じているほど人々のことを大事にしていない。また、政府は全ての税金を開発のために保持し、人々の生活状況の改善には使わない。日本人が日本製のものを自分たちの国より海外でより安く買えるということは、何かひどく間違っている。（夫：アメリカ）
・政府の政治も良く行われていると思う。（妻：フィリピン）
・一番人権を大切に保護しなければいけない法務省、法務局が一番虐待している。
（妻：ブラジル）
・入国管理局の職員の対応があまりにも悪すぎる。（妻：中国）
・２～３年前に比べて、入国管理局の対応、雰囲気が良くなった（あたりまえになった）気がする。以前はとても不愉快な気にさせる場所だったので。
（妻：韓国）
・台湾にいたときの「日本人は親切だ」の神話は日本で生活するようになり崩れ去った。特に郵便局の各局による対応のまずさにはあきれる。私たち国際結婚組は国際郵便をよく利用するが、各局の対応はまったくバラバラであり、料金も違う。例えばクリスマスカードは「こうすれば安い」と教わり、そのようにして他局へもって行くと「封をしてください。料金は手紙と同じ」といった風である。先進国日本、国際化といわれているが、疑問である。またこのようなとき、できないようなことを早口で高飛車に言われ腹立たしい思いをするときもある。一言でお役所仕事と言われているが、もっと草の根的な国際交流のた

めにもこのような所での改善をお願いしたい。（妻：台湾）
・職業訓練所の入試試験の時、外国人の入試を少しやさしくしてほしい。
（妻：台湾）
・役所等のサービスが良い。（妻：インドネシア）
・公務員（入管や市役所など）は効率的で助けになる。（夫：アメリカ）

オ　言葉
・一番の問題は言葉だ。（妻：フィリピン）
・言葉が最も難しい問題。（妻：フィリピン）
・日本語をマスターするまではいろいろと大変。（妻：インドネシア）

カ　法律関係
・外国人住民、特に日本人と結婚している人の在留資格についてもっとよく考えてほしい。なぜ、私たちはビザをこんなにしばしば更新しなくてはいけないのか（３年ごと）。なぜ、私たちは再入国許可をとらなくてはいけないのか（高すぎるし、一生家族が日本にいるのに）。なぜ、私たちは「住民票」に載らないのか。（妻：中国）
・長期ビザをとるのは非常に厳しい。（妻：フィリピン）

キ　母国との距離
・いやなことは、親族と家族の距離が遠い。（妻：インドネシア）
・愛する主人と２人の子どものために、私の両親と離れて暮らさなければならなくても日本に住む。（妻：フィリピン）

ク　生きがい
・今年、横浜市の教育委員会の外国人教師になる予定。国際理解講座と名付けられた計画で、週に２回小学校で私の国の文化、スポーツ、社会について、英語で教える。この種のいろいろな活動が私の日本での生活に違った意味を与えてくれると信じている。（妻：アルゼンチン）

日本社会や日本人に対して好意的な意見も若干あったものの、「日本人に外国籍住民に対する差別や偏見がある」という趣旨の意見が上記のように非常に多くあった。特に生活していくうえで欠かせない住居探しと仕事探しの際の差別扱いについて、多くの外国籍住民が困っている事実が確認された。この差別扱いは、住居については「一人と契約しても何人もで住む」、仕事については「日本語ができない」等の原因によることも考えられるが、大部分は偏見によるものとみられる。

日本には古くから少数民族もおり、戦前戦中を通じて強制的に連行してきた韓国・朝鮮人、中国・台湾人も多くいるが、「日本のように単一民族、単一言語の国では外国人の受け入れに難しさがある」という意見に見られるように、日本人の中にもこのような認

識が一般化しており、ここ10年くらいの間に、外見も言語も違う外国籍住民が多く入国し、地域に定住してきたという状況に、まだ適応していないと考えられる。そのため、外国人に接する機会があっても、変に構えたり、なるべくかかわらないようにしてしまうことが考えられる。

さらに、明治の開国以来、欧米諸国は先進国として目指すべき対象であり、アジア諸国は後進国として搾取の対象であったりしたため、いまだにその固定観念から脱却できず、「ヨーロッパ人・アメリカ人は高貴、アジア人は蔑視」と指摘されるような傾向があるようだ。「小さい頃からの年齢にあった歴史教育」、特に、２０世紀におけるアジアと日本の正しい歴史を教えるとともに、人権教育の推進が求められているといえよう。

日本人の働き方についても多く記入があったが、全て「働き過ぎ」という趣旨であり、また、そのため家庭を顧みず家族がばらばらであるとういう認識である。特に外国籍の妻は、来日当初は、夫が家にいない、日本語はできない、友人はいない、地域活動に参加できない等、地域で孤立している場合が多いとみられる。

政府・入国管理事務所等については、大きく意見が分かれている。一般住民に対して外国人に対する偏見をなくす啓発も大切だが、まず、行政の窓口が人権に配慮した相応の対応の徹底が求められよう。県にとっては、県が目指している「人権がすべての人に保障される地域社会づくり」を浸透させる絶好の機会と考えられる。

「職業訓練所の入試試験における配慮」については、県能力開発課によると、「神奈川県立の高等職業技術校の入校選考にあたっては、義務教育修了程度の数学と国語の筆記試験と面接を実施している。外国人の場合でも、授業が理解出来る程度の日本語の理解力が必要であるが、面接において、技術技能を習得する必要があると判断した時は、選考にあたり面接の状況を重視するなどの配慮をしている」とのことであり、こういう実態の広報が必要であろう。

言葉について難しい問題と指摘している人もいる。日本は今までほとんど全ての表記について日本語だけで行ってきても支障はなかった。しかし、外国籍住民がこれほど増加した現在、英語併記が望ましいが、ローマ字併記するかフリガナをふるだけでも多くの外国籍住民は助かると思われる。

「在留資格」についての意見では、日本人の配偶者にもかかわらず、なかなか長期ビザをもらえずにしばしば更新手続きをしなくてはならず、また再入国許可をとらなくてはならないことについて不満をもっている。偽装結婚を防止する必要もあるが、定住の意思が認められる者に対しては短期の更新を重ねることなく、より長期のビザを認めることが望ましい。そうすることによって、入国管理事務所の事務も減少し、窓口対応もゆとりのあるものとなるのではないか。再入国手続きについては、永住資格を持っている人に対しても必要とされているが、日本に生活の基盤がある者に対しては免除する方向での検討が求められている。

日本人の配偶者である外国籍住民にとって、母国との距離は上記のような再入国許可制度があったり、親族の長期ビザがとれない等の理由により、現実の距離以上に遠く感じられている。現在出産や病気の介護のために、親族が来日する場合、短期滞在ビザでの受け入れしかなく、期間も最長で90日間と短いものとなっている。親族の来日・滞在

に関しては、より柔軟な対応が求められている。

外国籍住民が日本に定住し、地域社会で自信をもって生きていくためには、アイデンティティの保持が必要である。自分が外国籍であることを隠したり、あるいは家族に隠されたりしたら、また自分の言語や文化を否定されたり、禁止されたりしたら、アイデンティティの保持は困難である。外国籍住民の生きがいのため、また子どもに外国の言語や文化を実際に体験させ、差別や偏見がいかにつまらないことかを教えるために、外国籍住民の親を講師とする国際理解講座は、外国籍住民や国際児のみならず、日本の子どもにとっても好ましい企画といえよう。

「なぜ、私たちは『住民票』に載らないのか」という意見があったが、外国籍住民は外国人登録法で管理されており、市町村によっては備考欄記載されている場合もあるが、日本国籍を有する者を管理する住民票には登載されない。同じ家に住み、同一の生計を維持しながら一つの世帯台帳に登載されないことは、非常に疎外感を味わい、家族の連帯感に支障をきたすとともに、公的書類上は同一世帯の者であることが証明できない。このことは、国際家族にとって不都合であるばかりではなく、人権尊重の趣旨からいっても問題があり、統一的な台帳整備が望ましいといえよう。

［まとめ］

神奈川の国際家族はいろいろなパターンがあり、外国籍配偶者の出身国・地域も様々である。したがって、背景にある文化も多様であり、その結果、価値観や抱えている問題も様々で、アンケート調査の選択項目に、はっきりした傾向を読み取れるものが少なかった。

また、自由記入で回答を求めた質問では、日本社会に対する不満を、母語で欄外まで、また別紙をつけてまで記入してきた回答も多く、不満の内容も多岐にわたり、日本社会が暮らしにくいと思っている外国籍の人が多いことを改めて実感した。直接、差別や偏見があると訴えている人も多くいたが、不満の多くは外国籍住民の人権が十分尊重されていないことにあるといえる。

このようなことから、国際家族や国際児に対する施策は、人権を尊重したうえで、画一的でなく多様性を認めたものでなくてはならないということが痛感される。

第２節　国際家族の実態と意識　パート２
～インタビュー調査から～

１　調査の対象と方法

国際家族の実態と意識に関して、郵送式のアンケート調査では把握しにくい問題について探るため、インタビュー調査を実施した。

個別インタビューに応じてもよいとの回答があった家族は、最終的には１９４件中半数近い９５組（夫が日本人のケースが８０％）であった。その中から国籍や在日年数がなるべく異なるよう２３組を抽出した。

在日年数	国　　籍	在日年数	国　　籍
１年	妻：台湾　　夫：日本	８年	妻：マレイシア　　夫：日本
３年	妻：インドネシア　夫：日本	９年	妻：フィリピン　　夫：日本
３年	妻：アルゼンチン　夫：日本	９年	夫：ラオス　　妻：日本
４年	妻：フィリピン　　夫：日本	１１年	夫：フィリピン　　妻：日本
５年	夫妻：　アルゼンチン／日本	１２年	夫：オランダ　　妻：日本
５年	夫：アメリカ合衆国妻：日本	１４年	妻：インド　　夫：日本
５年	夫：オーストラリア妻：日本	１４年	妻：元カンボジア　夫：日本
６年	妻：タイ　　夫：日本	１５年	妻：フランス　　夫：日本
６年	妻：アメリカ合衆国夫：日本	１６年	夫：チリ　　妻：日本
７年	妻：インドネシア　夫：日本	２０年	妻：元韓国　　夫：日本
７年	夫：中国　　妻：日本	２６年	妻：アメリカ合衆国夫：日本
７年	妻：ドイツ　　夫：日本		

インタビュー方法は予めシートを作成し、次のように基本的な質問項目を統一した。

外国籍の人が日本に来た理由　知り合ったきっかけ　結婚までの障害　現在の仕事
母国以外の居住経験　日常生活　子ども　法的問題　情報・言語　保険・年金
つきあい　差別・偏見　権利　悩み事・不安　将来　社会・行政に対する要望

２人１組で原則夫妻に対して自宅で行うこととした。聞き取り調査前に当該アンケート結果を熟読の上、質問時間は平均２時間半程度とし、限られた時間を有効に使うこととした。

アンケートで既に聞いている項目に対しては、具体的内容について詳しく質問した。またインタビューそのものは情報提供・相談業務も兼ねるため、先方の欲する情報を提供できるよう努めた。

その他の注意点として人権を擁護する立場にある私たちが、国際家族の家庭を興味本位でのぞき込んだり、土足で踏み込んだりしてしまうことのないよう、お互いに確認しあった。

2　調査結果の概要

(1) 出会い

二人が日本国外で出会ったケースが比較的多い。夫が日本人の場合６割が旅行・留学・海外援助活動等で知り合っている。妻が日本人の場合は３割である。その他の出会いのケースは外国籍の人が来日している最中に知り合う・友人に紹介してもらった・見合い等がある。

(2) 結婚するまでの障害

家族の反対はないと言う結果が多いことは意外であった。「当初反対していたが今は認めている」「事後承諾」を含めると、ほとんどの人が家族に認められているか、認めさせたかである。中には兄弟も国際結婚している例があった。しかし、「結婚に関して相談をしなかった」「いまだにつきあいがない」と語っている人もいた。

(3) 日常生活

家庭内において日本語だけで会話しているケースや、英語だけで会話しているケースもあったが、日本語と母語のバイリンガルの家庭が多い。話す内容（学校の出来事等）によっては日本語で会話している場合も見受けられた。「母語で子どもに話しかけると日本語で返事が返ってくる」という話は大変興味深い。食生活についても宗教上等の理由によって食べられないものがあるものの、大半の家庭がお互いの母国の料理を偏らずに食べている。外国籍の妻が日本の料理の作り方を、テレビの料理番組で研究しているケースもあった。

(4) 教育といじめ

全ての親の最大の関心事は子どもの教育といじめである。「外国籍の親の母国に帰った時に祖父母との会話が成り立たないと困るので母語を教えたい」「二つの国の良いところを持っていて欲しい」という願いから、積極的にバイリンガル教育をさせたいと思っている。しかし、子ども自身が母語を習いたくなかったり、姑から母語を使うと子どもがいじめられるからという理由で禁じられている母親の例や、「現行の学校教育制度では多言語を同時には習得できないだけでなく、むしろ外国人を日本人化するためのカリキュラムしかない」ため、やむなく「国際学校に入学させるにも、学費が一人年間３００万円もかかる」と指摘している。

子どものいじめについてはその子の性格にもよるとしながらも、小学生位からあるようだ。中には公立小学校から私立に転校したケースもあった。いじめについては教師の理解も不可欠であり、入学時などをとらえて、「二つの国の勉強をしなくてはならないということを皆の前で言う等して理解を促すようにして欲しい」との声もあった。

日本の義務教育修了後は、外国籍の親の「母国の学校に入学させるつもり」であったり、「大学は日本以外にするつもりでいる」等、日本の教育システム全体に対する意見が最も多く、「最低でも二ヶ国語を話せる教育」や、「日本語以外の言語をクラスで教えるシステム」を要求している。「子どもの個性や創造力が育たない」「もっと広いビジョンを持てる子を育てて欲しい」等の意見が目だった。

(5) 法的問題

外国人は外国人登録で管理され、日本人のみ住民基本台帳を作成していることで、あるケースでは、住民票をたよりに「自治体の福祉関係職員が、母親のいない家庭と間違えて自宅を訪れて来たことがあった」。台帳上家族を形成していないことになっていて、「母と子だけの家族のように扱われ疎外感を感じている」外国籍の夫もいた。

子どもの国籍については、母親の国が父系優先血統主義をとっている場合を除き、二つの国籍を取得している場合が多い。しかし、現行法制度のもとでは原則として２２歳までにどちらかの国籍を選択しなければならない。「子どもにその選択をまかせる」としながらも、かなりその「選択は困難なことだろう」と思っている親は多い。「双方の国にとってメリットになるので二重国籍は容認すべきだ」との指摘があった。

離婚・死別に対する不安は特に女性の方に大きくのしかかっている。在留資格は前節で述べたとおり、「日本人の配偶者等」がほとんどであるが、現在永住資格を申請中の人もいる。「万が一の時でも自分で日本で働きながら暮らしていけるか心配」している。日本人の妻の場合でも外国で生活できるか同様に不安に思っている。また、「在留資格（入国管理事務所）と外国人登録（市町村）が重複している」と感じている人や、「在留資格の基準が非常に不明確で不信感を抱いている」人が多い。不信感の原因は、「どういう条件であれば3年の期間のものがもらえるのか」または、「国籍によって差別がある、欧米系の方がアジア系よりも有利である」というところにある。

帰化に対しては、するかしないか迷っている人も含めて、否定的な反応が多かった。配偶者との離死別後において、「母国に帰るために帰化しない」という意見もあった。実際帰化したケースにおいても、再入国手続きが面倒である等制度上の問題をクリアするためであり、「心はまだ母国にある」と言っている。

再入国手続きについては、現行手数料１回当たり３，０００円（１年間有効の数次のものは６，０００円）となっており、出国する前に手続きをしなければならない。これだけ交通手段が発達し海外の国々とは近いはずなのに、母国での急な用事等で呼び出されてもすぐに出国できない。

指紋の押捺は「犯罪を防ぐためであるのならば、日本人もやるべきだ」との意見があった。「同じ人間として扱ってもらえていない」と感じている。一人の人間として認めるかどうかの問題と考えるべきであろう。

地方参政権については「永住資格を持つ人には与えるべきである」と言う意見が多く、特に欧米系の人が自分たちのことより、在日韓国・朝鮮人の永住者への参政権付与を口を揃えていっている（５人）ことが印象的であった。

(6) 社会参加

「自治体の外国語相談員をやっている」「国際理解教室の指導をしている」「母語教室をはじめた」「英会話教室をはじめた」「母国のダンスを教えている」「カルチャーセンターで外国語の講師をしている」等それぞれ自分のアイデンティティを保持するためと、地域での社会参加をするために活動をしている。その他にもＢＳテレビで母国のニュースをみたり、同国人同士のサークルに入会するなどしている。しかし、夫に「近所に同国人がいない方が日本語の習得が早い」と言われている外国籍の妻や、同国人のサークルの情

報を求めている人もおり、子どものアイデンティティの確立の他に本人のアイデンティティの保持も重要となっている。

(7) 日本語

日本語の習得については、漢字文化圏の人を除き「漢字が読めない」と言う人が多い。「役所の日本語がわからない」「それぞれのレベルに合わせた日本語の勉強をしたい、特に敬語は難しいが仕事上でも必要だ」「図書館に日本語の学習用テープを置いて欲しい」等、生活する上で必要な言葉の習得や社会参加に必要な日本語の研修カリキュラムを望んでいる。親が充分に日本語を使えないので、子どもの言葉の発達が遅いと感じている親もいた。学校からくるお知らせが殆どわからなかったり、「ＰＴＡの役員を順番でやらされたが、結局字が読めないし、書けないので別の人にやってもらうことになってしまった」という事例もあった。車の免許についても「日本語がわからないのでとれないだろう」と諦めている人もいる。

(8) その他

物価が高い　（妻：ドイツ　夫：日本）
夫が忙しすぎる　（妻：フィリピン　夫：日本）
休日の過ごし方が豊かでない　（妻：フランス　夫：日本）
大病院の産婦人科は製造工場みたいだ　（妻：フランス　夫：日本）
病気の相談は母語がいい　（妻：アルゼンチン　夫：日本）
サイズの合う靴が無くて困っている　（妻：アメリカ　夫：日本）
かげで外国人の妻の事をうわさされている　（妻：タイ　夫：日本）
会社で好奇な目で見られるのではないかと心配だ　（妻：台湾　夫：日本）
テレビの緊急情報は日本語だけだ　（妻：インド　夫：日本）
警察官がいい加減な応対しかしてくれない　（妻：タイ　夫：日本）
再入国時の入管の態度が良くない　（夫：オーストラリア　妻：日本）
入管は人を必ず疑ってかかる　（妻：マレイシア　夫：日本）
外国人登録窓口の応対がひどい　（妻：アルゼンチン　夫：日本）
行政情報・生活情報が不足している　（妻：フィリピン　夫：日本）
外国人向け情報は外国人がつくった方がよい　（妻：アメリカ　夫：日本）
日本人で相談にのってくれる人がいたらいい　（妻：タイ　夫：日本）
情報は駅などの人目に触れやすい所に置いて欲しい　（夫妻：アルゼンチン／日本）
コンピュータによる情報検索システムこそあらゆる言語に対応していて欲しい　（夫妻：アルゼンチン／日本）
帰国すると継続できない日本の年金制度はおかしい　（妻：ドイツ　夫：日本）
長期間にわたって、母国の親を日本に呼びたいが滞在期間が短すぎる　（妻：インドネシア　夫：日本）
車の免許の書換えの仕方がわからない　（妻：マレイシア　夫：日本）
難民認定されず収容されてしまったので、母国に帰ったら再入国できないかもしれない　（夫：ラオス　妻：日本）
外見だけで信用が無くなり、仕事を捜すのが大変だ　（夫：フィリピン妻：日本）

アパート捜しも大変だった　（夫：オーストラリア　妻：日本）

街ですれちがった日本人男性に突然「いくら」と言われた

（妻：元カンボジア　夫：日本）

街で別の国の友人と二人の共通語である日本語で話していたら好奇な目で見られた

（妻：タイ　夫：日本）

３　インタビューを終えて～感想的総括

２３組の国際家族は、夫妻で行政のインタビューに応えられる状況にあった。お互いの関係が安定し、経済的にも安定しているから他人を自宅に迎え入れることができたのであろう。しかし、間接的に聞いたこれらの家族の知人たちの中には、より困難な状況にある家族もいる。

妻がフランス人のある家庭では、日本においても生活様式はずっとフランス風だった。子どもたちはバイリンガル教育をうけたが、日本で友達をつくれなかった。フランスの大学に進学した後日本に帰ったが、いつの間にかバイリンガルのはずが日本語を覚えられなくなってしまった。また、外国籍の妻が日本で障害をもった子どもを出産し、ノイローゼになってしまったという事例があった。その他、離婚することになったタイ人の女性の例では、子どもを夫の親にとり上げられ、子どもに会わせてもらうこともできないばかりか、配偶者ビザがもうじき切れてしまうという状況にあった。

国際家族はこれらの危機に常に隣合わせにいる。自分たちの身に、いつ迫ってきてもおかしくないと思いながら、日本でひたむきに生活をしている。

別冊資料編に収録されているインタビューの報告書は、それぞれのインタビュアーが、それぞれの文体でまとめたものである。氏名については、本人の申し出によるもの、またはインタビュアーの判断により仮名にしたものもある。結果として仮名のものが多くなってしまった。原稿は本人に校正を依頼し、訂正等していただいた。

「今ここであなた方にもの申したからといって、日本の社会が住みやすくなるというものではない」とハッキリ言われたにもかかわらず、インタビューにはこころよく応じてもらえたのは、今すぐでは無理でも、徐々に変えて行って欲しいという願いが込められているように感じた。

第３節　国際家族についての地域住民の認識
～新規採用県職員に対するアンケート調査から～

１　調査の対象と方法

国際家族が増加する中で、それらを受け入れる地域住民の一つの事例として、新しく県職員になった人たちが、国際家族の置かれている現状や、それらの人たちにかかわる課題について、どの程度の知識やどのような意識を持っているかを明らかにすることを目的としてアンケート調査を行った。なお、全体の概要は別冊資料編にまとめた。

調査対象は平成７年度新規採用県職員　　５７５人
有効回答数は　　５３８人（９３．６％）
回答者は１６歳～２０歳　８．４％　　２１歳～２５歳　６７．７％
２６歳～２９歳　１６．０％　　３０歳以上　７．６％

２　調査結果の概要

(1) 最近地域に国際結婚カップルが増加していますが、どう思いますか

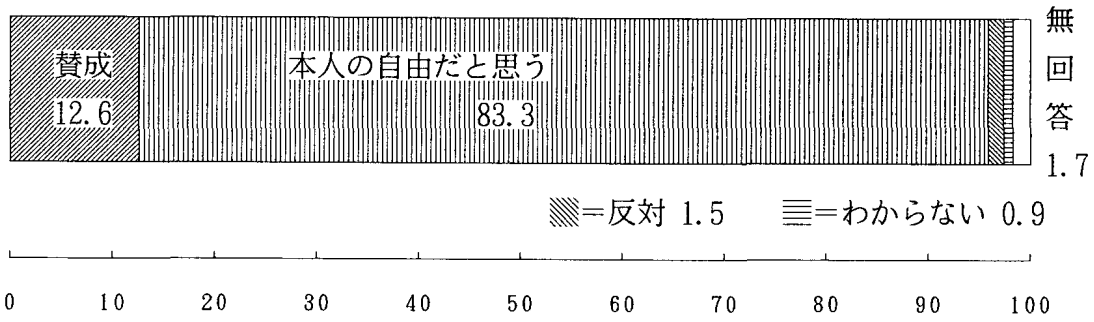

国際結婚のカップルの増加についての意見は、賛成または本人の自由であると答えている人が９５．９％にのぼっている。しかし、その次の問いで自分の身内の場合について尋ねると、数字は変化した。

(2) あなたの身内が外国人と結婚するとしたら、どう思いますか。

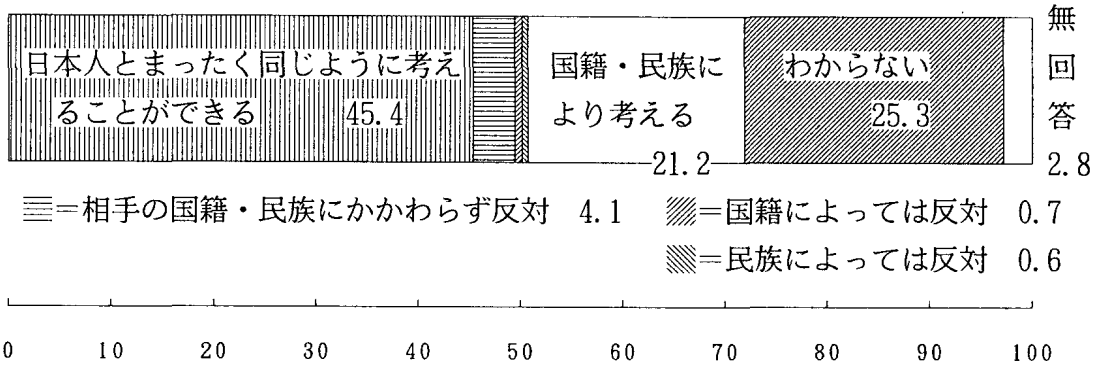

日本人とまったく同じように考えることができると答えている人が半数近くいる一方で「わからない」が２５．３％、「国籍・民族により考える」が２１．２％となっている。相手の国籍・民族にかかわらず国際結婚に反対するという人も４．１％いる。

(3) あなたは、神奈川県内の国際結婚はどのくらいの割合だと思いますか。

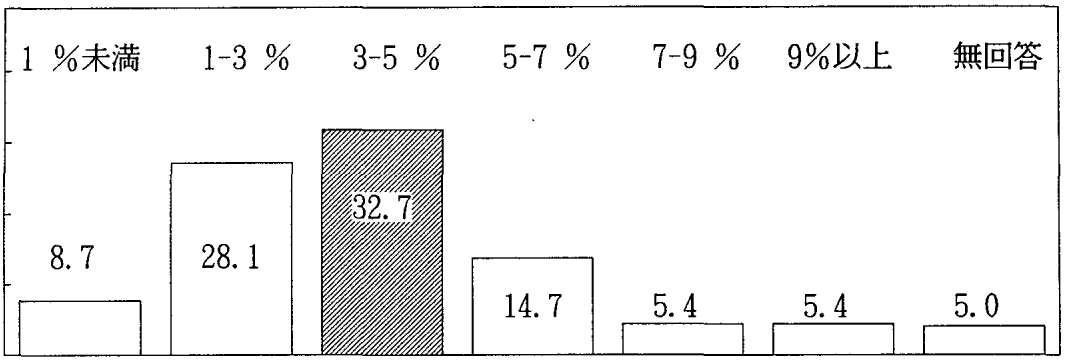

平成４年度における国際結婚の割合は、全国で３．４％（夫日本・妻外国は２．６％、妻日本・夫外国０．９％）である。神奈川県で４．３％（夫日本・妻外国は３．２％、妻日本・夫外国１．１％）である。３分の１が正しい認識を持っていた。まだ１％に満たないと感じている人もいる。

＊表中、網かけ部分は設問に対する正解。以下同様。

(4) 神奈川県内の国際結婚の相手はどこの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に３つあげてください。

ア　夫が日本の場合　①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿

イ　妻が日本の場合　①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿

ア　夫が日本の場合、妻の国籍は

１位にあげた国ベスト３	①フィリピン	②アメリカ	③韓国・朝鮮
２位にあげた国ベスト３	①中国	②韓国・朝鮮	③フィリピン
３位にあげた国ベスト３	①アメリカ	②中国	③フィリピン

イ　妻が日本の場合、夫の国籍は

１位にあげた国ベスト３	①アメリカ	②韓国・朝鮮	③中国
２位にあげた国ベスト３	①イギリス	②中国	③アメリカ
３位にあげた国ベスト３	①中国	②韓国・朝鮮	③イギリス

平成４年度中に県内で国際結婚した日本人の相手国

ア　夫が日本の場合、妻の国籍は	①中国	②フィリピン	③韓国・朝鮮
イ　妻が日本の場合、夫の国籍は	①アメリカ	②韓国・朝鮮	③中国

県内で国際結婚をしている人の数、結婚した相手の国籍については、大方の人が正しい認識をしていた。日本人の夫の場合、外国籍の妻の上位に、正解でないアメリカ合衆国が入っていたことが目をひいた。

(5) 日本国内に二重国籍の人がいると思いますか。

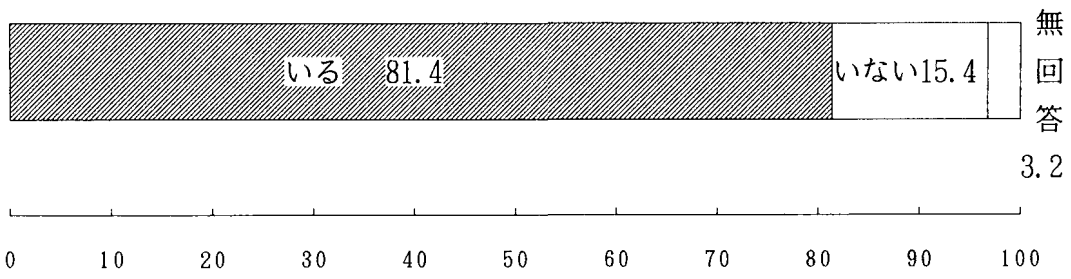

(6) 国際結婚をした人の国籍について正しいと思うものは次のどれでしょう。

① 日本人男性と結婚した外国人女性はただちに日本国籍を取得できる

② 外国人男性と結婚した日本人女性はただちに日本国籍を喪失する

③ 外国人男性と結婚した日本人女性は夫の本国の外国籍を当然に取得する場合がある

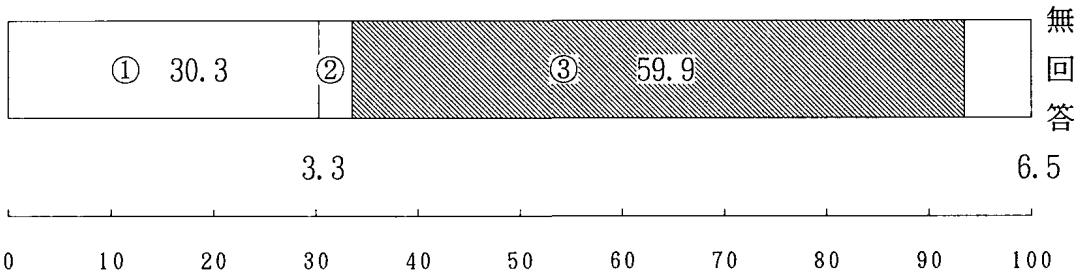

日本人男性と結婚した外国人女性はただちに日本国籍を取得できるわけではない。帰化をしない限り日本国籍は取得できない。一方外国人男性と結婚した日本人女性は、日本国籍はそのままであるのが普通であるが、外国人男性の本国の国籍法の定め方によって、外国人男性の国籍を取得したり、しなかったりすることがある。それによって日本国籍を失うこともあり得る。例えばスイス、イラン等の男性と結婚する場合、夫の本国の法律上、当然に夫の本国の国籍を取得する。このように自動的に外国籍を取得した場合には、日本国籍は失われない。その結果、日本人配偶者は日本と外国の二つの国籍をもつ二重国籍者となる。二つの設問とも、高い正解率となっている。

(7) 国際結婚をした人の戸籍はどのようになると思いますか。

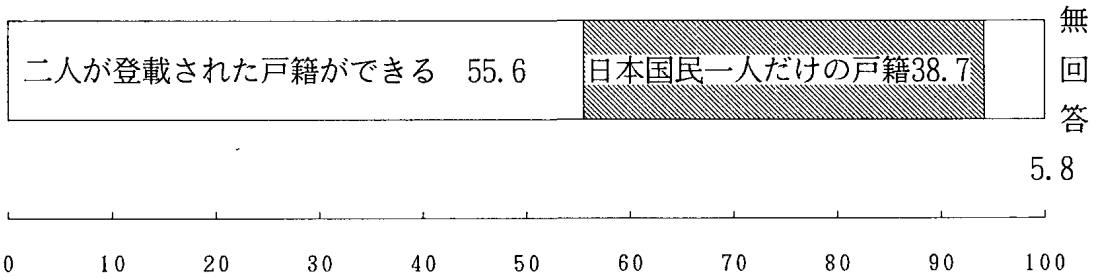

外国籍の人は日本人と国際結婚した場合でも新たに戸籍はつくれない。戸籍の身分事項欄に結婚の事実（結婚年月日、外国人配偶者の国籍、氏名、生年月日）が記載されるだけである。また住民票についても登載されず、市町村によって、備考欄に記載されるだけである。

このことを知っていた人は全体の４割に満たなかった。多くの人は当然のこととして同一の戸籍が得られると思っていると見受けられた。

＜参考＞　あなたは、外国人には住民票があると思いますか。

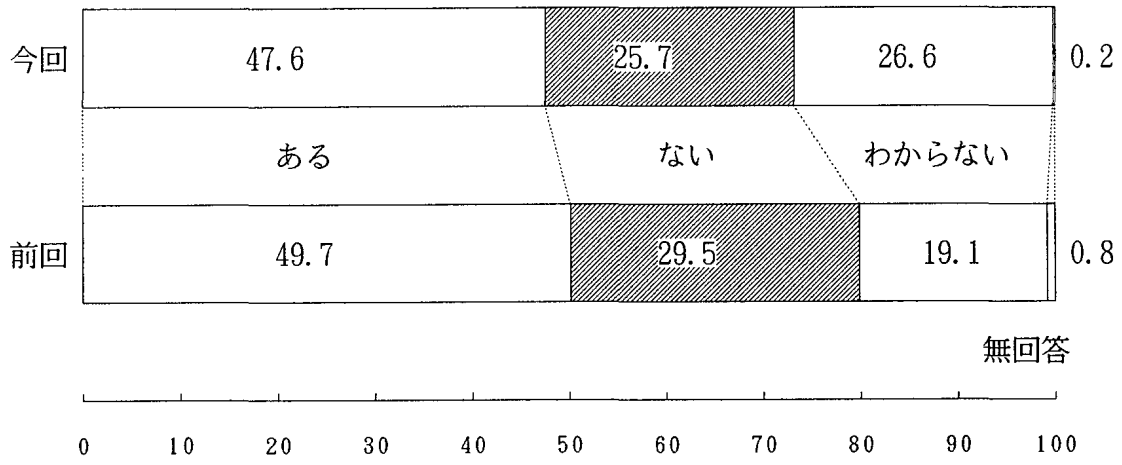

１２年前の新規採用県職員との比較であるが、数字にあまり変化はみられない。今もって半数以上の人たちに知られていないか、関心をもたれていないといえよう。

(8) 日本では生まれた子どもの国籍についてどのように決められていると思いますか。

① 日本で生まれた子どもは、親の国籍がどこであっても、日本国籍を取得できる（生地主義）

② 日本国籍を取得するためには、母ではなくて父が日本国籍をもっていなければならない（父系優先血統主義）

③ 日本国籍を取得するためには、父または母のどちらかが日本国籍をもっていればよい（父母両系血統主義）

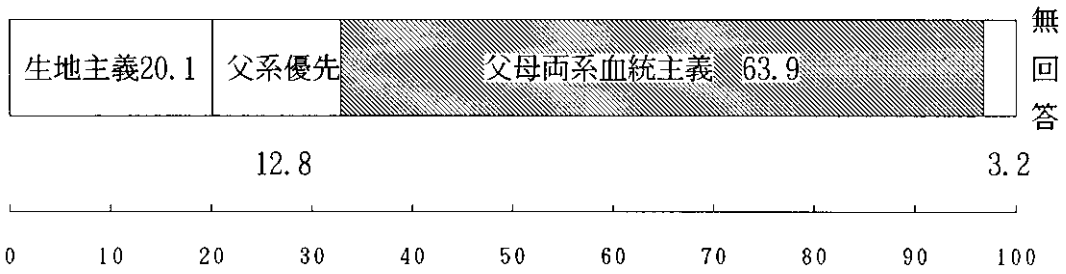

日本では、昭和５９年の国籍法の改正により、父系優先血統主義を改めて、父母両系血統主義が採用された。

したがって、両親の一方が日本人である限り、日本の国籍を取得しているが、その他の国籍を取得していることもあり得る。例えば、外国人である親の国籍を取得したり（フランス、ドイツ等)、生まれた国が国籍について生地主義を採っていて、その国で生まれたことにより、その国の国籍が与えられるような場合である（アメリカ合衆国等)。

大多数が正解しているが、生地主義であると思っている人もいる。

(9) 国際結婚をした人が外国人配偶者と同じ氏を名乗りたいとき、どのようにすればよいと思いますか。

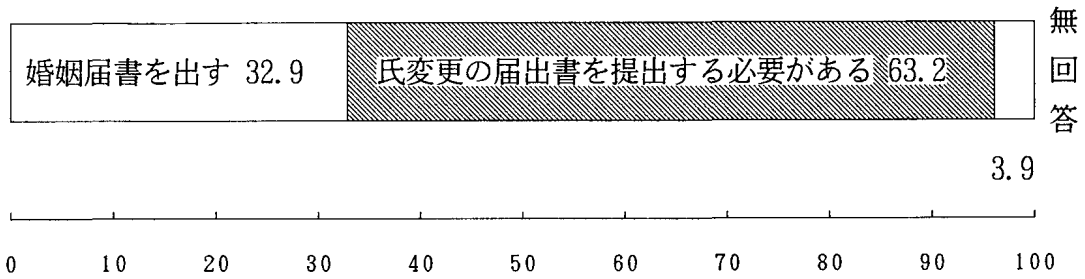

日本人配偶者が外国人配偶者の名乗っている氏と同じ氏を名乗りたい場合は、戸籍法に定められた手続きによって、変えることができる。このような手続きは性別は問われないが、結婚の日から６ヶ月以内に限られている。氏変更の届出書を市町村長または在外公館へ提出すれば、家庭裁判所の許可がなくても氏を変えることができる。

６割強が正解している。

(10)「日本人の配偶者等」という在留資格で日本に住んでいる外国人配偶者は、離婚や死別により日本人との結婚が解消されると、どうなると思いますか。

① 次のビザの更新時に、同じ在留資格を得ることができず、引き続き日本に在留することができない

② 在留特別許可が１００％出され、引き続き日本に在留することができる

③ 子どもがいる場合に限って、在留特別許可が１００％出され、引き続き日本に在留することができる

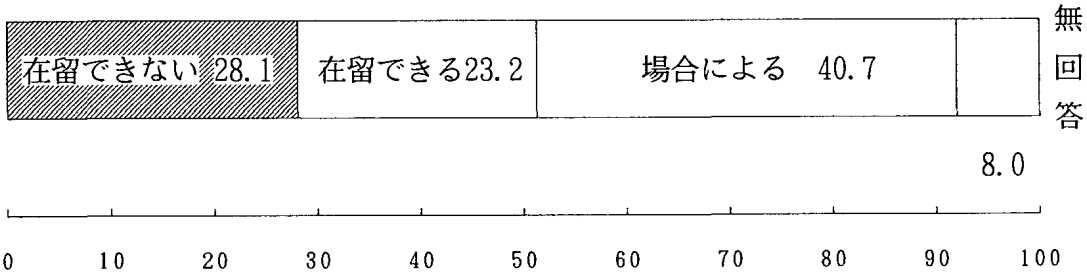

第１章第２節「法的な問題点」で詳しく述べているが、現行制度では在留できない。多くの人が在留できないとは思っていないと答えたのが、印象的である。

(11)国際結婚による児童に対する特別な施策（アイデンティティを確立させるような補習授業等）をすることについて、どう思いますか。

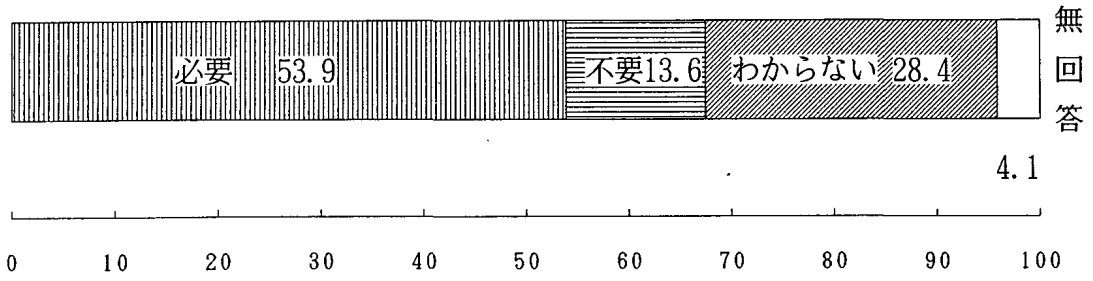

国際児への国際教室の設置等公的教育の必要性を過半数が認めている。「わからない」と答えた人は、「外国人の就労規制緩和」（別冊資料編参照）について「わからない」と答えた数字（３４．４％）に次いで高い。

(12)国際結婚による児童が日本の学校に入学したとき、外見についての規則（例えば、髪の毛は黒で直毛を前提としていたり、ピアスをつけてはいけない等）に相いれない場合が多いですが、どう思いますか。
(13)国際結婚による児童には、宗教や習慣で食べられないものがあり、日本の学校給食制度に相いれない場合がありますが、どう思いますか。

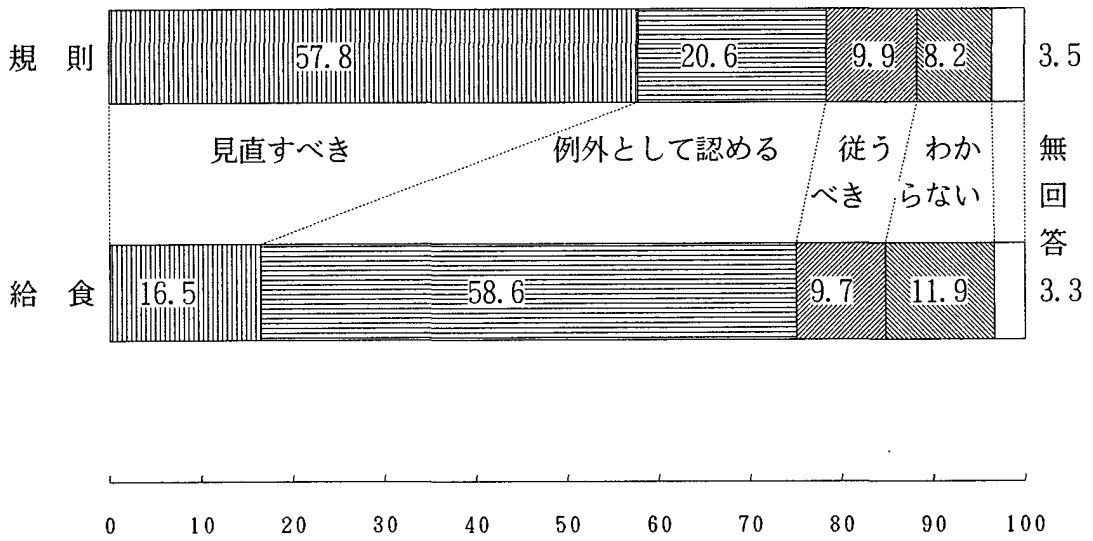

規則の見直しは当事者調査（第２章第１節参照）で、夫妻ともに３０％台にとどまったのに対し、６割近くが見直しを求めている。

給食制度については、当事者調査で、夫妻とも「守らせ、食べさせようと思う」が一番

多く、特に妻は４７．３％と半数近くを占めているのに対し、６割近くが「例外として認める」べきと答えている。

３　まとめ

全体を通しては、国際結婚の容認とそれから生じる事柄に対しての一定の理解を示しているといえる。しかし、自分の家族の一員として受け入れるとなると、法的知識量の少なさと相まって、受容の姿勢が揺らぐ傾向にあるといえるのではないだろうか。

当事者アンケートと地域住民の一例としての新規採用県職員アンケートを比べると、前述したように学校の規則の見直しについて、当事者よりも多くの割合で見直しを求めている。自分たちでさえ嫌だと思っているのだから、外国籍の人も嫌だろうという気持ちがあらわれているのではないか。しかし、基本的には外国籍の人に対して受け入れようとする態度のあらわれと受け取れるだろう。

さらに、自由意見欄に記載された「国際家族に必要な施策」を分類すると次のようになる。

・地域住民との交流促進	４６件
・国際教室の設置	２７件
・日本人の意識改革、啓蒙	２７件
・就職差別の撤廃	２７件
・日本語、文化習慣等の習得支援	２５件
・相談体制の整備	１０件
・住居提供、入居差別撤廃	８件
・その他（戸籍制度の改正等）	１９件

自由意見欄には、「どうしたらよいのかわからない」という意見の他に、「国際家族に対する理解を深めるための、現在の国際家族の状況や問題を知ることができる機会があるといいと思う」という意見があった。

一方、身分の明確化を強制したり、同化を求める意見や、「これ以上外国人を増やさない政策が採られるべきだ」という意見があった。極端なものとして、「運賃を負担してでもいいから自分の国に帰国させる」ことを求めたり、「外国人のためには何もしなくてよい、いやなら自分の国にへ帰れ」という声もあった。

「外国人であることをいかせる職業を増やす」「就職に必要な知識等を身につけられる教育」「両親の文化を受け継いだアイデンティティの確立を支援する教育」「多国文化を一緒に学べる教室をつくる」等の私たちが当事者アンケートから掘り起こした意見と類似の意見も多くみられた。

第４節　国際家族を支える活動～ＮＧＯを中心に～

今回の調査研究を行ううえで、私たちは神奈川県で草の根の市民団体（ＮＧＯ）の紹介を通じて国際家族の方々にコンタクトをとった。県内では様々なグループが国際家族に関わる活動を行っているが、中でも国際家族が自分たちでグループを組織し、自助的活動を行っているものと、国際結婚によるトラブルに巻き込まれた外国人配偶者への支援を行うものの２種類のグループが、国際家族を取り巻く問題に深く関わっている。

今回行ったインタビューという手法では、被調査者の合意がなければ調査は成立せず、実際に断られたケースもあった。当事者への直接のインタビューでは聞き取りにくい側面においても、ある意味でより深刻な人権上の問題が存在する。それについては、ＮＧＯの活動を取り上げることで、国際家族の実態の多面性を提示し、全体像を補完したい。

以下、神奈川県内の国際家族に関わる主なグループの類型化を行い、前述の２種類のグループに対象を絞って、グループから見た国際家族の姿、グループが抱える課題等について述べてみたい。

１　神奈川で国際家族を支える人々の類型

神奈川県内で国際家族を支援しているセクターで、当チームが協力を依頼したところは主として市民グループであった。その主な特徴からタイプを５つに分けてみたい。

①　国際結婚をしている当事者グループ

国際結婚をしている当事者（配偶者の片方が日本人であるケースが多い）で組織され、日本でよりよい生活を送るために、情報交換、親睦交流、相互扶助などを行っている。外国籍配偶者の国籍が多様なグループと、同一の国籍あるいは同じ文化圏・地域で構成されているグループがある。県域を越えた全国組織もあり、県内で活動しているグループもある。特に二重の国籍や文化を持った自分の子ども（ダブル* の子ども）たちの子育てについて、お互いに知恵を出し合い、助け合っている。このタイプのグループは国際家族ならではのグループと言えるだろう。

＊　「ダブル」…国籍、民族の異なる両親から生まれた子どもはこれまで「ハーフ」と呼ばれるのが通常だったが､この呼び方は一人前の人格を表していないような印象を与える。またこの呼び方をされることで差別や偏見に結びつけられることが多かった。｢ダブル｣は、２つの国籍や文化を持つことは豊かな人格を持つことである、と積極的にとらえた呼び方である。

②　外国籍女性を支援するグループ

このグループの活動対象は、欧米系の女性と比較して、労働搾取や、日本人夫の妻への無理解などの理由で、人権侵害に陥りやすい状況にあるアジア人女性が主である。活動内容としては彼女たちからの相談業務や、緊急避難所としてのシェルター（駆け込み寺）の

運営を行っている。

③　日本語ボランティア

日本人と結婚した外国籍の女性たちは、日本での生活を確立するうえで、日本語の習得が欠かせない。ボランティアのスタッフが日本語の読み書きだけでなく、生活習慣についても指導にあたり、生活の悩みの相談にものっている。②のグループにはこのグループの活動から派生したものもある。

④　キリスト教教会

日本に多く滞日、来日しているフィリピン人や日系人はキリスト教（カトリック）を信仰しており、日曜日に教会にミサ（礼拝）に行く習慣がある。教会は信頼できる機関であり、日曜日ミサが終わると教会は仲間同士の交流の場になっている。また、教会関係者には外国人の司祭がいて言葉の上での対応が可能で、相談相手になったり、教会の建物を使って日本語教室を開いたりしている。

⑤　保健所を通じた外国籍母子の仲間づくり

日本における子育ては､文化､医療等の社会背景の違いから困難にぶつかる場合が多い。保健所は地域の母親に育児の指導や育児サークルの支援を行っており、日ごろなかなか自分の仲間を見つけにくい外国人の母親にとって、保健所が出会いの場として彼女たちの仲間づくりのきっかけになっている。そこから生まれた国際結婚当事者グループもいくつかある。

国際家族に対象を限定しなくても、一般的な国際交流を目的とした団体や、特定の国・地域の人々を対象とした支援を行っているグループも、国際家族を支援しているグループとして考えることができるだろう。また、主な特徴に沿って類型化を試みたが、実際の団体は②、③、④の複数の特徴に当てはまることが多い。

今回のアンケート調査について協力をいただいた団体は一覧表にして取りまとめてあり、活動内容や連絡先は資料１に掲載されているので、そちらも参照されたい。

２　国際結婚当事者グループの活動について

異なる国籍を持つ配偶者と、二重の国籍や文化を持った自分たちの子ども（ダブルの子ども）たちの子育てという共通点を持った、日本人配偶者同士や外国人配偶者が集まって情報交換をし、悩みや喜びを共有し、交友や結びつきを深めて行くことは、彼らの生活の中で重要な部分を占めている。

例として国際結婚当事者グループとして活発なマジカル・チャイルド・クラブの活動をここに挙げてみよう。

・　子ども連れで参加できる日本語教室

生活上必要不可欠な日本語を学ぶのに、子どもを抱えた外国人の母親は、通常の日本語学習の機会では参加が難しい。子どもの共同保育ができればその間母親は勉強に専念ができるということで、子連れで参加できる日本語教室を行っている。

・　料理教室の開催

外国人の母親たちは、社会への参加がなかなかできずに、自信を失ったり精神的に落ち込んでしまったりすることがある。それは彼女たちが能力を活かすことのできる場がないからである。母親たちがさまざまな地域の出身であるということを活かし、自分の生まれ育った土地の料理を自分たちで教える料理教室を開いている。外国人の母親たちは自分の能力が活かされることで、彼女たちへの勇気づけへとつながっていく。また参加者たちは世界の料理を楽しむことができ、それがまた交友の輪をひろげていくきっかけともなっている。

国際結婚当事者のグループの中で、様々な出身地からの参加者により組織されているグループでは、参加者の文化的な背景が多岐にわたっているため、一つの団体として運営していくのに困難な場合がある。例えば、英語が共通語だと、アジア、南米など非英語圏の人が参加しにくくなってしまったり、また日本語が強くなってしまうと日本人メンバーとの間に依存関係ができたり、日本語の習得が十分でない外国人メンバーが遠のいてしまう例など、参加者間の文化的なバランスをとるのに相当の苦心をしている。また、子育て中の母親には外に出てグループ活動をすること自体が困難であり、積極的な参加が見込めずグループの活動を活性化させていくことが難しいこともあるようだ。しかし参加するメンバーの様々な文化が尊重され、自分たちの子どもが自分に与えられた２つの国籍、文化を誇りに思って健やかに育つようにと、大きな未来への希望がグループ活動にかけられている。

上に述べたことは比較的活動歴が若いグループの事例であるが、活動歴が長いグループの事例では、会員の年齢構成がピラミッド型になり、年長の会員が若い会員に自分の経験を教えるという関係になっている。若い会員がグループに入る主なきっかけは子どもができた時である。若い会員は日本における子育てに不安を抱いて、子育ての一段落した会員にアドバイスをもらう。日本人男性と国際結婚をした外国人女性同士で集まっていると、夫の職業や社会的地位に関係なく気楽に話し合うことができるのがグループのメリットだという（もっとも別のグループでは、そういう訳にはいかないところもあるようだ)。同じ立場にある人達にはなるべく参加してもらいたいが、実際にグループに入る人は、グループ活動が自分に合っていると思う人で、それが好きでない人はあまり入会したがらない傾向があるという。

３　国際家族を支援するグループ等の活動

国際家族の支援活動は様々なグループ、個人が関わっている。グループでは「かながわ

・女のスペース“みずら”」、「女性の家“サーラー”」という２つのグループに代表される、日本に滞在、あるいは定住をする外国人女性に対し人権侵害のための支援活動を行っているグループは、国際結婚・国際家族にまつわるトラブルの相談にあたっている。
支援活動にみる国際家族の姿には、日本社会の中で不利な立場に陥りやすいアジア人女性の姿が現われている。

(1) 主な支援グループに聞く国際結婚事情

ア 「かながわ・女のスペース“みずら”」

「かながわ・女のスペース“みずら”」からのヒアリングをもとに、国際結婚を取り巻く問題と支援グループの活動について概観したい。

もともと国際結婚は国籍、文化、習慣の異なる者同士の結びつきであり、その関係を維持するためには、家庭における双方の相当の努力が必要とされる。そのような努力をして自分達の生活を営むカップルは幸せな家庭を築いているが、反面国際結婚については破綻につながる要素を多く持っている。特に「日本人男性＋外国人女性」の組合わせの場合、次の２点が挙げられる。

・ ことばの問題

外国人女性が日本語を習得することを当然として、日本人男性は相手の言葉を学ぶ努力をしない。

・ 文化・価値観・宗教の違い

習慣などを一方的に押しつける。日本の習慣を教えないで、「分かって当然」という男性の態度の問題がある。例えば、興行ビザで来日するフィリピン人女性は日本人男性と店で知り合って結婚するケースが多い。もともとフィリピン人女性は結婚生活では相手と対等であるという価値観を持っているが、結婚後も日本人男性は彼女にホステスのようにサービスを要求するので、双方の価値観のすれ違いから問題が生じる場合がある。外国人女性が日本社会に適応できずに精神的に病気になってしまう場合もある。

この国際結婚に見られるトラブルで一番大きい問題は、ビザの問題である。日本で生活する上で、外国人女性には事実婚の状態はビザなどの面で不利である。またオーバーステイの女性の結婚はかなり困難である。法務省入国管理局に対し「在留特別許可」という許可申請手続きを行うが、認められる件数は増えているものの、簡単に許可される在留資格ではない。また、離婚や死別などが原因で日本人配偶者を失うと、外国人配偶者は「日本人の配偶者等」の在留資格のままで日本に滞在しつづけることはできない。外国人配偶者に日本国籍を持つ子どもがいて、親権がとれれば「定住者」という在留資格を取れるが、親権が取れなかったり子どもがいなかったりすると、在留資格の取得はほとんど不可能に近い。また、離婚の場合には慰謝料の問題、子どもがいる場合には養育料などの問題が起きるが、慰謝料の獲得はなかなか難しく、別れても帰国費用がないためオーバーステイになってしまうこともある。ビザの申請に“みずら”で保証人をする場合もあるが、実際にはグループのメンバー個人の名が保証人として在留資格の申請書に記載されることになり、入国管理局には個人として保証をしている形と受けとられているのではないかと“みずら”では考えている。またカタログ結婚（結婚相手を業者によるカタログで決める）の相手が

結婚生活にふさわしい相手ではなかったというような問題も出てきている。

これらの相談者は、事態がギリギリになるまで相談に来ないことが多い。フィリピン人の場合は比較的ネットワークがあるが、日本で国際結婚をしている外国人女性は地域で孤立していることが多く、他の国・地域についても同国人、同じ民族同士のネットワークが彼女たちの生活の支えになるのではないかと“みずら”では見ている。

イ　「女性の家“サーラー”」

もう一つの支援グループ「女性の家“サーラー”」では、グループ設立当初取り扱っていたケースの大半が人身売買によるタイ人女性の人権侵害に対する救済活動であるが、最近取り扱ったケースでは、フィリピン人女性に次いで滞日が長期化しているタイ人女性の日本人男性との婚姻、離婚が増えているという。取り扱うケースについては、“みずら”とかなり類似の状況が観察されている。

外国人相手の相談で支援が難しいと感じる場合は、相手が本当のことを言ってくれない場合である。例えば、現在もオーバーステイの人の結婚で在留特別許可の申請をする時、オーバーステイの前歴を持っている場合、本人が支援者に対しても事実を隠して申請してしまい、入国管理局で極めて印象が悪くなり、手続きにも支障を来たし、支援する側も活動が困難になってしまったことがある。

“サーラー”、“みずら”とも、シェルターの場所は利用者の女性を保護する目的から非公開となっている。“みずら”によると、相談でこころがけているのは、相手に対して“みずら”が出来ないことまで対応できると思い込ませないことと、相手に自己決定ができるようにもっていくことである。

外国人女性支援グループの活動を調べていると、支援を欲している外国人から相談を受け、その後適切と思われる機関へつなげており、シェルターは当人の問題解決が終了するまでの通過点になっている。

(2) その他の支援活動に聞く国際結婚事情

日本人男性と結婚した外国人女性たちが、離婚・死別などの婚姻関係を終了させるようなトラブルを経てなお日本にとどまりたいという場合、動機はやはり経済的な要因が絡んでいることが多い。女性たちの国際結婚のパターンについても、例えばフィリピン、タイ、中国等でそれぞれ類型が見られる。

現在、統計上国際結婚件数の大半を占める「日本人男性＋外国人女性」の組合わせの場合、国際結婚のトラブルを招きやすい日本人男性のタイプの中には、今時の日本人女性に結婚相手として好まれないタイプの仕事についている人がよく見かけられる。その人たちは、不安定就労、転職が多い、退職金が出そうにないといった事情を抱えていることが多い。また離婚の原因としては、家庭に定期的に収入を入れない、借金、浮気、暴力などが挙げられるという。また日本人夫の方で、妻にとってビザが大事であるということがわかってきているので、外国人妻の方が結婚生活に不満があるとビザの延長をしてやらない、

とおどしたり、離婚の条件として慰謝料の替わりにビザの最後の延長をするというケースも出てきている。

病気を隠して韓国や中国の女性と結婚し、結婚直後に日本人夫が死んでしまう例や、精神障害をもつ男性の親が子どもを不憫に思って結婚させるケースがある。また非嫡出の子どもが国籍を得ようとして、訴訟を起こして強制認知を求めたが、ＤＮＡ鑑定までやって父親であることが確実に推定されても、現在の法制度の壁に阻まれて（第１章第２節参照）日本国籍が得られなかったという例もあるという。

４　国際家族の支援活動グループの課題と展望

(1) 課題

それぞれのＮＧＯは、活動の活性化や一層の発展について悩みを抱えている。

ある国際結婚当事者グループの関係者によると、そのグループを含め、地域で活動しているグループは小さいものが多く、活動もバラバラの状態である。地域の国際交流センターのようなものが中枢になって、小さなグループの情報交換やバックアップにあたってくれると心強いということを話していた。

また支援グループの中には、任意団体なので地位が不安定であること、つまり法人化について悩みを抱えているところもある。なかなか手が届かない難しい境遇に陥っているからこそ支援が必要な立場の人に対し、行政では迅速な対応ができず、現状ではＮＧＯが手をさしのべている。行政に対して経済的援助を依頼したが、法人でない団体には無理ということで涙をのんだというグループもあるという。このような活動は本来の意味での福祉の意味に合致するという行動であるのに、法人格がないという形式的な理由で補助金が受けられなかったということである。

また現在あるいろいろな助成金制度はイベントに対するものが殆どで、申請書や報告書を作る作業が大きな負担となっている。助成を受けるには企画を考えて日程、講師、予算の作成までやらなくてはいけない。普段の活動についても助成が求められているが、日常の活動について助成する制度はほとんどない。

また支援グループでは実際の問題解決については、問題が複雑になってきたり、いろいろな事が絡み合ってきたりして、グループ単独での問題解決ができない時があるという。そのような時に、行政のセクションで該当しそうなところに行っても、どうやってそこの人とコンタクトをとっていいのかわからないことや、住民相談窓口や福祉事務所に相談に行っても、どこで相談ができるのかわかりにくかったり、そこでは対応できないと相談を受けてもらえなかったりすることがあるなど､行政対応や窓口の問題点が指摘されている。

(2) 展望

国際家族に関するいくつかのグループの紹介をしたが、ＮＧＯは柔軟な組織の活動がで

きるため、その有様は千差万別である。ＮＧＯの将来を展望するならば、次のようなことが言えるだろう。

まず、当事者グループについては、その存在を広く社会にアピールし、閉鎖的な日本社会で地位を高めるような活動を行うことで異文化理解へのキーとなる存在になると考えられる。

また、緊急支援を行っているグループに関しては組織力の強化が求められる。

日本社会の中で不安定な立場に置かれている外国人に対し、行政は十分にサービスを提供できていない。制度によっては、厳格な規定に阻まれ、本来サービスを受けるべき外国人に対して門戸が閉ざされている状況をつくりだしている。特にオーバーステイの外国人に対しては入管法における公務員の通報義務がネックとなっている。このような状況を考えると、外国人の人権に対する問題解決について、ＮＧＯは行政と対等な立場が保障されるべきではないか。緊急支援にみられるシェルター活動では、シェルターの維持運営費や人件費など多額の費用を要する。活動規模が大きくなると、財産管理や契約などの経済的活動の比重も大きくなり、法人化した方が活動しやすい。また、活動財源の確保のために、寄付金税制などの制度整備の必要性が生じてくる。このようなＮＧＯの地位の安定化は活動に不可欠の課題となっている。

人権擁護の分野におけるひとつの事例としては、フランスの人種差別禁止法の中で、反人種差別の民間団体が民事原告人の当事者になる権利が保障されていることがあげられる。

（例）

結社の訴権

「刑事訴訟法典」序章

第２条の１（1985年１月３日の法律）

事件の日の少なくとも５年前から適式に届け出られ、その規約によって人種差別と戦うことを明示する結社はすべて、…刑法典…によって定められる犯罪について、それらが人の民族的出身、その種族、人種もしくは特定の宗教への真実もしくは想定上の所属または非所属を理由に、その者を害して犯された場合には、私訴原告人に認められる権利を行使することができる。

（神奈川人権センター『人権ハンドブック』抜粋）

ＮＧＯの専門能力や組織力、団体の目的意識を考えると、日本のＮＧＯも場合によってはこのような能力が今後必要になってくるだろう。

既存のセクターではなしえなかった役割としてＮＧＯが行いうることは、社会に対して広く問題提起と政策提言を行うことである。社会問題の解決について多元化が求められている現在、行政はＮＧＯとの間にお互いの利点を発揮できるような関係づくり、システムづくりを検討する時期に来ていると言える。

第３章　提言

―国際家族の将来を踏まえて―

国際家族に関する課題は、大きく分けて①国際結婚に関する課題②国際児に関する課題③一般外国籍住民に関する課題の３つに分類できるが、提言するに当たっては私たちの定義した「国際家族」と深い関わりのある①と②の課題に対象を絞って重点的に検討を行うこととした。

国際家族の人たちが日本の社会に定着し、様々な活動に積極的に参加できる社会風土を醸成するためには、生涯の全ステージにわたって国際理解を深めるための教育の実践と家族を構成する一人ひとりの人権が尊重されることが前提になると思われる。

そこで、この「教育」と「人権」をキーワードとして、行政が取り組むべき方策について提起していくこととしたい。

ここでいう「教育」とは、学校教育にとどまらず、社会教育的なものまでも含み、また、その対象は、外国籍の人に限らず、日本人も視野に入れたものである。

また、「人権」の問題は、突き詰めると国籍法を初めとした国内の法改正の問題になるが、法改正については、２種類の考え方ができるのではないだろうか。

１つは、社会情勢が先行して、現行法の枠内では解決できず、改正を余儀なくされる「現実先行型」の改正であり、２つめは国があるべき方向について先鞭をつけ、社会がそれに対応していく「先導型」とも呼べるものである。

私たちが今回この提言の中で求めている改正は、言うなれば「現実先行型」のもので、増加する国際家族という現実の前では、従来の日本人社会を前提にし、特例的、限定的に外国籍者を認めるという体系の中では、収まり切らない時代が既に到来しているという認識からのものである。

そのような認識に立ち、次の10項目（教育関係４項目、法律関係６項目）について提言を行うこととしたい。

提言Ⅰ　学校における国際児教育の推進

○国際児の存在が社会において有益であり、価値のあるものとの観点に立った学校教育を進める。

◎要　旨

国際児がいわゆる「国際児」であるという理由で周囲からいじめにあうことなく、国際児自身が外国籍の親の民族性をも受け継いでいることを誇りに思い、自信を持って学校生活を送れるようにするためには、その存在が日本人と違っているというマイナスの存在ではなく、多様性を持っているというプラスの存在であるという前向きな認識を日本人の子どもを含めて育成する必要がある。

その意味から、次のような施策の展開が望まれる。

・「国際児のための教育指導手引書」の作成
・「国際教育担当」教員の全校配置
・学校からの連絡のあり方について、特別な配慮の必要性を入学時に調査し、家族の希望に応じた連絡方法の実施
・県渉外部で作成した『かながわの新しい仲間たち』の子ども向け冊子や「複数の言語や習慣を身につけている国際児の存在は、社会に多様性をもたらし、日本を豊かにするものであることを積極的に紹介する冊子」の作成
・国際児に考慮した学校の規則の見直しと選択可能な学校給食制度の実施

提提言Ⅱ　社会教育における日本語講座の充実と参加促進及び国際家族を構成する日本人の家族に対する啓発

○単に語学教育にとどまることなく、社会システムや学校システム、地域参加等をテーマとした講座を実施する。また、外国籍県民と同一の家族を構成する日本人家族の理解を深める資

◎要　旨

日本語の習得自体は、地域におけるコミュニケーションの出発点であり、日本語講座の必要性については論を待たないが、この語学教育をさらに一歩進め、社会や学校のシステム、その他地域活動への参加方法等についても理解することは、社会参加を促すこととなり、ひいては外国籍の親同士のネットワーク化を図るうえからも有意義なものと考えられる。

その意味から、次のような施策の展開が望まれる。

・子育て期の外国籍配偶者の参加促進を目的とした日本語講座における一時保育の実施

やその際の保母費用の公的補助等
・日本語講座において学校のシステム、社会のシステム、地域活動への参加方法等を理解できるようなわかりやすい教材の工夫・開発
・外国籍県民と同居する日本人家族に対して、国際家族の形成や国際児の存在は日本の社会を豊かにするものであるという趣旨のパンフレットを作成し、外国人登録窓口等で配布

提言Ⅲ提言Ⅲ　外国籍の親の言語、文化の学習に対する支援

○地区レベルで多言語・多文化教育を実施することにより、外国

◎要　旨

国際児のアイデンティティの確立のためには、外国籍の親の言語や文化をも身につけることが必要である。しかし、家庭内の学習だけでは十分でなく、国際児自身、日本人と違うことを恐れてその習得に消極的な場合も見られることから、有効な学習機会が持たれているとは言い難い状況である。

そのような観点から、次のような施策の展開が望まれる。

・バイリンガル教育やバイカルチュアル教育に向けた学習機会の充実を目的に、地域単位（２、３校～７、８校単位）で地区センターや公民館等の公的施設を利用した国際児教室の開催
・参加者は希望制として、曜日ごとに国・地域別に実施（その際、指導者を国際児の親とすることにより、地域において孤立しがちな親の疎外感を払拭し、親自身も社会や地域に貢献しているという自信を育む効果も期待）
・将来的には、国や地域の枠を超えた多文化交流の場に発展させることにより、様々な文化を相互に認め合い、理解し合うクロスカルチャーの拠点として活用

提言Ⅳ　国提言Ⅳ　国際学校、民族学校への助成の充実と大学入学資格の付与

○学校運営に対する経費補助の拡充と大学入学資格の付与に向

◎要　旨

多民族を認め、その歴史や文化を尊重することは日本社会の国際化にとって不可欠であり、多民族と共存していくことの重要性は、もっと日本の社会に理解され、受け入れられなければならない。

そうした観点から、次の施策の展開が望まれる。

・国際学校や民族学校の存在は、大変意義深いものであるとの認識から、その運営に対する経費補助の拡充
・国際学校や民族学校の卒業者に対して、日本の高校卒業者と同様な大学入学資格の付与（段階的には、各国の大学入学資格を日本の大学入学資格として認めていく。）
・中学校や高等学校における各種のスポーツ大会への参加について、規約改正等による促進

提言Ⅴ　住民世提言Ⅴ　住民世帯台帳の整備
○国際結婚家庭の住民台帳について､同一の名簿に等しく記載さ

◎要　旨

日本国籍を有する者の住民記録の管理については、住民基本台帳法で、外国籍住民のそれについては、外国人登録法でそれぞれなされており、公的書類上は同一世帯の者であることが証明できない。

同じ家に住み、同一の生計を維持していながら、一つの世帯台帳に記載されないことは家庭内の連帯感に支障をきたしかねない。また、家族を構成する一人ひとりの人権を尊重する趣旨からいっても、その扱いに差異を設けることは、好ましいことではないので、統一的な台帳整備が望まれる。

提言Ⅵ　重国籍の容提言Ⅵ　重国籍の容認
○国籍法に規定された選択制度や留保制度を見直し､重国籍者に

◎要　旨

日本の国籍法では、未成年者は22歳までに、20歳を過ぎて重国籍となった者は２年以内にいずれかの国籍を選択しなければならないが、子どもにとっては、将来の生活設計も不確かな時期に苦渋の選択を迫られることになり、また、親にとっても自分の国籍を選択されなかった場合には、相当に強い疎外感を受けることになる。

国籍の異なる両親から生まれた子どもは、二つの国の文化や伝統・習慣などを受け継いでおり、両方の国と密接な関係を持つことも多く、どちらか一方の国籍を選択しがたい場合も当然に予想されることから､それら重国籍者のアイデンティティを尊重するためには、国籍選択を強制する現行制度は問題である。また「国籍選択」といいながらも、現実には日本国籍の選択の宣言の際に、外国国籍の離脱は必要とされないため、二重国籍者が増加している｡このような事実に鑑みれば､国籍の選択を求めない方向での法改正が望まれる。

また、国外で生まれた子どもが重国籍となった場合には、３ケ月以内に日本国籍を留保する旨の意思表示をしなければ国籍を失ってしまうが、この留保制度について正しく理解

している親は少ないものと思われる。この制度を知らなかったことによる手続上の瑕疵を防ぐ意味から、国民に対して十分な周知がなされるとともに、出産による諸事情も考慮し、３ケ月という届出期間の延長（例えば、１年）についても配慮がなされるべきである。

現行では、留保をしないことにより日本国籍を失った者で20歳未満のものは日本に住所があれば、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を取得することができる。しかし、成人してから日本国籍が必要となるものもいると考えられることから、「20歳未満」という条件をなくす法改正も望まれる。

提言Ⅶ　非嫡出子の出生後認知による国籍の取得 ○父親による認知が出生後であっても、日本国籍を取得できるよ

◎要　旨

日本国籍が付与される要件としては国籍法に「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」との規定があり、出産前の認知（胎児認知）による日本国籍の取律は認められているものの、出生後の認知による国籍取得については、認められていない。

しかし、胎児認知を知っていたかどうかや、認知時期の違いによって、結果として国籍が異なるのは不合理であり、さらには、出生児本人には全く責任がなく、関与できない事柄により、差異が生じることは人道上の見地からも問題が多い。

また、日本が批准した「児童の権利に関する条約」の中でも、出生に関する差別は禁止されている。人権擁護の観点からみても、父親の認知がなされ、本人が望む場合には、たとえ出生後であっても日本国籍を取得できるようにすることが望まれる。

提言Ⅷ　婚姻関係消滅後の在留資格の付与、認定 ○婚姻関係が消滅した外国籍の者が、引き続き日本での居住を望

◎要　旨

日本に居住し、ある一定の期間、日本人配偶者と同一の生計を維持してきた外国籍の者が、社会生活の基盤を今後とも日本におくことを希望する場合には、最大限本人の意思を尊重して、一定の要件（例えば、離婚の場合―在留期間５年、死別の場合―期間設定なし）のもとで、引き続き在住可能な在留資格の付与に配慮することが望まれる。

なお、この場合、子どもの有無やその親権の有無などの付帯要件によって在留許可に差異を設けることは適当でなく、あくまで本人の適格要件のみによって判断がなされるべきである。

提言Ⅸ　外国籍配偶者の家族に対提言Ⅸ　外国籍配偶者の家族に対する在留資格の付与

○外国籍配偶者の家族の来訪について、より長期間の滞在が可能

◎要　旨

現在、「日本人の配偶者等」の資格で国内に居住している外国籍配偶者の親族の来訪については、「短期滞在」ビザでの受け入れしかなく、期間も最長で90日間と短いことから、出産や病気等により介助や介護の必要な場合に行き届いた対応は困難となっている。

そこで、親族の範囲を限定したうえで、外国籍配偶者の親族に対して、より長期間にわたり認められる「家族訪問」ビザの新設、あるいは、滞在理由によって、現行の「短期滞在」ビザに特例を設け、親族に限って90日以上の滞在を認めるなどの措置が望まれる。

提言Ⅹ　在留資格の更新基準の明確化提言Ⅹ　在留資格の更新基準の明確化と在留期間の長期化

○「日本人の配偶者等」の在留資格を初めとした資格更新について、認められる期間の不透明感を排して、更新基準の明確化と

◎要　旨

個々の事情によって、様々なケースが想定されることから、その更新に係る基準を明確にすることの難しさは十分に理解されるが、実際に手続きを行う外国籍県民やその家族の間に、根強く残る不公平感を一掃し、更新手続きをわかりやすいものとするためにも、基準の明確化が望まれる。

また、在留期間に関しては、偽装結婚の防止等の意味合いから、その許認可の判断について慎重とならざるを得ない面はある。しかし、定住の意思や婚姻関係を継続する意思が明らかと認められる者に対しては、短期の更新を重ねることなく、より長期の期間認定を行うべきである。

付章　残された検討課題

前述したが、国際家族に関する課題は、①国際結婚に関する課題②国際児に関する課題③一般外国籍住民に関する課題の３つに大別でき、当チームは①と②の課題に対象を絞って提言を行った。よって、③一般外国籍住民に関する課題については検討すべき課題として残っており、その中で特に国際家族に関連があるもの及び①国際結婚に関する課題で、今後問題として顕在化してくるものを以下に提示しておきたい。

課題Ⅰ　参政権、公務就任権に関すること

帰化して日本国籍を持たない限り、上記権利は享受できない。

課題Ⅱ　再入国許可制度に関すること

「日本人の配偶者等」あるいは「永住者」の地位を得ていても、日本国外に出国するときは、あらかじめ「再入国許可」を得なければならない（入管法第２６条第１項)。もしこれを忘れて出国してしまうと長年積み重ねてきた地位（在留資格）を失ってしまう。

課題Ⅲ　外国人登録制度に関すること

①１６歳以上の外国人（「永住者」「特別永住者」を除く。）は、外国人登録の新規登録申請の際、原則として指紋押捺の義務がある（外登法第１４条)。

②登録証は常時携帯しなければならない。(同法第１３条)。登録証が切れて更新を行わないと１年以下の懲役・禁固又は２０万円未満の罰金が科せられる。これは他の法令と比べて重い罰則規定であるといえる（第１８条)。

課題Ⅳ　他国との年金協定に関すること

日本国内では国民皆年金制度がとられているが、今回の調査では、国際家族の加入割合は約７割である。

これは、国際家族は将来的に他国へ転出する可能性が高いため、加入年数の点で欠格となり掛け捨てになることをおそれるためとみられる。

現在、先進諸国においては年金加入期間等の調整が行われたり、日本においてもドイツとの協定へ向けて作業が進められている。しかし、他の国との通算についてはいまのところ具体的な検討課題となっていない。

課題Ⅴ　ＮＧＯに対する支援に関すること

ＮＧＯは活動の活性化や一層の発展を目指すに当たって、ネットワークづくり、法人化問題、助成制度の問題、行政の窓口が明確でない等の悩みを抱えている。

課題Ⅵ　財産分与・相続に関すること

今後家族が高齢化するにつれ、親・配偶者の死亡による財産分与・相続の問題が多くなることが予想される。

参考資料

資料１　　アンケート調査協力団体・個人一覧

1995.9月現在

＜当事者団体＞

NO.1

団体名	所在地	電話番号	担当者名	活動内容等
国際結婚を考える会	〒181 三鷹市井の頭1-15-9	－	デレウゼ　好子	外国人配偶者を持つ全国組織の日本人女性の会。法改正につき国への働きかけ等。
インドネシア妻の会	〒221 横浜市神奈川区神大寺2-9-9-706	045-491-5474	門丸　葉子	日本人を配偶者に持つインドネシア人（妻または夫）による交流グループ
Mom´s and Tot´s	〒223 横浜市港北区綱島西4-12-14-101	045-547-3847	マーシャル久美子	横浜市内の国際結婚当事者および外国人夫婦による育児・交流グループ。
マジカル・チャイルド・クラブ	〒235 横浜市磯子区岡村5-21-21-407	045-754-1634	ワスナニ　孝子	国際結婚当事者を中心とし、各国文化での親子遊び等、種々の活動を行う。
フィリピン人妻の会	〒246 横浜市瀬谷区二ツ橋17-7	045-367-2333	蒔田　ロセール	日本人夫を持つフィリピン人女性の会。日・比の相互理解のための活動。
外国人妻の会（ＡＦＷＪ）	〒210 川崎市川崎区藤崎1-11-3	044-233-1621	知念ジョアンナ	日本人夫を持つ全国組織の外国人女性の会。

＜その他の団体＞

団体名	所在地	電話番号	担当者名	活動内容等
R．I．ジャパン横浜支部	－	－	石田　杉枝	難民救援活動、国際交流活動
カラバオの会（寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会）	〒231 横浜市中区松風町3-11-2 三和物産ビル701	045-662-5699	渡辺　英俊	外国人労働者の労働相談、支援活動。外国人の生活問題への取組み。
中国帰国者自立横浜支援会（互相学習会）	〒231 横浜市中区桜木町1-1 横浜市社会福祉協議会ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ内	045-201-8620	高田　晃	中国帰国者の日本語学習、生活アドバイス、交流事業（火、水、木曜日14～16時）

団　体　名	所　在　地	電話番号	担 当 者 名	活　動　内　容　等
日本国際ボランティアセンター（ＪＶＣ）	〒110 東京都台東区東上野1-20-6 丸幸ビル６Ｆ	03-3834-2388	－	世界８か国に対して国際協力を行っている。（地域開発、農村開発、教育、福祉）
Ｙｏｋｅ国際交流ラウンジ情報コーナー	〒231 横浜市中区山下町２ 産業貿易センタービル３Ｆ	045-671-7209	青柳　富美子	主に外国人市民に対する生活情報の提供と各種相談受付情報コーナー。「生活情報ガイド」および情報紙（隔月）の発行。
横浜キリスト教育年会(YMCA)	〒231 横浜市中区常盤町１－７	045-662-3721	ＷＣＣ長沢・矢部	国際交流、国際協力、国際理解、留学・研修活動等。
（財）横浜市海外交流協会	〒231 横浜市中区山下町２ 産業貿易センタービル３Ｆ	045-671-7128	山口　茂文	横浜市の国際交流の拠点として、総合的に活動を行う。
カトリック末吉町教会日本語教室	〒231 横浜市中区末吉町1-13	045-251-5505	水野　陽子	日本語教室（月曜日・対象は日常会話のできる人）
かながわ女のスペースみずら	〒221 横浜市神奈川区青木町2-1-613	045-451-3776	福原　啓子	女性専門のあらゆる相談受付。外国人女性を含む女性のためのシェルター。
ディペスの会	〒221 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 県政総合センター内ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｾﾝﾀｰ	045-413-3628	髙松　清美	外国人の生活ケア（日本語教室）
日本語で楽しむ会	〒230 横浜市鶴見区馬場7-30-1-340	045-575-6233	人見　礼子	日本語教室、日本語を教えるための講座、国際文化交流等。
「こんにちは」国際交流の会	〒230 横浜市鶴見区東寺尾東台3-7	045-575-7402	岡庭　巌	国際交流活動
神奈川中国語友之会	〒222 横浜市港北区菊名6-13-53-309	045-434-2655	久保　卯一郎	中国語教室、日本語教室、その他日中の交流活動。
ヘボンの会	〒221 横浜市神奈川区神奈川2-13-10	045-461-5120	林　　常昭	日本語教室（土・日曜日）
東戸塚日本語ボランティアグループ	〒244 横浜市戸塚区品濃町555-7	045-823-6944	金子　ゆう子	日本語教室（金曜日午後）
横浜International Women´s club	〒232 横浜市南区南太田町3-303-47	045-742-6979	中村　ベバリー	日本在住外国人による福祉活動

団　体　名	所　在　地	電話番号	担 当 者 名	活　動　内　容　等
ＮＶＧほどがや	〒240 横浜市保土ヶ谷区星川1-1-708	045-331-3655	香川　立子	横浜市在住の外国人を対象に日本語教室活動を中心に文化紹介、野外活動等も。
保土ヶ谷区国際交流の会	〒240 横浜市保土ヶ谷区岩間町1-7-15	045-337-0012	樽川　文子	日本語教室、交流事業（第３日曜日）、通訳ボランティア登録制度、情報提供。
国際交流ボランティア「みなと」グループ	〒240 横浜市保土ヶ谷区権太坂1-46-11	045-712-3284	川野　節子	国際文化交流、留学生支援、ユニセフへの協力。
神奈川県国際交流協会南サークル	〒241 横浜市旭区笹野台3-10-5	045-363-7352	中村　通子	横浜在住の外国人・日本人の主婦の間で異文化を学び合うことによる国際交流活動。
日本語ボランティア虹の会	〒241 横浜市旭区万騎が原59-5	045-361-3327	阿部　清一	日本語教室（火曜日10～12時）、日本文化紹介、生活相談等。
ミリア（日本語教室）	〒226 横浜市緑区鴨居5-20-45	045-934-0380	水谷　知子	日本語教室（火曜日午前、区内の外国人のための言葉・生活アドバイス）
青葉国際交流ラウンジ	〒227 横浜市青葉区藤が丘1-14-95	045-971-2040	（日本語部）	日本語教室（水・土曜日午前、木曜日夜）
白山日本語の会	〒226 横浜市緑区上山町716-3	045-933-3442	栗林　孝恵	日本語教室（水曜日18:30 ～20:30 ）
みどり日本語の会	〒227 横浜市青葉区奈良町2415-73	045-962-9110	村上　直子	地域内の外国人一般を対象とした日本語教室。（金曜日18:30 ～20時）
アミの会	〒214 川崎市多摩区宿河原3-16-45	044-911-4517	紺野　治子	日本語教室
社会福祉法人青丘社　桜本保育園	〒210 川崎市川崎区桜本1-8-22	044-288-2545	小椋　千鶴子	在日韓国・朝鮮人と日本人の仲間づくりと他の外国籍児童との共生の保育。
（財）川崎市国際交流協会	〒210 川崎市川崎区木月祇園町237-1 川崎市国際交流センター内	044-435-7000	益子　真由美	国際交流、外国人相談、情報提供等。

団　体　名	所　在　地	電話番号	担 当 者 名	活　動　内　容　等
ラビットクラブ	〒210 川崎市川崎区東田町8 川崎市川崎保健所内	044-201-3111	村山　知子	外国籍母子の支援
あいうえおの会	〒213 川崎市高津区溝ノ口521	044-833-7411	広川　和子	日本語教室、その他随時野外学習、現場学習、交流パーティー等。
ＬＥＴ´Ｓ国際ボランティア交流会	〒214 川崎市高津区末長146-1 B-310	044-853-2140	小倉　敬子	国際理解、国際交流活動。
鎌倉国際交流婦人の集い	〒245 横浜市戸塚区俣野町410-12	045-410-2706	池上　宏子	国際間の友情と相互理解を深めることを目的として文化活動等。
教育の国際化をすすめる会	〒248 鎌倉市二階堂773-6	0467-23-1569	斉藤　繁	海外帰国子女問題の相談、外国語保持教室、外国語ボランティアのネットワーク化。
三浦市国際交流協会	〒238-02　三浦市城山町1-1	0468-82-1111	大内　由美子	英会話教室、国際交流パーティー、通訳ボランティア等。
茅ヶ崎市国際交流協会	〒253 茅ヶ崎市浜竹4-3-30	0467-82-1868	平野　章	国際交流、国際協力、語学教室。
よみかき広場	〒253 茅ヶ崎市美住町6-20	0467-85-8755	小和田公民館	日本語教室
ＡＥＣＣ	〒254 平塚市浅間町9-1 平塚市役所市民課内	0463-23-1111	八幡　潤一郎	日本語教室（英語・中国語）
日本語サークルなかまたち	〒251 藤沢市亀井野4-8-1 六会公民館内	0466-81-6677	六会公民館	日本語教室
あいうえお	〒252 藤沢市円行82-7-6	0466-82-8079	窪田　まり	日本語教室
葦の会	〒229 相模原市由野台1-13-11	0427-57-4276	吉川　牧子	インドシナ難民の支援。日本語教室。カンボジア人子弟の母国語学習応援。
相模原市国際交流協会	〒229 相模原市御園1-5-5	0427-42-4406	大野　力	外国からの友好訪問団の受入れ等。外国籍住民への協力及び交流事業の促進。

団　体　名	所　在　地	電話番号	担 当 者 名	活　動　内　容　等
日本語の会	〒228 相模原市南台4-11-21	0427-44-0994	三好　陽子	日本語教室、日本語教授のための勉強会。
海老名国際交流の会	〒243-04　海老名市国分寺台3-12-11	0462-31-3701	渡辺　尚	外国人と日本人が一緒に参加する集いの開催。会報の発行。
（株）インターナショナルプレス新聞社	〒243 厚木市水引1-1-3	0462-75-7515	ー	日本国内でのポルトガル語の週刊新聞の発行。
神奈川県インドシナ難民定住援助協会	〒242 大和市中央林間3-7-18	0462-75-2739	桜井　宏子	インドシナ難民への自立促進援助。日本語指導。家庭訪問。日本語教授法講座等。
ぶどうの木の会	〒242 大和市南林間7-4-1 カトリック大和協会内	0462-74-1178	稲葉　宏子	大和定住促進センター内で、保育、生活指導ボランティア。同センター退所者のアフターケア。在住外国人の日常生活における相談、日本語教室等。
神奈川県央中国語教室	〒242 大和市南林間2-12-10	0462-74-4079	内田　卓爾	在住中国人への日本語指導、日本人への中国語指導、学校の求めに応じた各種の支援等。
綾瀬国際交流の会	〒252 綾瀬市深谷3447	0467-78-2531	佐怒賀　房子	綾瀬市在住、在勤の外国人を対象に、国際交流を目的とした日本語指導。
東南アジアの人々と共に歩む会	〒257 秦野市曽屋3569-9	0463-81-6361	今福　清司	東南アジア出身者・中南米日系人及びその家族に対する日本の文化、言語等の学習の場の提供、生活相談等。
秦野国際交流懇談会	〒257 秦野市桜町1-3-2 秦野市役所	0463-82-5111	市生活文化室	秦野市に住む外国人と市民との国際交流活動。
インドシナ難民の明日を考える会	〒191 東京都日野市東豊田1-46-9	0425-81-8460	永瀬　一哉	日本語教室、子供の学習補習・母国語教育の支援。

＜個人＞

・石崎　エリカさん　　（鎌倉国際交流婦人の集い・会員）
・クリンゲル　ちえこさん（国際結婚を考える会・会員）
・斎藤　セシリアさん　　（横浜市中区国際サービス員）
・里　憲子さん　　（神奈川ＪＶＣフレンズ・ＪＶＦ）
・豊住　マルシアさん　　（綾瀬市日本語指導協力者）

以上の団体及び個人の皆様に、アンケート調査時に、国際家族のご紹介をいただきました。この場をお借りして、感謝申し上げます。ご協力ありがとうございました。

資料２　指導・助言をいただいた方々

今回の研究を進めるに当たって、次の各氏及び関連機関、関係行政機関等の担当者の方々に貴重な御指導、御助言並びに資料の提供を賜りました。心よりお礼申し上げます。

○ｸﾘﾝｹﾞﾙ　ちえこ	国際結婚を考える会　関東地域連絡員
○金　迅野	（財）神奈川県国際交流協会
○ﾜｽﾅﾆ　ﾓﾆｶ　孝子	MAGIKAL CHILD CLUB代表
○江橋　崇	法政大学法学部教授
○蒔田　ロセール	ＦＷＪＡ（Filipina Wives of Japanese Association）フィリ
山下　ミルナ	ピン人妻の会
○阿久澤　麻理子	奈良教育大学大学院生
○大森　雅子	女性の家“サーラー”相談員
○豊住　マルシア	かながわ国際政策推進懇話会委員
○三木　恵美子	弁護士
○福原　啓子	かながわ・女のスペース“みずら”代表
○斎藤　セシリア	横浜市中区国際サービス員

（敬称略・肩書は助言依頼時・五十音順）

また、県の関係室課の担当者の方々には、お忙しい中御協力をいただき、貴重な御助言や資料を賜りました。厚く御礼申し上げます。

資料３　主な参考文献

森本和美『イラスト版国際結婚ガイドブック』（明石書店　1994年）
国際結婚を考える会編『新版国際結婚ハンドブック』（明石書店　1994年）
筑波君枝編『国際結婚の基礎知識』（明石書店　1995年）
土井たか子編『「国籍」を考える』（時事通信社　1984年）
国際結婚を考える会編『二重国籍』（時事通信社　1991年）
サーム・シャヘド・関口千恵『在留特別許可』（明石書店　1992年）
外国人配偶者の在留資格を求める弁護団編『オーバーステイ国際結婚マニュアル』（現代書館　1994年）
新田文輝『国際結婚とこどもたち』（明石書店　1992年）
大田季子・谷合佳代子・養父知美共著『戸籍・国籍と子どもの人権』（明石書店　1994年）
世界人権宣言中央実行委員会・反差別国際運動日本委員会編『家族と人権　国際家族年に考える』（1994年）
国際結婚を考える会編『素顔の国際結婚』（ジャパンタイムズ　1986年）
大沢周子『バイリンガル・ファミリー』（筑摩書房　1989年）
国際結婚を考える会編『楽しくやろう国際結婚』（明石書店　1990年）
吉永みち子『お隣りの外国人』（平凡社　1993年）
宿谷京子『アジアから来た花嫁』（明石書店　1993年）
寺田靖範編『妻はフィリピーナ』（話の特集　1994年）
玉垣洋一『フィリピーナと結婚すること』（乃木坂出版　1995年）
江橋崇編著『外国人は住民です』（学陽書房　1993年）
江橋崇『自治体国際政策の展開と内なる国際化（自治総研ブックレット29)』（1994年）
宮島喬『地域社会におえる外国人労働者一日・欧における受入れの現状と課題ー』(1995年)
梁泰昊『知っていますか？在日韓国・朝鮮人問題一問一答』（解放出版社　1994年）
福岡安則『在日韓国・朝鮮人』（中公新書　1995年）

石黒一憲『現代国際私法上』（東大出版会　1990年）
山田鐐一・澤木敬郎・南敏文・住田裕子著『わかりやすい国際結婚と法』（有斐閣リブレ　1990年）
山田鐐一・土屋文昭著『わかりやすい国籍法（新版)』（有斐閣リブレ　1993年）
山田鐐一・黒木忠正著『わかりやすい入管法（第３版)』（有斐閣リブレ　1994年）
『別冊ジュリスト憲法判例百選Ｉ［第三版]』（有斐閣　1994年）
『法学セミナー９４・３』（日本評論社　1994年）

神奈川県渉外部『国際ボランティア読本』
神奈川県渉外部企画『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』（1986年）
神奈川県渉外部『かなが国際政策推進プラン』（1991年）
神奈川県渉外部『かながわの新しい仲間たち』（1991年）
神奈川県渉外部企画『ともに』（明石書店　1992年）
神奈川県渉外部『外国籍県民支援の入門講座の手引』（1993年）
神奈川県渉外部『外国籍県民支援実践のために』（1994年）
神奈川県渉外部『外国籍県民相談事業の概要ー平成４年度ー』（1994年）
神奈川と朝鮮の関係史調査委員会『神奈川と朝鮮』（1994年）
神奈川県在日外国人にかかわる教育研究協議会『民族共生の教育を拓こう』(1994年)
神奈川県教育委員会『いっしょに学ぼうー外国人児童・生徒のための日本語指導資料ー』(1995年)
神奈川県県民部『神奈川県人権施策推進指針』（1994年）
神奈川県福祉部『外国籍県民福祉施策研究報告書』（1992年）
神奈川県企画部『平成７年度国の施策・制度・予算に関する要望』（1994年）
神奈川県自治総合研究センター『神奈川の韓国・朝鮮人』（公人社　1984年）
（財）神奈川県国際交流協会『国際交流・協力ハンドブック』(1992年)
（財）神奈川県国際交流協会『ことばのちず』

かながわ在日外国人問題研究会『多文化・多民族社会の進行と外国人受け入れの現状』　(1992年)
かながわ在日外国人問題研究会『～在住外国人・ともに暮らす・かながわ～もっとあなたに出会いたい』　(1993年)
神奈川県内在住外国人実態調査委員会『神奈川県内在住外国人実態調査報告書―韓国・朝鮮、中国人について―』　(1985年)
神奈川県内在住外国人実態調査委員会『神奈川県内在住外国人実態調査報告書［付属資料］』　(1985年)
法務省入国管理局編『平成４年版出入国管理』　(1993年)
法務省『在留外国人統計』　(1993年)
（社）神奈川人権センター『人権ハンドブック』　(1993年)
（社）神奈川人権センター『多民族多文化共生』　(1994年)
川崎市『在日外国人を理解するためのハンドブック』　(1993年)
川崎市『川崎市外国籍市民意識実態調査報告書』　(1993年)
川崎市外国籍市民意識実態調査研究委員会『川崎市外国籍市民意識実態調査報告書【事例面接調査編】』(1995年)
東京都母子保健サービスセンター『在日外国人の母子保健』　(1993年)
東京都『国内自治体の国際化施策調査』　(1994年)
柴田義助『国際結婚をめぐる法律上の諸問題　最上地域における小学校教育の国際化に向けて』　(1993年)
最上広域市町村圏事務組合国際交流センター『最上地域における国際結婚家族の権利保障をめざして』　(1995年)
自治研中央推進委員会『月刊自治研９３．７』　(1993年)
福音館書店『母の友７月号』　(1994年)

ＭＡＧＩＣＡＬ　ＣＨＩＬＤ　ＣＬＵＢ『ＭＡＧＩＣＡＬ　ＣＨＩＬＤ　ＣＬＵＢ』
女性の家“サーラー”　『サーラー通信』
かながわ・女のスペース“みずら”　『みずら通信』

資料４　別冊資料編目次

資料編のはじめに

１　国際家族に対するインタビュー調査

（１）調査実施の概要
（２）調査結果の概要

２　国際家族の実態及び意識調査

（１）調査実施の概要
（２）調査にみる国際家族のプロフィール
（３）調査結果の概要
（４）調査票
（５）調査票翻訳者一覧

３　地域社会の国際化に関する意識調査

（１）調査実施の概要
（２）調査結果の概要
（３）調査票と「正解と解説」

「『国際家族の時代』を地方から」
チーム員、アドバイザー名簿

★チーム員

	氏　名	所　　属（ 前 所 属 ）
◎	難波　久枝	自治総合研究センター（相模川総合整備事務所）
	増田　雄一	座間渉外労務管理事務所
	広瀬　　茂	出納局指導課
○	渡辺　幸治	県民部女性政策室
	山口　洋子	福祉部高齢者保健福祉課（渉外部国際課）
	佐藤　　暁	市町村研修センター（相模原市派遣）
☆	目黒　節子	自治総合研究センター
☆	遠藤　玲子	自治総合研究センター

◎リーダー
○サブリーダー
☆コーディネーター

★アドバイザー

定松　　文　（お茶の水大学大学院文教学部教務補佐員／
日本学術振興会特別研究員）

資料編目次

資料編のはじめに…… 1

資料１　国際家族に対するインタビュー調査 …… 5

１　調査実施の概要…… 7
２　調査結果の概要…… 8

資料２　国際家族の実態及び意識調査 …… 57

１　調査実施の概要…… 59
２　調査にみる国際家族のプロフィール …… 60
３　調査結果の概要…… 63
４　調査票等…… 105
５　調査票翻訳者一覧…… 117

資料３　地域社会の国際化に関する意識調査 …… 119

１　調査実施の概要…… 121
２　調査結果の概要…… 121
３　調査票と「正解と解説」…… 143

資料編のはじめに

この冊子は、神奈川県自治総合研究センター平成６年度研究チームＡ報告書「『国際家族の時代』を地方から」の資料編です。

研究の過程で、国際家族当事者に対しては、郵送式によるアンケート調査とインタビュー調査を実施しました。また、国際家族を受け入れる地域住民の一つの事例として、県の新採用職員に対して、調査を実施しました。報告書では、本文中心に掲載し、この資料編を別冊として作成いたしました。

報告書とこの資料編を併せてご覧いただき、参考にしていただければ幸いです。

なお、研究活動に際してご支援とご協力をいただいた関係者の皆様、特にお忙しいところアンケート調査とインタビュー調査に応じていただいた国際家族の皆様と、ほとんどボランティアで調査票を翻訳してくださった方々に対し、改めて心よりお礼申し上げます。

平成７年９月

神奈川県自治総合研究センター
「『国際家族の時代』を地方から」に関する研究チーム

資料１　国際家族に対するインタビュー調査

１　調査実施の概要

（１）　インタビュー様式の作成

インタビュー様式を作成し、次のように基本的な質問項目を統一し、すべてを自由回答方式とした。

外国籍の人が日本に来た理由　知り合ったきっかけ　結婚までの障害　現在の仕事
母国以外の居住経験　日常生活　子ども　法的問題　情報・言語　保険・年金
つきあい　差別・偏見　権利　悩み事・不安　将来　社会・行政に対する要望

インタビューにあたる担当者は、アンケート調査の回答を事前にチェックし、それを踏まえつつ、対象家族になるべく自由に話してもらうように、また、適切に追質問などもはさみ、情報や意見を豊富に引き出すように心掛けた。

（２）　インアタビュー対象家族の選定

アンケート調査の際、インタビューに応じてもよい家族には、住所と氏名を記入してもらうという方法により、対象家族を募った。

その結果、インタビューに応じてもよいとの回答があった家族は、最終的には１９４件中半数近い９５組（夫が日本人のケースが８０％）であった。その中から国籍や在日年数がなるべく異なるよう２３組を抽出した。

（３）　調査実施期間、実施方法

インタビューを実施したのは、1995 年３月４日～５月 23 日の期間である。インタビューは、原則担当者２人１組で夫妻に対して自宅で行うこととした。インタビュー調査前にアンケート調査結果を熟読の上、インタビュー時間は平均２時間半程度とし、限られた時間を有効に使うこととした。インタビューは、１対象家族に対し、最短でも１時間３０分、長い場合は約９時間を要している。記録にあたっては、被インタビュー者の了解を得て、カセットレコーダーを使用した。なお、言語は、夫妻のどちらかが日本人であることから、日本語を使用した。しかし、夫の都合によりアメリカ合衆国籍の妻だけにインタビューを実施した際は、英語に対応できるチーム員が英語で行った。

（４）　対象家族の性格

インタビューを実施した対象家族の数は２３であり、在日年数別、国籍別に示せば、次の表のようになる。

在日年数	国　　籍	在日年数	国　　籍
１年	妻：台湾　　夫：日本	８年	妻：マレイシア　　夫：日本
３年	妻：インドネシア　　夫：日本	９年	妻：フィリピン　　夫：日本
３年	妻：アルゼンチン　　夫：日本	９年	夫：ラオス・台湾　　妻：日本
４年	妻：フィリピン　　夫：日本	１１年	夫：フィリピン　　妻：日本
５年	夫妻：　　ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ・日本	１２年	夫：オランダ　　妻：日本
５年	夫：アメリカ合衆国　妻：日本	１４年	妻：インド　　夫：日本
５年	夫：オーストラリア　妻：日本	１４年	妻：元カンボジア　　夫：日本
６年	妻：タイ　　夫：日本	１５年	妻：フランス　　夫：日本
６年	妻：アメリカ合衆国　夫：日本	１６年	夫：チリ　　妻：日本
７年	妻：インドネシア　　夫：日本	２０年	妻：元韓国　　夫：日本
７年	夫：中国　　妻：日本	２６年	妻：アメリカ合衆国　夫：日本
７年	妻：ドイツ　　夫：日本		

（５）　その他

インタビューは情報提供・相談業務も兼ねるため、先方の欲する情報を提供できるよう努めた。

また、人権を擁護する立場にある私たちが、国際家族の家庭を興味本位でのぞき込んだり、土足で踏み込んだりしてしまうことのないよう、お互いに確認しあった。

２　調査結果の概要

２３家族のインタビュー調査結果の概要は以下のとおりである。

それぞれのインタビュアーが、それぞれの書き方でまとめ、被インタビュー家族に目を通していただいて、加除訂正していただいたものである。名前は仮名、イニシャル及び匿名とした。

インタビュー結果のフェイスシートの記載について

凡例

夫	氏　　名			国　籍	年　代	
妻	氏　　名			国　籍	年　代	
第１子	氏　　名	性　別		国　籍	年　齢	
第２子	氏　　名	性　別		国　籍	年　齢	
結婚年数		同居年数		通算在日年数		

（１）家族構成員全員について記入。

（２）「夫・妻」部分の網かけは、本インタビューに回答した者を示す。

（３）「同居年数」欄は、「結婚年数」と異なる場合のみ記載。

（４）「通算在日年数」欄は、外国籍（もしくは元外国籍）である夫または妻の通算の在日年数を記載。

（５）インタビュー結果の記載順序は、「通算在日年数」の短い順とした。

≪ケース１≫

夫	山田　秀雄（仮名）			日　　本	４０代
妻	山田　順子（〃）			台　　湾	３０代
第１子	山田　秀一（〃）		男	日　　本	１歳
結婚年数	４年	同居年数	１年	通算在日年数	１年

秀雄は自動車関係の仕事をしており、結婚前にも、研修や観光目的で、何回か台湾には行ったことがあった。そろそろ結婚をと考えていた時期に、台湾の女性との見合い話があった。知人のそのまた知り合いの勧めであったが、とにかく見合いをするために、５日間台湾に行くことにした。そこで陽澄（結婚前の順子の名前）という女性を紹介されたのが、最初の出会いだった。陽澄は当時、紡績の仕事をしていた。秀雄の話す言葉は全くわからなかったが、日本語の漢字は何とか読めるのであまり不安はなかった。陽澄は秀雄との結婚を決意した。

秀雄は結婚することに関して、一切自分の家族には相談しなかった。その５日間の滞在期間中に、現地で結婚式を挙げた。６日目には単身で日本に帰国した。帰国後、日本での婚姻手続きや、順子の来日手続きをしなければならなかった。それらの手続きは、もちろん自分でしなければならなかったが、あいだに入ってくれた知人が、いろいろとアドバイスをしてくれたので、思ったほど面倒ではなかった。しかし、順子は台湾での年金がもらえるまでの年数を働くために、結婚後も一人台湾にとどまった。順子が秀雄のいる日本の土を踏むのに、それから４年半の歳月がたたなければならなかった。

日本でようやく、結婚生活ができるようになり、しばらくすると、順子は妊娠した。日本語がまだあまりよくわからない、身重の順子を一人家に残し、秀雄は毎朝、心配しながら会社へと向かった。会社は自宅からそう遠くないので、臨月が近づくと、秀雄は毎日、昼食を自宅に戻ってとることにした。陣痛がおこり、病院に連れて行かなければならなくなった時に、会社に電話すらかけられないと思ったからだ。

秀雄の配慮の甲斐もあって、無事、秀一が生まれた。秀一は、すくすくと元気に育っていったが、どんなに元気な赤ん坊でも、病気は避けられるものではない。秀一の具合が悪くなると、順子一人では医者にかからせることができない。秀雄が病状などを説明するために会社を休み、病院へ同行しなければならなくなってしまった。しかし、自動車産業は大変きびしい状況にあり、そうそう突然の休みなど取ることはできない。リストラの影響で、ギリギリの人数で仕事をしているからだ。秀雄は秀一の具合が悪くなると、不憫な気持ちを耐えてその日は出社する。そしてその日のうちに、翌日の仕事の段取りを済ませてしまってから、翌日に病院へいくための時間分だけ休暇を申請するのであった。

順子は最近、国際結婚をしている人のための雑誌が刊行されていることを知った。中国語で書かれている雑誌だ。また、同胞の友達からも、いろいろ情報を得ることができた。国際結婚による子を持つ母親達のサークルがあり、子どもといっしょに参加でき、日本語の勉強もできるとのことだ。自宅の近所ではないが、それほど遠くはないので、秀一を連れて通うことにした。順子は日本語を習得するのはとても難しいと思っている。たいていの漢字と平仮名は読み書きできるが、発音が苦手だ。一つの漢字で色々な読み方があるので戸惑うことがしばしばある。秀一には日本語と中国語で話しかけているが、まだ沢山の

言葉を知っているわけではないので、限られた日本語しか使えない。秀雄は日本語しか話せないので、二人の会話は通じないことがある。秀雄も時々、順子に説明できないことがある。（私たちからのインタビューも一部に筆談を用いました。平仮名とカタカナを抜いて漢字だけを並べて書くとだいたい意味が通じました。）

順子は料理があまり得意ではない。台湾に居た頃は、食堂を営んでいる親戚の家に住んでいたため、自分では料理をつくる機会があまりなかった。自分の好みの味は薄口であるが、秀雄は甘口の、濃い目を好んでいる。順子は日本の味付けを研究するために、テレビの料理番組をよく見ている。秀雄は順子の料理は下手だと言いながらも、「日本人同士でも関西と関東では、味付けが違うのだから、最初は仕方がない」とあまり気にはしていない様子だ。

秀雄は姉夫婦が東京に住んでいるので、時々は連絡をとっているが、実家には行っていない。もうじき秀一が１歳になるので、今年は３人そろって、秀雄の長野県の実家に顔みせに行く予定にしている。順子と秀一にとっては、初めての旅行となる。

秀一が取得した国籍は日本国籍だけである。父系優先主義をとっている台湾では日本人と結婚した女性の子は台湾籍を取得することは出来ない。また、秀雄は順子にも日本への帰化を勧めているが、順子は日本には将来にわたって住みたいと思う気持ちがあるので、永住ビザは持っていたいと思っているが、帰化はしたくないようだ（アンケートでは「帰化したい」と回答していただいたが、実際お会いして話を伺ったなかでは、順子は台湾に家を所有しており、帰化することによりその家を所有できなくなってしまうようなので帰化はしたくないという言い方をされていた。）。埼玉県に住んでいる順子の台湾の友達も日本人男性と結婚し、中学生の子どもがいるが、帰化はしていないそうだ。

秀雄は会社へは、妻が台湾人であることは、敢えて言ってはいない。保険証をはじめ、種々の書類は全て日本名で通しているので会社の人達は知らない。好奇な目で見られるのではないかと思っているからだ。会社の中では言いにくい雰囲気がある。

昨年１０月にビザの更新をした際に、在留期間が１年間に延びた。切り替えの手続きをしに行く時は、順子といっしょに秀雄はついて行くことにしている。一人では手続きができないからだ。初回は秀雄も手続きがよくわからず、何回か足を運んだ。会社へもその都度休暇を申請しなければならない。日本に帰化すればビザを更新しなくてもよくなる。秀雄が順子に日本への帰化を勧める理由の一つはこんなところにもある。

マンション住まいなので自治会には入っており、盆踊りなどに参加したことがあるが、近所の人達とは普段は挨拶を交わす程度のつきあいをしている。小さい子どもがいるとよく相手の方から声をかけてきてくれるので、何人か日本人の友人もいる。

子どもには日本語のほかにも英語・中国語もマスターして欲しいと願っているが、まだ幼いので具体的な教育方針などは決めていない。（明るく響く笑い声で、子に接している母の姿を見ると、何十年か後に台湾と日本をまたにかけ活躍しているであろうその子の将来を、何とか応援したくなってしまう。）

（1995.4.16 インタビュー／担当：S.S & Y.Y ）

≪ケース２≫

夫	＊		日　本	２０代
妻	Ｎ．Ｉ		インドネシア	２０代
第一子	＊	男	日　本	４歳
結婚年数	６年		通算在日年数	３年

私たちがＩさん宅に伺ったのは、夜の９時。ヒンズーの神様が玄関に美しくまつられています。テレビゲームに興じるお子さん（インタビューの最後には眠ってしまいました）を交え、ガムランの楽器や、踊りの衣装に身を包まれた奥様の写真がディスプレーされた居間でまずはご主人からお話を伺いました。

バリは昔の日本みたいな雰囲気のところですね。訪れる日本人はほとんどいい印象を持つんじゃないでしょうか。インドネシアのなかでも、バリ人は、日本人に似ています。彼女の家族は、お母さんが踊り手で、おじいさんはこのクンデルという楽器の奏者なんです。宗教はほとんどがヒンズー教で、牛肉が食べられないのですが、バリのヒンズーは柔軟なようで、絶対に食べないということでもないみたいです。日本での食習慣にも特に違和感はないようです。

結婚・仕事

「ヴィラ・バロネ・バリ」という合弁のリゾート会社で働いているとき、踊りのアルバイトできていた奥さんと知り合われました。６ヶ月後に結婚、３年ほどバリに住んでいました。結婚については、どちらの家族からも反対はなかったとのこと。インドネシアでは国際結婚はよくあることであり、日本に移り住むことについても反対はなかったそうです。

結婚式はバリ島の奥様の自宅で行われました。普通、バリでは結婚式は自宅で行うとのこと。しきたりにのっとり、式のあと、お寺を３つ訪問して神様に報告したそうです。

ご主人は、医療さえよければ日本より住み易いとおっしゃるバリですが、ご自分の体質の関係上、インドネシアの医療体制に不安があったため、現地でのお仕事を辞められて日本に帰国することを決断されたそうです。住まいは日本に帰国後、半年ほど茨城のご実家におられましたが、妻に友達がいないことや好きな踊りができる環境ではなかったため、横浜に移られ、現在はお酒の販売関係の会社に勤められており、今の住まいは会社の借り上げ社宅だそうです。

奥様は、ご自宅でバリ・ダンスを教えられています。生徒さんは大使館や「インドネシア妻の会」の「カワラ版」（会報）、口コミで知り合われた日本人の方々。また、踊り以外に外にでて働くことは考えてはおられないそうです。

ビザ、国籍

日本に来られたときは配偶者ビザで、１年ビザでしたが、去年の更新で、３年ビザになったばかり。永住ビザを取得したいそうですが、日本国籍を取ることは考えたことはない

とのこと。また、外国人登録証の携帯については特に抵抗はないそうです。

現行制度上、万が一の離婚や、死別の時に、配偶者ビザでは日本にとどまれないことについての考えをお聞きしたところ、ご主人は笑いながら「離婚したら帰るんでしょうねえ、死別しても自分の両親、兄弟がいるあちらの方が住みやすいでしょうから」とのお答え。奥様は、「でも私、やっぱり日本がいいです、便利ですから」。

子供の国籍については、インドネシアが父系主義の国であるため、インドネシアで生まれたにもかかわらず、国籍を取得できなかったとのこと。なお、ご主人がインドネシア国籍を取得するためには、居住してから１０年以上かかると聞いたそうです。

コミュニケーション、教育

ご主人はわかりにくい言葉をすぐにインドネシア語に翻訳して奥様の意見を聞かれていました。会話はインドネシア語、日本語が半々ですが、バリ語も使われています。また、ご主人はインドネシア語の簡単な読み書きもできるとのこと。奥様も日常会話には問題なく、同じ住宅の方々や、踊りの生徒さんなど日本人のお友達もたくさんおられます。漢字は読むことができないので、行政の「おしらせ」などは難しいとおっしゃいます。それでも予防接種など必要な情報は同じ年頃のお子さんがいるお宅に相談されているとのこと。

バリ出身の方は近所にはいないそうですが、「インドネシア妻の会」がよくまとまっているので、宗教儀式やお祝いのときにはよく集まりをもたれているそうです。

この４月から幼稚園に通われているお子さんは、インドネシア語、バリ語、日本語を使うことができます。インドネシア語で話しかけると、日本語で応えたりすることもあるとのこと。学齢期には、公立学校に通わせるつもりだそうです。（目黒に、「バライ・インドネシア」というインドネシアの学校もあるが、遠いため。）性格的に誰とでも友達になるので、いじめにあったことはないとおっしゃっています。いつも、母親がバリ島出身だということをしっかり教えているそうです。また、奥様自身もじろじろ見られるなどの嫌な思いをしたことはないとおっしゃっていました。

インドネシアには２年に１回程度家族で帰るが、仕事の都合上ご主人だけ、１０日程度で日本に戻られるとのこと。

その他

日本国内の情報は、テレビを通じて得ることが多いとのこと。奥様は地方レベルの参政権は外国籍の住民にも必要と考えられています。健康保険は会社の保険に入っています。国民年金は、受給者となったとき、支払われるかどうか不安で、払っていないとのことでした。

奥様のアイデンティティーを大切にされ、２つの言語が行き交う家族が、ごく自然に地域のなかに溶け込まれているのが印象的でした。

（1995.4.7　インタビュー／Y.M & S.M ）

≪ケース３≫

夫	＊	日　本			４０代
妻	＊	アルゼンチン			４０代
第一、二子（双子）	＊	女	日　本		６か月
結婚年数	１５年	通算在日年数			３年

妻―　アルゼンチンにいた頃は、仕事を持っており、結婚してからも５年くらい続けていました。でも、夫は中南米の他の国で仕事をすることもあり、いつも離れていました。それで仕事をやめて夫についていきました。

夫―　私の仕事は、ODA 関係のコンサルタントで、アルゼンチンには８年間いた。他にもパラグアイとか、コスタリカとか１つのプロジェクトが終わるまで滞在する。一時プロジェクトが切れて日本に帰国することになった。

妻―　今までは他の国といっても、スペイン語圏ばかりだったので、そんなに大変だとは思わなかったんですね。両親とも日本人で、家では日本語を使っていましたが、両親も含めて当時の日本人は、仕事が忙しくて家族とのコミュニケーションの時間が少なかったんです。学校の友人もみなスペイン語を話すし、近所にも日本人はあまりいませんでした。私が日本語を話すようになったのは、結婚してからです。言葉が通じるかそうでないかは大きな違いです。夫も日本にいるとずっと忙しい。

夫―　中南米の生活は良かった。是非行かれるといいですよ。日本での生活は仮住まいと考えている。子供の教育も日本で、とは考えていない。中南米に帰るつもりだ。次のプロジェクトが動けば仕事があるからまた行く。

妻―　夫の悪いところなんですが、いつも「南米に帰る。」と言うから私は期待してしまう。やっぱりあっちのほうがいいと。そうじゃなかったら日本にずっと残ると言ってくれたら、私も日本での生活を覚悟していろいろ覚えなくちゃいけないと思うんですけど。いっか帰る、いっか帰るという気持ちがあるから。

夫―　仕事柄、プロジェクトで動きますから。早く出たい。もう中身は外人だね。もう日本では住みにくいと感じています。まず電車に乗るのがいやね。満員でべたっとくっつく感じが。最近は慣れましたけど。アフリカや東南アジアでもハイソサエティーな生活ができる。日本に帰ると貧乏たらしくなっちゃってね。

妻―　子供が生まれてからもっといろんなことを感じましたね。あっちに帰ったらスペイン語が必要だけど、日本語もきちんとできるようにさせたい。自分が日本に来てどんなに日本語で苦労したかを考えると。顔が日本人だからやっぱり日本語を話さなくちゃいけないと思う。２世の友達とよく話すんですけど２世は難しいですね。あるボランティアグループに行ったとき、あまりいい顔されなかったんです。あれっ？日本人なのになんで来たのって感じで。ちょっと冷たかったんです、最初は。そういうことは何回かありました。

夫―　日本人の外国人に対するボランティアというのは欧米人が対象だからね。外人て言ったら欧米人だから。この差別というのはいやがうえにも感じるものね。

妻―　でもグループに入って良かったです。友達もできたし、いろんなところに連れて行ってもらったし。

夫―　国際化が進んだと言ってる割には、曲がっているところがあるんじゃないかな。戸籍上には記載されても｛結婚したということが｝住民票にはのらないのはおかしい。在留資格は来年は「３年にしてあげますよ」なんて言われてもいらないや。どうせ仮住まいだと思っているから。

妻―　どこがとは言えないけど、なんとなく生活が不便です。向こうでは（夫婦で）言い合いしなかったのに、日本に来て増えました。まずは病院でしょ。私は、主人がいないと何にもできない。日本は人が多い。病院に行っても人がいっぱい並んでいる。病院に行くとかえってストレスがたまってしまう。次から次へと治療されて何か冷たい感じがする。最初イヤになつちゃいました。今はもう慣れたけど。

夫―　外国人登録の対応なんて見ると、私は日本人だけどあんまりひどいもんでよっぽど区長宛に手紙を書いてやろうかと思うくらい。

妻―　でもあっちも同じです。今は日本人に慣れているから違うけど、母の頃はひどかったですよ。自分の国に帰りなさいとよく言われました。

夫―　しかし、すごくばかにされて本当に悔しいよ。「この書類はなんだ！」なんて頭ごなしに言われて。

（何か求めている情報は？の問いに）

妻―　自分で病院の相談したい時、スペイン語で教えてくれるところが欲しいです。

夫―　あと手続き関係。一般的な情報は結構出回っているけど、こと生活の情報というと手にいれるのが難しいよね。だから情報交換を自分たちでやっている。アルゼンチンからきている友達と、そこの病院は良いとか悪いとか。

妻―　友だちと情報交換するのは、電話が多いです。子供が生まれてからは。それまではよく遊びに行ったりしてましたけど。ご近所の人には挨拶する程度。あとの友人は二世とか中国人とか。中国人とかフィリピン人に間違えられることもあります。

夫―　人種に対する偏見がすごいんだなあ。

妻―　でもそれは私が説明しなければわからないことでしょ。日本では言葉がわからないから、誰かが病気になったら不安です。やりたいことがいっぱいあるんですけど、どうしょう、どうしょうと思ってました。電車に乗ったりするのがすごくいやでした。１年たったらだいぶ強くなって１人で大丈夫になりました。ストレスの発散方法は、お友達とスペイン語で話すことです。友達もみんなそう言ってますね。やっぱり女どうしの話とか電話で長く、気兼ねなく話せることが良いです。子供が生まれてからはどこにも行けなくなってしまって、それまでは外に出たり友達と食事をして、日本語を話す機会があったけど今は無くなってしまった。（アルゼンチンでは）土日は、家に誰か来てくれてみんな集まって子どもの面倒をみてくれたりしてたけど、こっちでは全く２人きり。そういうときあっちに帰りたいと思う。

夫―　日本はあまり他人の生活に入り込まない。自分の領域がはっきりしている。でもこれは良いか悪いかでは判断できない。

（1995.4.15 インタビュー／担当：Y.Y & R.E）

≪ケース４≫

夫	達　也　（仮名）		日　本	４０代
妻	イサベラ（仮名）		フィリピン	２０代
第１子	＊	女	フィリピン	６才
結婚年数	５年	通算在日年数		４年

このカップルは結婚して５年になります。イサベラさんは国際結婚をしているフィリピン人女性のグループに属しています。彼女はフィリピンのダンスが上手で、グループで時々行う国際交流のイベントで披露しています。彼女は結婚前に興業ビザで来日し、達也さんと知り合い結婚しました。娘さんは達也さんにとってはイサベラさんの連れ子になります。イサベラさんの家族は、兄弟がフィリピンに、両親と妹がアメリカに住んでいます。フィリピンには里帰りをよくされていて、４回になります。仕事は娘さんがまだ小学校１年生ということもあり、また適当な仕事も見つからないらしく、特に働いていません。彼女は同じフィリピン人女性の友達が多く、お互いに電話したり、行き来をしたりしています。同国人同士のつきあいは気楽で、日本人の友達についてはあまり積極的につくる気持ちがないようです。近所づきあいについても、外で会えばあいさつ程度はするとのことです。達也さんもご近所づきあいはだいたい同じ程度だということです。外で達也さんと一緒に歩いていると、あの人日本人じゃないなという風に振りかえられることもあるようですが、それはさほど気にしていないようです。日本語の方は、たまにわからない言葉を聞き返しながら話されますが、まずＯＫ。読み書きの方は「漢字は娘にまだ負けない」そうです。フィリピン本国の情報については、ＢＳテレビで毎日フィリピンの１５分間のニュースが入るらしく、欠かさず見ているとのことです。

達也さんは、トラックの運転手をされています。朝が早いかわりに帰りも早く、インタビューについては平日の午後、達也さんの仕事が終ってから受けていただきました。日常生活では、達也さんに好き嫌いがないのでフィリピン風の料理をつくることが多いそうです。達也さんがフィリピン風の弁当を持って仕事に出かけることもあります。娘さんが３才半までフィリピンで育っており、日本の味つけよりフィリピンの方が好きということで、その意味でもフィリピンの家庭料理をつくるのはいいようです。

私達が訪問した時には、娘さんは友達を呼んでテレビアニメを見たりして遊んでいました。日本の雰囲気に慣れるためもあり塾に行っています。言葉は、母親の方からはタガログ語で話しかけていますが、娘さんは聞くことはともかく、しゃべる方は日本語です。タガログ語の発音が、母親が聞くとまるで日本語の発音になってしまっているそうです。名前はフィリピン風の本名と、日本風の通名を持っていますが、普段は本名を短くしたニックネームで呼ばれています。両親も友達もみんなニックネームの方で呼びます。学校の給食に苦手なものが結構あるらしく、よく残しているそうですが、学校の先生はあまり何も言わないようです。親子面談の時にはお父さんがついていくとのことでした。学校での生活は深刻な悩みはないようで、特にいじめもなく、素直に溶け込んでいるということです。

達也さんは娘さんのしつけについては、「日本に住んでいるんだから日本的なやり方にしないと。フィリピンに行ったら、フィリピンではこういうことをやってはいけないよという風に教えるしかない」と話されていました。ただ、まだ日本のことで覚えることがたくさんあるので、当面はそちらの方がまず第一になっているようです。イサベラさんは、「(よく日本の子どもが)『なんだよー』とか言うでしょ。『お母さん大っ嫌い、お父さんなんて大っ嫌い。』たまにうちの子も言うけど、すぐ怒るんです。それはフィリピンでだめだから。」と、日本の子ど

もの放任状態については、よく思っていないようです。「あなたは子どもだけど、私は偉い，一番偉いんだよ、ママは。」また、達也さんが、ちょっと何かあったときに、娘さんの頭をコツンとたたくことをイサベラさんの方では嫌がるようです。フィリピンでは、叱るとき頭を叩いてはいけないそうです。娘さんはごく小さいうちに、ピアスの穴をあけています。普段はしないのですが、日曜日にたまにピアスをしてあげたりするそうです。進学については、現在は公立の小学校に通っていますが、希望としては中・高は一貫の私立に通わせたいようです。公立は「悪そうな感じがする。」そうです。

フィリピンの人はカトリック教会に行きます。イサベラさんと娘さんは達也さんに車で連れられて、毎日曜日英語のミサに行きます。{私はその間外で待ってるんですよ。英語もしきたりもよくわからないんで」と達也さんは笑いながら話していました。イサベラさんも達也さんに無理にカトリックになってもらわなくてもいいようです。逆に、達也さんのお彼岸やお盆ののお墓参りにはイサベラさんも一緒について行くことになっています。

フィリピンと日本の人の考え方の違いについてはこんなことを聞きました。「日本の男の人だったら、仕事があればだめだというけど、フィリピンの男の人は、例えば『仕事とあたしとどっちが大事？』と言われれば、仕事をさぼって『じゃあどこかへ行こう』ということになる。日本の人の考えは、楽しく遊ぶには金銭的余裕が家庭にないといけないと考えてしまうが、フィリピンの人は今日お金があれば明日はなんとかなるだろう、という気持ちがある。」でもイサベラさんは、日本のやり方が気に入っていて、「私も時間を守る人だから。友達で時間を守らないのは…」と話していました。

イサベラさんのビザは日本人の配偶者等ビザです。法務省の入管の応対の印象は悪くないようですが、ビザの申請が一日仕事で時間がかかるようです。最初のうちは達也さんがついていかれたそうですが、仕事もあり、休みもままならないので今は自分で申請に行くようです。ビザを申請するのは奥さんと娘さんなのですが、提出書類の内容や、どこで手に入るのかが達也さんにもわからないような書類も要求されたりなどして、それも骨が折れるということです。在職証明が足りないと言われたときには、イサベラさんは「在職証明」と書いた紙に○をしてもらってきて、達也さんに知らせたそうです。現在はまだ１年更新なので、将来は永住者ビザを取りたいということです。帰化については、はっきりと「フィリピン人のままでいたい。日本のパスポートを持つと、帰ると私が外人になっちゃう。」

在住外国人の地方参政権について聞いてみると、「(政治は）テレビでムラヤマは知っている、あとだいたい顔だけ、名前は知らない。でももっと知りたい、英語で。あまりうまく説明できないから。」とのことでした。達也さんは「まだ早いような気がする。１０年くらいでようやく話をするのがわかるんじゃないかな。政治家の言っていることは普通よりももっと難しいから。参加しても余計わからないんじゃないか。」と話されていました。「日本人が聞いたって言っていることがわからないんだもの。」インタビューをする方も思わず納得。

フィリピン人でありつづけたいが、このまま日本に住み続けたいというイサベラさんと、温厚そうな達也さんの御家庭はとても円満そうで、幸せそうでした。

（1995.3.28　インタビュー／担当：Y.M & H.N）

≪ケース５≫

夫	中里　和夫（仮名）		日本・アルゼンチン	４０代
妻	中里　幸子（〃）		日本・アルゼンチン	４０代
第１子	中里　一之（〃）	男	日本・ベネズエラ	１３歳
結婚年数	２０年		通算在日年数	５年

幸子さんは行政機関で外国語による相談員をしています。そんな訳で最初の話題は最近多い相談内容からでした。特に近年多いのは労働問題だそうで２～３月であれば確定申告の仕方、解雇に関する問題は年中問わず多いそうです。また、入学の時期には入学手続関係の書類の書き方だそうです。幸子さんはさらに市内の小学校２校で週３回外国籍児童の日本語指導も行っています。

幸子さん自身はアルゼンチン生まれの日系２世で、戸籍が日本にあったことから日本国籍も所持しています。幸子さんのご両親が忘れずに日本に出生届を出したおかげで日本国籍も取れたそうです。和夫さんも同じ境遇でアルゼンチン国籍と日本国籍を持っています。

お二人が一緒になったきっかけはご両親どうしが知り合いだったことにあるそうです。幸子さんはベネズエラの日系企業に就職され、和夫さんもベネズエラの自動車会社で働いていました。そして、ベネズエラで結婚されました。そこで一之君が生まれ、出生地主義のベネズエラ国籍とご両親の日本国籍を取得しました。中里さん一家は通算１１年間ベネズエラに滞在されていました。

ベネズエラに住んでいらした中里さん一家が日本にこられた理由は、日本の入管法が改正され、日系２世に対する入国許可が緩和されたことがきっかけとなり和夫さんが単身来日していたからです。幸子さんは一之君の学校の編入時期に併せて５年前の３月に、母子で和夫さんに一足遅れて来日しました。和夫さんは単身のときは派遣会社の寮に住んでいましたが家族が来日したことによりアパートを探す必要がありました。しかし、どこの不動産屋を廻っても「外国育ち」という理由でなかなか住むところを紹介してもらえなかったそうです。ベネズエラにいた頃は「日本人」ということで信用されていたのに日本に来たら同じ日本人なのに差別されたことは思いがけなかったそうです。結局、会社の同僚の人が保証人になってくれたので一之君が通う小学校の近くにアパートを借りることができたそうです。

一之君の小学校の編入手続きは、幸子さんが日本語を不自由なく喋ることができるので何の問題もなく済んだそうです。一之君が通う事になった小学校には外国籍の児童が在籍していて､学校側が行事等を日本語のできない保護者に伝えられずに困っていたそうです。そこで教頭先生から幸子さんに学校の行事等を伝える通訳の役目を頼まれました。この通訳を引き受けたことがきっかけとなって外国籍児童に日本語指導をすることになりました。また、毎日のように外国籍児童の母親が中里さん宅を訪れ、通知の内容を聞いているそうです。外国人児童の母親にとって中里さんは学校と自分を結ぶかけがえのない存在になっているようです。幸子さん曰く「日本の学校は行事が多すぎる。そして子供が最も長い時間（家庭より長く）過ごす所」とのこと。

幸子さんはアルゼンチンでの子供時代、毎月船便で届く日本の雑誌で日本のイメージを膨らましていたそうです。「木造の家が建ち並び、寺院が点在し、舞妓さんが行き交い…」しかし５年前初めて日本に訪れると、そのイメージからは遠く、街が清潔で、物騒でないところ以外は自分が今まで住んでいたベネズエラの都市と大して違わないことに驚いたそうです。

アルゼンチンの学校は午前の部と午後の部とに分かれていて児童が自分の都合のよい部

を選ぶそうです。そして空いた時間は塾に通うのが普通のようです。多くの日系人２世の児童は日本語学校に通い、幸子さんも小学４年生まで日本語を習っていたそうです。ベネズエラで日系企業に勤めていたときに改めて日本語を習い直したそうですが、今でも時間を見つけては日本語のテープを聴いて勉強しているそうです。

一之君は日本に来たとき日本語は全く喋れませんでした。算数の九九さえも日本語なのでなかなか学校になじめなかったそうです。しかし子供の環境への順応能力は素晴らしく当年もすると友達もでき、ごく普通に遊んでいるそうです。唯一なじめないのが給食だそうで煮物や海草類のサラダなどあまり馴染みのなかったものは残してしまうそうです。ベネズエラでは給食制度がなく、お昼は家に戻って食べていたそうです。

もともと日本語ができた幸子さんと日本で日本語をマスターした一之君とは会話は日本語ですが、日本でもあまり日本語の会話の必要でない和夫さんは日本語が喋れないので一之君と和夫さんとはスペイン語で会話をしているそうです。親子の間で使う言語が違うことを聞いた我々は信じられない驚きがありました。

将来の家族の計画をお聞きしたところ、「全ては子供しだい」という答えが返ってきました。「とりあえず一之が高校を卒業するまでは日本にいることになる。もし、一之が大学に行きたいといえばそれまで日本にいるだろうし、なってみなければわからない。」と笑いながら幸子さんは話します。続けて「アルゼンチンには私と主人の親、親戚が全員住んでいます。主人は長男であり、両親も高齢な事から、いつかは（アルゼンチンに）帰らなければならないと思う。」「もし家族でアルゼンチンに帰ったとしても、一之の友達はいないし、何よりもアルゼンチン国籍がないので外国人になるのです。」と生まれ育った家の敷地に広がるビニールハウス（実家は大きな花卉農家）の写真を懐かしそうに私たちに見せながらも、とても不安な様子でした。

行政に対する要望をお聞きしたところ次のような答えが返ってきました。外国人成人の日本語能力にあわせて、日本の社会、文化、歴史、経済などの一般教養が学べる夜間学校がほしい。初級から上級まで、生涯を通して日本語が学べる場（学校）を、外国人が多く生んでいる地域に設置してほしい。それらの教育を通じて、外国籍住民は日本社会への理解をより深めて、社会に参加することができ、また、専門技術の向上も得られるでしょう。行政からは外国人向けに各種パンフレットが作製されているのに、ごく限られた場所にしか置いていないため、必要としている多くの外国人には届いていず、存在自体知られていない。駅など、外国人の目に触れやすい所に置いてほしい。街の表示板、駅の案内コンピューター等は、土地勘のない外国人にこそ活用されるべきであるのに、日本語のみの説明でちったりするので外国人が利用できない。外国人も利用しやすいように工夫してください。最後に自分の専門知識を生かして働ける場所と経験を積む機会、そして日本人と交流する機会を与えてもらいたい、とのことでした。

ご夫婦揃ってお話をお聞きする予定でしたが、和夫さんに急きょ仕事が入ってしまったため幸子さん一人からお話を伺うことになりました。幸子さんは終始にこやかに、歯切れよく私たちの質問に受け答えしてくれました。

（1995.4.30 インタビュー／担当：S.H & K.W ）

≪ケース６≫

夫	ジョージ・スコット（仮名）		アメリカ	３０代
妻	森田スコット由美　（〃）		日本	３０代
第１子	森田スコット恵理(日本名)(〃) エリー・スコット(ｱﾒﾘｶ名)	女	日本・アメリカ	３歳
結婚年数	４年		通算在日年数	５年

上記のプロフィールでもわかるとおり、森田スコットさん（以下森田さん）は名字を日本の姓＋アメリカの夫の姓にしている。名前の上で夫のスコットさんとのつながりを明らかにするため、家庭裁判所へ届け出を出して変えたものだ。娘さんの名前も日本の戸籍上では日本人母の姓＋アメリカ人父の姓＋自分の名前、アメリカのパスポートでは自分の名前＋アメリカ人父の姓になっている。名前はアメリカ風の名前で、日本語で書く時は同じ読みの漢字をあてている。

スコットさんはアメリカの証券会社の東京の支部に勤めている。今の会社は日本の現地採用である。その前アメリカで証券会社に３年くらい勤め、いったんやめて来日し、日本語を２年間学んだ後今の会社に入った。ちょうど日本の証券市場が大きく成長していた時期で、日本語で仕事ができるようになりたいと考えたからだ。日本語を勉強している間も証券会社でアルバイトのような形で仕事をしていたが、本採用になった。今後は海外へ転勤の可能性もある。

スコットさんの最初の在留資格は「留学生」で、その後は「日本人の配偶者等」である。期間は最初も「１年」で、現在もそのままである。入管へ申請に行って「３年」がとれるかどうか聞いても、「来年です」と言われ、年が変わり申請しても「１年」のままなのにスコットさんは少し疑問を感じている。

住まいはマンションで会社の借り上げである。結婚した当初スコットさんはまだ学生の身分だったので、地方出身である森田さんは、スコットさんが正採用になるまで半年間故郷で待っていたという。スコットさんがアパート探しをしたが、配偶者が日本人でも家主さんが貸してくれなかったそうだ。スコットさんがひとりで見にいって、部屋は見せてくれても貸してくれないこともあったという。

ご夫婦の出会いのきっかけは友達の紹介である。森田さんが東京へ遊びに行ったときにスコットさんと出会い、１年ほど電話を中心に交際した後に結婚した。結婚については、森田さんのご家族は最初びっくりしたが、スコットさんが親日的なので違和感はなくなっていったという。一方、スコットさんはユダヤ系アメリカ人であるため宗教のことでやや問題があったという。ユダヤ教を宗教としているのはユダヤ人であって、ユダヤ教は母親が家庭のなかでしきたり、慣習を伝えていくもので、子にとって母親はユダヤ人であることが好ましいのだ。スコットさんの家族は森田さんにユダヤ教に改宗してほしいと考えているようだが、森田さんは自分は日本人だから改宗ということはできないのではないか、ただ娘さんはユダヤ教の洗礼を受けているので、家庭の中で娘さんに伝えられるように、ユダヤ教のしきたりについて知識を深めるという考えでいる。スコットさんも今自分の持っている文化については森田さんに理解してほしいと願っている。こちらの聞くかぎりでは、彼らの親戚の考えもあるが、考え方に世代の差もあり、まずお互いの考えについて理解を深めあうことが大切で、それについては現在問題はないというように見受けられた。

森田さんは勤めはせず、平日はお子さんの学校（インターナショナルスクールのナーサリー部）の送り迎えをし、スコットさんのサイド・ビジネスの手伝いもしている。そのインターナショナルスクールはバイリンガル教育だが、実際入れてみると英語が第１言語ではない子がたくさんはいっているので、日本語が強くなってしまう。日本語と英語もバランスよく学ばせたいので、この次はもっと英語のネイティブスピーカーの多いところに入れたい。授業料は今年度半日コースなので、入学金２０万円、授業料８０万円を年払いし

たが、来年度１日コースになると１２０～１５０万は覚悟しなければならない。
スコットさんは日本語を勉強していたので、付き合い初めは日本語のやりとりが電話や手紙をとおして続いた。最初は９割日本語だったが、現在は半々とまではいかないまでも、英語の割合もずっと高いという。スコットさんの日本語能力は高く、新聞はだいたい読める。「スポーツ新聞がよくわかる。」と、ユーモアたっぷりに話されていた。公の書類の理解についても問題は生じていない。英語の情報の方が理解には楽だが、阪神の地震の報道のような時には、日本のテレビをよく見ていたということだ。娘さんはすでに「お父さんは英語、お母さんは日本語」と言うそうだ。ただ、父親も日本語がある程度話せ、母親も英語がある程度ＯＫなので、違和感はないのではないかとのことだった。
娘さんの国籍の選択は、彼女にまかせるつもりだが、人の話を聞くと、国籍の選択をしても実際には外国籍の方を放棄しないで暮らしている人もいるので、両方持つことも可能ではないかと考えている。
外国人の参政権について、スコットさんは自分よりむしろ在日韓国・朝鮮人にはふさわしいのではないかと考えている。アメリカでは市民にならないと投票できないが、こちらでもそのようでいいと思う。帰化は考えていないが、在留資格は３年を希望している。この３年間で永住資格について考えようかと思っている。また、指紋押捺については、在日韓国・朝鮮人にはよくないと思っているが、アメリカにいた時に証券取引所の出入りのチェックで指紋を取られたことがあったので気にしていない。現在指紋をとられているが、それを使った警察のチェックがないので、特に嫌なこととは思っていない。登録証の常時携帯制度については、外出するたびに、警察にいつも提示を求められるようであれば不愉快だが、財布にはいつも入れてあり、現在特に気にしていない。スコットさんのこれらの制度に対する理解のしかたは柔軟である。住民票については、森田さんは自治体によっては夫の名前を書いてくれないこともあるので不便を感じている。また役所の中はストレートに問い合わせることのできる窓口がわかりづらいので不便に感じている。
スコットさんの交友は、友達は外国人が多いが、仕事のつきあいで日本人と夜飲みにいくこともある。日本の大学にもいったので、その友達は気楽なつきあいができる。マンションは自治会にはいっていないが、公園で会う家族と話したりすることがある。森田さんは国際結婚のグループの世話役をしていたので、その中のつきあいが多い。
年金は掛金を払い続けていれば外国でも受け取れるような、いろいろな証券会社がつくっている年金に入っている。スコットさんのような証券会社の社員は様々な国に行ったり来たりするのでそういう制度があるらしい。
差別については多少あるが、アメリカ人で白人なので、それほど激しくはなく、腹は立たない。子どもも小さいのでいじめはそれほどない。
将来の不安は、子どものこと、教育のことが一番心配。森田さんにとって仮に夫が死亡した場合などはインターナショナルスクールに行かせる経済的余裕など全くない。アメリカで生活しているとして、夫と死別したら、親子で向こうで生活できるだろうかとか、日本に戻らざるを得なくって、子どもに日本の教育が必要になってきたら、いちからやりなおさなければいけないだろうかといろいろ不安があるとのことだった。
そのようなことから、社会に対しては何よりも子どもの教育ができるような環境をつくってほしい。外国人を日本人化するようなカリキュラムではなく、日本人の方に広いビジョンを持てるようなものがいい。英語だけではなく他の言葉も文化もあるのだから、もっと広く接することのできるようなプログラムを森田さんは強く望んでいる。
森田さん自身、今まで生活してきていろいろことを解決してきたが、やはり日本にいるからできたのだろうと感じている。日本人夫＋外国人妻の組み合わせの方がもっと複雑になるような気がするとのことだった。

（1995.5.13 インタビュー／担当：H.N & S.M ）

≪ケース７≫

夫	＊		オーストラリア	３０代
妻	ウィルソン由紀子(仮名)		日　本	３０代
第１子	＊	女	オーストラリア・日本	２歳
第２子	＊	男	オーストラリア・日本	０歳
結婚年数	５年		通算在日年数	５年

出会い

お二人は由紀子さんのオーストラリア留学中に知り合われ、婚約なさいました。その後、ご両親に会い、結婚式を日本であげるために日本に来られました。ご両親は最初、びっくりされたそうですが、来日後、しばらく由紀子さんの実家で一緒に住まわれるうちに自然な感じになったそうです。ご主人の家族からは特に反対はなかったそうですが、戦争の経験や、東洋人に対する偏見もあり、「ああ、おめでとう、という感じじゃなかったのではないかと思います。」と由紀子さんはおっしゃっています。姓について、奥様の籍は、「工藤」のままであり、ご主人の「ウィルソン」にはなっていません。結婚当時、由紀子さんも働いており、まわりから国際結婚であることを特に意識されるのは嫌だったこと、パスポートや免許証を変えねばならないことが面倒でもあったことから変更しなかったそうです。

日常生活

普段の生活習慣では、最初の頃はたくさんギャップを感じることがあったそうですが、今はそんなにない、とお二人ともおっしゃっています。日常会話は英語が多く、日本語はあまり使われていないそうです。ご主人は日本語検定の２級まで取得したものの、途中で資格に興味がなくなってしまったとか。ミス・コミュニケーションはいまでもたまにあり、特に由紀子さんが聞き流してしまったことに対して、言った、言わないとなってしまうのだそうです。ご主人は味噌汁を除き、たいていの日本食を食べられ、週末はご自分で家族の料理を担当します。由紀子さんが結婚当時、働いていたため、当然のこととして、分担するようになったということです。（ご主人は掃除、お風呂掃除、洗濯物干しを担当）オーストラリアでは男性も皆、このように家事を担当されるのか、と尋ねたところ、ご主人の父親は庭仕事以外は何もやらないとのことでした。オーストラリアには、１年に１度は行き、またご主人のご家族も１年に１度は日本に来られているとのこと。また、奥様のご両親はすぐ近くに住んでおられるため、頻繁に行き来しているそうです。ご主人の会社を離れた友達や地域の知り合いは、特にいないそうですが、国際結婚のグループに友達がいてグループのイベントを楽しみにしているとのことでした。

職業・ビザ

ご主人は、オーストラリアでも現在と同じ会計士の仕事をなさっていましたが、結婚式を機会に仕事をやめ、日本に滞在することになりました。ちょうど海外へ住んでみたいと考えていたことや、オーストラリアでは転職自体が珍しいことではないことなどから抵抗も少なく、日本の高校の英語教師として勤務されました。しかし、ご自分にあまりあう職業でなかったこと、日本での滞在予定が長期に及ぶことになったことから、より良い職業を捜しておられたところ、経験のあった会計士の職種が見つかり、転職なさいました。ビザは、当初ワーキングホリデーで来日、その後配偶者ビザに切り換えました。永住ビザについては、所得税に関する問題が起こる可能性があるため、申請されていないそうです。また、ご主人に離別・死別があった際のことを伺ったところ、配偶者ビザではなかなか在留特別許可がでないことはご存じでしたが、特に深刻に考えたことはないとおっしゃっていました。

入管での対応について、システムそのものが変更になり手続に２日を要するようになり、

煩雑になったとおっしゃいます。「全体的に官僚的以外のなにものでもなく、どこの国でも一緒です。」とのことでした。

ご主人に外国人登録証の常時携帯制度について伺うと、「見せて下さい」と言われたことがないため、あまり意識したことはないそうです。ご自分では、西洋系の容貌のせいだと思うけど、とのことでした。その他、再入国手続は面倒なので改善して欲しいとおっしゃっています。

トラブル

現在のお住まいは民間の賃貸マンションです。会社は外資系なのですが、現地採用であり、普通の日本人従業員と同じ扱いのため、ご自分たちで捜さねばなりませんでした。不動産屋では、入ったとたんに「何もないよ」といわれたり、「大家さんから駄目といわれている。」などといわれたそうです。友人のケースでは、借りられないとか、外国人用アパートしか借りられないといった話を聞くそうです。ご主人に対する差別や偏見について、「日本に来たばかりのときは、文句が多かったけれど、最近は聞かない。」と由紀子さんはおっしゃいます。ご主人は、日本人に外人コンプレックスがあるため、日本語で喋りかけても、英語で話していると思って恐がってしまうと感じられています。特に、若い世代にその傾向が多いということです。

また、教育にかかる金額があまりに高い、また、日本では一般的に家が狭く、高額を出して購入するのはためらわれることをあげられていました。

教育

お子さんは、バイリンガルに育てたいとお二人ともおっしゃっています。現在、お子さんは友達やおばあちゃんなどと日本語で接する機会が多いことから、日本語での会話が中心になっています。そのため奥様は日本語で喋りかけるのをなるべくやめているとのこと。まもなく、週に３度、インターナショナルなナーサリースクール（幼稚園の前の段階）に通わせるので、英語を話すようになるのでは、とおっしゃっています。将来は、お子さんが学齢期に達した時点で、オーストラリアに帰りたいとおっしゃっています。その理由の一つとして、インターナショナルの小学校は、とても学費が高いことを挙げられています。多くの国際結婚をされたお友達の家庭でも、バイリンガルにしたくても学費の関係で公立に入れてしまうのだそうです。

いじめについては、現在はお子さんの年齢が低いため特にないそうですが、公立小学校に入ったとしたら、あると思っているとのことでした。現在、「国際結婚を考える会」に入っておられますが、その会合では、「いじめは絶対にあると思って下さい」といわれているそうです。

お子さんの国籍選択については、２２歳になったら自分で決めることだと考えられています。

保険・年金・参政権

現在、会社の外国人用の健康保険に入られています。年金については外国に移ると、掛捨てになってしまうため、日本の制度の掛け金については払われていません。（日本では無年金状態。オーストラリアでは年金と税金は一緒のもののため、オーストラリアに戻れば、必然的に払うことになるそうです。）ご主人は、特に地方参政権を欲しいとは思わないそうで、これは地方についての問題をフォローする充分な時間がないため。ただ、在日朝鮮・韓国人のひとたちが地方参政権をもっていないことは理解できない、とおっしゃっていました。

（1995.5.21 インタビュー／担当：Y.M & S.M ）

《ケース８》

夫	片岡　大輔　（仮名）			日　本	４０代
妻	片岡　ﾁｬﾗｯﾄｼｰ　（〃）			タ　イ	３０代
結婚年数	７年	同居年数	６年	通算在日年数	６年

タイ東北部出身の妻は１３歳から働きに出ていた。いろいろな職を経て、現地で夫と知り合い、結婚後、来日した。当時、夫はネパール等に２～３ヵ月旅行し、金が無くなり、やせ細ってくると、物価も安く居心地の良いタイに１ヵ月程滞在し、体力の回復を待ってから、日本へ帰国する、そしてまた日本で仕事をし、金が貯まると再び旅行に出掛けていた。妻が食堂で働いているとき客として来た夫との出会いが最初であった。

結婚後すぐには妻のビザがおりず、とりあえず３０日間の観光ビザのようなかたちでしか入国できなかった。正式に結婚したにもかかわらず、ビザがおりなかったのは、夫に定職がなかったためだ。妻は期限が切れると夫のもとから、タイへ独りで戻って行った。

その後、夫は定職につき、タイの日本大使館の求める就労証明書を会社からもらおうとしたが、書式もなく、自分で作成し、会社の印鑑をもらい、その他の書類を持ってタイへ赴き、大使館へ提出した。ようやく６ヵ月の配偶者ビザを手にした後、入国管理局から電話があり一言、「日本でも手続きができますよ。」と言われた。どうしてもっと早く大使館で教えてくれなかったのだろうかと言う夫の不信感はその後も続く。入管では、１年期限のビザの更新を２回したあと、３年期限のものがあると、手続き後に教えられた。

妻の家族は、日本人と結婚する事について、戦時中の体験から、『ニプン、ニプン』と言って日本人を恐れていたので、１度行ったら２度と戻って来ることは出来ないと思っており、賛成はしていなかった。本人は、自分の友達が日本人と結婚をしていたので、結婚すれば家が持てると思った。また豊かでない実家の援助も出来ると考えた。今でも日本は比較的安全だし、タイのように貧富の差が大きくないので将来も住みたいと思っている。夫は反対に条件がそろえば、タイに住んでもよいと思っている。以前から日本にいることが少なく、長期間ブラジルの農場で仕事をしたりしていたので、自分の兄弟とは余り付き合いがない。日本では役所に届けを出しただけで、結婚式も挙げていない。

夫はタイの料理（一部醗酵食品は除く）は食べられる。妻も日本の料理で嫌いなものはない。双方の会話も日本語、タイ語両方を使う。基本的には日本語を主に使っているが、妻が表現出来ない時は、タイ語で会話をしている。妻は発音がちがっている夫のタイ語をほとんど理解している。妻の日本語は最初は、夫が教えていた。その後近所の人と話すことにより、段々と覚えていった。今は、自治体が金銭的援助をしている日本語教室にかよっている。最近夫は日本語を教えていない。タイ人の友達といると、タイ語で会話をし、せっかく教えた日本語を忘れてしまい、すぐに喧嘩になるというのが理由だ。

夫妻は、地域の自治会とはあまり縁がない。現在の住まいに引っ越してきた頃、妻に友達ができず、地域で孤立するといけないので、自治会の役員のところに行って、相談すると、とりつくしまもなく冷淡に扱われたからだ。個人的には何人かの人とは挨拶を交わす関係にあるが、隣人は異常なまでの対応を示している。夫が「こんにちは」と挨拶するとフンとそっぽを向いてしまう。原因は妻のゴミの出し方にあった。何を捨てたかゴミをチェックし、時に自宅まで戻しに来る。ビンのゴミ回収日、仕事を持っている妻は出勤の際に、知らずにフタを付けたまま出し、叱責され、そのフタを会社まで持って行ったことがある。「日本の習慣がまだよくわからない妻でなく、私に直接言ってきてくれればいいの

に」と夫は言う。

妻は現在定職を持ち、工場で組み立ての仕事をフルタイムでしている。当初、夫は妻が日本で仕事をするのは無理だと考えていた。しかし、子どももいないのに、毎日一人で家にいてもつまらないと思う妻の気持ちは強く、自分で職安へ行き、仕事を見つけてきた。何回か職を変え、今の会社は半年前から勤めている。夫は妻の職さがしには、一切力を貸さない。なぜなら、それくらい自分で出来なければ、会社では勤まらないと思うからだ。妻は自分で求人広告を見たりして、２回、３回と職をさがしていくうちに自信をつけていった。それぞれの会社は特に外国籍の人を雇っている訳ではないが、妻の仕事に対する熱意に押され、正規社員として採用した。今でこそ、日常生活には困らない程に、妻は日本語を習得しているが、初めの頃は言葉が通じず、悔しくて涙を流したこともあった。

妻は老後のことを考え、日本への永住権の申請をしたが、１１ヵ月たった現在まだ許可はおりていない。しかし、許可がおりたとしても、帰化するつもりはない。年老いてから独り暮らしをしている日本人を見ると、先のことまでは決められないが、夫に万一のことがあったとき、自分で働きながら日本で住んでいけるかを考えている。

日本に住みたいと思う気持ちと、その住み心地とは少し違うことなので、複雑な気持ちになる。以前、雨の日に自転車に乗って出かけた時のことだ。傘をさして道を横切ろうとしたら、黒い車に跳ねられた。救急車で病院に運ばれ手当てを受けたが、幸いにもそれほご大きなケガでなく済んだ。しかし、加害者は相手が外国籍であると知ると、一方的に嘘を並べ、責任転嫁し、治療費を払おうとしないばかりでなく、自分の車の修理代までも請求してきた。県警の警察官も大きな事故でないということからか、妻の調書に『黒い車』と言ったにも拘わらず、『白い車』と書いた。たまたま日本語を勉強していて黒と白の違いを知っていた妻が『白じゃなくて黒』と訂正させようとしたが、警察官は、『ああ、いいの、いいの』と答えた。同様に、『車を見ましたか』との質問に対して、充分日本語が話せない妻は『見えなかった』という意味で、『見なかった』と答えると、『確認しないで、見ずに飛び出した』という表現になってしまった。調書をとる時に、タイ語の通訳もなく、夫を立ち会わせない県警の対応に問題があると、夫も憤りを感じている。

また、直接の嫌がらせではないが、フィリピン人の友人と買い物にいき、アイスクリームなど食べながらおしゃべりしていると周りのオバサン達が変な目で見ながらささやくのを耳にすることがある。「ガイジンが日本語を話してる」と。お互いにお互いの母語をしゃべることができず、その友人と妻との唯一の共通言語が日本語だからである。

今、妻が心配に思っていることは、日本人と結婚したタイの友人が、子どもができた後に離婚し、日本人の夫の実家にその子どもを引き取られてしまい、自分の子なのに会うことが出来ないでいることだ。

また望むことは、夫と喧嘩をしたときにタイ人の友達にその事を話しても「あんた、マチガイでないよ」とだけしか言ってくれないので、同情をしてもらえるのはあり難いことだとわかっていても、解決にはつながらない。相手を理解するために、一般的な日本人の常識、習慣等もアドバイスしてもらえるような日本人で相談にのってもらえる人を紹介してもらえたらいいと思っている。

（1995.4.2　インタビュー／担当：S.S ）

≪ケース９≫

夫	前田　和彦　（仮名）		日本	２０代
妻	前田　シンデイ（〃）		アメリカ	２０代
第１子	前田　アンナ　（〃）	女	日本・アメリカ	１歳
結婚年数	３年	通算在日年数		６年

前田さんのお宅に伺った日は、小雨の降る肌寒い日でした。国道から程近くにあるアパートの一階のドアをノックすると、シンディさんがきさくな様子で招きいれてくださいました。シンディさんとは英語で話すほうがよいようでしたので、インタビューは英語ですすめられました。

シンディさんは１９８９年、モデルの仕事のため、東京を訪れました。その後、友人と遊びにいったボーリングセンターで前田さんに一目惚れ、結婚に至ったとのこと。お部屋にはご夫婦の写真が飾られ、“キュート”な前田さんのことを話されるときのとても幸せそうな顔が印象的です。１才１０ヶ月になるお嬢さんのアンナちゃんは、見慣れない私たちにびっくりした様子でシンディさんにべったりとくっついていましたが、やがておもちゃで遊んだり、私たちのテープレコーダーのマイクをいじったり、のびのびとした感じです。ちょっとしたことでもシンディさんはお嬢さんをよく誉めてあげたり、ハグ（抱きしめること）してあげたり。クランベリーのジャムを口の回りいっぱいにつけていてもお小言の一つもないのが印象的でした。

また、現在シンディさんは第２子を懐妊中です。そのため、外でのお仕事はなさっておらず、自宅で少人数を対象に英会話を教えていらっしゃいます。アメリカでは女性が外で働くのが当たり前ですが、子供の成長にとっては、最初の５年間が一番重要なため、こうして家にいられるのはラッキーとおっしゃっていました。彼女自身の仕事については、英語のネイティブスピーカーであるため、あまり心配されていないようです。

前田さんのお仕事は左官屋さん。冬の季節には仕事が深夜にも及ぶことがあるそうです。お二人が初めて会った頃、前田さんは英語をほとんど使えなかったため、たくさんミスコミュニケーションがあったが、お互いの言語を教えあったり、ひとつひとつどういう意味か、と確かめたり、ジェスチャーを交えながらゆっくりと、確実にコミュニケートされているそうです。

結婚式はアメリカで行われました。シンディさんのご家族は、「もともと結婚というのは大変なものだが、とりわけ違う文化圏の人との結婚はハードだ」と初めはおっしゃっていたそうです。日本では妻が１０フィートも離れて夫につき従うといったイメージが今でもある。実際前田さんご夫婦が正式に婚姻手続きを行う前に、試行期間として２年間の婚約期間があったそうです。しかし、シンディさんのご家族がご結婚前のクリスマスにアメリカで前田さんに会われたところ、なんてラブリーな婚約者だろう、とイメージが一転したそうです。

シンディさんのビザは最初の来日時と２年間の婚約期間は興行ビザで、正式に結婚された後は配偶者ビザです。配偶者ビザの更新については、子供がすでにいて、第２子も妊娠中であり、偽装結婚ではないことが明白なのに、なぜ、毎年同じ情報を記入したものをチェックする必要があるのか、とても疑問に思っています。また、クリスマスにアメリカに帰る際、再入国許可を取る必要がありますが、その都度入国管理事務所にいかなければならず、１２月の忙しいときに、とても不便を感じるそうです。合法的な結婚であるという証明があれば、もっと簡略な手続きにできないものかとおっしゃっていました。

現在のお住まいは、木造のアパートで、あまり陽が差し込まず、狭すぎると感じられて

います。ことに、シンディさんは家具が好きなのですが、置くための十分なスペースがなく、悲しいとおっしゃっていました。また、ここを借りる際、前田さんが沖縄出身であること、シンディさんがアメリカ国籍であることからずいぶん苦労されたとのこと。

お子さんは、日本語、英語のどちらも理解しています。話す際には、もっとも簡単な言葉を使うため、２つの言語がミックスされているそうです。（英語の方が上手。）話しかける人の顔が日本人であれば、日本語を、西洋人であれば英語と、使い分けもします。バイ・リンガル教育の意味からも、前田さんは日本語で、シンディさんは英語で話しかけています。

お子さんがいろいろな子どもと出会うチャンスをつくるため、３つのグループに入っています。１ヶ月に一つずつくらい会合にでています。また、近くに行き来する日本人の友達もおり、お子さんには４人の良く遊ぶ仲間がいるそうです。

いじめについてお聞きしたところ、シンディさんが一緒に公園にもついていくので、あまり問題になったことはなく、また幼いこともあり、容貌が日本人風でないという理由でいじめられたことはないそうです。しかし、学校にいくようになったときは不安があるとのこと。他の子どもがお子さんに疎外感を与えるのではないか、アメリカと日本のダブルの子どもであるということで、仲間はずれにされるのではないかと心配です。インターナショナル・スクールに入れば、バイリンガルの維持からも良いと考えられていますが、まだお子さんが幼いこともあり、あまり深くは考えていないとのこと。また、日本の母親は、子どもがいじめていても、「子どものことは関係ないから」と無関心でいる印象を強く持っています。

現在、保険は国民健康保険に加入されており、年金については、良くわからないとおっしゃっていました。

参政権についてお聞きしたところ、政党についての意見はあまりなく、シンディさん自身が日本では「ゲスト（お客さん）」であるとの認識をお持ちだそうです。

現在生活上で困っていることについてお聞きしたところ、母子手帳の様式の中で、ワクチン接種の問診表やワクチン接種を実施する区役所の案内が漢字で書かれていることをあげられていました。また、ふつうの日本語なら理解できるが、役所などのフォーマルな日本語はよくわからず、困ることがあるとのこと。そのほか、シンディさんにフィットするサイズの靴がなかなか見つからないなどをあげられていました。

最後に将来どちらの国で暮らしたいかお聞きしたところ、「もっとも快適な方」とおっしゃっています。シンディさん自身は、アメリカに住みたいと考えられています。アメリカでは教育が自由であり、子どもが遊び、育っていくのに充分で開放的な空間があるからです。アメリカでなら家を買うことができるでしょうが、日本ではとてもムリです。しかし、具体的なことは、お子さんが大きくなる５年から７年後に決めようと考えられているそうです。特に、その住まいの選択肢として、「日本」「アメリカ」をあげられているのが印象的でした。

また、お子さんの国籍については、今は両方の国籍を持っているので、将来どちらの国に住むかは本人が選べるようにしたいとのことでした。

（1995.4.12 インタビュー／担当：H.N & Y.H ）

≪ケース１０≫

夫	K．Y		日　本	３０代
妻	S．Y		インドネシア	２０代
第１子	＊	男	日　本	５歳
第２子	＊	女	日　本	２歳
結婚年数	６年	通算在日年数		７年

Ｙさんご夫妻をお尋ねしたのは、４月９日、統一地方選挙の投票日でした。最初に、お母さんがお出になられ、訪問の趣旨を話すと、息子さんご夫妻から既に話をお聞きになっていたのか、すぐに奥さんのＳさんをお呼びになりました。Ｓさんの案内で奥の居間に通されてしばらくすると夫のＫさんもお見えになりました。

ＫさんとＳさんは結婚して６年。Ｓさんが日本に来てから７年が経ちました。日本に来た当初は、３か月の短期滞在ビザを３回ほど更新したそうです。その後、日本人の配偶者資格で１年更新を３回行い、現在は３年の資格を取得してこの１月に２回目の更新を済ませたばかりだそうです。

夫のＫさんは「今はそうでもないが、最初の頃は、入管に手続きに行っても４時間くらい待たされた。日常の会話はかなりできるようになったが、書く方はまだ十分でないので、一人で行かせるのは心配です。」とおっしゃっていました。こちらが、「言葉の覚えが早いですね。」と言うと、Ｓさんは「私は誰とでもすぐに喋ってしまう。特に、最近は子供のことなんかでよく盛り上がってしまいます。」と笑ってらっしゃいました。この話の続きをＫさんが受けて「よく一人で小学生のドリルなんかで勉強しています。近所にインドネシアの友人がいないため、日本語を覚えるしかない環境だから覚えも早いのでしょう。」と話されていました。

二人が知り合うきっかけは、Ｋさんがバリ島にサーフィンに行った時にＳさんのすぐ上のお兄さんと海で知り合い、仲良くなったことがそもそもの始まりだそうです。日本人が経営している現地のレストランで働いていたお兄さんは前から一度日本に来てみたいという希望があったそうで、当時商売をしていたＫさん自身もビジネスのチャンスもあるだろうとの考えから、両親に責任をもって預かるとあいさつに行ったそうです。そこで、当時はまだ高校生だったＳさんに初めて会ったそうです。その後、何回か行き来があり、彼女の日本語の勉強にも援助をしていましたが、電話で話してもなかなか上達しないと感じたため、思い切って日本に呼んだとのことです。３か月の在留期間が過ぎてインドネシアに帰るとき、Ｋさんのお母さんも同行して、正式に結婚を申し込んだとのことです。７人兄弟のうち女の子は彼女一人だけだったそうで、今にして思えばよく向こうの両親が許してくれたものだと当時を振り返っての感想を語っておられました。

彼女の育ったバリ島はもともとヒンズー教が盛んで先祖を大事にするという意味では仏教に似ているそうです。食べ物もほとんど大丈夫だけどナマ物だけは苦手だそうで、インドネシアではナマで物を食べる習慣はないそうです。

親戚との交流については、先ほどのすぐ上のお兄さんの妻は日本人であったり、弟も遊びにきたりして家族ぐるみで頻繁に交流しているとのことでした。

子供に母語を覚えてもらいたいかＳさんに聞いたところ「覚えてほしい。よく使う言葉

を教えているけど、子供も興味を持っているようでうれしい。向こうへつれていった時、全然しゃべれないと可哀相だから。上の子は３回、下の子も１回バリへ行きました。」とおっしゃっていました。

帰化については、前に一度しようと思ったそうですが、法務省へ行った時に、読み書きができなかったことから、仮に申請がおりたとしても、本人が可哀相だと思い直したそうです。

何故、その時に帰化の申請をしようと思ったかと言うと、国へ帰る前に再入国の手続きが必要で、その手続きが面倒だったからだそうです。Ｋさんが「一昨年の３月に妻の父親が亡くなり、その時、向こうから弟が遊びに来ていたので、３人で急きょ帰ることになったが、夜に電話があって早く来てくれと言われても、すぐに再入国の手続きが取れなきゃ行かれないでしょう。再入国の手続きに１日かかり、すぐに帰国できなかった。何とか火葬には間に合ったが、何かあったときに日本人と同じようにチケットを取ってすぐ乗れるという状況なら別に帰化申請する必要はないと思うけど、今はそうなっていない。また、親族の訪問であればもう少し規制を柔らかくしてもいいのではないか。母親はまだ一度もきていないけど、来れば妻も１年位いてほしいと思ってるんじゃないのかな。」と彼女を見ながら話されました。

また、「日本に住んでいるインドネシア人のパスポートが２年に短縮されるようだ。向こうで作ってくると５年なのに。これは頻繁に大使館に顔を出せということかなあ。」と笑っていらっしゃいました。

子供の国籍については、父親がインドネシア人でないからインドネシア国籍は取れないと市役所で聞いたそうですが､特に日本以外の国籍に変えることは考えていないそうです。

また、子供の教育については、二人とも中学を卒業した位に、１年なり２年なり向こうに行かせて、言葉をマスターしてほしいと考えています。その先は、本人の希望次第でしょうとのことでした。

最後に、日本の生活で何か不便を感じたことはないかお聞きしたところ、「車の免許証がほしいが、こちらで取ろうとすれば難しい。日本語の理解力が日本人と同等のレベルでないと、まず意味がわからない。今だとジャカルタで免許を取って日本で国際免許に切り替えることの方が現実的かもしれないが、向こうに住んでいないと免許証が取れないのかもしれない。今度行った時に確認してみたいと思っている。」と話されていました。

（1995.4.9　インタビュー／担当：K.W & S.H ）

≪ケース１１≫

夫	小池　宏明（仮名）			中華人民共和国	３０代
妻	小池　悦子　（〃）			日　　本	２０代
第１子	小池　俊　　（〃）		男	日　　本	３歳
結婚年数		５年		通算在日年数	７年

私の出身地、中国長春の年寄りは、日本軍のために皆、日本語を知っているといった歴史的背景があります。そして、若者達も日本経済へ向けられた目から、熱心に日本語の勉強をするという環境にありました。私も学生の頃から、友人のすすめで中国残留孤児（現在日本在住）の方に日本語を習っていました。卒業後２年程、中国で日本語の観光通訳をしていました。その頃に中国旅行をしていた妻と知り合ったわけです。

結婚するにあたって私の家族は、中国人の女性と結婚して自分たちの近くに住んで欲しがったのですが、特に反対はされませんでした。妻の両親は最初は驚き、どうしょうかという感じでしたが、決めるのは妻自身であり、決めたならしっかりやりなさいと言ってくれたそうです。妻の弟たちも特に反対はしませんでした。結婚式は、中国と日本の両方でそれぞれ正式に行いました。妻の実家は私達の家から車で３０分程の所にありますので、時々行き来しています。私達に子どもが生まれてからは、妻の両親がよく手伝いに来てくれています。

現在私は、中国と日本との間を始終行き来している仕事をしています。日本語と中国語を両方話せるので、会社から大切にされています。妻は普段は家事と育児に専念しています。私達はそれぞれの母国以外での居住経験はありませんが、妻は以前、子どもを連れて１ヵ月半ほど私の実家で生活をしたことがあります。中国では子どもが非常に大切にされています。保育なども親の都合で制約されることはありません。全て行政は、子ども本位に取り組んでいます。そして老人も敬われています。妻も日本のお年寄りとは随分、イメージが違うと感じています。

日常生活はだいたい日本風です。夫婦の会話は日本語を使っています。私は時々、子どもといっしょに風呂にはいったりする時など、中国語を教えています。妻も結婚前には中国語教室に通って勉強をしていました。

子どもの教育については、間もなく２番目の子の出産を控えているので、今年は幼稚園には入れないつもりでいます。来年から近所の子たちといっしょに、幼稚園に通わせようと思っています。他の子と外見上も違うところがなく、特にいじめなどはありません。今現在、この子が持っているのは日本国籍だけですが、改めて中国籍も取得して、両方の国籍を持たせたいと思っています。成人した後、自分の意思でどちらかの国籍を選択をさせるつもりでいます。

在留資格は配偶者ビザです。帰化をすれば再入国手続きや外国人登録等が必要でなくなると思うので、したほうがいいかとも考えています。しかし、その帰化も手間と時間がかかるのでまだしていません。帰化申請をした私の友人は、２年半位待っています。帰化より永住ビザを取る方が難しいとも聞いたことがあります。保証人の条件が最近厳しくなって、年収６００万円以上の納税証明書を取れる人でないと資格がありません。他にもその保証人の戸籍や住民票を提出しなければなりません。

中国では、結婚した場合でも、初めから夫婦別姓です。生まれた子どもは全て父方の姓を名乗ることになっています。今は通称として妻の姓を名乗ってますが、別に隠している

わけではないですが、保険証なども通称で記入されていますから、特に国籍は表にでてきません。うちの住民票は妻と子どもの名前しかなくて、私は載っていません。家族全員で暮らしているのに母と子だけの家庭になっています。せめて備考欄にでも書いておいてくれればいいんですけど。外国人登録済証明書にはこちらから希望すれば、妻子の名を記入してくれるみたいですが、大抵は住民票の提出を求められるので、その都度事情を説明しなくてはなりません。

外国人登録証もいつも持っていなければなりません。（上着のポケットから取り出し、私、達に見せながら）もし、着替えなどをして忘れたらいけないので、いつも気をつけています。私は常に、日本の法律を遵守して持って歩いています。それから仕事柄、日本を離れることが多いので、１年間有効の再入国手続きをしていますが、ビザの更新と同様に期限が過ぎないように気をつけています。

私は日本という国が好きですし、日本人が好きです。それでも日本という国は我々を受け入れてくれないという気持ちが強いですね。例えば、選挙権はあってもなくても、我々の１票はそれほど関係はありませんが、ただこれは、一人の人間として認めてもらうという意味で、あった方が良いと思います。

近所の人とはあいさつをかわす程度のつきあいなので、私が中国人であることを知りません。会社では私が中国人であることを、もちろん皆知っていますが、郷に入っては郷に従えということで、日本の社会のルール、日本の習慣に合わせて仕事をしています。中国のスタイルで仕事をすると失敗するケースが多いので、最初から日本流に仕事をしないといけないと思っていました。日本の風習で先輩と後輩の関係が余り好きではありません。今までの日本の発展はこの先輩と後輩の関係があったからだとも思えますが、全てが能力主義で行われることの方が良いのではないかと思います。中国でも年齢の上下関係はあり生す。老人を尊敬するのが若い者にとっての美徳といわれており、確かに年上の人を敬っています。しかしそれは、その人の言いなりになるということとは違います。年寄りに対しても、意見はきちんと言います。父親にしても、家の中では一番偉いのですが、決して威張ったりしません。お互い親子、兄弟助け合うのが一般的です。

今一番気になっている事は、『いじめ』です。私は、会社でも何処でも、いじめられているわけではありませんが、先輩と後輩の関係が大きな原因ではないかと思っています。自分が人に何かされていやな思いをすると、それをまた同じように別の人にするという関係はあると思います。中国人は家族や友達をとても大切にしています。相手の立場に立って考えることが大事だと思います。

これからの事ですが、今のところ日本経済が悪くならない限り、将来にわたり日本に住むつもりでいます。中国でも何かチャンスがあればどうなるかはわかりません。また、会社の命令で中国で仕事をするようになることもあり得ます。妻は「中国語がちゃんと話せるようになればいいが、そうでないと、孤独になってしまう」「ただ、中国の老人の方が幸せそうにみえる。日本は、老人ホームに入っている人や、家族といても孤独な人が多いように思えるが、中国の老人は明るくて、公園にいる年寄りを見ても何か違う感じがする。家にいる時も、一人でいることはなく、みんなに大切にされ、いいなと思う。」と言っており、複雑な気持ちなのでしょう。

（1995.2.5　インタビュー／担当：S.S & K.W ）

≪ケース１２≫

夫	Ｔ．Ｋ			日　本		３０代
妻	Ｓ．Ｕ			ドイツ		３０代
第１子	Ａ．Ｋ		女	日本・ドイツ		１歳
結婚年数	２年	同居年数		６年	通算在日年数	７年

Ｕさんは、ドイツのボン大学の学生の頃から日本に興味をいだき、日本研究を専攻し、日本語を勉強していたが、早稲田大学に１年半留学して本格的に日本語を勉強した。一旦ドイツの大学にもどり卒業後、法政大学に研究生として１年留学、労働問題「国鉄の民営化」についての研究をした。日本でドイツの企業に就職した後、ドイツ商工会議所に転職。

ＴさんとはＵさんが早稲田大学時代、Ｔさんが早稲田大学専門学校で建築を勉強している時期に出会った。出会ってしばらくしてＴさんがＵさんのアパートに転がりこみ同棲、Ｕさんが一旦ドイツへ帰って再来日した後も交際は続き、Ｔさん曰く「国際的ヒモ」だそうである。

ドイツ商工会議所に勤めていた頃、Ａちゃんを妊娠し、正式に結婚。同棲にも、結婚にも双方の家族からの反対は全然なかったそうである。ただ、仕事で日本に滞在することはそれほどでもないが、日本人と結婚すると日本に永く住むことになり、ドイツの両親が寂しくなるのではと思い、なかなか正式な結婚に踏み切れなかったそうである。産休後復帰するつもりで、保育園も決めていたのに産休明けで突然解雇された。驚いて何も法的な訴えをしなかったとのこと。

現在、Ｔさんは設計の仕事をし、Ｕさんはドイツ語の通訳・翻訳をしたり、横浜と藤沢の朝日カルチャーセンターで週３回ドイツ語を教えている。そういう時、近所に住んでいるＴさんの恩師の大学生の娘さんにベビーシッターをしてもらうか、公園で知り合った同じ齢くらいの子供がいるお母さんとお互いに預け合っている。

現在の住まいは一戸建ての賃貸で、賃貸契約をするまでに差別されるようなこともなかったそうだが、それまでは、不動産屋に入ろうとした段階で外国人とわかり中から手で×をされたことや、不動産屋はよくても大家が外国人ではだめと言い出したり、いろいろいやな思いをしたそうである。Ｔさんは純粋な日本人だがヒゲをはやしており、特にＵさんと一緒にいると外国人によく間違われるそうで、近所の人も最近まで外国人だと思っていたそうである。

今回のインタビューの中で］番強く訴えていらしたのが、在留資格や入国管理のことであった。Ｕさんの在留資格は「留学」→「人文知識・国際業務」→「日本人の配偶者等」と変わってきたが、現在は「日本人の配偶者等」で在留期間は「１年」である。在留期間の更新に１年ごとに行かなくてはいけないし、手続きが複雑で時間がかかり、１日仕事になってしまう。改善されて（？）、また後日受け取りに行かなくてはいけない。必要と思えない書類を要求されたこともある。例えば「日本人の配偶者等」の資格をとるとき、電話ですべて必要な書類を確認したのに、行くと在職証明書が必要といわれたりした。また、入管職員の態度が悪いので不愉快な思いもするという。プライバシーに関することを聞くときも、列の後ろに並んでいる人にも聞こえてしまい、プライバシーが守られているとはとても言えない。職員によっては、どう考えても入管の手続きには関係のないプライバシーを根掘り葉掘り聞くそうである。日本語が全く話せない人に対して、「日本語が話せない人はだめ」と言っているのを聞いたこともある。また、期間の更新や再入国許可の申請料金はとても高く、税金をしっかり払っているのに不満とのこと。Ｕさんは前回の更新時、「日本人の配偶者等」の「３年」がほしくて、相談窓口に並んでどうすれば「３年」がもらえるか聞いたが、「基準がない」と言われたそうである。別の職員には少なくとも３回「１年」を更新しなければ「３年」はもらえないとも言われた。

外国人登録については、区役所の窓口は親切だが、やはり指紋押捺はいい気持ちはしなかったそうである。帰化については考えていないとのこと。在留資格と外国人登録はだぶ

っていて、必要性がよく理解できないし、在留資格を取得するために外国人登録証の裏に在留資格の期間を書くため、区役所に行かなくてはいけないのも面倒だそうだ。

Uさんは、前述したように日本語を本格的に勉強したためか、通算在日が7年あまりなのに、日本語は非常に流暢で訛りもない。読み書きも不自由なく新聞も読め、Tさん以上に漢字も読めるそうで、情報については困ることは全然ない。ドイツの情報はランドマークタワーの有隣堂でドイツの雑誌を買ってくるそうである。インタビューの合間にAちゃんに「ぞうさん」の歌を歌ってあげたのを聞いて、彼女自身が小さいとき親から歌ってもらった経験がないはずなのに、あまりにも上手なので驚いてしまった。

保険、年金はTさんの会社の健康保険と厚生年金に加入しているが、途中でドイツに帰ったら年金がもらえなくなることに不満を持っている。また、失業保険は加入してももらえないと聞いているそうだ。

Uさんは日本で学生時代を送っているため、日本人の友人も外国人の友人も多い。また、Tさんは高校中退後いろいろな仕事を経験しているため、いろいろな友人がいるという。UさんはTさんと結婚して、結婚しなければ絶対知り合いになれなかったような日本人と友人になれてとても良かったと言っている。また、彼女をアメリカ人と思っていて、ドイツ人とわかると急に態度が良くなる人が年配の日本人に多いという。第二次世界大戦の敵対国か同盟国ということに今だに拘る人がいると聞いて驚いてしまった。日本は外国人にとって暮らしにくい国だけどせめてドイツ人で良かったと彼女は言う。

日常生活について伺うと、食事はミックスで、コックをしたことがあるTさんが腕を奮うことも多いとか。それ以外にも家事をけっこうしてくれるという。宗教はドイツはそれほど信心深くなく、カソリックだが、日本の仏教と同じくらいの感じだそうである。Aちゃんも洗礼を受けたが、日本のお宮参りと同じようなものだそうである。

ドイツには毎年、飛行機のチケットが安いときに帰るそうである。Uさんのご両親はドイツ語しか話せないので、Tさんも一生懸命ドイツ語を勉強し、だいたい通じるようになったそうである。

次にAちゃんの教育について伺う。日本の受験はさせたくないので、お金があればドイツの国際学校に入れたい。しかし、港北ニュータウンに横浜ドイツ学園があるが、月に十数万円かかるそうで、小・中学校は公立に入れる予定。ただ外見が、目は黒いが、髪の毛が金髪なので、いじめの対象にされるのではないかとお二人とも心配している。大学はドイツは国立の大学しかなく、学費が安いので、日本の大学に進学するよりいいと考えている。アイデンティティの確立については、日常会話は日本語だが、なるべくドイツ語で話しかけているという。

外国人に与えられるべき権利について伺うと、「少なくとも永住資格を持っている人には地方参政権を与えるべきである」という明確な意見が返ってきた。「特に在日韓国・朝鮮人には」という言葉で、日本における国際化や人権のレベルの低さをしっかり認識していることに驚いた。

Uさんは、若いながら知性も教養もあるので、将来の不安も既に感じている。とりあえず永住資格がとれ、日本における生活基盤が安定するまでは不安であるし、老後も不安がいっぱいとのこと。

将来はドイツで暮らしたいが、ドイツの建築界は古い街並みを保存したりすることに厳しく、Tさんが今の資格を活かした仕事につけないだろうという悩みがある。

日本で暮らしてみて感じることを伺うと「物価が高い」「環境レベルが低い」「Tさんが忙しく、夜一緒に食事ができない」「このところ治安も悪くなってきた」とのこと。「国際化が進み、これから急激に変わるはず」と言うのは期待を込めてだろうか。

最後に行政に対する具体的な要望を伺ったが、「税関には英語を話せる人を置くべき」「入管に通訳が必要」という答だった。

（1995.4.22 インタビュー／担当：S.M & R.E）

《ケース１３》

夫	M．T		日　本	３０代
妻	F．T		マレイシア	３０代
第１子	A．T	男	日　本	７歳
第２子	Y．T	男	日　本	２歳
結婚年数	８年		通算在日年数	８年

Ｔさんのお宅にお邪魔したのは５月の土曜日の午後のことでした。住宅街のなかで一際目を引く建物がＴさんのお宅でした。１，２階は貸室で、３階にMさんのご両親が、４階にMさんの家族が住まわれています。Mさんのお仕事は建築設計ということで、ご自身が設計されたそうです。家の中へ通されると、高台からなので窓から見える景色は遠くまで見通すことができ、お酒の進みそうな部屋でした。

Ｆさんとの出会いは、Mさんが建築の知識を生かし、青年海外協力隊でマレイシアに行ったときのことでした。ＦさんはＭＪＳ（マレイシア日本協会）という団体に所属していて一緒に仕事をしたのがきっかけだったそうです。

結婚するときの問題等について質問したところ、問題といったものはほとんどなくＦさんのご両親が娘を遠くの国へ出してしまう心配があったくらいだったそうです。

そんな訳でもないのでしょうが、結婚してからも年に１回は家族でマレイシアに「帰っている」ということでした。

南国マレイシアから来たＦさんの日本に来ての印象は、街が非常に清潔に感じたということです。気候の面では、冬が非常に寒くて、朝早く起きられなくて困ったそうですが、初めて雪を見たときは嬉しくてたまらなかったそうです。だんだんに冬は慣れてきたそうですが、夏のじめじめした暑さにはどうも慣れないようで、嫌いな季節だとおっしゃていました。

家庭での食事は、Ｆさんの宗教上食べられない牛肉以外はごく普通の家庭料理と変わらないそうです。Ｆさんの好物はウニだそうで納豆も大好きで一時期凝ってしまったそうです。Ｆさんの日常生活はお二人のお子さんに追われる毎日だそうで、なかなか大変そうです。特に保育園の送り迎えなどはＦさんは車を運転できないので、Mさんが時間をやり繰りして対応しており、ご自身で車を運転できないことに不便を感じているようです。Ｆさんはマレイシアの免許は持っていますが、日本の免許に書き換えることができるのか分からないし、取り直すにも二俣川にしか試験場がないのでなかなか時間が見つからないということでした。Mさんも免許の書き換えは近くの警察署で出来るようになって便利になったが、１回受ければよいとはいえ、試験場が二俣川１ヵ所では不便だと思うとおっしゃっていました。

Ｆさんがお二人のお子さんを育てていて感じたことは、自分がネイティブでないのでうまく日本語が教えられないことだそうです。御自身の母語である広東語で毎日子供に話しているそうです。Ｆさんは中国系マレイシア人なので、母語の広東語のほか、マレイ語、英語そして日本語と堪能ですが、マレイシアの人は２カ国語がしゃべれるのが普通だそうです。日本人が英語も十分にしゃべれないのは教育システムに問題があるのではないかと考え、国際人を育成するためにも語学の教育システムを十分に検討して欲しいとおっしゃ

っていました。具体的な例を挙げると、Ｔさんのような国際結婚をされた家族が増えているので、その児童の日本語以外の親の言語をクラスで教えることなどをすればよいのではないかといったものでした。

以前、Ｆさんが仕事を捜していたとき、外国人だという理由だけで断わられたことがあったそうです。国際化が叫ばれているなか、外国人だからという理由がまかり通るのはおかしいとおっしゃっていました。現在、Ｆさんは語学が堪能なのでこれを生かした仕事をしているそうです。

Ｆさんは今、日本人の配偶者の「３年」のビザを持っています。「３ヵ月」、続いて「１年」を３回更新し、そして２回目の「３年」だそうです。一時期、不正に入国した人が多くいたためか、入管ではとにかく人を疑ってかかることが多く、本当に日本に住もうとしている人にまで手続きが煩雑になるのは納得が行かないということでした。

外国人が多い神奈川県にあって、入国管理を行っている所が横浜と川崎に１ヵ所ずつしかないのは不便で、何回目かの更新以降は区役所でもできるようにならないものかとＭさんはおっしゃっていました。入管には「一緒に行ったほうが話が早い」ということでＭさんは必ずついていくそうで、結局、仕事を休み１日がかりになってしまうそうです。

行政サービスの面でお聞きしたところ、図書館に日本語の勉強できるテープが揃っているところが少ないということです。Ｆさんに限らず日本に住む外国人は多いはず、そんな外国人の日本語習得意欲に答える必要を強く感じました。

また、同国人のサークルのようなものを教えて欲しいというリクエストもいただきましたが、川崎で活動しているマレイシア人のサークルを把握していないため、お教えすることはできませんでした。そういった情報を行政レベルで持ち合うことが少ないため、必要な人に必要な情報を伝える事ができないのが残念で、早急に整備する必要を感じました。日本で暮らす外国人の日常の悩みを解決するのには同国人のサークルは非常に有用なので、行政は情報提供をして欲しいとＭさんはおっしゃっていました。

「将来はどこに住まれるのか」という問いに、Ｍさんは、「とりあえず今のところは日本」と言いながらも、「マレイシアに住みたい」とおっしゃっていました。Ｆさんも隣で微笑みながらうなづいていたのが印象的でした。

（1995.5.20 インタビュー／担当：S.H ）

《ケース１４》

夫	Ｙ．Ｈ		日　本	４０代
妻	Ｎ．Ｈ		フィリピン	３０代
第１子	Ｅ．Ｈ	女	日　本	６歳
結婚年数	９年	通算在日年数	９年	

私たちが、相模原にお住まいのＨさんのご家族にお会いしたのは、３月の中旬、ポカポカ陽気という形容がピッタりする日でした。約束の時間に玄関のチャイムを鳴らすと、すぐ返答があり、すでにお待ちいただいていたようでした。

挨拶もそこそこに奥の居間に通されましたが、そこで、まず最初に目についたのは、真新しい赤のランドセルでした。この４月に長女のＥちゃんがすぐ隣にある公立の小学校に入学するそうです。鴨居に大切に飾ってあるそのランドセルの存在感はＥちゃんの入学によせる楽しみの大きさとそんなＥちゃんの気持ちを大切にする両親のやさしさを物語っているようで、何となく暖かい気持ちになりました。

ご家族は、夫のＹさんと妻のＮさん、そしてＥちゃんの三人家族です。夫のＹさんは、秦野市にある電気製品のメーカーに２０年以上勤務した後、昨年の５月に今の会社に移りました。

現在のお住まいは、その会社の社宅です。仕事は、コンピューターのプログラミングを担当しているそうです。

今は、妻のＮさんも相模原市内のガラス製品の製造会社で働いています。まだ、勤め始めて４か月位ですが、会社の仲間や上司からも大切にされて、仕事上での悩みは何もないと明るい声で話されていました。

お二人が、知り合うきっかけとなったのは、今から９年前にさかのぼります。旅好きのＹさんがプライベートな旅行で、フィリピンを訪れたときに、偶然街の公園にお兄さんと一緒に来ていたＮさんを見かけたことに始まります。その時には、身振り手振りを交えた英語で話をしたそうです。日本に帰ってきてからも、電話や手紙での交際が続きました。

二人の結婚には、あまり大きな障害はなかったようです。Ｎさんのご両親は、当初、日本人と結婚したいと彼女が言い出したとき、少し不安な様子でしたが、Ｙさんに会ってもらうことで、不安は解消したようです。一方のＹさんの方はと言いますと、こちらは事後承諾だったそうです。結婚するのは他でもない自分なので、誰にも相談はしなかったとのことです。

今はもう、可愛い一粒種のＥちゃんもいて、徳島にお住まいのおばあちゃんも喜んでいるようです。それぞれの実家や親戚との交流もうまくいっていて、事実、お会いした前の週にもＮさんは、４日間ですがフィリピンに帰っていたそうです。

現在、Ｎさんの法律的な在留資格は「永住者」で２年前に取得できました。日本にきて、７年目で「永住者」の資格を取得できたのは比較的早い方だったかなと感想を語っていました。今後、帰化するかどうかについては、現在迷っているそうです。

夫のＹさんが、漠然とではありますが、将来、実家のある徳島に住むことを考えているのと同様に、妻のＮさんも最終的には、Ｙさんの行くところについていくと言いながらも、フィリピンで暮らしたい希望もあると控え目に話されていました。「自分が田舎に帰りた

い気持ちがあるのと同じ様に、妻にもそういう気持ちがあるのでしょう。妻と少し年が離れているので、これはあってはならないことだが、自分に万が一のことがあった場合のことを考えると、帰化しないでこのまま永住者の資格のままの方がいいのかなあ。」と言った時の妻をいたわるようなＹさんの目が印象的でした。

子供の教育については、基本的には、その国の教育に馴染むことが一番大切との考えから「郷に入っては郷に従え」との日本の古い諺のとおりにしたいとのことで、公立学校に通わせるとのことでした。

いじめについて心配はないか聞いたところ、全然心配していないとのことで、逆にいじめてないだろうなとＮさんの膝に入ってきたＥちゃんに笑って話しかけていました。

家庭内の言葉は、現在、日本語だけですが、子供には将来、英語も覚えてもらいたい気持ちがあるそうです。また、母親のＮさんはタガログ語をＥちゃんにも覚えてもらいたいと思っていますが、Ｅちゃんは「私は日本人だから」と嫌がるそうで、少しさびしそうでした。

Ｎさんに、日本で暮らしてみての感想や悩み事について聞いたところ、スーパーマーケットや駅などの人の集まる所でジロジロ見られたり、買い物の列に割り込まれたりすることがあるそうで、同じ人間として扱ってもらえないような疎外感を時々感じると言っていました。

また、日本人は子供の洋服やおもちゃなどにお金を使い過ぎると感じていて、フィリピンではとても考えられないことだと言っていました。日本では、一人っ子や兄弟がいても二人までの家庭が多く、その分一人ひとりの子供にお金をかけられるという面もありますが、少し考えさせられるお話でした。

最後に、行政や日本の社会に対して、希望することはないか聞いたところ、まず、誰もが日本に来て最初に困るのは、言葉の問題。いろいろな機関や団体が日本語の研修をしているが、これをさらに充実させることが大切。次の段階は、言葉以外の部分での交流、例えば、お互いの文化や生活について理解を深めること。その意味から料理教室などを通じて食文化を考えることも大事なことではないかとの意見でした。

また、行政が作る刊行物は言葉が難しすぎて、理解できないとのことで、最低限ふりがなをふるなどの配慮が必要ではないかとも言っていました。バスに乗っても目的地までいくらかかるのか、日本語が読めなければどうにもならないとの事でした。

全体の印象としては、まだまだ、あらゆる面において行政からの情報が不足していて、また、せっかくの情報もその伝達手段に工夫が足りないことから十分生かされていないとのことで、一気に進むことは難しいが、少しずつでも改善されるよう頑張ってほしいと、最後には、逆に私たちが励まされてしまいました。

（1995.3.12 インタビュー／担当：K.W & S.H ）

《ケース１５》

夫	Ｅ．Ｒ		ラオス・台湾	２０代
妻	Ｔ．Ｋ		日　本	２０代
第１子	＊	女	日　本	３歳
結婚年数	５年		通算在日年数	９年

ご主人のＲさんは、ラオス出身ですが、１０歳の時、難民として台湾に渡り、国籍を取得されました。その後、１９歳の時日本へ来られました。お母さんとお姉さんとともに埼玉県の川口に住まいを見つけられ、日本在住の友人の紹介で洗い場の仕事にすぐに就くことができたそうです。（お母さまとお姉さまは現在も川口に一緒に住まわれています。）その後、写真専門学校に入った先輩の紹介で映像照明の仕事に就き、現在はフリーでお仕事をされています。

私たちがインタビューに伺ったお住まいは交通の便利な閑静な住宅地にあるマンションです。玄関で出迎えていただいたご主人のＲさんは、とても流暢に日本語を話され、わたしたちの緊張をほぐしてくれました。

お住まいは看護婦である奥様の借り上げ社宅ですが、仕事がフリーで、外国籍だと、なかなか不動産物件は見つからなかったそうです。なかには「外国人お断り」の看板もでているところもあったとも伺いました。

ビザは観光ビザで入国され、そのままにされていました。その後、ご自分が難民であり、台湾のパスポートにもラオス出身と書かれており、同じ境遇の先輩はビザをもらえたのですぐに難民のビザがもらえるだろうと出頭したところ、２ヶ月間、収容されることになってしまいました。

入管は、収容当時、言葉使いの悪さが目立ったが、最近は、ずっと良くなったと感じられているようです。特に、配偶者ビザに切り替わってからは、全然違うそうです。また、更新に際して、現行制度では２回事務所に出向かなくてはならなくなったため、面倒だと感じられています。まだラオスや台湾には日本に来てから一度も行っていません。当初、オーバーステイ状態であったこと、その後も再入国許可を取らなくてはならないこと、さらには日本から出たら二度と戻れないのではないかという不安があることをおっしゃっていました。

現在、日本への帰化を申請中で、受付・面接まで終わり、結果を待っている段階です。帰化の申請理由は、親戚もバラバラになってしまっていること、仕事で海外ロケに行くとき、台湾パスポートでは入国できない国があり不便なこと、ずっと日本に住むつもりであることをあげられていました。また、姓名の変更についても、抵抗はないとおっしゃいます。

Ｒさんに日本の印象についてお聞きすると、住みにくいと感じたことはなく、すぐに日本人の友達も多くできたそうです。奥様は、誰とでもすぐに友達になってしまう本人の性格が大きいのではないか、とおっしゃっています。また、人間関係は、ラオスよりも日本の方がオープンであると感じられているようです。ラオス人の友人とは毎月パーティーを開いていましたが、だんだん、集まらなくなり、今ではなくなってしまったようだそうで

す。働いている場での差別はまったくなく、若い人に頼られることもあり仕事が楽しくて仕方ないとおっしゃていました。

ご結婚に際しては、奥様のご家族の反対が大変だったそうです。田舎である九州に「一人で帰っておいで」と言われましたが、現在のご主人と一緒に帰られ、奥様だけがご実家に出向いてみると、親戚一同が六法全書を持ち込み集まられていたそうです。その場では、オーバーステイだから日本にいられるわけがない、絶対だめだから、と言われとてもつらい思いをされたそうです。奥様のお母さまは比較的協力してくれるようにはなったそうですが、親戚が強く反対されたそうです。そのお母さまも、ご主人のことを日本人との「ハーフ」だと、他人にはおっしゃっているようです。現在は、仕事は何でも探せばいいから、家族で九州に帰ってこいといわれるそうです。

結婚の際には入管手続に追われ、結果的にはご両親を説得する時間もなく、ご自分で籍を抜かれ、結婚手続をされたそうです。(結婚式を挙げることはできなかったそうです。)なお、ご主人の側では、国際結婚に対してあまり反対の例を聞かれたこともないとそうです。

お子さんは私立の保育園に通われています。現在は特にいじめなどはなく、あまり心配はなさっていない様子です。言語については、言葉が出るのが遅いように感じられるので、混乱しているせいではないかと思い、とりあえず日本語を重視するようにしたとおっしゃっていました。日常生活の面では、お二人の習慣があわないということはなく、ご主人も納豆以外は何でも食べるそうです。また、結婚当初より家事・料理はできる方がやることに当然のごとくなったということで実際にお二人が台所に立つ姿も拝見しました。

国際結婚を強く意識することもなく、ごく普通の家庭ですよ、とおっしゃる奥様。流暢に日本語を操られるご主人は、国籍や、難民時代のことを特に強調されることもなく、現在の仕事や生活を楽しまれているようです。

インタビューにうかがった私たちも、あまりの居心地の良さに、お言葉に甘えて夕食までいただき、とても楽しい時間を過ごさせていただきました。

(1995.3.18 インタビュー／担当：Y.M & H.N)

≪ケース１６≫

夫	Ｇ．Ｔ．Ｒ		フィリピン	３０代
妻	Ｔ．Ａ		日　本	３０代
第１子	Ｎ．Ａ	女	日　本	８歳
結婚年数	１１年		通算在日年数	１１年

私たちがＧさんのお宅を訪問したきっかけは、お答えいただいたアンケートに同封されていたＴさんの手紙でした。その手紙には「国際結婚の問題というと外国人妻ばかり目が行くが、異国で働かなければならない外国人夫のほうが問題は深刻ではないか」といったことが御自身の経験を交えて書かれていました。

Ｇさんのご自宅は丘の中腹にあり、私たちは明細地図片手に、細い路地に迷いながらも到着しました。ご自宅にお邪魔して、まず目についたのが居間のテーブルクロスに挟まれた、たくさんの写真でした。家族で出かけた時のものもありましたが、ギターを弾いているＧさんの写真が一際目を引きました（後にＧさんでなく、弟さんだったことが判明)。

とりあえず、世間話から話を始めていったのですが、応対してくれるのはＴさんで、Ｇさんはただひたすら聞き役に徹していました。

お二人が知り合ったきっかけはＧさんがバンドの公演で横浜に来ていた時、たまたまＴさんが仕事で横浜に来ていたのが、そもそものきっかけだったそうです。結婚までの障害についてお聞きしたところ、Ｇさんの家族は賛成だったのですが、Ｔさんの家族が黛ジュンの例（結婚詐欺にあった）を持ち出して反対だったようです。Ｔさん自身も、Ｇさんに逢うまではフィリピンの人に好感は持っていなかったようです。結局、Ｔさんが御両親を押し切った形で一緒になったようです。そんな訳で「ギター・マンは寡黙である」のＧさんと、九州出身のＴさんは知り合い、国際結婚をしました。

結婚後バンド活動をやめ、就職をしなければならなかったＧさんですが、外国人であることが理由で差別を受けたそうです。なかでも、スーパーの面接に行ったときに、店長に物を持っていかないようにと最初に言われたそうです。この事をＧさんから聞いたＴさんは、翌日スーパーに、御自身曰く「どなり込みに行った」そうです。Ｇさんは現在、建設作業員をアルバイトという身分で１０年近くなさっています。

Ｇさんの仕事の内容はビルを造る左官で、横浜そごうや第一ホテル海老名の建設にも携わったそうです。長い月日をかけて培われた会社とＧさんの信頼関係は厚く、ある時、現場監督がＧさんを差別し、現場に入れない事がありました。この時Ｇさんの同僚は「それなら我々は現場に入らない」といい、同業他社の人も「この人は我々が保証する」といってくれたことがあったそうです。

住居に関しても差別を受けたそうです。何十件も不動産屋を訪ねたが、部屋を借りれず、最後にやっと教会の神父さんのツテで見つけたそうです。

家庭内での言葉や習慣は日本語で日本風ですが、食事はフィリピン風のものが多いそうで、来客のときはフィリピン料理でもてなすそうです。家庭内役割分担は夫は仕事、妻は家事、夫は家にいると何もやらないという純和風です。Ｔさんは「こういうところだけ日本人」といって笑います。

お互いの実家との交流は、Ｇさんの実家とのほうが盛んで、過去３回訪れたそうです。Ｎちゃんはフィリピンの子供達の中に入っても臆する事なく遊ぶことができ、子供の適応

の早さにびっくりしたとＴさんはおっしゃっていました。また、泥だらけになって遊ぶ姿を見て、本来子供はこういう環境で育てるのがいいと思い、出来ることなら住みたいともおっしゃていました。（Ｇさんは日本で働くそうですが）

Ｎちゃんはプロテスタントの幼稚園に通ったあと、公立の小学校に入学し、いま３年生です。幼稚園のときはお父さんが外国人という理由でいじめられたそうです。その原因は幼稚園の先生が弱く、いじめっこをたしなめられなかった事にもあるようです。小学校に入ってからは担任の先生が「悪いことをしたのでなければやり返せ」と言ってくれるのでＮちゃんも強くなり、いじめられることもなくなったそうです。

Ｎちゃんは英語を塾で習っていますが､最初はお父さんに教えてもらっていたそうです。英語に付け加えて、将来はお父さんの母語のタガログ語もマスターして欲しいと御両親は希望しています。

Ｇさんは現在、日本人の配偶者等の資格で３年のビザをもっています。将来、帰化する希望があるかどうかお聞きしたところ、フィリピン人でいたいということで帰化は考えていないそうです。また、もし家族でフィリピンに住むことができる機会ができたらＧさんのフィリピン国籍はあった方がよいとの考えもあるようです。

Ｇさんはひたすらに寡黙ですが、日本語はテレビマンガで覚え、日常会話は不自由なく喋ることができます。しかし、たまに目上の人に対して喋るとき、変な言葉使いをしてしまうこともあるそうです。このことについてＴさんは、家庭の中にいる妻であれば、生活に必要な言葉が分かればよいが、外で働く夫の場合、職場で使う敬語なども分かる必要がある。だから、そういった場所にあった言葉を教えてくれる日本語教室があったらよいのにとおっしゃっていました。

何か制度や法律等で不満なことはないか訪ねたところ、大使館業務の不透明さを挙げていました。具体的には、５年毎のパスポート更新でフィリピン大使館に行くと、年収の１割近い税金を取られること、たまたま持ち合わせがなく後日行くと前回よりさらに高い金額を請求される。積算の方法を尋ねても明確な答えはもらえず「この前はこの前」といった曖昧な返事のみ。私たちとしても、手の届く範囲の問題でないので答えに窮したところでしたが、自分たちの行っている業務のなかでこのような不明瞭なことが知らず知らずであっても、あってはならないことであり、改めて身の引き締まる思いがしました。

ふと気がつくと、遠目に炊飯器が蒸気を上げているのが見えました。そろそろ失礼をしなければならないと思っていたところ「ご飯食べていきなさいよ」と有難いお言葉。丁重にご辞退申し上げておいとましました。

帰りがけ、分かりにくい小道を大通りまで案内するということで、Ｇさんが同行してくれました。二言三言会話を交わしましたが、異国の地で家族を養って行かなければならない外国人夫は我々の想像を超えた苦労があるんだろうなと、ふと思いました。

（1995.4.2　インタビュー／担当：S.H & R.E ）

≪ケース１７≫

夫	＊		オランダ	４０代
妻	Ｙ子		日本	２０代
第１子	＊	男	オランダ	１４歳
第２子	＊	女	オランダ	１２歳
第３子	＊	女	オランダ・日本	３歳
結婚年数	５年		通算在日年数	１２年

Ｙ子さんは、磯子にお住まいですが、３人のお子さんが山手にある横浜インターナショナル・スクールに通っているため、車で送り迎えをされています。今回のインタビューも、末っ子の娘さんをお迎えに行く前に、お一人で受けていただきました。以下は、Ｙ子さんの口から語られたことをまとめました。

＊　　＊　　＊

夫はオランダ国籍だが、子どもの頃は元オランダ領のインドネシアで育ち、その後親の仕事の都合で３、４年ほど日本に住み、東京のインターナショナル・スクールに通っていたことがある。自国のオランダで生活したのは中学・高校時代寄宿舎に入っていた時だけである。仕事は、日本とドイツの合弁会社で人工透析の関係であるが、夫以外の社員は皆日本人である。滞日年数は、通算 12 年間で、大人になってからは、仕事で 11 年前に１年間いて、今は 1987 年から来ている。在留資格は、「投資・経営」で、期間は「３年」だが、次回の更新の際には「日本人の配偶者等」のビザにしようかと考えている。

夫と出会ったのは、友人の別荘へテニスをしに誘われてグループでででかけた時だった。すでに彼には中国人の前妻との間の２人の子がおり、８年前に夫が香港から来日したときに子どもたちも一緒に来ていたため、私の両親は最初はこの結婚に反対したが、結局は折れて認めてくれた。今では夫とも仲良くし、孫も可愛がってくれている。上の子たちも親には相談しにくいことを祖母に相談しているようだ。子ども２人は結婚当初、英語しか話せなかったので、私の弟妹も彼らと話すために、この結婚を機に英語を習うようになり、良い刺激となったようだ。

夫の母はすでに亡くなり、父は日本で定年退職した後、コスタリカに住んでいる。ずっと日本で働き社会保険制度に加入していたので、日本の年金を受給している。

夫は、仕事でこれまでに中国、香港、台湾、韓国などに住んだ経験があるが、日本が一番住みやすいと言っている。それらの国の中では一番安全だし、学校も主要都市にはインターナショナル・スクールがあるし、海外のものも買おうと思えばすぐ手に入るので、生活しやすいと言う。来日した外国人にとって、日本という国は、日本語ができないうちはもちろん暮らしづらいだろうが、２、３年たって話せるようになり、慣れてくると住みやすくて安全だと感じ、長く滞在しようという気になるようだ。日本人は、一般的に外国人には好意的で、何でも手助けしてくれるので、自分から努力してその中に入っていけば、住みやすくなるのではないか。日本語も話せないまま殻に閉じ籠っていては、なじめないが、自分次第ではないかと思う。

外国人登録の更新については、夫は日本語が話せるため、区役所へ１人で行き、さっさとすませていて、特に問題ないようだ。家にはフィリピン人のメイドさんがいて、「特定

活動」のビザ（期間は１年）をとっているが、日本語が話せないので、私が区役所まで一緒に行き、手続きをしている。区役所や入国管理局の窓口の人は、あまり英語が話せないようだ。そのため窓口での手続きの難易は、日本語が話せるかどうかによるようだ。

家での日常生活は食事も含めほとんど日本風である。家庭内の言語は、日本語及び英語、夫は日本語は話せるが、子ども２人はできなかったので、結婚当初必要に迫られて、私も英語を勉強した。今では子どもたちも日本語はペラペラだ。片付け、掃除はメイドさんがしてくれるので、私は子どもの世話と食事の支度をしている。子どもは３人とも高校まではインターナショナル・スクールに通わせたいと思っているが、その後は子どもの希望に応じ、海外の大学で学ばせることも考えている。どこの国でもよいが、オランダ語は話せないので、英語圏の学校になるかと思う。私自身は日本の学校制度の中で育ってきたので、子どもたちを見ているとインターナショナル・スクールとの教育方法の違いを感じる。それぞれ良い面、悪い面がある。例えば、インターナショナル・スクールは、日本の学校のように暗記をさせるのでなく、考えさせ、個々の想像力を伸ばすような教育をするため、一番下の子も、近所の同年齢の子は言わないようなおもしろいことを言う。上の子も宿題でストーリーを書かされると、スラスラとおもしろいものを書くことができる。そういうところは良いが、ピアスをしたりパーマをかけたり、格好が学生らしくない子もいるので、「人は人、自分は自分」だから学生らしくしなさいと、子どものしつけをしている。また、日本の公立学校では、髪の色が違うなどという理由で、いじめの対象にされるという話を聞くが、うちの子の学校ではそういうことは聞かない。下の子の将来の国籍選択については、「どこの国に住み、どう生きていくか」によるだろう。しかし、それを２０歳くらいの早い時点で決めなければいけないのは、難しいと思う。

宗教については、夫は教会に通うほどではないが、カトリック信者であり、子ども３人も洗礼を受けている。しかしお墓は、たまたま私の実家の墓のある都内のお寺で売り出した時にすでに買っているので、そこに入る予定だ。

保険・年金は、夫と子どもはオランダ国籍なので、むこうの公的保険・年金に加入している。日本で病院にかかった時は自費で払っておいて、１年分のレシートをまとめて送り、払い戻しを受けることができる。私は、日本の国民健康保険、国民年金に加入している。

自分たちの国際結婚を特別なこととは考えていないし、特に問題も抱えていないので、今は国際結婚をしている人たちの作っている会には入っていない。何か具体的な問題があれば、そういうところにも参加して意見を聞いてみようとも思うけれども。

＊　　＊　　＊

「３匹の犬を飼い始めてから、毎朝早起きして一家で犬の散歩に出かけ、朝食をとってから、私の運転で夫と子どもたちの４人を送っていくんですよ。みんな早寝早起きなんです。」と明るく語るＹ子さんの言葉はとても印象的で、比較的年の近い義理のお子さんも抱えて悩みもお持ちでは…という私たちの憶測は杞憂に過ぎなかったと感じました。

（1995.5.23 インタビュー／担当：S.S & R.E）

《ケース１８》

夫	Ｓ．Ｓ		日　本	４０代
妻	Ｊ．Ｓ		インド	４０代
第１子	＊	男	日　本	１３歳
第２子	＊	男	日　本	１２歳
第３子	＊	女	日　本	１０歳
結婚年数	１４年	通算在日年数		１４年

私たちがＳさんご夫妻を尋ねたのは、３月下旬でしたが、雨風も強く、寒さの戻った冷たい日でした。約束の時間に電話をし、近くの喫茶店でお話を伺うことになりました。

Ｓさんご夫妻は、結婚して満１４年。夫のＳさんは都内の私立大学に勤務し、また、妻のＪさんも現在､横浜の小学校で国際理解教育のための非常勤講師として活躍しています。以前はボランティアで行っていましたが、横浜市で正規のカリキュラムに組み込まれたことから非常勤講師として任用されたそうです。

冒頭、Ｓさんの口から出た言葉は､「私たちには、結婚記念日が四回あるんですよ。一つは、インドの裁判所で結婚の宣誓をし手続きをした４月２８日、それからインドのカトリック教会で式を挙げた５月３日、次に、在ボンベイ日本総領事館に婚姻届を出した５月６日、最後は日本で結婚披露宴をした５月２３日です。結婚記念日を聞かれた時、自分でも時々どう答えていいのか迷ってしまいます。」と笑っておられました。

Ｊさんの在留資格は、日本人の配偶者等で在留期間は３年です。帰化の手続きを取ることは考えないのか聞いたところ、手続きには、かなり多くの資料を要求されるから面倒だとのことで、今のところ考えていないそうです。

また、将来、どこで暮らすかも決めていないとのことで、特に、日本だけで暮らしたいということもないそうです。事実、Ｊさんの両親や兄弟は、それぞれにカナダやオーストラリアなど世界各国に移住し、公務員・教員・事業家などとして生活している文字通りの国際家族です。

日本に帰化する場合の許可要件の問題点についてＳさんから指摘がありました。その内容は次のとおりです。｢日本政府の帰化に対する姿勢は、国益にあわない者を排斥しようとする考えが強いように思える。具体的に国益にあう者とはどの様な人たちか。例を挙げると、国技である大相撲の力士とか文化人などが考えられる。これらの人たちの帰化は、比較的容易なようであるが、それ以外の人たちの審査は、かなり厳しいようである。現在、特に妻の帰化を考えている訳ではないが､人によって扱いが違うのであれば問題なのでは。例えば、法の下での帰化条件は平等であっても人種や国籍によってその判断に差があるような気がする。現在、その判断は一元的に国が行っているが、その判断に至った理由については公表されないシステムとなっているのでは。そのため、不透明感が帰化申請者にとって釈然としない不信感を生んでいるのではないだろうか。」

Ｓさん一家の構成は、ご夫妻の他に３人のお子さんの５人家族です。上の二人の男の子は、気持ちも体も強くあれとスパルタ的に育てたため、いじめは受けなかったとのことですが、一番下の女の子は去年の一学期にクラスの多くの子どもたちからいじめを受けて学校に行きたがらない時期があったとのことです。その時、Ｊさんは、母親たちに窮状を訴えたのですが、最初は子供のことに親が口を出すべきでないと取り合ってもらえなかった

そうです。しかし、いじめの内実が明らかになるにつれ、そのやり方の陰湿さが親の間でも問題となり､親権者としてもその解決に真剣に取り組まざるを得ないこととなりました。いまでは、彼女もすっかり元気になり、昔のように学校に行くのが楽しみになったようです。

家族間の会話は、主に日本語だそうですが、以前はご夫妻ともに英語が堪能なことから英語でも親子のコミュニケーションを図っていたとのことです。子供たちは英語も理解できるのに自分から話さないと言います。その理由は何なのでしょう。

子供の世界でも周りの人と違うと特別視され、いじめの対象になってしまうことに原因があるようです。もしそれが事実なら、あまりに寂しい日本の現実ではないでしょうか。

また、この教育問題についてもＳさんは「管理が厳しく画一教育に偏っているのではないか。現在のような教育では、伸び伸びとした個性が育たない。独創性に乏しい子どもになってしまう。」との危倶もお持ちのようでした。

次に、地域との関わりについて聞いたところ、Ｊさんは外国人妻の会の田園都市線グループの役員をしているそうで、メンバーは、イギリスやアメリカ、スイスなど２０か国にも上るそうです。家族ぐるみの付き合いで、よくお互いの家を訪ねあっては情報交換をしたり、ホームパーティーを開いたりして交流を深めているそうです。このメンバーたちの会話は主に英語だそうで、英語圏でない中国や韓国の人たちは言葉のハンディのため、あまりグループの活動に溶け込めない面があるとのことです。

また、Ｊさんの母国であるインドは２０を超える州と約１０の中央政府直轄地区からなる多民族国家で、様々な民族や文化が存在しています。そのような環境で生まれ育っている彼女には、人種に対する偏見や違和感はもともとないそうです。日本人も元をたどればいろいろな民族からの混血民族と考えられていますが、近年、新たな民族の流入があまりなかったことから、単一民族であるかのように考えられがちです。このことが、逆に他民族の流入を好まない国家意識を醸成し、他民族に対する偏見や気後れなどを引き起こしているのでは、とお話を聞きながら感じました。

最後に行政の刊行物に対する要望を聞いたところ、まず、漢字が多すぎることや表現が難しいことが問題だと言われました。せめて、英語かローマ字表記が欲しいと言っています。また、行政サービスではありませんが、銀行のキャッシュサービスコーナーでの手続きやテレビなどの緊急情報にも同じような配慮が欲しいとも言っています。

取材を終えて、別れ際にＳさんは､「少し言い過ぎましたかね。でも、少し強調して言わないと、なかなか分かってもらえませんから」とおっしゃったのが、印象に残りました。

（1995.3.25 インタビュー／担当：K.W & Y.M ）

≪ケース１９≫

夫	Ｍ．Ｋ		日　本	２０代
妻	Ｐ．Ｋ		日　本（元ｶﾝﾎﾞｼﾞｱ）	３０代
第１子	＊	男	日　本	５歳
第２子	＊	女	日　本	２歳
結婚年数	６年		通算在日年数	１４年

現在、東京ガスの大きな社宅にご家族４人で暮らしていらっしゃるＰさん。午後の陽射しが差し込み、家族の写真が壁のあちこちに飾られたお部屋は、小さい子供のいる暖かい家庭の雰囲気に包まれていました。でも、ご結婚に至るまでの彼女の経歴を伺うと、それは一般の日本人には想像を絶する厳しいものだったと察せられます。以下は彼女に伺ったお話をまとめたものです。

◆　　◆　　◆

ご主人との出会い

１６歳の時に、タイの難民キャンプを経由して来日し、大和の難民定住促進センターで３ヵ月過ごした。８人兄弟の内・現在４人が日本に住んでいる。姉は留学生として既に来日しており、私は２人の兄とともに来日した。残りの４人の内１人は死亡、３人は行方不明である。兄弟ばかりでなく、両親もまた行方不明のままである。センターを出た後は、姉の家に居候し、日本語を学ぶため海老名小学校の４年生に編入した。同級生には「何で日本に来たの」と聞かれたが、説明できず困った。日本語の読み書きは、この小学校の３年間でほぼマスターできた。小学校を１９歳で卒業した後は、喫茶店で働きながら夜間中学に通った。

海老名小学校を卒業する時に、「難民の女性が１９歳で小学校を卒業する」ということで何紙かの新聞に記事が載り、やはりちょうど高校を卒業する年だった夫が、その記事を読んで感銘し、私に手紙を送ってくれたのが二人の出会うきっかけであった。同級生は皆幼く、同年輩の友人が欲しかったので、大変うれしかった。その後２年くらい文通をし、会うようになってからは、二人でカンボジア出身者のパーティーに出席するなど、自然と周囲にも公認のカップルとなり、６年前に結婚した。結婚式では夫が泣いてしまい、前日に姉の前でさんざん泣いた私は当日は平気な顔をしていたため、会場の人の目には気が強いと見えたようで、失敗したなと思っている。

社宅での生活

結婚当初から現在の社宅に住み、すぐ隣室には一人暮らしの義母が住んでいるため、お互いの行き来は、頻繁である。社宅では、自治会関係の活動や様々な当番などがあるが、皆と平等に受け持ち、くじで当たって自治会の会長もつとめた。

結婚するまでは日本料理を作ったことがなかったが、夫のアドバイスもあり、徐々に和食も作れるようになった。今では茶碗蒸しも作れるくらいだ。カンボジア料理の食材も、例えばココナツパウダーなどは、以前は中華街まで行かないと手に入らなかったが、今は近所のスーパーで売っている。カンボジアでは９０％以上が仏教徒であり、私も盆や正月は、カンボジアの暦でもやり（正月は４月１３日・盆は１０月の満月の日)、特別な料理を用意したりする。

結婚後子供ができるまでは食堂でパートをしていたが、今は専業主婦である。日本で仕事を探すのは難しく、面接に至らずに外見だけで断られてしまうこともあった。また、街を歩いていて、突然日本人男性から「いくら？」と聞かれることがあり、そういう目で見られているのかと嫌な思いをする。

子供の教育について

子供は、日本語以外にカンボジア語も話せるように育てたいと思い、普段からカンボジア語でも話しかけている。去年の５月からカンボジア人が多く住む市内の横内団地で、小

１から中１のカンボジア人子弟にも、週１回程度カンボジア語を教え始めた。彼らは両親ともカンボジア人なのに、カンボジア語が話せない。この教室には、当時横内小学校の音楽の先生だった方が協力してくれ、今も毎回横内団地まで私を車で送迎してくれる。その代わりに、小学校行事に余り参加しないカンボジア人の親向けに、カンボジア語で行事のお知らせを作る手伝いをしたりしている。

以前、いじめを心配した義母が、息子に、「カンボジア語を話すといじめられるから話すな」と言ったことがあり、心に引っかかっている。息子も一時期、友達の前で私がカンボジア語を話すことを嫌がったが、カンボジア語教室を初めてからは、そういうことがなくなった。そういう意味でも教室を始めて良かったと思っている。息子は、私がカンボジア人であることをどの程度理解しているかはわからないが、急に「アンコール・ワットに行きたい」と言い出したり、テレビでカンボジアの風景が映っていると、私を呼びに来て一緒に見たりすることがある。

小学校は公立に行かせるつもりだが、入学時などに先生が皆の前ではっきりとカンボジア人の子であり、日本語だけでなく、カンボジア語も覚えなくちゃいけないんだよということを紹介してくれると良いと思っている。

カンボジアには、下の子がものごころのつく４、５歳になったら、家族を連れて一度行きたいと思っている。

帰化について

上の子の妊娠７ヵ月の時に帰化申請の書類を提出した。書類をもらってきたのは妊娠する前だったが、各種の書類を揃えるのには時間がかかる。帰化する際の面接は、夫婦別々に行われ、細かい点も聞かれて割と厳しかった。帰化するときに理由としてあげたのは、外国籍では仕事は見つからないということと、夫も子供も日本国籍なので、一緒になるため、ということ。２つとも本当だが、帰化する気持ちはもっと複雑である。外国人登録などの面倒なことから解放される、差別を気にしなくてすむ、というために帰化制度を利用しただけであって、心はカンボジアにあると思うこともある。

帰化して日本の選挙権は得られたが、祖国カンボジアの選挙権ではないので、「これがカンボジアの選挙権だったら」という気持ちがあり、少し寂しい。

将来について

万が一、夫に先立たれた場合には、住居と仕事をどうするかが一番心配だ。老後については、カンボジアでは皆「何とかなる」と思っていて、余り深刻に考えていない。日本人のように収入の中からまず貯金に回したりということはしない。母もそうだったので、私も楽天的に考えているが、夫が結構しまり屋なので、バランスがとれている。

年寄りにとっては、日本よりカンボジアのほうが楽しみがありそうなので、老後はカンボジアで暮らしたい。カンボジアの老人はよく寺に行き、中でゴザを敷いてゆっくり天井の絵を眺めて過ごしたりする。向こうの寺は日本と違い、明るくオープンで、明彩色の絵が描かれており、心がなごむ場所であり私は好きだ。

◆　　◆　　◆

以上、様々なご経験やそのときどきの思いを語って下さいました。日本語の新聞が読めるほどに日本語をマスターしていらっしゃるＰさんは、平塚市役所から通訳を依頼されることもあるそうです。また、訪問中にかかってきた電話は、近所で日本語教室を行っている日本人ボランティアの方からで、カンボジア語教室と合同でバーベキューをしょうとのお誘いでした。「この教室を始めたために、人の輪が広がってきました」と嬉しそうな表情で語って下さいました。日本での生活にすっかりとけ込む一方で、母国の言葉や文化も大切にし、子育ての忙しいさなかにも、色々なネットワークを広げてご活躍されている様子が、インタビューにおじゃましている数時間の間にも、垣間みることができました。

（1995.4.11 インタビュー／担当：S.M & R.E ）

≪ケース２０≫

夫	山岸　浩一　　(仮名)		日　　本	４０代
妻	ｶﾄﾘｰﾇ　　(〃)		フランス	４０代
第１子	佳也(ﾖｼｭｱ) (〃)	男	日　本・フランス	１３歳
第２子	案　(ｱﾝ)(〃)	女	日　本・フランス	１０歳
結婚年数	１５年		通算在日年数	１５年

●夫がイギリスへ留学していたときに、イギリスで仕事をしていた妻と知り合いました。妻の両親は日本人のことをあまり知らなかったし、日本という国のイメージもなかったので、別段反対などはありませんでした。夫の父親は外務関係の仕事をしていたため、国際結婚には反対しませんでした。結婚式はフランスの教会で行いました。夫の両親は参加しませんでしたが、日本の友人は何人か来てくれました。日本へ帰って来てからは式も披露宴もしていません。●妻は現在、小学校で週２回、国際理解教育の指導をしています。（財）横浜市海外交流協会発行の『横浜エコー』をみて応募したら採用されました。夫の仕事は、中近東・東南アジア・北アフリカ等へのプラントで、海外へもよく行っています。●夫婦とも食事は好き嫌いがないので何処へ行っても困ることはありません。妻の宗教はカトリックですが、夫は違います。ただし、妻が行くフランス人神父のいる教会へは時々付いていっています。必ず配偶者は入信しなければならないということはなく、また仕事柄いろいろな国へ行き、相手の宗教を認めることは、極あたりまえのことだと思っているからです。子どもは二人とも洗礼を受けています。●二人の子どもはカトリック系の幼稚園に入り、小学校からは公立に行きました。娘は、学校があまり好きになれませんでした。いじめもありました。３年生の時に担任の先生に相談したのですが、「いじめにあっている子の方が強くならないと、解決しない」としか言ってくれませんでした。将来のことも考えて、中学もある私立へ転校することにしました。編入試験は大変でしたが、子どもも自分で決めたことなので、一生懸命勉強し、合格しました。今は明るく楽しく学校に通っています。キリスト教系の学校なので、きつい子もいないし、先生もよく面倒をみてくれています。●息子は、公立中学に通っています。部活動は初め、バスケット部に入っていましたが、２ヶ月でやめました。夫は続けて欲しいと思ったのですが、部活動をやっていると、日曜日も家族といることができず、平日の昼食を家族全員でとったり、夜もみんなそろって過ごすのがあたりまえというフランスの習慣を持つ妻とのギャップがあった事も理由の一つです。日本では中学校のスポーツを訓練と考えている節がありますが、フランスでは楽しむものととらえています。●部を途中でやめたことによる、いじめとか嫌がらせは幸いなことにありませんでした。日本で生まれて、同じ所に長く住んでいるためでしょうか。小さい時から仲の良い友達もいるからだと思います。子どもの性格などにもよるかもしれません。自分達と同じ条件でも、海外へ行って、日本に帰ってきたときに以前住んでいた所と別の所に住むと難しいかもしれないと思います。●子どもの将来の教育については、『バカロレア』（フランスの大学入学資格がもらえる試験のこと）を取らせようと思っています。現在、この資格をとるために、フランス語もちゃんと勉強しなければならないので、息子は現在行っている公立中学の他にフランス語スクールへ通っています。フランス語ができれば、必ずしも大学に進学しなくても、チョコレートとかケーキの職人やオルガン職人などになれればいいと思います。とにかくどこでも住んでいけるようになれればいいと思っています。●日本の教育は例えば１６歳で２年位先の、１８歳の勉強をしているといえます。欧米では、習うべき年齢にその年齢に見合った勉強をするのが普通です。小学生に夏休みは何処へいくのと聞くとみんな口をそろえて「勉強！勉強！」と言っているし、フランスの優秀な子でも午後１０時ごろまでしか勉強しないのに、日本の子達は午前１時ごろまで勉強していると聞くと、普通じゃないと思います。日本の教育システムは根本的に他の国とは違うと思います。仕事に限らず色々な場面で、日本人はディスカ

ッションが一番弱いですね。日本人からはほとんど意見がでません。静かなのは日本人で、うるさいのはヨーロッパ系と決まっています。日本人はいつもグループで対応しています。そして、その場では決定しないで、後で答えるとか、連絡すると必ず言います。妻は日本人のはっきりしない所を嫌っています。これ等のことは、日本人の弱点でもありますが、１人の優秀な人がいても全体で品質管理をしていかないといい製品が作れないのでそういう意味からするとパワーでもあると思います。●第１子の出産の時は英語のわかる医者がいなくて困りました。大きな病院だったので製造工場みたいに感じました。医者も患者に診断のことをあまり話してくれませんでした。２人目は別の病院で出産しました。その時、夫は丁度海外出張中で、夫の両親も当時は仕事を持っており、一人で全てをしたので大変でした。しかし、そこの医者は今でもホームドクターとして付き合っています。●子どもの名前を付ける時は、日本に住むので、日本の文字でいいけれど、呼びやすいような名前を付けて欲しいという妻の両親の願いから、フランス風の名前を付けました。日本にいる時でも、娘は母と時々フランス語で会話をしています。毎年夏休みは１ヵ月半程、妻の実家へ家族で帰っています。夫は仕事があるので、後半の２週間位だけ合流し、皆で過ごしています。この期間は兄妹の会話は互いにフランス語だけです。特に娘はフランス語を難しくないと思っています。フランス語で夢を見ることもあると言っています。●最初に３年の配偶者ビザを取り、３回目の更新時に永住ビザを取得しました。妻は最初の申請時からいろいろ調べたりもしたので、初めから３年間のビザが取れましたが、アジアの友人は最初は１年ビザしか取得できませんでした。妻はラッキーだったと思います。●毎年フランスに行っているので、その都度６０００円支払って再入国手続きをしていくのは、不便です。万が一のことがあってすぐに出国しなければならなくなった時のことを考えると、心配です。●妻は帰化するつもりはありません。子ども達は後で、どちらの国籍にするかを選択しなければなりません。日本もフランスも両方とも、自分の国だと思っています。フランスでは二重国籍が認められています。二重国籍の人にも徴兵は課せられていますが、外国でボランティア活動をすることで代えることができます。二重国籍は、国にとってメリットになる人間の交流ができ、本人だけでなくそれぞれの国にとっても良いことだと思います。●行政からの情報は、育児関係についてはおばあちゃん（夫の母）から得ていました。学校からの手紙は、先生達が妻の事情をわかってくれているので教えてもらえました。ただ、学校からのお知らせは、多い割には大切な情報が余りないように思えました。●ご近所とは、特に交流していません。フランスの友達も多いのでお付き合いをしなくてもあまり困らないからです。あの家は「毎年フランスに行っている」「子どもをフランス語のスクールへ行かせて勉強させている」「私立の学校にいれた」などとウワサされているのは知っています。ＰＴＡの役員は順番でやったことがありますが、字が読めないし、書けないので、結局かわりの別の人がやることになってしまいました。●日本の会社では、家族を連れ出して、家族ぐるみで何かをすることがありません。欧米では夫妻で出かけるのが普通なのに。夫婦同伴の席でも夫たちは、仕事の話をしているため、妻は不満を持っています。●フランスの友人が家に泊まりに来ると、夫の立場が逆になります。妻たちの会話は全てフランス語で、夫は疎外されたような感じがするからです。お互い母国以外の国で知り合ったこともありますが、将来はそれぞれの母国以外の国で生活することが、フェアだと考えています。●欧米の場合、母語の次に真先に習うのが、隣国語です。日本は在日韓国・朝鮮人も含めて、一番近い東南アジアの国々の人の声に耳を傾けていないように思います。経済力等の違いもあるのでしょうが、どうしても遠い欧米に気持ちが向いているように思えます。

（1995.4.22 インタビュー／担当：S.S & R.E）

≪ケース２１≫

夫	S		チ　リ	４０代
妻	K		日　本	４０代
第１子	＊	女	日　本	高校生
第２子	＊	男	日　本	中学生
結婚年数	２０年		通算在日年数	１６年

夫のＳさんは、現在日本の大手電機メーカーに勤務しており、妻のＫさんは、フリーのスペイン語の通訳である。

子どもたちは、いずれも小学校から日本の学校に通っている。国際学校に通わせることも考えたが、年間１人 300 万円もかかると聞いてあきらめた。

家庭では、夫婦、父と子どもたちの会話は主にスペイン語による。ヒアリング時も長女が同室にいて興味深そうにインタビューを聞いており、時おり、Ｓさんが長女にスペイン語で話しかけていた。子どもたちはスペイン語で話すことは苦手だそうだが、聞く力は通訳であるＫさんが聞き取ることができないようなテープが聞き取れるほどだという。大人になってから外国語を覚えても完璧には覚えられないと、Ｋさんはつくづく思うそうだ。

長女は、６歳まで無国籍であった。（チリの国籍は、チリで生まれるか、１年以上チリで生活しなければ取得できない。また、日本の国籍法が改正される前のことであった。）外国に行くこともなかったので、国籍がないことに特別不便を感じることはなかった。チリの国籍が取得できるに越したことはないが、チリに１年間住むということは大変なことであると考えている。

長女は、中学の時にチリに留学させた。自分の部屋に閉じこもってなかなか友達もできなかったと親は思っているが、本人はそれなりに楽しい思いもしたそうだ。チリに行けば日本に帰りたくないと思い、日本にいればやっぱり日本がいいと思うそうだ。ふたりとも、どこに住むことになるにしろ、子どもたちは、自分自身の思う通りに生きてほしいと思うそうだ。

ＳさんとＫさんが知り合ったのは、ＳさんがＪＩＣＡの研修生として来日したことがきっかけであった。二人は知り合って３か月めで結婚した。知り合ってからわずかの期間で結婚を決めたことに、妻のＫさんの家族の反対があった。いったい誰？という戸惑いが強かった。結局は、しょうがないという感じで家族が折れた。チリのＳさんの家族の方はちょっとびっくりした程度だったそうだ。

チリでは外国人と結婚することはあまり珍しいことではなく、むしろそのほうがいい、とさえ言われているとのこと。なぜならチリに住んでいる外国人は概ね働き者だし、良い生活をしているというイメージがあるからである。「チリで生活している外国人の中で、貧乏な人はいないと思う。きちんと自分で仕事をして財産を持っている。」という印象をＳさんは持っていた。外国人でも仕事を得るチャンスが日本よりたくさんあるそうだ。日本の会社は外国人が入っても昇格できない。何年働いてもずっと一番下の人である。チリでは日本人でも社長になれる。「日本人は外国人を全然信用していない。」と、会社の中でつくづく感じると言う。

Ｓさんは、結婚後、いったんチリに帰国し、日本の文部省の大学院レベルの奨学生の試験に合格して再来日した。博士課程まで修了した彼にとっては、現状の処遇に対する不満が大きい。Ｋさんは、Ｓさんが日本語の読み書きが不充分であることが原因であろうと考えているが、Ｓさんは、「そういう問題ではなく、外国人を信用してくれない。」と言う。

そもそも、今の会社を選んだ理由は、それ以前から翻訳を引き受けたりして知り合いがいたということと、そして何よりも社宅が提供されるということだった。一軒家の社宅で、予想外に近隣との窮屈なつきあいを強要されることもなく、それなりに快適なものだそうだ。

Ｓさんには、チリに戻る気持ちがないことはなかった。当時チリの経済状況が悪かったのと、（悪い時が、本当のチャンスともおっしゃっていた。）逆に、博士課程修了時には、日本でいくつかの求人があって就職に困ることはなかったので、日本に就職した。あと２年したら、３年たったら、といううちに現在に至った。妻のＫさんがチリで生活していくことに対しての不安が大きかったことも一因である。日本で仕事があれば、しばらく暮らそうかということになった。

今は、Ｓさんは、永住権を持っている。在留資格の更新に行ったら、入国管理局で、「永住権を取ったほうがいい。」というアドバイスを受けたそうだ。入国管理局には、いつも親切に対応してくれたという良い印象を持っている。しかし、身元保証書を会社のものと配偶者のものと両方持っていったら、配偶者の資格ならば妻による保証の方が重要だと思っていたのに、会社の方が良いと言われたことはちょっと不思議であった。

指紋押捺に抵抗のある人もいるようだが、チリではＩＤカードを全員持っていて指紋の押捺もあり、また携帯も義務づけられていたので、抵抗はなかった。むしろ日本では、保険証なんて写真もないのに、どういうふうに身分を証明できるのか不思議だそうだ。

帰化に関しては、取るのにかなり手間取るというので考えていない。そんなに苦労して日本の国籍を取ったからといって、日本人にはならない、あるいは周りが日本人とは認めてくれないと思う。国籍の問題ではないのだと言う。

また、日本の政治に参加するつもりもない。「日本の政治家は poor だから。信じられないことをやっている。」と言う。「国になんか頼っていられない。年金にしても、会社に 20 年以上勤めなければ出ないと聞いている。たぶんもらえないだろうから、老後のことも含めて自己防衛していかなければならない。」と強調されていた。

（1995.3.4 インタビュー／担当：S.M & Y.Y）

≪ケース２２≫

夫	＊		日　本	４０代			
妻	＊		日本（元韓国）	４０代			
第１子	＊	女	日　本	高校生	夫の父	日本	７０代
第２子	＊	女	日　本	小学生	夫の母	日本	７０代
結婚年数	２０年		通算在日年数	２０年			

（夫）

どうして初めての海外旅行先を韓国に選んだのかは定かではない。

ただ、近所に在日朝鮮・韓国人の住む集落があり、子どもの頃、そこに住む同級生の家によく遊びに行っていた。その当時から違う文化を感じ、少なからず関心があったことは確かであろう。

今から２０数年前、友人と二人で韓国へ旅行した。そこでは、歴史の傷跡から受けたショックだけではなく、韓国人の暖かい人情というショックも強烈であった。列車の中で偶然知り合った人にそのまま案内してもらい、泊めてもらったこともあった。韓国料理に疲れたところでパン屋に巡り会い、大量に買ったこともあった。そんな印象的な旅先で、妻と知り合った。

帰国後、せめて礼状を韓国語で書いて送りたいと思い、韓国語を、そして韓国について勉強を始めた。その後も何度となく韓国を訪れた。韓国についてかなり詳しくなった。しかしそれでもこれで完璧ということはない。

例えば親戚づきあい。妻もそうであるが、韓国の人には、親戚のような身内の者に対しては、自分の持っているすべてを提供して歓待するというようなところがある。家に来たお客にはテーブルいっぱいに料理を並べなければ気がすまないし、冠婚葬祭に絡んだ金銭的なことについても同じである。

自分の身に染まっている流儀で心を砕いて、これでいいだろうと思っても、それはあくまでも日本の中で理解しあえることで、相手に満足してもらえないこともある。これは異文化の衝突の一つであると思う。また、国際結婚に限らず日本人どうしの結婚においても起こりうることかもしれない。自分が体験して感じることは、異文化とつきあうには、妥協というものはないということだ。妥協というのはどちらかが折れることだから。どちらかが折れて我慢を続けていくようでは決して長続きしない。

（妻）

結婚した当初は、夫婦だけで住んでいたが、数年後、夫の家族と同居を始めた。今思い出せば笑い話だが、わからないことが多くて大変だった。義母が作った豚汁を犬のえさと勘違いして、「今日はたくさん犬の餌を作りましたねぇ。」なんて言ってしまったり、「おばさん」と呼ぶべき年齢の人を「おばあさん」と呼んでしまったり。

ある程度日本語がわかるようになっても、その言葉の言外に含まれている意味を理解するには時間がかかった。自分の子どもを謙遜してけなしているのを聞いて、本当にその子は出来の悪い子なんだと思いこんでしまったこともあった。「今度遊びにきてください。」のような社交辞令や贈り物を差し上げた時の遠慮からくるやりとりなども。

今では、日本に長く住んだせいか、お互い遠慮しあって、気遣って生活していくそんな細やかさに馴染んできたように思う。

たまたま日本語と韓国語と両方できるということでいろいろな日韓交流の場によばれるようになった。自分の経験が少しでも役に立てればと思う。

（1995.4.30 インタビュー／担当：Y.Y）

≪ケース２３≫

夫	＊		日　本	４０代
妻	＊		アメリカ	４０代
第１子	＊	男	日　本	２４歳
第２子	＊	女	日　本	１８歳
結婚年数	２６年		通算在日年数	２６年

（留学生として滞在した１年間も含む）

夫とは、日本の大学の交換プログラムで知り合い、大学卒業後１年くらい働いてから来日した。結婚した当時は国際結婚は珍しかったと思う。留学生をはじめ、外国人は少なかった。私と同じくらいの年代で、国際結婚した方は、海外で知り合って結婚を決め、それから来日したというケースが多いように思う。「夫が好きだから」日本に来て、日本のことをよく知らずに、来てから困っている人もいる。向こうにいる間男性に、「日本はいいところだよ。大丈夫、大丈夫。」と安心させられるが、実際来てみれば、日本語がわからない、文化がわからないと怒る気持ちがでてくる。私も困ったことはあったが、自分で決めたことだから、ちょっと違うと思う。

現在子ども２人のうち、１人は、米国で働きながら大学に通い、もう１人は今年の春・大学に入学した。子どもとの会話は日本語のときもあれば、英語のときもあり、場合によって違う。例えば学校のことは、日本語で話す方が都合が良い。日本と米国の教育システムは違うから英語で話すとおかしくなる。また、はじめのうちは自分のために日本語を頑張って使っていたが、子どもたちが大きくなってからは、子どものために英語を使うようにして、時と場合で使い分けている。もっとも私が英語で話しかけても、子どもたちは、日本語で返事することが多く、英語を話させるのは難しい。米国に行った息子は、最近帰国しても英語をよく使うようになった。

子どもたちは高校まで公立学校に通った。安いし、近いから。学校が遠いのは良いとは思わなかった。夫婦とも公立の学校に通ったし、公立の学校にはお金持ちもいれば、そうでない人もいるし、仕事もいろんな職種の人がいる。そういう子供たちと一緒に通うのがいいと思った。私立に行くと、一定レベル（金持ちばかりとか頭がいい子ばかりとか）の集まり。社会はそうじゃないから、いろんな人を知っている方がいいと思った。私が、外国人だから、子どもたちには日本に慣れてほしかった。みんなと同じ経験をしてほしかった。

ハーフ、ダブル？だからいじめの対象になると心配したが、米国でも白人とかアジア系というだけでなく、耳が大きいとか、目がへんな形というだけで、いじめの対象になることがある。心の中では不安に思っていたが、思えば悪い方に向かってしまう。いじめも突き詰めてみれば、ハーフということは関係なく、おもちゃを取り合いしたとかそんなことが原因になることが多い。親が「ハーフだからいじめられている。」と思えば子どももそう思っておかしくなる。心の傷になる。だからハーフとかは関係ない。たぶんいじめはあったと思う。長男は男だから黙っていたが、そんなにひどくはなかったと思う。長女はあんまりなかった。しかし小学校になるころは一番ひどい時期だったと思う。難しい時期。中学校になると今度は「かっこいい」になる。良いことばかり言われ、言われた本人が戸惑ったようだ。

深い問題にはならなかった。子供は大丈夫。親の方が頭に血が上ることが多かった。上の子の時は、学校のシステムがわからなかったから、システムにぶつかると「悪い。イヤだ。」と思ってしまい、誤解が生じた。時がたつにつれて、「日本は良い国なんだから、教育システムが悪いということはないだろう。どうしてこうなんだろう。」と考えてポジテ

ィブに対するようになったら、だんだん理解できるようになった。

ただ、一つだけ鮮明に印象に残っていることがある。子供が小学校１年生の時、クリスマスに先生が「プレゼント交換するから、２００円くらいのプレゼントを用意するように」と言った。私は何にもわからなかったけど、学校でクリスマスパーティーをやってくれるなんてすごくうれしかった。でも何を買えば良いのかわからなかった。男の子にあげるのか女の子にあげるのか、子供に聞いても要領を得ない。両方に使えるもので、しかも値段が合うものを二人で探した。クリスマスの本を見つけ、これなら良いんじゃないかと包んで学校に持っていった。

子どもはその日大泣きして帰って来た。何があったのかと聞いたら、どういう交換をしたのかわからないが、たぶんもらった子が「いやだ。」と言ったらしい。それで先生に「あなたのプレゼントは誰もいらないから、持って帰りなさい。」と言われた（らしい）。子どもはすごく悲しかった。自分が悪いと思った。クリスマスの本当の意味は、「他人のためにやる。」ということだ。だから全く逆の意味を先生が教えているのだ。私もかーっとなって泣いてしまった。

今だったら、先生に話して、どうしてそうなったのか尋ねたと思うが、当時はあまり日本語も話せなかったので、尋ねることができなかった。その分フラストレーションもたまり、「（私は）何もできない。」と爆発しそうだった。夫に話したら「しょうがないよ。」と言われた。日本人の「しょうがない。」は、外国人にしてみれば「しょうがない。」ことではない。子どものことで記憶しているのはそのくらい。そのうち、システムもわかってきたから。

以前は、夫の仕事の関係で、海外に転勤する可能性もあったから、永住権の取得は待っていた。外国で１年以上住んだらもう２度と取れないから。（注：手続きのために日本に一時帰国しなければならない。）今は、日本の在住がかなり長くなり、夫が亡くなった場合も日本に残れるように（永住権の）取得を決心した。

外国人登録の指紋押捺については、外国人の自己証明が必要なためと警察が言っているが、それなら日本人も必要なのではないかと思う。本当にそれが理由なら日本人も押捺するべき。悪いことするのは日本人も同じ。米国から日本にきた米国人は、たくさん文句を言っているが、本国では、子供の誘拐防止のために指紋や写真を供出して、キャンペーンをやったりしている。自分の国にいるときは何にも感じなくても、外国に来て違った目で見ることができて「わかった。」となる。どのやりかたにも、正解、不正解はない。理解と誤解があるのである。

今願っていることは、外国人も住民票に書いてほしいということだ。かっこつきでもいいからのせてほしい。子供が小さいときに母親がいないように思われ、福祉関係の人が訪問してきたこともあった。外国人登録は別になっているからそうなった。住民票にそこに住んでいるという記載が必要である。そうでないと別居しているみたいだから。

長く住んでいると、自分が何もできない、やってもしょうがない、何にもならないと考えてしまうことが多い。それは、日本のせいではなく、移民者ならば、どこにでもあることだ。

市の広報などは、よっぽど暇があったら読む程度。英語情報誌は読んでいる。外国人向けの情報で難しいのは、日本人が作ると外国人がどういう情報を欲しがっているのかわからないから、そういうふうに作られたものはあまり役に立たないことが多い。外国人が自分たちの手でつくればこういう記事がほしいということがわかると思う。

（1995.5.1　インタビュー／担当：H.N & Y.Y ）

資料２　「国際家族の実態及び意識調査」

１　調査実施の概要

(１)　調査目的

世界がボーダーレスな時代に入り、地方の国際化が進むなかで、政治、経済、文化などの交流だけでなく、「ひと」の交流が進むことにより、国籍の異なる者同士、国の制度、文化、習慣が異なる者同士が結婚し、家族を形成することが多くなってきている。

国籍や民族が異なり、文化や習慣が違う者が結婚し、家族を形成すれば、従来の単一の国、民族による結婚、家族形成に対する制度対応とは異なる対応が求められている。

そこで、国際家族の実態及び意識を調査し、今後の対応策を探る。

(２)　調査仕様

ア　調査地域　　神奈川県全域（在住あるいは県内ＮＧＯ関係者）

イ　調査対象　　国際家族　①夫婦の国籍が、日本国籍と外国籍という違いがある家族（婚姻届けを出していない方、帰化した方、二重国籍の方を含む）

②日本国内に長期滞在しておられる家族（長期滞在見込みである方を含む）

ウ　抽出方法　　ＮＧＯの会員あるいは知り合いの国際家族
（協力していただいたＮＧＯは本編参考資料に掲載）

エ　標 本 数　　８０５家族

オ　調査期間　　平成７年１月１８日（水）～３月３１日（金）

(３)　調査項目

「４　調査票」のとおり

(４)　調査方法

ア　ＮＧＯを通してその会員あるいは知り合いの国際家族に、任意かつ無記名で、調査票に記入を依頼し、直接神奈川県自治総合研究センターに返送してもらった。

イ　スケジュール　　１月１８日　発送
３月３１日　回収締め切り

ウ　調査票等

国際家族に対する依頼文及び調査票は日本語版（ルビ付き）、英語版、中国語版、ハングル語版、タイ語版、ベトナム語版、ラオ語版、クメール語版、ポルトガル語版、スペイン語版、インドネシア語版、タガログ語版の１２種類、回答用紙は日本語版（ルビ付き）を用意した。

ＮＧＯから国際家族に対して、日本語版（ルビ付き）と翻訳版をセットにした依頼状及び調査票、回答用紙、返送用封筒（切手貼付済み）を配付用封筒（切手貼付済み）で送付してもらった。

（５） 回収結果

ア　標本数　　８０５件
イ　回収数　　２１４件
ウ　有効回答標本数　　１９４件　　有効回答率　２４．１％
（無効回答標本は、記入不完全と対象者違いである）

（６） その他

当初、「夫婦が『日本国籍』と『日本に帰化した』家族」は対象外だったが、回答が多かったため調査対象に含めた。また、「二重国籍」者からの回答もあったため調査対象に含めた。

その理由は、彼らの抱えている問題が国際家族のものと差異がないからである。このように、法的には日本人となる家族でも、文化的差異から生じる問題を抱えている可能性があることは、留意しておかなくてはならない。

２　調査にみる国際家族のプロフィール

調査結果の構成比率（百分率）は、小数点第２位を四捨五入して算出したので、個々の比率の合計は１００％を増減することがある。

（１） 夫婦の国籍

夫と妻の関係

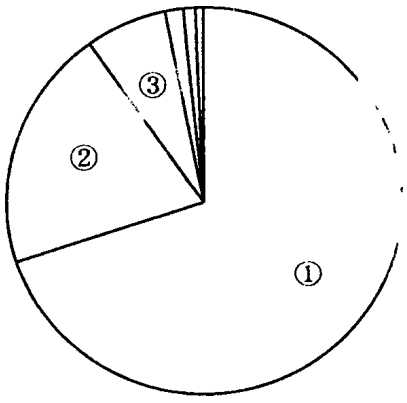

（単位：件）

①- 日本籍夫ー外国籍妻	136	（70.1％）
②- 外国籍夫ー日本籍妻	39	（20.1％）
③- 日本籍夫ー帰化した妻	13	（ 6.7％）
④- 帰化した夫ー日本籍妻	3	（ 1.5％）
⑤- 二重国籍夫ー二重国籍妻	2	（ 1.0％）
⑥- 外国籍夫ー二重国籍妻	1	（ 0.5％）
合　　計	194	

なお、この「二重国籍者」はすべて「南米＋日本」の国籍保持者である。

また、割合が小さいとグラフ上には表記されないが、①②③…、ＡＢＣ…の順である。以下同じ。

1993 年の県内の国籍別にみた婚姻件数では、「夫日本・妻外国」が 1,948 件、「妻日本・夫外国」が 717 件で前者が後者の 2.7 倍になっている。日本の役所に婚姻届けを提出し、外国に住む割合は、「妻日本・夫外国」の家族のほうが逆のパターンよりも多いと考えられるので、今回の調査の有効回答数の内訳の割合（「日本籍夫一外国籍妻」が「外国籍夫一日本籍妻」の 3.5 倍）は、現状を反映していると思われる。

夫の国籍

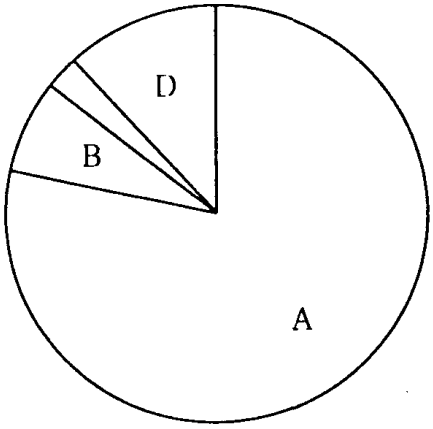

（単位：人）

A― 日本と帰化済み	152	(78.4 %)
B― アジア	14	(7.2 %)
C― 南米	5	(2.6 %)
D― 欧米	23	(11.9 %)
合　計	194	

夫の国籍をみると、便宜上、「夫と妻の関係」の①と③と④を合わせた「日本と日本帰化済み」、「アジア」、⑤の二重国籍を含めた「南米」、「欧米」に分類したところ、「日本と日本帰化済み」が 78.4%と全体の４分の３以上を占めている。

妻の国籍

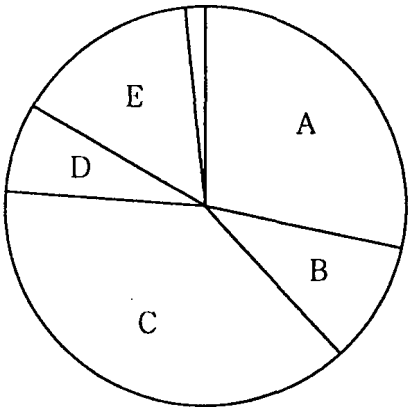

（単位：人）

A― 日本と帰化済み	55	(28.4 %)
B― 東アジア	19	(9.8 %)
C― 東南アジア	74	(38.1 %)
D― 南米	14	(7.2 %)
E― 欧米	29	(14.9 %)
F― ＮＡ	3	(1.5 %)
合　計	194	

※ＮＡ＝ＮＯ　ＡＮＳＷＥＲ

妻の国籍をみると、便宜上、「夫と妻の関係」の②と③と④を合わせた「日本と日本帰化済み」、「東アジア」、「東南アジア」、⑤と⑥の二重国籍を含めた「南米」、「欧米」に分類したところ、「東南アジア」が 38.1%、次いで「日本と日本帰化済み」が 28.4%となっている。

東アジア出身者の国籍を詳しくみてみると、夫では「中国籍」が 4 人、妻では「中国籍」6 人、「台湾籍」7 人、「韓国籍」5 人、「朝鮮籍」1 人であり、このうち在日韓国・朝鮮・中国・台湾人と呼ばれる人は、「妻・韓国・在日 39 年」と「妻・朝鮮・日本で生れ、育った」二人だけであり、他の 21 人は在日 16 年以下で、いわゆるニューカマーと呼ばれる人である。

今回の調査の調査対象は、外国人登録原票等、公的に把握したものから無作為抽出をしたものではなく、ＮＧＯの会員あるいは知り合いの家族である。たまたま同様の調査が重複したので、在日韓国・朝鮮・中国・台湾人を対象としたＮＧＯの中で協力を得られなかったところが多かったことと、また、日本の日常会話に不自由がなく、外見で外国籍とわからず、通名で生活している方が多いことから、在日韓国・朝鮮・中国・台湾人の人たちに調査票が届かなかったと考えられる。

そのため、今回の調査は在日韓国・朝鮮・中国・台湾人はほとんど含まれていない。

したがって、実際には神奈川県では、外国人登録者数では「韓国・朝鮮」が１番目、「中国」が２番目に多く、また、婚姻件数も「夫日本・妻外国」では「中国」が１番目、「朝鮮・韓国」が３番目、「妻日本・夫外国」では「韓国・朝鮮」が２番目、「中国」が３番目に多いのだが、本調査結果では、少数となっている。

（２） 子どもの国籍

第１子の国籍

（単位：人）

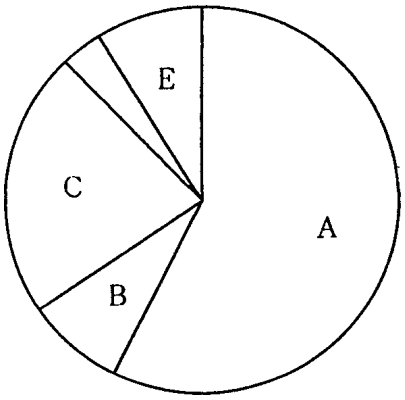

A― 日本	85	(57.4 %)
B― 外国籍の親の国籍	12	(8.1 %)
C― 日本と外国籍の親の国籍	33	(22.3 %)
D― その他	5	(3.4 %)
E― NA	13	(8.8 %)
合　　計	148	

子どもがいる 148 家族について第 1 子の国籍をみると、「日本」が 85 人、57.4%で一番多く、次いで「日本と外国籍の親の国籍」が 33 人、22.3%、「外国籍の親の国籍」が 12 人、8.1%となっている。

子どもの「日本」国籍が多い理由は、「日本籍夫－外国籍妻」が約 70%を占めており、外国籍妻が現在あるいは最近まで「父系優先血統主義」国の出身者が多いことがまず考えられる。また、将来も日本に住む予定でいるため、あえて手間のかかる外国籍をとらなかったという点もあげられる。

参考

現在「父系優先血統主義」の国

インドネシア（17 人）、大韓民国（5 人）、中華民国（台湾）（7 人）

最近まで「父系優先血統主義」の国

中国（1980 年改正）（6 人）、タイ（1992 年改正）（9 人）

（３） 結婚（または同居）年数（194 件=100%）

結婚（または同居）年数

（単位：件）

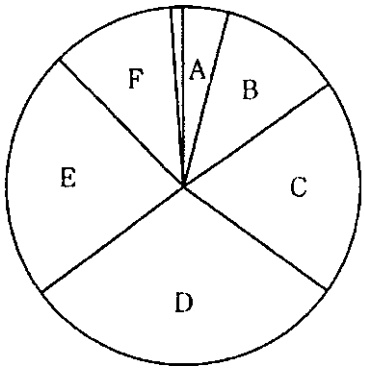

A― １年未満	8	(4.1 %)
B― １～３年未満	22	(11.3 %)
C― ３～５年未満	38	(19.6 %)
D― ５～10年未満	58	(29.9 %)
E― 10～20年未満	44	(22.7 %)
F― 20年以上	22	(11.3 %)
G― NA	2	(1.0 %)
合　　計	194	

「５～10 年未満」がほぼ３割で最も多く、次いで「10～20 年未満」、「３～５年未満」

の順となっている。「10 年未満」が計 64.9%と比較的年数の経っていない夫婦が多く、したがって子どもの年齢も低い家族が多い。これは、後の教育問題に関する回答の偏りと大きく関係する。

3　調査結果の概要

(問２)　生活習慣、会話

（１）　日常生活

家庭での日常生活は、食事や生活習慣の上からどうか。　　（194 件=100%）

日常生活

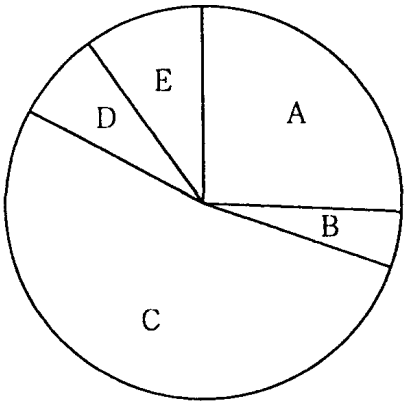

（単位：件）

		%
A―　ほぼ夫の国風	50	25.8
B―　ほぼ妻の国風	9	4.6
C―　はぼ半々くらい	102	52.6
D―　どちらともいえない	14	7.2
E―　ＮＡ	19	9.8
合　　計	194	

（２）　家庭での会話

（夫婦間：194 件=100%、夫と子ども：148 件=100%、妻と子ども：148 件=100%）

夫婦間

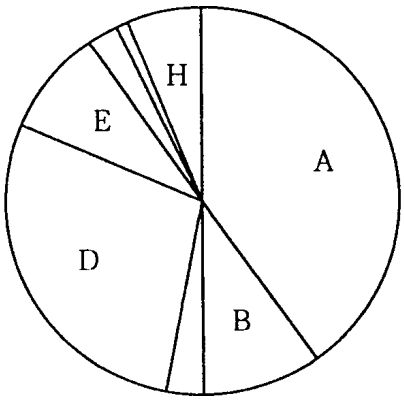

（単位：件）

		%
A―　日本語	78	40.2
B―　外国籍母語(英語含む)	19	9.8
C―　英語（母語ではない）	6	3.1
D―　日本語＋母語	55	28.4
E―　日本語＋英語	17	8.8
F―　日本語＋母語＋英語	5	2.6
G―　その他	2	1.0
H―　ＮＡ	12	6.2
合　　計	194	

夫と子ども

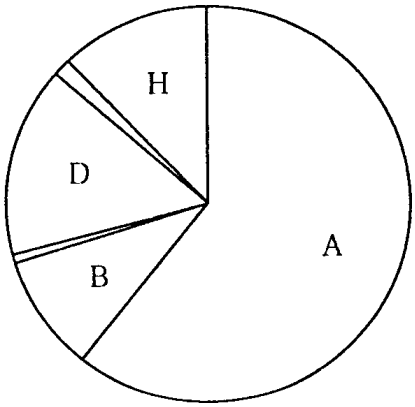

（単位：件）

		%
A―　日本語	90	60.8
B―　外国籍母語(英語含む)	14	9.5
C―　英語（母語ではない）	1	0.7
D―　日本語＋母語	23	15.5
E―　日本語＋英語	2	1.4
F―　日本語＋母語＋英語	0	0.0
G―　その他	0	0.0
H―　ＮＡ	18	12.2
合　　計	148	

妻と子ども

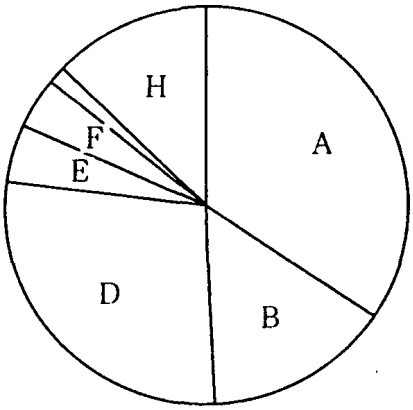

（単位：件）

		%
A— 日本語	51	34.5
B— 外国籍母語(英語含む)	22	14.9
C— 英語（母語を含めない）	0	0.0
D— 日本語＋母語	41	27.7
E— 日本語＋英語	7	4.7
F— 日本語＋母語＋英語	6	4.1
G— その他	2	1.4
H— ＮＡ	19	12.8
合　計	148	

（３） 家族間の会話のトラブル

家族間で会話が通じなくて困ることがあるか。　（194 件=100%）

家庭での会話のトラブル

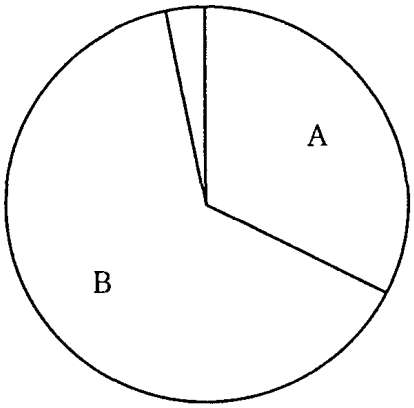

（単位：件）

A— ある	63	（32.5 %）
B— ない	125	（64.4 %）
C— ＮＡ	6	（ 3.1 %）
合　計	194	

「ある」と回答した家族はどの関係か。（複数可）　（194 件=100%）

会話のトラブルがある関係

（単位：件）

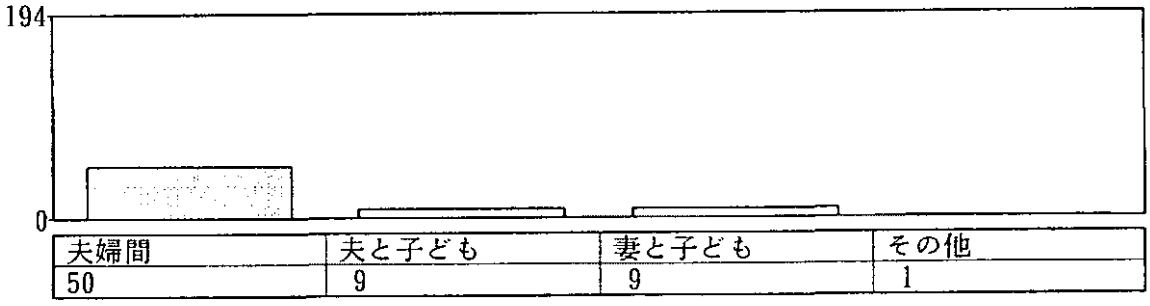

４分の１以上の家庭で、夫婦間の会話のトラブルがある。多くはこみいった話題や会話の詳細部分とみられるが、「辞書を使用。英和と和英」という夫婦もいる。

「テレビを見ていてわからないとき、主人がめんどうくさがって、よく説明してくれない」と配偶者の態度に対する不満につながったり、「コミュニケーションの問題は必ずしも言葉ですむものではない。文化の違いが、時に問題を難しくする」という意見にみられるように、言葉の違いのみならず、背景にある文化や習慣の違いによってもコミ

ュニケーションギャップが生じている。

(問３)　子どもの教育

子どもがいる 148 家族の第 1 子の学校教育について尋ねた。

以下問 10 まで子どもがいる家族に尋ねている。また、子どもの年齢が学齢に満たない場合も「希望」という形で回答してもらった。そのため、中学、高校に関する回答に、ＮＡが多くなってしまった。

(１)　幼児教育（148 人=100%）

幼児教育

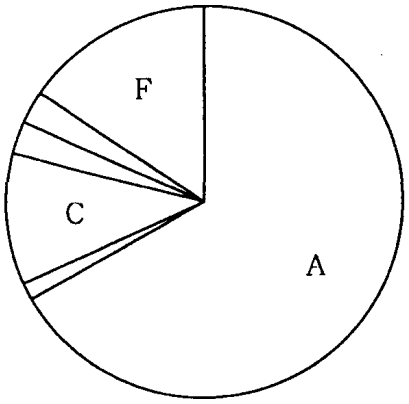

（単位：人）

A― 一般の幼稚園・保育園	99	(66.9 %)
B― 民族学校	2	(1.4 %)
C― 国際学校	16	(10.8 %)
D― 行っていない	4	(2.7 %)
E― その他	4	(2.7 %)
F― ＮＡ	23	(15.5 %)
合　計	148	

(２)　小学校教育（148 人=100%）

小学校教育

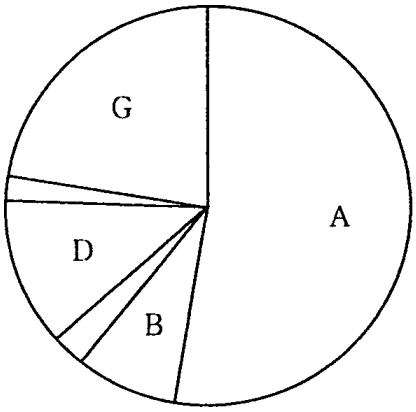

（単位：人）

A― 公立学校	78	(52.7 %)
B― 私立学校	12	(8.1 %)
C― 民族学校	4	(2.7 %)
D― 国際学校	18	(12.2 %)
E― 行っていない	0	(0.0 %)
F― その他	3	(2.0 %)
G― ＮＡ	33	(22.3 %)
合　計	148	

(３)　中学校教育（148 人=100%）

中学校教育

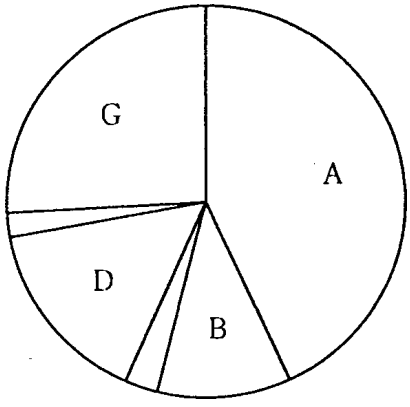

（単位：人）

A― 公立学校	64	(43.2 %)
B― 私立学校	16	(10.8 %)
C― 民族学校	4	(2.7 %)
D― 国際学校	23	(15.5 %)
E― 行っていない	0	(0.0 %)
F― その他	3	(2.0 %)
G― ＮＡ	38	(25.7 %)
合　計	148	

（４） 高等学校教育（148 人=100%）

高等学校教育

（単位：人）

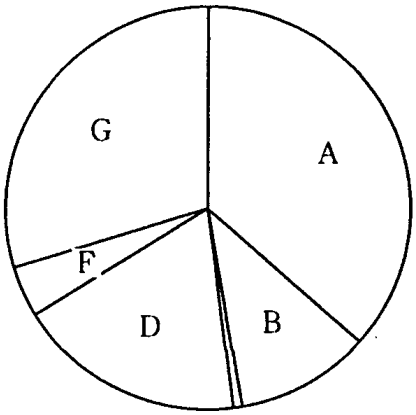

A― 公立学校	54	(36.5 %)
B― 私立学校	16	(10.8 %)
C― 民族学校	1	(0.7 %)
D― 国際学校	27	(18.2 %)
E― 行っていない	0	(0.0 %)
F― その他	6	(4.1 %)
G― ＮＡ	44	(29.7 %)
合　計	148	

子どもが成長するにしたがって、わずかずつであるが、公立学校が減少し、私立学校や国際学校が増加しているが、それでも各段階で比較的高い割合で公立学校を選択している。

これは、前にも触れたが、「中国・台湾」籍と「韓国・朝鮮」籍が少ないため、「民族学校」を選択する人が少なく、また、経済的問題で「国際学校」を選択したくても選択できない状況があると思われる。(問 13 参照)

いずれにしても、今後国際児は公立学校で増えていくと推定されるので、公立学校における国際児教育への取り組みが必要とされよう。

(問４） 子どもに対するいじめ

外見等を理由にいじめられたことがあるか。　（148 件=100%）

子どもに対するいじめ

（単位：件）

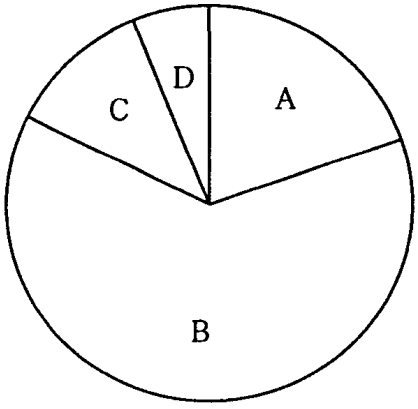

A― ある	29	(19.6 %)
B― ない	93	(62.8 %)
C― わからない	17	(11.5 %)
D― ＮＡ	9	(6.1 %)
合　計	148	

夫の国籍別子どもに対するいじめ

（単位：件）

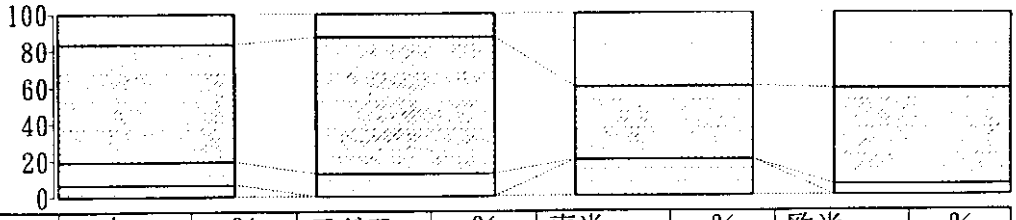

	日本	%	アジア	%	南米	%	欧米	%
ある	19	16.1	1	12.5	2	40.0	7	41.2
ない	76	64.4	6	75.0	2	40.0	9	52.9
わからない	15	12.7	1	12.5	0	0.0	1	5.9
ＮＡ	8	6.8	0	0.0	1	20.0	0	0.0

妻の国籍別子どもに対するいじめ

（単位：件）

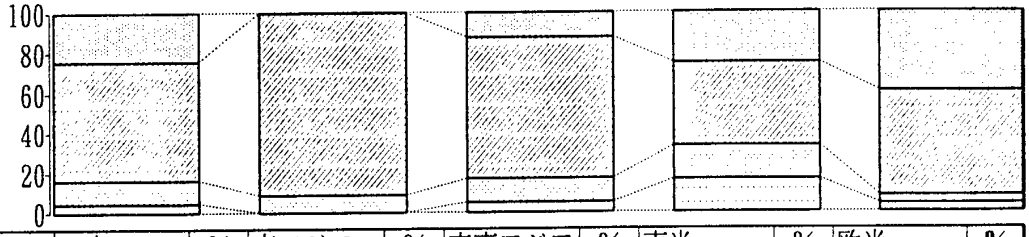

	日本	%	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
ある	10	23.8	0	0.0	7	12.1	3	25.0	9	39.1
ない	25	59.5	10	90.9	41	70.7	5	41.7	12	52.2
わからない	5	11.9	1	9.1	7	12.1	2	16.7	1	4.3
ＮＡ	2	4.8	0	0.0	3	5.2	2	16.7	1	4.3

※「妻の国籍」には「不明」が２人いるが、グラフには含まれていない。
以下、問９まで同じ。

「ある」と回答した 29 家族の外国籍の親の国籍をみると、「欧米」が 16 件、「アジア」が 8 件、「南米」が 5 件であるが、親の結婚年数から推定して、「アジア」の子どもは「欧米」の子どもに比べ、年齢が低いので、まだいじめにあっていないと考えられる。

いじめの理由は外見に起因するところもあるが、むしろ偏見や差別意識に起因するところが大きいようで、「幼児期に日本語が他の子どもより下手だと、大人でもバカにした目で見る」「名前がモニカなので、『ハーモニカ』といってからかわれた」「外見が理由ではないが息子はいじめられている」というふうに記入してきている。

また、「先生が異なる人々や文化等について説明をし、いじめを止めるように言ってくれた」というように、教師の理解や関わりの必要性が、いじめに関連して指摘されている。

(問５)　子どもの外国籍の親に対する否定的な態度

外国籍の親が、外見が日本人と違っていたり、日本語がうまく話せない等外国人であることを理由に、子どもが恥ずかしがったり、子どもに頼りにされなかったりしたこと

があるか。　（148 件=100%）　子どもの外国籍の親に対する否定的な態度

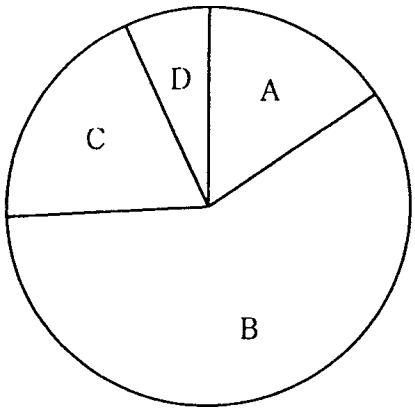

（単位：件）

A― ある	23	(15.5 %)
B― ない	87	(58.8 %)
C― わからない	28	(18.9 %)
D― ＮＡ	10	(6.8 %)
合　計	148	

夫の国籍別子どもの外国籍の親に対する否定的な態度

（単位：件）

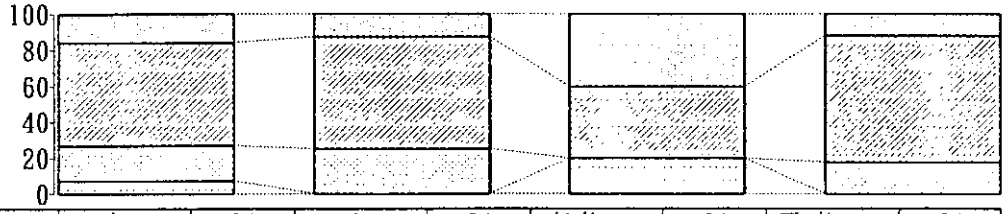

	日本	%	アジア	%	南米	%	欧米	%
ある	18	15.3	1	12.5	2	40.0	2	11.8
ない	68	57.6	5	62.5	2	40.0	12	70.6
わからない	23	19.5	2	25.0	0	0.0	3	17.6
ＮＡ	9	7.6	0	0.0	1	20.0	0	0.0

妻の国籍別子どもの外国籍の親に対する否定的な態度

（単位：件）

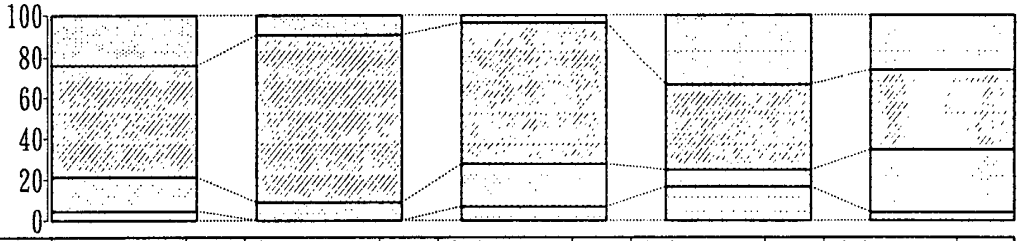

	日本	%	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
ある	10	23.8	1	9.1	2	3.4	4	33.3	6	26.1
ない	23	54.8	9	81.8	40	69.0	5	41.7	9	39.1
わからない	7	16.7	1	9.1	12	20.7	1	8.3	7	30.4
ＮＡ	2	4.8	0	0.0	4	6.9	2	16.7	1	4.3

「ない」「わからない」と回答し、「子どもが小さいから」と書き添えてきた回答が多かった。

「ある」と親自身が認識している回答が 15.5%ある。この数字を多いと見るか少ないと見るか、解釈が分かれるところであるが、少なくない数字と言えよう。このことは、外国籍の親が、親としての自信を持てないだけではなく、自身のアイデンティティもゆ

らぎ、子どものアイデンティティの確立にも影響すると推測される問題である。

(問６) 学校の規則についての考え方

日本の学校の外見についての規則（例えば、髪の毛は黒で直毛を前提としていたり、ピアスをつけてはいけない等）についてどう思うか。 （夫妻各 148 人=100%）

学校の規則についての考え方

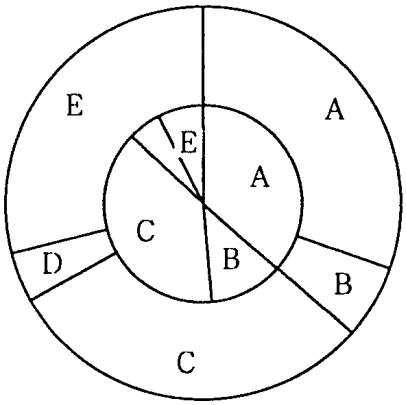

（単位：人）

	夫	%	妻	%
A― 見直してもらいたい	45	30.4	54	36.5
B― 例外として認めてほしい	9	6.1	18	12.2
C― 守らせようと思う	45	30.4	57	38.5
D― その他	6	4.1	8	5.4
E― NA	43	29.1	11	7.4
合　計	148		148	

※外円－夫、内円－妻

夫の国籍別学校の規則についての考え方

（単位：人）

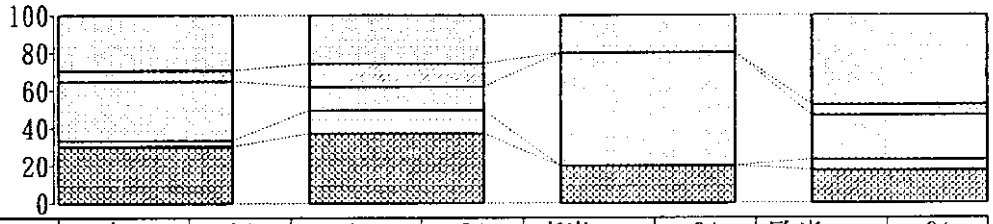

	日本	%	アジア	%	南米	%	欧米	%
見直してもらいたい	34	28.8	2	25.0	1	20.0	8	47.1
例外として認めてほしい	7	5.9	1	12.5	0	0.0	1	5.9
守らせてようと思う	37	31.4	1	12.5	3	60.0	4	23.5
その他	4	3.4	1	12.5	0	0.0	1	5.9
ＮＡ	36	30.5	3	37.5	1	20.0	3	17.6

妻の国籍別学校の規則についての考え方

（単位：人）

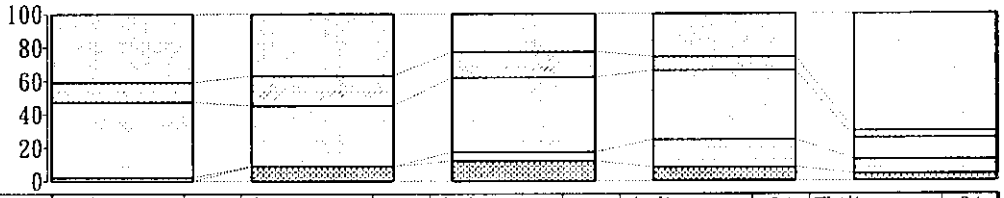

	日本	%	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
見直してもらいたい	17	40.5	4	36.4	13	22.4	3	25.0	16	69.6
例外として認めてほしい	5	11.9	2	18.2	9	15.5	1	8.3	1	4.3
守らせようと思う	19	45.2	4	36.4	26	44.8	5	41.7	3	13.0
その他	1	2.4	0	0.0	3	5.2	2	16.7	2	8.7
ＮＡ	0	0.0	1	9.1	7	12.1	1	8.3	1	4.3

夫妻ともに「見直し」を希望している人が 30%以上になっている。「例外として認める」ことを希望している人まで含めると、妻では 48.7%と半数近くになっている。

一方、「守らせようと思う」も夫妻とも多く、それぞれ 30.4%、38.5%となっており、学校の規則については、大きく意見が分かれている。

「その他」と回答し、「あまり重要でないことについての規則が多すぎると思う。日本人であれ、外国人であれ、各個人の個性がもっと尊重されるべきだ」という自由記入もあった。

なお、この設問については、夫妻ともに尋ねているが、夫が回答せずに返送してくるものが多かった。以下、問 14 まで同じ。

(問７) 学校の給食制度についての考え方

日本の学校の給食制度は、宗教や習慣で食べられないものがあっても、皆が同じものを食べなくてはならないが、それについてどう思うか。(夫妻各 148 人=100%)

学校の給食制度についての考え方

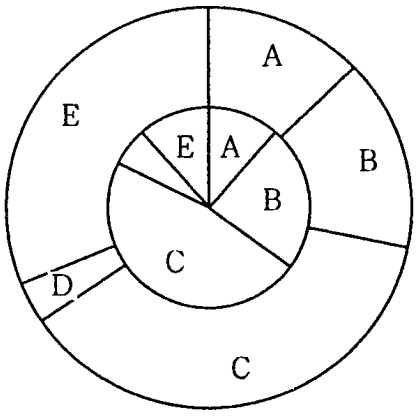

(単位：人)

	夫	%	妻	%
A― 見直してもらいたい	19	12.8	17	11.5
B― 例外として認めてほしい	23	15.5	35	23.6
C― 守らせ、食べさせようと思う	55	37.2	70	47.3
D― その他	5	3.4	9	6.1
E― NA	46	31.1	17	11.5
合　計	148		148	

※外円－夫、内円－妻

夫の国籍別学校の給食制度についての考え方

(単位：人)

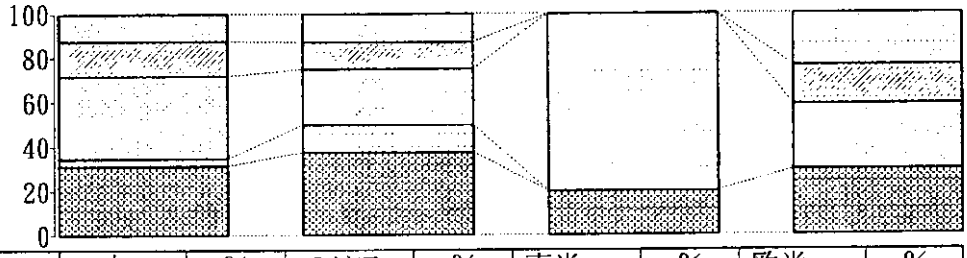

	日本	%	アジア	%	南米	%	欧米	%
見直してもらいたい	14	11.9	1	12.5	0	0.0	4	23.5
例外として認めてほしい	19	16.1	1	12.5	0	0.0	3	17.6
守らせ、食べさせようと思う	44	37.3	2	25.0	4	80.0	5	29.4
その他	4	3.4	1	12.5	0	0.0	0	0.0
NA	37	31.4	3	37.5	1	20.0	5	29.4

妻の国籍別学校の給食制度についての考え方

（単位：人）

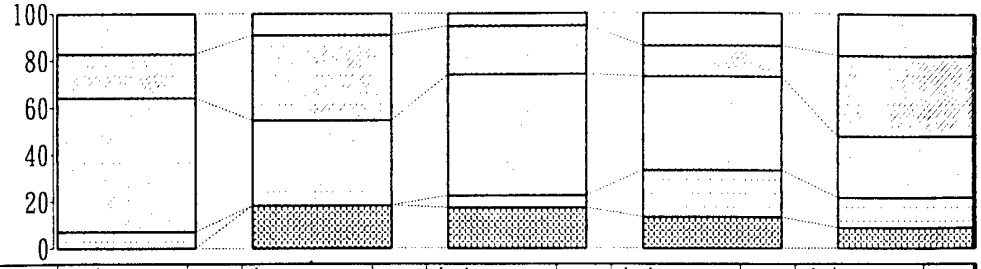

	日本	%	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
見直してもらいたい	7	16.7	1	9.1	3	5.2	2	13.3	4	17.4
例外として認めてほしい	8	19.0	4	36.4	12	20.7	2	13.3	8	34.8
守らせ、食べさせようと思う	24	57.1	4	36.4	30	51.7	6	40.0	6	26.1
その他	3	7.1	0	0.0	3	5.2	3	20.0	3	13.0
ＮＡ	0	0.0	2	18.2	10	17.2	2	13.3	2	8.7

夫妻ともに「守らせ、食べさせようと思う」と回答している人が一番多く、特に妻は47.3%と半数近くの人が現状を肯定している。しかし、「見直し」まではいかなくても、「例外として認める」ことを希望している人は夫で 15.5%、妻で 23.6%とかなり高い割合になっている。

今回の調査では、イスラム教やヒンズー教等、宗教によって食べられないものがある国出身の人が少なかったため、「見直し」を希望している人が少ないと思われるが、「例外」希望者は自身の子どもだけではなく、国際児全体を考えて回答したのではないかと思われる。これに関しては、「宗教的に豚肉の食べられない子どももいるだろうし、1年にある特定の日には断食をする宗教すらあるので見直すべき」という意見や「もし、宗教上の理由で食べられない時は、例外があれば望ましい」という意見があった。

また、「小学校から高校まで全ての段階で、お弁当にするか、学校で昼食を買うか、選択ができるべきだ」という意見もあった。

(問８)　子どもの国籍についての希望（夫妻各 148 人=100%）

子どもの国籍についての希望

（単位：人）

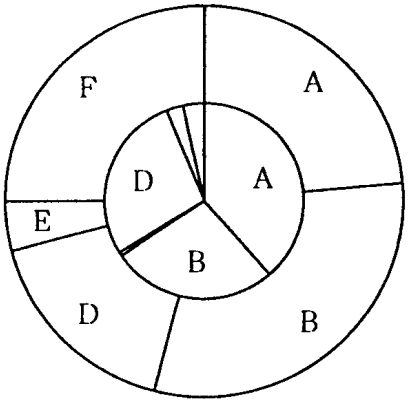

	夫	%	妻	%
A― 既得の国籍を全て保持	35	23.6	57	38.5
B― 日本国籍	45	30.4	40	27.0
C― 外国籍	0	0.0	1	0.7
D― どちらでもよい	25	16.9	41	27.7
E― その他	6	4.1	4	2.7
F― ＮＡ	37	25.0	5	3.4
合　計	148		148	

※外円－夫、内円－妻

夫の国籍別子どもの国籍についての希望

（単位：人）

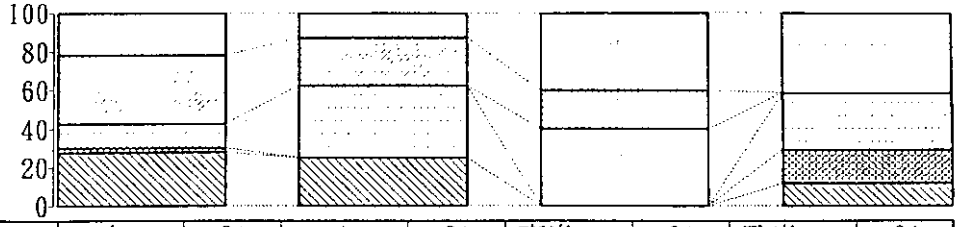

	日本	%	アジア	%	南米	%	欧米	%
既得の国籍を全て保持	25	21.2	1	12.5	2	40.0	7	41.2
日本国籍	42	35.6	2	25.0	1	20.0	0	0.0
外国籍	0	0.0	0	0.0	2	40.0	0	0.0
どちらでもよい	15	12.7	3	37.5	0	0.0	5	29.4
その他	3	2.5	0	0.0	0	0.0	3	17.6
ＮＡ	33	28.0	2	25.0	0	0.0	2	11.8

妻の国籍別子どもの国籍についての希望

（単位：人）

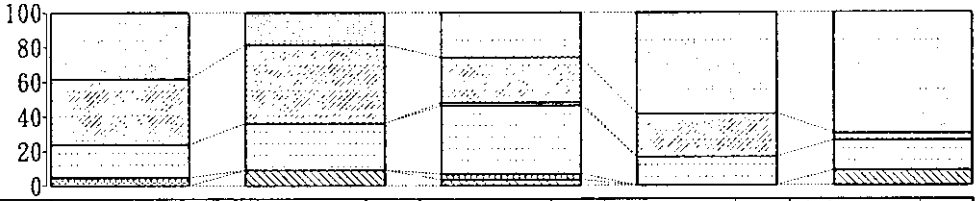

	日本	%	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
既得の国籍を全て保持	16	38.1	2	18.2	15	25.9	7	58.3	16	69.6
日本国籍	16	38.1	5	45.5	15	25.9	3	25.0	1	4.3
外国籍	0	0.0	0	0.0	1	1.7	0	0.0	0	0.0
どちらでもよい	8	19.0	3	27.3	23	39.7	2	16.7	4	17.4
その他	2	4.8	0	0.0	2	3.4	0	0.0	0	0.0
ＮＡ	0	0.0	1	9.1	2	3.4	0	0.0	2	8.7

「全て保持」と回答している人は、複数国籍の保持を積極的に支持していると考えられるが、夫では 23.6%で「日本国籍」に次いで 2 番目に多く、妻では 38.5%と一番多くなっている。

「日本国籍」と回答した人は、「日本に在住ならば、日本国籍がよいと思います」という意見に代表されるように、将来的にも子どもが日本に住み続けることが前提とみられる。

一方、何らかの理由で（例えば、母親の国が父系優先血統主義をとっているため、母親の国籍が伝わらない）、一方の親の国籍しかもっていないので、国の名前をあげて「両方の国籍がもてるべき」という意見を記入した人もいる。

また、「将来子どもが選択できればそれでよい」等、子どもの意向に任せる趣旨の意見を書き添え、「どちらでもよい」を選択した人が多かった。

(問９)　子どもにマスターしてほしい言語（複数可）（夫妻各 148 人=100%）

子どもにマスターしてほしい言語

（単位：人）

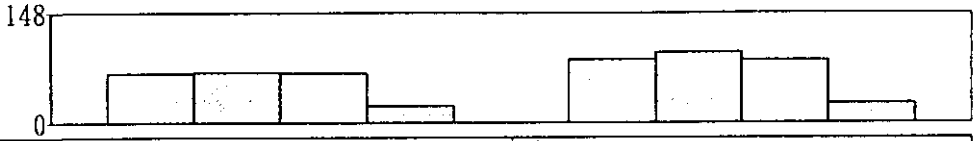

	夫	妻
日本語	67	85
外国籍母語（英語を含む）	68	95
英語	67	84
その他	23	27

夫の国籍別子どもにマスターしてほしい言語

（単位：人）

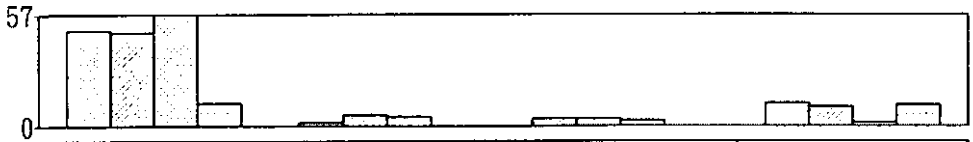

	日本	アジア	南米	欧米
日本語	49	2	4	12
外国籍母語（英語を含む）	48	6	4	10
英語	57	5	3	2
その他	12	0	0	11

妻の国籍別子どもにマスターしてほしい言語

（単位：人）

	日本	東アジア	東南アジア	南米	欧米
日本語	22	5	30	10	18
外国籍母語（英語を含む）	28	7	32	9	18
英語	20	8	38	8	10
その他	12	3	7	3	2

「日本語」が予想に反して少なかったが、回答を自由記入にしたため、「日本語」は当然ということで、記入しなかったためと思われる。

「外国籍母語（英語を含む）」は、夫妻ともに希望している人が多く、特に妻は 64.2%と高い割合になっている。

「子どもにはスウェーデン語とスウェーデンのルーツを学んでほしい」とか「孫たちが中国語もできるように」というように、言語だけではなく文化も、あるいは、子どもだけではなく孫にまで、伝わることを望んでいる人もいる。

(問 11)　将来生活したい国（複数可）（夫妻各 194 人=100%）

将来生活したい国

（単位：人）

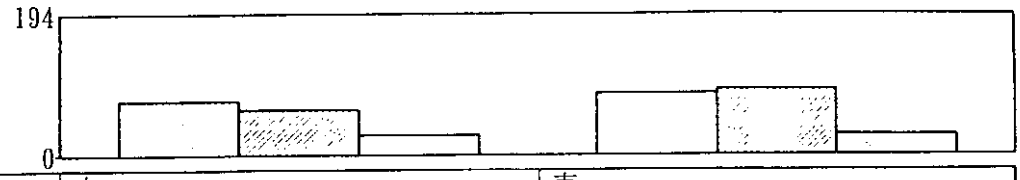

	夫	妻
日本	75	85
外国籍母国	63	90
その他	28	28

夫の国籍別将来生活したい国

（単位：人）

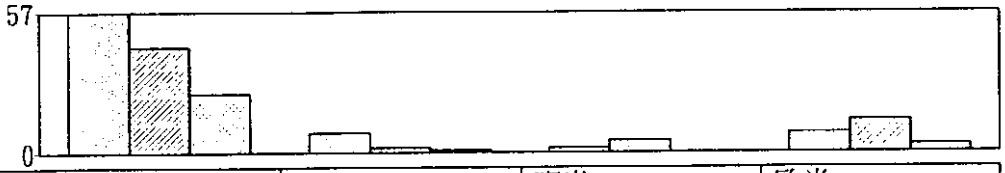

	日本	アジア	南米	欧米
日本	57	8	2	8
外国籍母国	43	2	5	13
その他	24	1	0	3

妻の国籍別将来生活したい国

（単位：人）

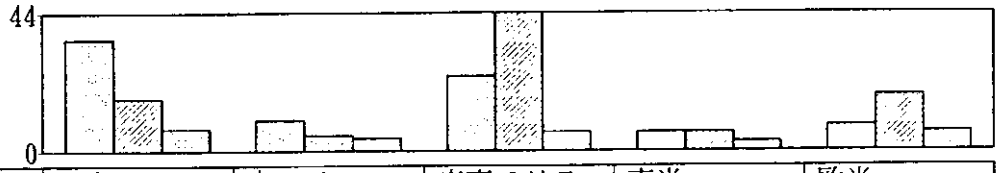

	日本	東アジア	東南アジア	南米	欧米
日本	36	10	24	6	8
外国籍母国	17	5	44	6	18
その他	7	4	6	3	6

※「妻の国籍」には、「不明」が３人いるが、グラフには含まれていない。
以下、問 34 まで同じ。

夫は「日本」が、逆に妻は「外国籍母国」が一番多くなっているが、それぞれ２番目の「外国籍母国」、「日本」との差はわずかであり、大きく意見が分かれている。

これは日本に、一時的な滞在ではなく、定住することを考えている人が半数いるということを示している。したがって、学校のシステムにおいても社会のシステムにおいても、日本人の配偶者である外国籍の人と国際児に対する施策は、一時的な対応ではなく、抜本的な取り組みが必要といえるであろう。

(問 12)　家庭内役割分担についての考え方

「夫は仕事、妻は家事・育児」というような家庭内役割分担に賛成か。

（夫妻各 194 人=100%）

家庭内役割分担についての考え方

（単位：人）

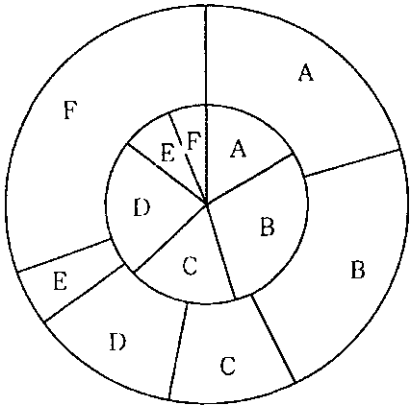

	夫	%	妻	%
A— 賛成	40	20.6	32	16.5
B— ほぼ賛成	43	22.2	56	28.9
C— ほぼ反対	20	10.3	34	17.5
D— 反対	23	11.9	44	22.7
E— わからない	9	4.6	16	8.2
F— ＮＡ	59	30.4	12	6.2
合　計	194		194	

※外円－夫、内円－妻

夫の国籍別家庭内役割分担についての考え方

（単位：人）

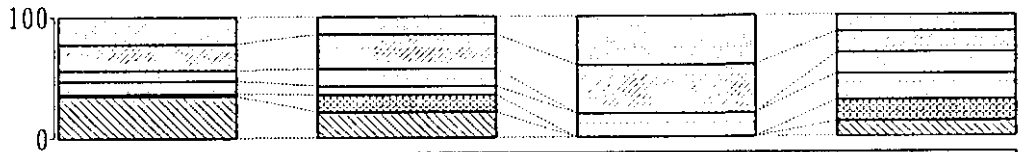

	日本	%	アジア	%	南米	%	欧米	%
賛成	33	21.7	2	14.3	2	40.0	3	13.0
ほぼ賛成	33	21.7	4	28.6	2	40.0	4	17.4
ほぼ反対	14	9.2	2	14.3	0	0.0	4	17.4
反対	16	10.5	1	7.1	1	20.0	5	21.7
わからない	3	2.0	2	14.3	0	0.0	4	17.4
ＮＡ	53	34.9	3	21.4	0	0.0	3	13.0

妻の国籍別家庭内役割分担についての考え方

（単位：人）

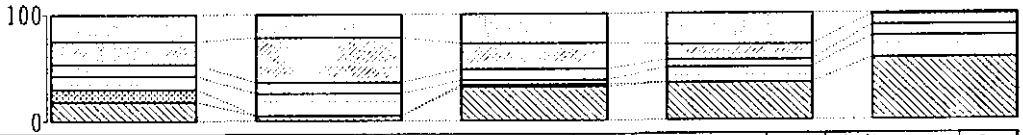

	日本	%	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
賛成	13	23.6	4	21.1	19	25.7	4	28.6	0	0.0
ほぼ賛成	12	21.8	8	42.1	18	24.3	2	14.3	3	10.3
ほぼ反対	6	10.9	2	10.5	8	10.8	1	7.1	3	10.3
反対	7	12.7	4	21.1	3	4.1	2	14.3	6	20.7
わからない	7	12.7	0	0.0	2	2.7	0	0.0	0	0.0
ＮＡ	10	18.2	1	5.3	24	32.4	5	35.7	17	58.6

(問 14)　自分の実家との交流（夫妻各 194 人=100%）

自分の実家との交流

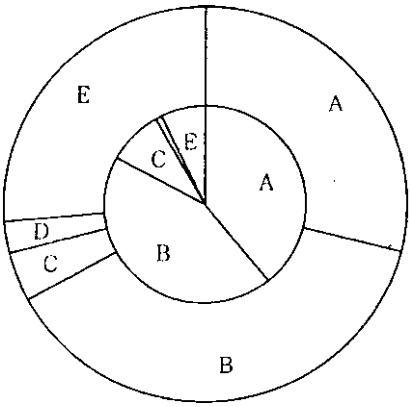

（単位：人）

	夫	%	妻	%
A— 非常に親密	56	28.9	76	39.2
B— ある程度親密	74	38.1	85	43.8
C— ほとんどない	8	4.1	17	8.8
D— 全くない	5	2.6	2	1.0
E— NA	51	26.3	14	7.2
合　計	194		194	

※外円－夫、内円－妻

夫の国籍別自分の実家との交流

（単位：人）

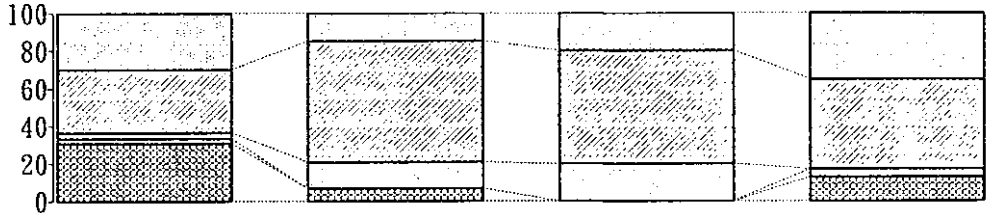

	日本	%	アジア	%	南米	%	欧米	%
□非常に親密	45	29.6	2	14.3	1	20.0	8	34.8
□ある程度親密	51	33.6	9	64.3	3	60.0	11	47.8
□ほとんどない	5	3.3	2	14.3	1	20.0	0	0.0
□全くない	4	2.6	0	0.0	0	0.0	1	4.3
▨NA	47	30.9	1	7.1	0	0.0	3	13.0

妻の国籍別自分の実家との交流

（単位：人）

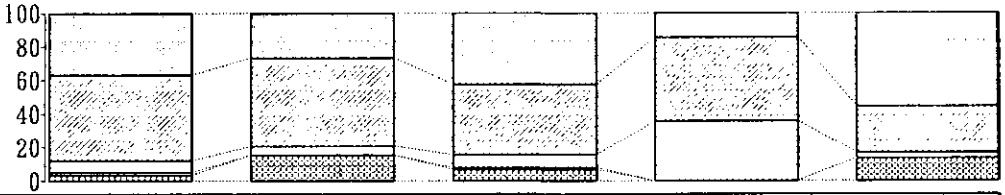

	日本	%	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
□非常に親密	20	36.4	5	26.3	31	41.9	2	14.3	16	55.2
□ある程度親密	28	50.9	10	52.6	31	41.9	7	50.0	8	27.6
□ほとんどない	4	7.3	1	5.3	6	8.1	5	35.7	1	3.4
□全くない	1	1.8	0	0.0	1	1.4	0	0.0	0	0.0
▨NA	2	3.6	3	15.8	5	6.8	0	0.0	4	13.8

(問 15)　在日年数（176 人=100%）

外国籍住民に対してだけ尋ねているので、日本国籍を有している、プロフィールの「夫と妻の関係」の③④⑤の 18 件を除く。以下問 35 まで同じ。

在日年数

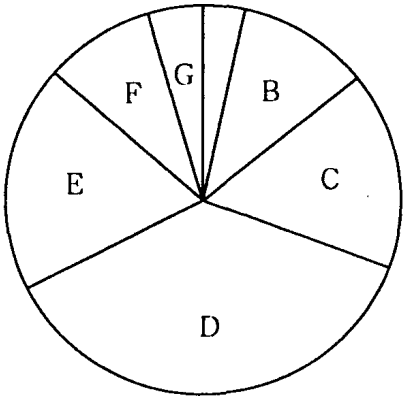

（単位：人）

A―１年未満	6	（ 3.4 %）
B―１～３年未満	19	（ 10.8 %）
C―３～５年未満	29	（ 16.5 %）
D―５～10年未満	65	（ 36.9 %）
E―10～20年未満	33	（ 18.8 %）
F―20年以上	16	（ 9.1 %）
G―ＮＡ	8	（ 4.5 %）
合　計	176	

夫の国籍別在日年数

（単位：人）

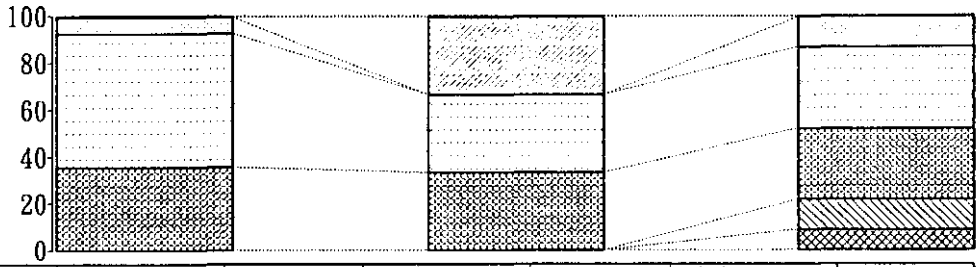

	アジア	%	南米	%	欧米	%
１年未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
１～３年未満	0	0.0	1	33.3	0	0.0
３～５年未満	1	7.1	0	0.0	3	13.0
５～10年未満	8	57.1	1	33.3	8	34.8
10～20年未満	5	35.7	1	33.3	7	30.4
20年未満	0	0.0	0	0.0	3	13.0
ＮＡ	0	0.0	0	0.0	2	8.7

妻の国籍別在日年数

（単位：人）

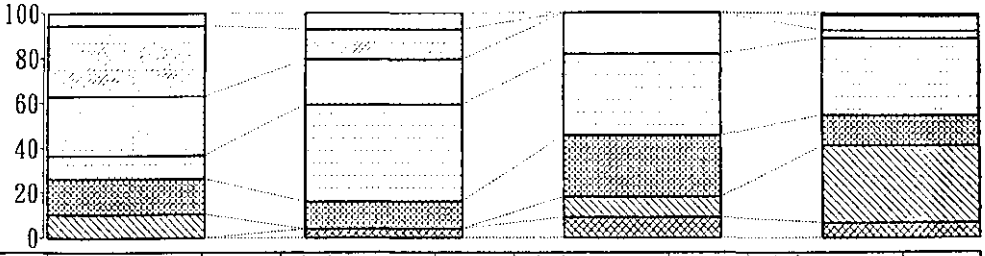

	東アジア	%	東南アジア	%	南米	%	欧米	%
1年未満	1	5.3	5	6.8	0	0.0	0	0.0
1～3年未満	6	31.6	10	13.5	0	0.0	2	6.9
3～5年未満	5	26.3	15	20.3	2	18.2	1	3.4
5～10年未満	2	10.5	32	43.2	4	36.4	10	34.5
10～20年未満	3	15.8	9	12.2	3	27.3	4	13.8
20年以上	2	10.5	0	0.0	1	9.1	10	34.5
NA	0	0.0	3	4.1	1	9.1	2	6.9

前述したように、在日韓国・朝鮮・中国・台湾人はほとんど含まれていないため、いわゆるニューカマーと、比較的在日年数が長い欧米国籍の人が大多数である。「20 年以上」の 16 人のうち 13 人が欧米国籍の人である。

(問 16)　在留資格及び在留資格に関する考え方

（１）　在留資格（176 人=100%）

在留資格

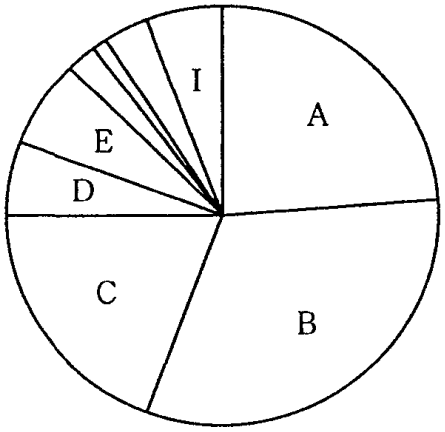

（単位：人）

A－永住者	42	(23.9 %)
B－日本人の配偶者等3年	56	(31.8 %)
C－日本人の配偶者等1年	34	(19.3 %)
D－日本人の配偶者等6ケ月	10	(5.7 %)
E－日本人の配偶者等NA	12	(6.8 %)
F－定住者	4	(2.3 %)
G－特別永住	2	(1.1 %)
H－その他	6	(3.4 %)
I－NA	10	(5.7 %)
合　計	176	

在留資格は「日本人の配偶者等」が圧倒的に多く 63.6%を占めているが、「永住者」の資格を持っている人も 23.9%と４分の１近くいる。

（２） 在留資格に対する満足度（176 人＝100%）

在留資格に対する満足度

（単位：%）

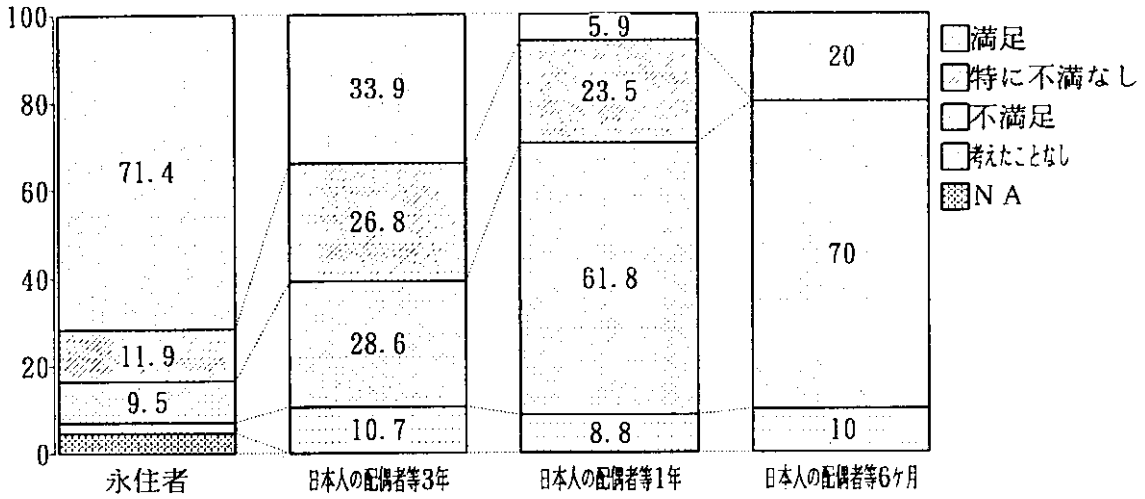

在留資格に対する満足度をみると、「満足」と「特に不満なし」を合わせた現状肯定の人は、「永住者」から「日本人の配偶者等３年」「１年」「６ケ月」と在留許可期間が短くなるにつれて少なくなり、逆に「不満足」が増えてくる。「６ケ月」が「１年」より「満足」が多いのは、とりあえず「日本人の配偶者等」の資格が取得できたことに対する安心感からきているとみられる。

（３） 再入国許可制度について（176 人=100%）

再入国許可制度について

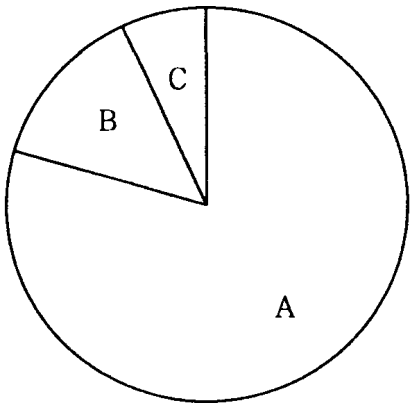

（単位：人）

		%
A― 改善してほしい	140	79.5
B― 現状のままでよい	24	13.6
C― ＮＡ	12	6.8
合　　計	176	

（４） 更新手続きについて（複数可）

「永住者」「特別永住」を除く。（132 人=100%）

更新手続きについて

（単位：人）

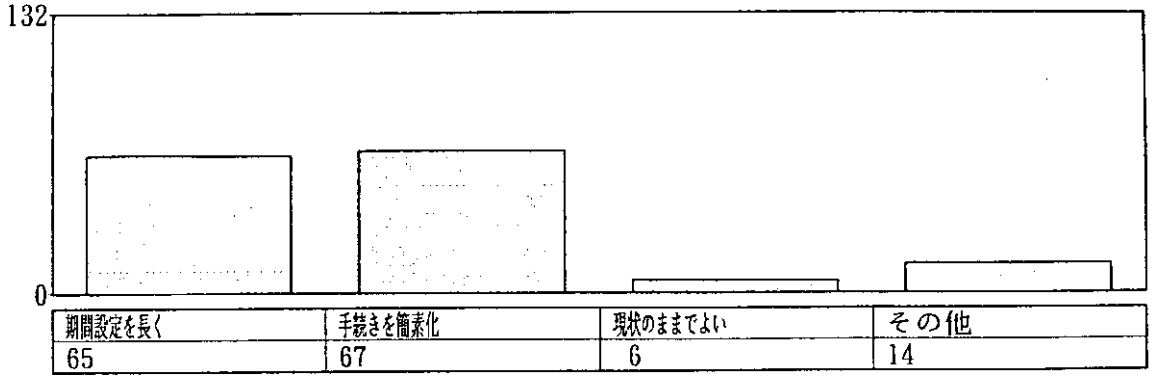

(問 17) 外国人登録制度

（１） 指紋押捺制度（176 人=100%）

指紋押捺制度

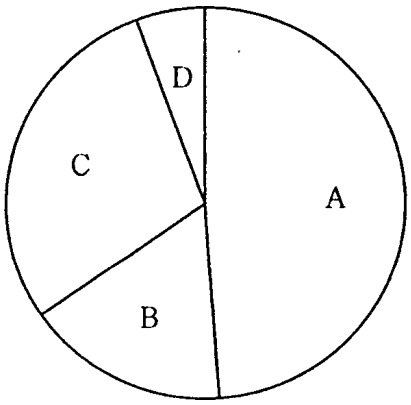

（単位：人）

A－廃止してほしい	86	(48.9 %)
B－改善してほしい	29	(16.5 %)
C－現状のままでよい	51	(29.0 %)
D－ＮＡ	10	(5.7 %)
合　計	176	

（２） 常時携帯制度（176 人=100%）

常時携帯制度

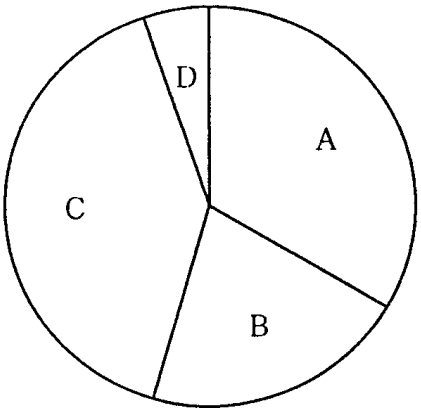

（単位：人）

A－廃止してほしい	59	(33.5 %)
B－改善してほしい	37	(21.0 %)
C－現状のままでよい	71	(40.3 %)
D－ＮＡ	9	(5.1 %)
合　計	176	

（３） ５年ごとの切り替え（176 人=100%）

５年ごとの切り替え

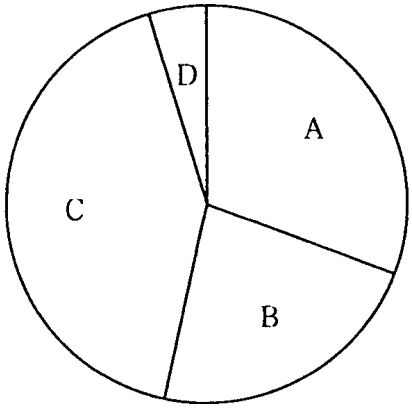

（単位：人）

A―廃止してほしい	54	(30.7 %)
B―改善してほしい	40	(22.7 %)
C―現状のままでよい	74	(42.0 %)
D―ＮＡ	8	(4.5 %)
合　計	176	

(問 18) 帰化希望（176 人=100%）

帰化希望

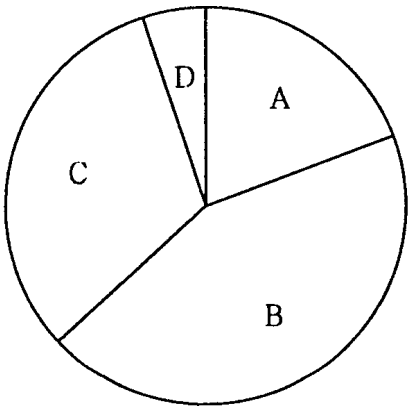

（単位：人）

A―帰化したい	34	(19.3 %)
B―帰化したくない	77	(43.8 %)
C―わからない	56	(31.8 %)
D―ＮＡ	9	(5.1 %)
合　計	176	

「帰化したくない」と考えている人が、「帰化したい」と考えている人の２倍以上いる。「帰化したくない」人は、将来日本以外で生活することを考えている人もいるとみられるが、日本に定住しても、同化は望まず、外国籍を保持していたい人が多いと推測される。

(問 19) 行政からの情報の理解度（176 人=100%）

行政からの情報の理解度

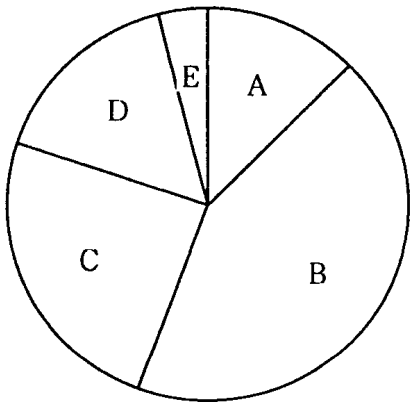

（単位：人）

A― 十分理解できている	22	(12.5 %)
B― だいたい理解できている	76	(43.2 %)
C― ほとんど理解できない	43	(24.4 %)
D― 全く理解できない	28	(15.9 %)
E― ＮＡ	7	(4.0 %)
合　計	176	

「ほとんど理解できない」「全く理解できない」を合わせると 40.3%もの人が、自力で行政から情報を得ていない。

地域社会で生活していくためには、学校、保健所等行政からの情報を理解できなければ困ることも多いと思われるので、問 20 でも指摘されているが、行政もフリガナをつけたり、わかりやすい表現を心掛けるとともに、日本語習得に対する支援が必要と考えられる。

(問 21)　利用したことがある公的施設（複数可）（176 人=100%）

利用したことがある公的施設

（単位：人）

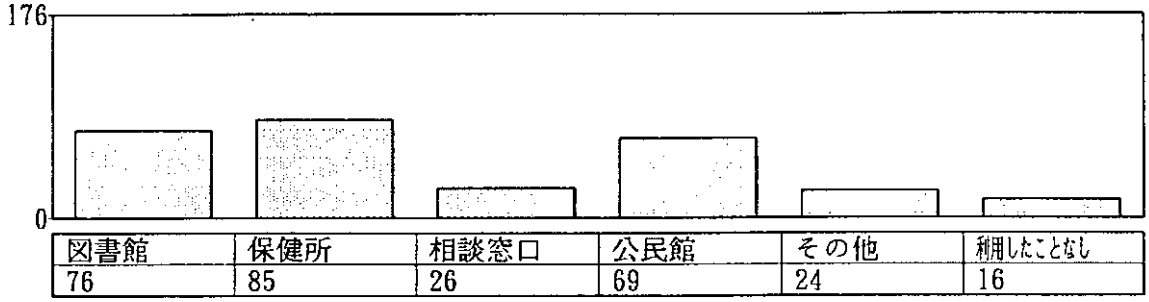

図書館	保健所	相談窓口	公民館	その他	利用したことなし
76	85	26	69	24	16

(問 22)　医療保険制度（176 人=100%）

医療保険制度

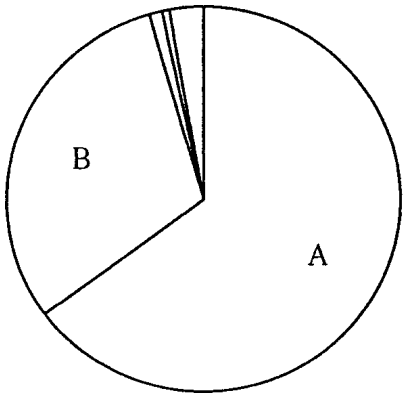

（単位：人）

A― 勤め先の健康保険	114	(64.8 %)
B― 国民健康保険	54	(30.7 %)
C― 加入していない	2	(1.1 %)
D― わからない	1	(0.6 %)
E― NA	5	(2.8 %)
合　計	176	

(問 23)　公的年金（176 人=100%）

公的年金

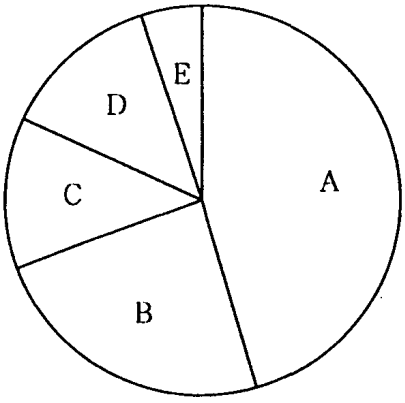

（単位：人）

A－厚生年金・共済年金	80	(45.5 %)
B－国民年金	42	(23.9 %)
C－加入していない	22	(12.5 %)
D－わからない	23	(13.1 %)
E－NA	9	(5.1 %)
合　計	176	

(問 24)　日本語の会話（176 人=100%）

日本語の会話

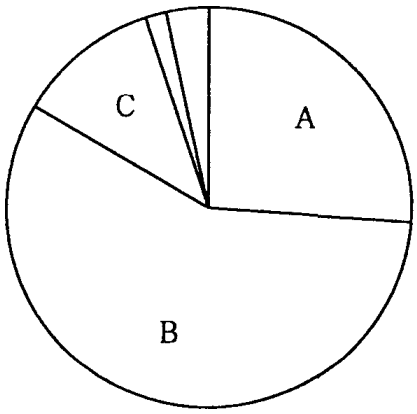

（単位：人）

A－不自由なく	46	(26.1 %)
B－日常生活に困らぬ程度に	101	(57.4 %)
C－あいさつ程度に	20	(11.4 %)
D－ほとんど話せない	3	(1.7 %)
E－NA	6	(3.4 %)
合　計	176	

(問 25)　日本語の読み書き（176 人=100%）

日本語の読み書き

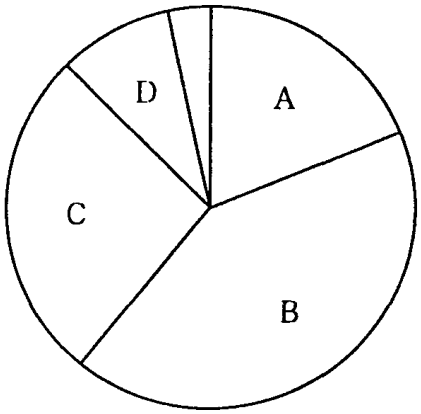

（単位：人）

A－不自由なく	33	(18.8 %)
B－簡単な漢字程度	74	(42.0 %)
C－ひらがな程度	47	(26.7 %)
D－ほとんどできない	16	(9.1 %)
E－NA	6	(3.4 %)
合　計	176	

(問 26)　配偶者の母語の習得

日本人であるあなたの配偶者は、外国籍のあなたの母語を話せるか。　（176 人=100%）

配偶者の母語の習得

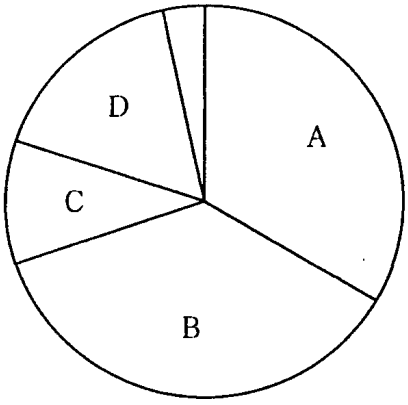

（単位：人）

A－話せる	59	(33.5 %)
B－少し話せる	64	(36.4 %)
C－勉強したが話せない	18	(10.2 %)
D－勉強したことがない	29	(16.5 %)
E－NA	6	(3.4 %)
合　計	176	

(問 27)　仲のよい友人（複数可）（176 人=100%）

仲のよい友人

（単位：人）

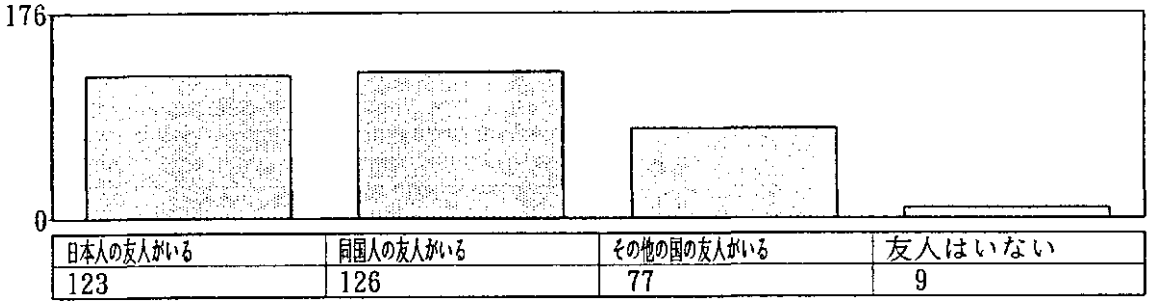

日本人の友人がいる	同国人の友人がいる	その他の国の友人がいる	友人はいない
123	126	77	9

(問 28)　地域住民との交流

（1）　隣近所とのつきあい（176 人=100%）

隣近所とのつきあい

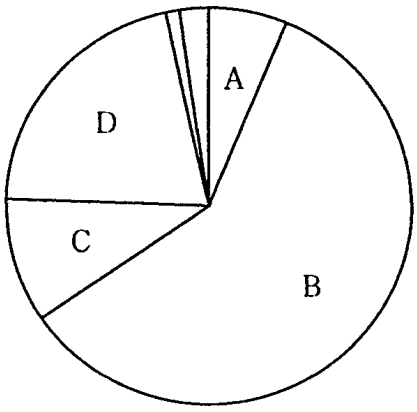

（単位：人）

A－顔も知らない	11	(6.3 %)
B－あいさつ程度	104	(59.1 %)
C－行事を一緒にする	18	(10.2 %)
D－親しく訪ねあっている家族がいる	37	(21.0 %)
E－その他	2	(1.1 %)
F－NA	4	(2.3 %)
合　計	176	

（２） 自治会や町内会への参加状況（176 人=100%）

自治体や町内会への参加状況

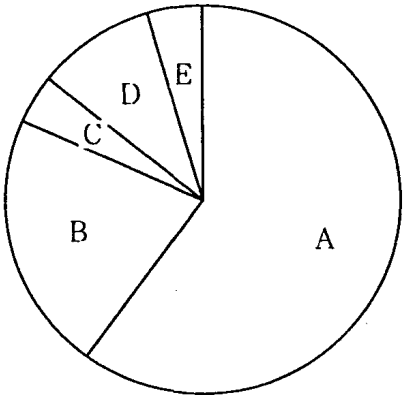

（単位：人）

A―入っている	106	(60.2 %)
B―入っていない	38	(21.6 %)
C―組織がない	7	(4.0 %)
D―わからない	17	(9.7 %)
E―ＮＡ	8	(4.5 %)
合　計	176	

(問 29) 家探しの苦労（176 人=100%）

家探しの苦労

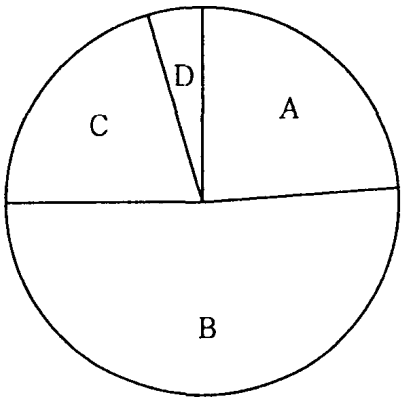

（単位：人）

A―ある	42	(23.9 %)
B―ない	90	(51.1 %)
C―必要がなかった	36	(20.5 %)
D―ＮＡ	8	(4.5 %)
合　計	176	

(問 30) 好奇の目（176 人=100%）

好奇の目

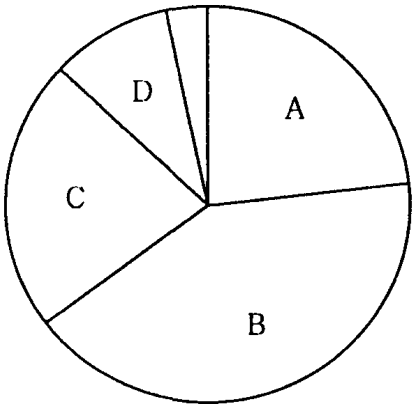

（単位：人）

A―よくある	41	(23.3 %)
B―たまにある	73	(41.5 %)
C―ほとんどない	39	(22.2 %)
D―全くない	17	(9.7 %)
E―ＮＡ	6	(3.4 %)
合　計	176	

(問 31)　差別や嫌がらせ（176 人=100%）

差別や嫌がらせ

（単位：人）

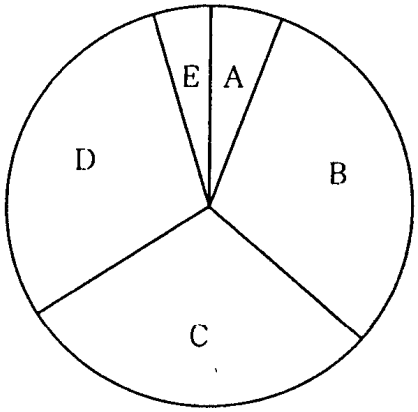

A－よくある	10	(5.7 %)
B－たまにある	54	(30.7 %)
C－ほとんどない	52	(29.5 %)
D－全くない	52	(29.5 %)
E－ＮＡ	8	(4.5 %)
合　計	176	

(問 32)　与えられるべき権利（176 人=100%）

※当初は「最も大切だと思うもの１つだけ」選んでもらう予定だったが、複数回答が多いため、複数回答も認めた。

与えられるべき権利

（単位：人）

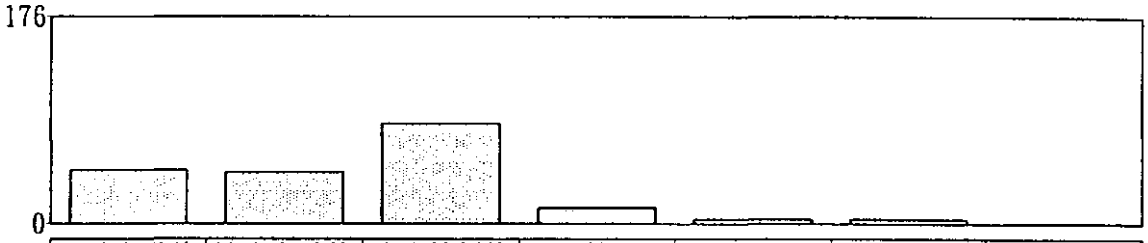

国政参政権	地方参政権	公務就任権	その他	いらない	わからない	ないのは仕方がない
46	44	86	14	4	4	1

(問 33)　相談相手（複数可）（176 人=100%）

相談相手

（単位：人）

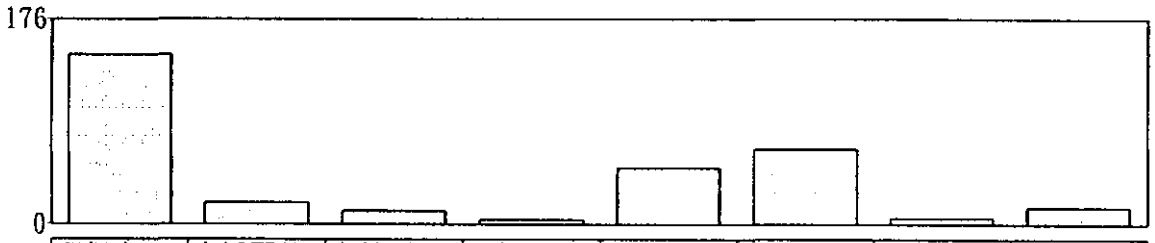

配偶者	支援団体	宗教団体	公的機関	日本人の友人	日本人以外の友人	相談する人がいない	その他
146	19	12	4	49	65	6	15

(問３４) オーバーステイについて（176 人=100%）

オーバーステイについて

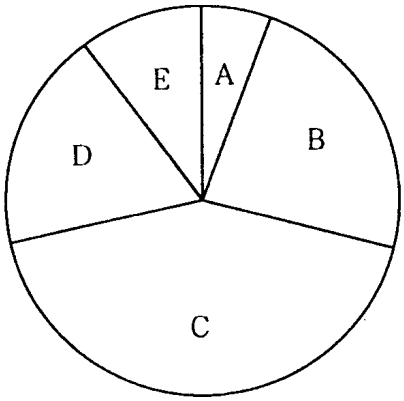

（単位：人）

A―いるのは当然	10	(5.7 %)
B―仕方がない	41	(23.3 %)
C―よくない	75	(42.6 %)
D―わからない	32	(18.2 %)
E―ＮＡ	18	(10.2 %)
合　計	176	

（問 10）子供の育児や教育のことで、困ったことがあったら、自由にお書きください。

＜回答＞

夫の意見

（夫＝外国人、妻＝日本人）

・日本での教育費は高すぎる。（夫：中国 30 代、妻：30 代、子：３才）
・父親が教えることができない。（夫：フィリピン 30 代、妻：30 代、子：８才）
・私は子供の教育に大変困っています。子供は日本の教育しか理解しないで、世界を広く見ていません。
（夫：日本（元ラオス）50 代、妻：50 代、子：16、14 才）
・家内は子供に対し、知識の習得のみに関心が高く、理論的に物事を分析したり、考えたりすることに重きを置かない。
（夫：チリ 40 代、妻：40 代、子：16、13 才）
・暗記一辺で、自分で資料を集め学習し、自分なりの意見を作り上げそれを人前で発表する教育がされておらず国際人として通用しない日本式の教育は改善してほしい。（夫：ドイツ 60 代、妻：40 代、子：14 才）
・いじめ。（夫：アメリカ 40 代、妻：30 代、子：６、３才）

（夫＝日本人、妻＝外国人）

・教育に関しては学校に相談して先生方に考えてもらったりしました。（夫：40 代、妻：韓国 40 代、子：17、14 才）
・国語、漢字を教えられない。（夫：40 代、妻：日本（元韓国）30 代、子：11、９才）
・生活習慣に困った。（夫：50 代、妻：日本（元韓国）40 代、子：17、15 才）
・礼儀作法や道徳は、韓国風が良いと思う。特に目上の人に対しての言葉使いは韓国風が良い。
（夫：60 代、妻：日本（元韓国）50 代、子：成人）
・日本の学校は同化教育しかしていないこと。民族文化を保持するのはとても困難なほど、日本社会は閉鎖的である。
（夫：40 代、妻：日本（元朝鮮）40 代、子：10、６才）
・保育園や幼稚園が住宅の側になく、不便である。延長保育の制度も一般にはなく、共働き所帯には不都合である。
（夫：40 代、妻：日本（元中国）20 代、子：０才）
・日本の教育システムの下では多言語を同時に学習し、マスターしていけない。東南アジア諸国（発展途上国でさえ）では２以上の言語使用が当たり前となっている。（夫：30 代、妻：マレーシア 30 代、子：６, ２才）
・６才なのでまだなし。これから出てくるでしょう。（夫：40 代、妻：フィリピン 30 代、子：６, ４才）
・１才なので困ったことはありません。（夫：40 代、妻：フィリピン 30 代、子：１才）
・数年後にはフィリピンにて生活をしようと思っています。（夫：40 代、妻：フィリピン 30 代、子：０才）
・教育に対する不安はありますが、今の状態ではどのように答えていいか分かりません。
（夫：40 代、妻：フィリピン 20 代、子：４才）
・まだ小さいのでわからない。（夫：50 代、妻：フィリピン 20 代、子：４、２才）
・日本の公立学校はまさに「日本人の、日本人による、日本人のための学校」である。すべてを画一化し、例外を認めず、極めて排他的である。具体的に言えば、いつも予定表を見て注意していなければ子供がかわいそうであるのに連絡はすべて日本語でくる。おまけに日本の職場は勤務時間が長く、休日ですら休めない。これでどうやって子供の教育をしろと言うのか。日本は鎖国しているとしか言いようがない！
（夫：40 代、妻：インドネシア 20 代、子：７、４才）
・妻の言葉が十分じゃないので、又日本の教育問題に理解がない。（夫：50 代、妻：インドネシア 20 代、子：２才）
・会社側は海外勤務をさせたいと言うが、子供の文化的側面の吸収は日本で行うのが一番良いと思われるため、常にジレンマを感じている。教育を考えれば単身赴任で海外というのが当然の帰結になるが、それでは親子関係上望ましくないと思う。（夫：30 代、妻：シンガポール 30 代、子：４、２才）
・入学金、授業料等学費の高いこと（外国では無料です）。（夫：？代、妻：ボリビア？代、子：成人）
・保育園不足と、時間の不自由性を感じます。また、オープンマインドでなく、感情や意見をストレートに言ったり表現したりすると、目立ち、それが原因でやっかみを買いいじめられるような風潮が日本の子供社会ではあるように思えるのが、困ります。（夫：30 代、妻：ブラジル 40 代、子：５、３才）
・保育所等の施設制度について。（夫：30 代、妻：ドイツ 30 代、子：１才）
・日本の教育は良いと思う。（夫：？代、妻：スウェーデン？代、子：成人）
・真のバイリンガル、バイカルチュアルな人間に育てるような、バランスのとれた国際教育の場がほとんどないこと。
（夫：30 代、妻：アメリカ 30 代、子：１才）

妻の意見

（妻＝外国人、夫＝日本人）

・韓国語を教えることと、両国を受入れられるようなしつけ方をすること。
（妻：韓国 30 代、夫：20 代、子：１、０才）

・宿題を日本語で教えられない。（妻：中国 30 代、夫：30 代、子：９、５才）

・塾に入れるか入れないかで、すいぶん悩みました。主人が相談相手にはなりません。
（妻：台湾 30 代、夫：40 代、子：16、６才）

・父親は子供達のことに全く無関心で、相手にしようともしない。現在は子供達の方も変わってきて、家では一言も話さない。家庭の雰囲気もすっかりこわれ、母親の私としてはなすすべがないほど苦しんでいる。
（妻：日本（元台湾）50 代、在日 22 年）

・日本語がよくわからない。（妻：タイ 30 代、夫：40 代、子：１才）

・教育といじめ。（妻：フィリピン 30 代、夫：30 代、子：10、６才）

・病院へ行っても学校へ行っても、外国人向けの説明書などがなくて主人と一緒でないとわからない。（システムのちがい）（妻：フィリピン 20 代、夫：40 代、子：６才）

・こどもたちを学校に行かせる費用は、とても高くつく。（妻：フィリピン 30 代、夫：40 代、子：６、２才）

・日本に住んでいると、子供のフィリピンでの習慣等を忘れてしまったり、知らないままに育つことが心配です。
（妻：フィリピン 20 代、夫：40 代、子：４才）

・いまのところない。（妻：フィリピン 20 代、夫：40 代、子：３、１才）

・今は、子供がまだ赤ちゃんなので、ありませんし、フィリピンで暮らす予定です。
（妻：フィリピン 30 代、夫：40 代、子：０才）

・こどもに日本語を教えてあげられないことが心配だ。学校に行くようになったら、私は言葉がわからないのに、どうやってＰＴＡに参加できるだろう。（妻：フィリピン 20 代、夫：40 代、子：１才）

・自分が読めない漢字、わからないことばがあった場合に困る。特に子供に質問された場合。
（妻：フィリピン 30 代、夫：30 代、子：４才）

・夫がすべて面倒みてくれるので、何も問題はありません。（妻：フィリピン 30 代、夫：40 代、子：12、８才）

・いじめが心配。（妻：フィリピン 30 代、夫：40 代、子：５, １才）

・私の子供が学校でからかわれている理由は、私が学校の連絡や電話、手紙などわからないこともあるからですが、それは当たり前のことだと思います。なぜこんな事が起きるのでしょうか。やはり私達外国人は差別されているのではないでしょうか。私達も同じ人間です。私の子供には、「こんなことを気にしたり、相手にすることなく、学校で勉強して良い成績をとればクラスメイトのお母さん達も何も言わなくなるでしょう。」と言っています。だけど私は主人と子供のためにがんばって日本に住みます。（妻：フィリピン 30 代、夫：40 代、子：７、３才）

・アトピーの病気とぜん息。（妻：フィリピン 30 代、在日６年）

・学校からの案内がきてもすべて日本語であるので全くわからない（漢字にふりがなもついていない）。わかるように努力はもちろんしているが、すべてひらがなで書くなど行政側も工夫をして欲しい。できれば、本当に大切な案内はせめて英語版を用意して欲しい。（妻：インドネシア 20 代、夫：40 代、子：７、４才）

・やっていられない。（妻：インドネシア 20 代、夫：50 代、子：２才）

・困ることはありません。（妻：インドネシア 20 代、夫：20 代、子：４才）

・教育に関しての情報が少ないので、心の準備がつかない。これから、どこの学校へ入学させるかもわかりません。
（妻：インドネシア 30 代、夫：40 代、子：？才）

・「いじめ」問題はこの頃の情報はよくわかりません。生徒や、教育関係の方のする事。子供はまだ小さいけど、教育問題は心配です。指導者が教育の場を「仕事場」と考えるのは困ります。でも、以上の問題は二つに分かれます。「自覚と責任感」、社会と家庭の教育（家庭教育はご両親、社会は家の外、学校）の影響も大事です。
（妻：インドネシア 30 代、夫 30 代、子：３才）

・４才のこどもが言いたいことを何と表現してよいのか分からず、悩むことがあり、わたしも途方にくれてしまう。
（妻：シンガポール 30 代、夫：30 代、子：４、２才）

・発表会などが多すぎて、子供が練習するのに大変そうです（幼稚園での）。はだかで真冬でも過ごさなければならないのでちょっとかわいそうです。（妻：日本（元カンボジア）30 代、夫：20 代、子：４、２才）

・もっと近所どうしのお友達と遊ばせたい。（妻：ブラジル 40 代、夫：30 代、子：５、３才）

・教育問題につきまして、日本ではまだ幼いころから子供たちに対する要求が大きすぎると思います。よりよい学校に進学させるために、勉強の時間がとても多くなります。父親達の競争社会が子供たちにも影響しています。健全なこ

ととは思えません。（妻：アルゼンチン 40 代、在日２年）

・小学校２年生まではアルゼンチンで勉強下ので、来日当時は日本語が話せませんでした。５年もたって、今は日本語がとくいです。漢字は全部読めないので問題を解くにはまだ分からない所があります。（妻：アルゼンチン 40 代、在日５年）

・母親が宿題を手伝うことができない。教育に関しては、先生方への援助をしてほしい。（妻：ベネズエラ 30 代、在日 14 年）

・大学教育に関する信頼できる情報が入手困難。（妻：ドイツ 40 代、夫：50 代、子：18、12 才）

・時間外に預けられないこと。（妻：ドイツ 30 代、夫：30 代、子：１才）

・中学校では、学力に関わらず、すべての子供が同じクラスに入れられる。（妻：スイス 40 代、夫：40 代、子：12、10、７才）

・どの国でも同じ。（妻：イギリス 40 代、夫：50 代、子：　？　才）

・日本の教育システムと仏国の教育システムは違う。日本語ができないとコミュニケーションが難しい。（妻：フランス 40 代、夫：40 代、子：13、10 才）

・文化的な違いや価値観などによる。育児と教育は、私たちがよく意見が食い違い議論する問題だ。（妻：スウェーデン？代、夫：？代、子：成人）

・日本語が読めないので子供の勉強を見てあげられないのが残念だった。（妻：スペイン 30 代、夫：40 代、子：14、10 才）

・日本の教育制度は、こどもの個性をだめにするだろう。（妻：アメリカ 30 代、夫：40 代、子：２才）

・こどもにはバイリンガルになってほしいので、こどもを日本の学校（彼の英語は痛手を受ける）に行かせるか、国際学校（彼の日本語の読み書きや将来の選択（学校や仕事）は痛手を受ける）に行かせるか、考えている。また、私達も日本とアメリカのどちらで生活するか定かでない。（妻：アメリカ 30 代、夫：30 代、子：１才）

・日本の学校にいる間の英語の読み書き。（妻：アメリカ 60 代、夫：60 代、子：成人）

・塾の制度は馬鹿げているが、学校が宿題を与えず、塾を頼っているので、文部省に支持されている。（妻：？40 代、夫：40 代、子：11、６才）

（妻＝日本人、夫＝外国人）

・父親が外国人なので、あまり教育の事に興味がない。（妻：30 代、夫：フィリピン 30 代、子：８才）

・私の場合は問題がありません。気になるのは子供が大学まで行けるかどうかだけです。（妻：50 代、夫：日本（元ラオス）50 代、子：16、14 才）

・夫は子供に対し、ほとんど勉強しろと言わないし、習熟度が低くても子供にまかせている感がある。ある程度子供をコントロールしてほしい。（妻：40 代、夫：チリ 40 代、子：16、13 才）

・ハーフの子供が外見などの理由でいじめられるので、国際学校に通わせたいが、学費が高すぎて不可能。結局泣き寝入り。国際化とは名ばかりで、まだ日本人の頭の中は鎖国の時とあまり変わっていない。保健所の定期診断では保健婦さんから「言葉が遅い」等心無い言葉を安易に言われ、傷付いた。家庭の中に２カ国語以上の言葉が存在する特殊性等もう少し認識してほしい。（妻：30 代、夫：ギリシャ 30 代、子：５、３才）

・国際学校経営幼稚園に入れたいがあまりに高く不可能。日常接する子供達が皆日本語なので（どうしても日本語が強くなりすぎる傾向にあるので）国際幼稚園が良いと思うのだが…。私達の子供にとって、両親の母国語を話せるということは大切なことだ。（妻：40 代、夫：イギリス 30 代、子：３才）

・オーストラリアにいずれ帰るつもりでいるが、もし日本にいる場合、そして子供がインターナショナルスクールにいた場合、大学の選択が少なくなると聞いたので心配。（妻：30 代、夫：オーストラリア 30 代、子：２、０才）

・国際結婚ファミリーの交流の場が県内では少なすぎる。なるべく娘も多くの人種の中になじませたいのに公でそのような機会がない。学校教育は経済的にインターナショナルスクールは苦しいので、公立学校にもそのようなものがあればよいと思う。とにかく子供の言語や人格などどのようにバランスよく育てられる環境を作るかが今のところ大きな悩みです。（妻：20 代、夫：アメリカ 20 代、子：２才）

・日本語、英語が半々になったらこまる。（妻：30 代、夫：アメリカ 30 代、子：12、10 才）

・インターナショナル・スクールあるいはアメリカン・スクールで教育を受けさせたいがとにかく授業料が高い。そして日本の教育委員会はこれらの学校を各種学校扱いにしており、日本の大学へ進学しようとすると、大検を受けないと受験資格を認めない。ましてや、国からの学校へ対する助成金は０である。日本語と英語を学ばざるをえない子供たち（外国へ帰国する可能性がある）でも、親からの指導だけでは、日本と外国のかけ橋を担う様にはいかない。外国にある日本人学校の様に、日本の中の外国人学校へも配慮してほしい。

（妻：30 代、夫：アメリカ 30 代、子：３才）

・欠点は無視して出来るだけ良い点を伸ばして行くアメリカ式の教育と、良いのは当たり前、悪い点を指摘して直そうとする教育で育った年代とのずれが大きく、国と国の差に加えて年齢差（親と子との）もあり、とても育てづらい思いをした。（妻：40 代、夫：アメリカ 60 代、子：14 才）

（問 13）配偶者の生活習慣で、受け入れにくいものがあったら自由にお書きください。

〈回答〉

夫の意見

（夫＝外国人、妻＝日本人）

・育児についての考え方。（夫：中国・ 30 代・７年、妻：30 代）
・宗教、食事。（夫：イラン・ 20 代・４年、妻：20 代）
・子供に対し勉強を強要させすぎる。（夫：チリ・ 40 代・ 16 年、妻：40 代）
・慶弔時の金銭の贈答及びその「お返し」。結婚式。（夫：メキシコ・ 30 代・６年、妻：30 代）
・他人の目を気にしすぎる点。自分は自分の性格に欠ける。（夫：ドイツ・ 60 代・ 13 年、妻：40 代）
・他人に対して身内より大事にする。（夫：スイス・ 50 代・ 11 年、妻：40 代）
・日本人が納豆を本当に好きか、信じられない。米国人は日本人ほど本音と建前を使わない。（夫：アメリカ・ 30 代・５年、妻：30 代）
・いちいち言わずとも解っていると思うこと。察してくれると思うこと。（夫：アメリカ・ 30 代・ 12 年、妻：30 代）
・魚を食べない。（夫：カナダ・ 30 代・９年、妻：30 代）
・息子に対する看病が自分のときとは違う。（夫：イギリス・ 30 代・ 10 年、妻：40 代）

（夫＝日本人、妻＝外国人）

・たまに考え方がわからなくなる。（夫：20 代、妻：中国・ 20 代・５カ月）
・取り締まりの認識、火の元の不用心。（夫：20 代、妻：中国・ 20 代・１年）
・日本人は結婚後独立するのに、台湾人はいつも家族のことを心配する。（夫：30 代、妻：台湾・ 30 代・１年）
・油っこい食べ物が多い。（夫：40 代、妻：台湾・ 30 代・ 17 年）
・言葉。（夫：30 代、妻：台湾・ 20 代・３年）
・タイの発酵食品を食べる。（夫：40 代、妻：タイ・ 30 代・６年）
・食生活。（夫：40 代、妻：タイ・ 30 代・１年）
・手で食事すること。（夫：20 代、妻：フィリピン・ 20 代・５年）
・金銭的な物に対する考えの差。（夫：40 代、妻：フィリピン・ 20 代・３年）
・衛生観念の違いから日本人が遊びに来た時に困る。冬でも子供を熱い風呂に入れない。すぐ寒いと言って子供に服を着せ過ぎる。（夫：40 代、妻：フィリピン・ 30 代・１年）
・たとえあったとしても、それは日本人の夫婦でも性格や育った環境によって受け入れられないものであるのと同様であって、妻が外国人であるとかその国の習慣が受け入れられないというものは一つもない。国による差よりも同じ日本人であっても人による差の方がはるかに大きいと思う。（夫：40 代、妻：インドネシア・ 20 代・７年）
・排泄後に水を使って手で直接に洗うこと。（夫：30 代、妻：インドネシア・ 30 代・５年）
・日本の生活習慣をまだ十分わからない、たくさんあるので。（夫：50 代、妻：インドネシア・ 20 代・３年）
・食事で苦手なものが多いくらいで、他には特にない。（夫：30 代、妻：ブラジル・ 40 代・８年）
・外国籍であるが、日系 2 世でもあり、生活習慣で受け入れにくいものはない。（夫：30 代、妻：ブラジル・ 30 代・４年）
・あいまいな部分がない。何でも説明しなければならない。（夫：30 代、妻：ニュージーランド・ 30 代・８年）
・頑固なところ。（夫：年齢不明、妻：スウェーデン・年齢不明・ 24 年）
・やはり長い間の食生活が大分違うために一日三度の食生活においてもなんとなく習慣の違い等を感じますが、食べ物の中でいろいろ新しい発見がお互いあり、素晴らしさを感じています。（夫：40 代、妻：日本（元韓国）・ 40 代）
・覇気がない。（夫：50 代、妻：日本（元韓国）・ 40 代）

妻の意見

（妻＝外国人、夫＝日本人）

・日本で生まれているので特にない。しかし、指紋押捺は受け入れられない。（妻：朝鮮・ 20 代・日本で生まれ育った、夫：30 代）
・男尊女卑の考え方が心の底にある。料理やお茶を入れるのは女性の役割だと思っている。（妻：中国・ 20 代・１年、夫：20 代）
・のんびりしていて、自分の考えをもっていない。（妻：中国・ 20 代・５カ月、夫：20 代）
・日本人は隣人のことを気にし過ぎる。外国人の妻は無条件に日常生活を日本人と同様にせざるを得ない。例えば私は化粧が嫌なので、外出時、化粧をしろといわれ困る。（妻：台湾・ 30 代・１年、夫：30 代）
・ほとんどの日本人もそうだが、「アジアの中で何でも日本が一番良い」という主人の考え方は受け入れられない。

（妻：台湾・ 30 代・ 17 年、夫：40 代）
・言葉。（妻：台湾・ 20 代・３年、夫：30 代）
・贈答の習慣。（妻：タイ・ 30 代・６年、夫：40 代）
・夫は初めのうちは大変厳しかったが、それは、長くここで暮らしていくうえ、役にたっている。
（妻：フィリピン・ 30 代・ 14 年、夫：日本 40 代）
・彼の愚かな人生観や女性をだますこと。（妻：フィリピン・ 20 代・５年、夫：30 代）
・食事、掃除が大変。（妻：フィリピン・ 20 代・６年、夫：50 代）
・彼は給料をくれない。彼が月の予算を決める。（妻：フィリピン・ 30 代・３年、夫：40 代）
・時々強要する（妻：フィリピン・ 30 代・１年、夫：40 代）
・うるさい。（妻：フィリピン・ 20 代・１年、夫：40 代）
・飲酒。飲み過ぎる。（妻：フィリピン・ 30 代・４年、夫：50 代）
・日本では長男が家を継ぐようなスタイルがあるが、私の国ではそれがない。
（妻：フィリピン・ 20 代・６年、夫：30 代）
・家族生活の点からの権利の平等。妻は使用人ではない…財政事情からも。
（妻：フィリピン・ 20 代・３年、夫：40 代）
・ギャンブル。（妻：フィリピン・ 30 代・５年、夫：40 代）
・夫が酔っ払うと暴力的になり、ケンカした時にも私の意見を聴いてくれません。私が日本に居る理由は二人の子供のためで、どんなに苦労しても一生懸命、結婚生活がよくなるように頑張ります。
（妻：フィリピン・ 30 代・６年、夫：40 代）
・日本の生活は疲れます。（妻：インドネシア・ 20 代・３年、夫：50 代）
・主人が仕事が忙しいので、家族との時間がほしい。（妻：インドネシア・ 30 代・９年、夫：40 代）
・生活の方は安定したが、困ることは、主人との考え方の違いである。主人は家事を全然手伝わない。
（妻：インドネシア・ 30 代・５年、夫：30 代）
・日本人は仕事ばかりして、仕事人間である。何のために生きているのか、なぜもっと人生を楽しもうとしないのか、理解できない。（妻：インドネシア・ 20 代・７年、夫：40 代）
・もうちょっと家にいてほしい。（妻：ミャンマー・ 40 代・ 16 年・夫：50 代）
・家庭内の細かな問題。例えば夫はいつも空腹で眠い。（妻：シンガポール・ 30 代・３年、夫：30 代）
・帰宅してすぐ何かを食べて就寝してしまう。仕事を、時間外でやらされ、それが給料に反映しない。
（妻：ブラジル・ 40 代・８年、夫：30 代）
・何かする前に、「すみません」といわなくてはならない。（妻：ニュージーランド・ 30 代・８年、夫：30 代）
・日本では夫婦の生活がばらばら。特に夕食など夫婦で食事することは休日以外ほとんでない。
（妻：フランス・ 40 代・ 15 年、夫：40 代）
・はっきりとはないが、会社に忠誠をつくし過ぎること。（妻：イギリス・ 40 代・ 17 年、夫：50 代）
・遅くまで働き過ぎる。（妻：スイス・ 40 代・年数不明、夫：40 代）
・喫煙の習慣。（妻：スイス・ 50 代・ 27 年、夫：60 代）
・たぶんあると思うが、それが日本の習慣からなのか、夫個人に起因するものかわからない。私が外国人と結婚したからそうなるとは思っていない。答えとしては「ない」ということになるだろう。
（妻：フィンランド・ 40 代・ 24 年、夫：50 代）
・彼は典型的な日本人だ！やってもらうことが好きで家事をほとんど手伝ってくれない。
（妻：ドイツ・ 50 代・ 28 年、夫：50 代）
・多くは受け入れられる。（妻：スペイン・ 40 代・ 20 年、夫：40 代）
・夫の仕事が忙しすぎて、毎日一人でいる時間が多いのが我慢できない。土・日の過ごし方がスペインとは違う。
（妻：スペイン・ 30 代・ 15 年、夫：40 代）
・夫は？（妻：スウェーデン・年齢不明・ 24 年、夫：年齢不明）
・遅くまで働き、家族で夕食をとれない。（妻：アメリカ・ 30 代・５年、夫：40 代）
・家庭内で他人に従うことは難しい。時に強いストレスを感じる。（妻：アメリカ・ 40 代、夫：40 代）
・子供の叱り方。夫は私に他人の前で子供を叱るなと言う。（妻：アメリカ・ 30 代・年数不明、夫：40 代）
・夫が働き過ぎて子供とほとんど会えない。（妻：アメリカ・ 30 代・３年、夫：30 代）
・夫の仕事が忙し過ぎる。子供とゆっくり過ごす時間が少ない。（妻：チェコ・ 30 代・６年、夫：40 代）
・どのようなことにも自分の意見を言わないし、子供の進学問題についても同様である。出勤の時を除いて、週末休日は全て新聞を見るか、テレビを見るか、寝るかどちらかで、全く口を開かない。当初結婚したのは、生活ができないからしょうがなくだったのか、それとも楽しい家庭を作るためだったのか、今となってはわからないが…
（妻：日本（元台湾）・ 50 代、夫：50 代）

・仕事の関係で酒をよく飲む。（妻：日本（元韓国）・ 30 代、夫：40 代）
・気がきつい。（妻：日本（元韓国）・ 40 代、夫：50 代）
・現代的日本人のようにやさしくしてほしい。（妻：日本（元韓国）・ 50 代、夫：60 代）
・他人との付き合いをいやがること。嫌なこと、面倒なこと、相談して決めることがある時には逃げること。一人でいることが好きなこと。（妻：日本（元韓国）・ 30 代、夫：40 代）
・親から自立していないこと。公然と品のよくないマンガを読む。女性をおもちゃのように扱う。（妻：不明・ 40 代・ 15 年、夫：40 代）

（妻＝日本人、夫＝外国人）
・中国では子供を実家に預けっぱなしにすることがよくあるそうで、夫は子供をしばらく預けたいと考えているようだが、自分はそれだけは同意できない。（妻：30 代、夫：中国・ 30 代・ 7 年）
・宗教・食事。（妻：20 代、夫：イラン・ 20 代・ 4 年）
・主人の食事の時のマナー。（妻：年齢不明、夫：フィリピン・ 30 代・ 11 年）
・子供の自主性を重んじるあまり、子供はなまけ三昧。将来に不安。（妻：40 代、夫：チリ・ 40 代・ 16 年）
・お風呂に入らない。（妻：40 代、夫：ドイツ・ 60 代・ 13 年）
・受け入れにくいというより、なかなか理解できない宗教的習慣がある。（妻：30 代、夫：アメリカ・ 30 代・ 5 年）
・大声で人前でしゃべること。（妻：30 代、夫：アメリカ・ 40 代・ 21 年）
・食べるもの。私は和食党、夫は和食嫌い。（妻：40 代、夫：イギリス・ 30 代・ 10 年）
→夫の反論「真実ではない。納豆巻は食べる。生魚にアレルギーがあるが、富士通の社員食堂で 3 年間毎日食べた！」

（問 20）あなたは、どのような情報が必要ですか。

＜回答＞

夫の意見

・外国人の為の就職情報。外国人の為のアパート情報。（夫：タイ 30 代、在日７年）
・自分の国の情報とか、大使館内の内部。（夫：フィリピン 30 代、在日 11 年）
・ネパールの情報。（夫：ネパール 20 代、在日７年）
・仕事の事。母国のニュースなどをテレビで放送してほしい。（夫：パキスタン 20 代、在日７年）
・外国人、特に英語圏以外の就職案内情報。（夫：ラオス 20 代、在日９年）
・日本に帰化するには、どのくらいかかるのか（年数）。（夫：ラオス 20 代、在日 14 年）
・全ての情報が必要です。政治、経済、その他の情報。（夫：日本（元ラオス）50 代、在日 15 年）
・不動産の売買、登記などの手続きの仕方に関する情報。（夫：チリ 40 代、在日 16 年）
・すべて。権利等とにかくすべてに関すること。スペイン語の情報は皆無に等しい。（夫：メキシコ 30 代、在日６年）
・英語でやりとりのできる医療機関の場所、医者の有無。海外に留学したことのある医師がたくさんいるはずなのに、仕事場で活用されていない先生が多いように思う。（夫：ドイツ 60 代、在日 13 年）
・税金の制度をもっと明確にして欲しいです。（夫：スイス 50 代、在日 11 年）
・教育情報、コンピューター情報、各種の英語の情報。（夫：イギリス 30 代、在日 10 年）
・通常のニュース（私は普通ジャパンタイムズのような英語の定期刊行物から得ることができる）。英語での緊急通知（災害、戦争、流行病など）は、とても便利だろう。（夫：アメリカ 20 代、在日５年）
・普通、新聞が役立つ。正直言って、私は政府（米国でも日本でも）の情報源には頼りたくない。神戸でも無能な対応だったが、これは必然だと思う。（夫：アメリカ 30 代、在日５年）
・いろいろなことをどのようにやるかについての基本的なガイドが必要だ。特に健康や、行政について。（夫：アメリカ 30 代、在日７年）

妻の意見

・英語で書かれたニュース。（妻：？20 代、在日４年）
・時間外（緊急）に連れて行く病院。６か月ビザで入国している私の両親を連れていくために。（妻：？、在日４年）
・べつに困らない。（妻：韓国 30 代、在日６年）
・韓国の新聞を購読したい。韓国のラジオを聞きたい。（北朝鮮の放送はきれいに入るが…。）（妻：韓国 50 代、在日 27 年）
・帰化の申請及びビザの更新・変更等に関して、詳しくわかりやすいパンフレットなどがあればよいと思う。（妻：中国 20 代、在日１年）
・①家族と生命の安全のため「地震」についての迅速で的確な情報が得られるかどうか。②外国人の就職問題（妻：中国 20 代、在日１年）
・更新の時期を通達して欲しい。（妻：中国 30 代、在日１年）
・私は今どうしたら永住権がもらえるか知りたい。（妻：中国 40 代、在日３年）
・①親族が日本を訪問する時に必要な入国ビザ申請の方法。変更があった時の情報。②通訳をしてくれる人の情報。（妻：中国 20 代、在日５年）
・外国人在日期間、法律上の保障問題。外国人の配偶者がいれば、税金をもっと安くしてください。（妻：台湾 30 代、在日１年）
・①日本の国籍を取るための条件（資格）及び手続き、②職業（妻：台湾 30 代、在日２年）
・公共施設及び病院などで中国語など外国語での広報、説明があればとても助かります。（妻：台湾 40 代、在日４年）
・学校教育、保険システム。（妻：台湾 30 代、在日 17 年）
・言語がまだよくわからない為わかりません。（妻：タイ 30 代、在日６か月）
・英語もしくはタイ語の緊急時の情報を送って下さい。（妻：タイ 20 代、在日１年）
・交流によって人の和を大切にしたい。手紙を書いて外国人の人によびかけるようにして下さい。（妻：タイ 20 代、在日５年）
・すべての情報。（妻：タイ 20 代、在日５年）
・ひらがなによる情報が欲しい。（妻：タイ 30 代、在日６年）
・子供の保健についての情報。（妻：フィリピン 20 代、在日１年）

・英語での情報を多く出して欲しい。（妻：フィリピン 20 代、在日１年）
・予防接種に関する情報、日本料理に関する情報。（妻：フィリピン 30 代、在日１年）
・時々、英語や自分の言葉で話したくなる。（妻：フィリピン 20 代、在日３年）
・すべての重要な公的情報、特に保健所は、私のような外国人の母親が、仕事で忙しい夫の助けがなくても十分こどもの保健制度を理解できるように、外国語の翻訳をおいてほしい。（妻：フィリピン 20 代、在日３年）
・自分の国の情報。（妻：フィリピン 20 代、在日３年）
・こどもの予防接種の予定についての情報（妻：フィリピン 30 代、在日３年）
・情報は 2 か国語で書かれるべき。（妻：フィリピン 30 代、在日３年）
・英文で書いてあるもの。（妻：フィリピン 20 代、在日４年）
・すべての情報が英語に翻訳されるべき。（妻：フィリピン 30 代、在日４年）
・ 2 カ国語表記もしくは英語。（妻：フィリピン 20 代、在日５年）
・コミュニケーション。（妻：フィリピン 20 代、在日５年）
・私が応募できるような仕事の情報。（妻：フィリピン 30 代、在日５年）
・日本の習慣についての情報があればよい。（妻：フィリピン 20 代、在日６年）
・英語、又はタガログ語等の外国人向けの情報が欲しい。（妻：フィリピン 20 代、在日６年）
・日本人と話したり友達になることができれば、日本の習慣や伝統、文化などを、私達外国人として学ぶことができます。（妻：フィリピン 30 代、在日６年）
・子供に関すること。日本の法律について（特に夫婦間）。（妻：フィリピン 30 代、在日６年）
・子供の教育の情報。（妻：フィリピン 20 代、在日７年）
・全部英語でないと、なかなかわからない。（妻：フィリピン 40 代、在日７年）
・永住ビザ取得に必要な資格、申請書類等をお送り下さるようお願いします。（妻：フィリピン 20 代、在日８年）
・もちろん英語で書かれた情報があれば、より助かります。（妻：フィリピン 30 代、在日８年）
・文書（文章）に単純に「かな」をふるのではなく、わかりやすい単純な言葉（文章）にすると、理解しやすいと思います。　（公的な生活情報に対して）（妻：フィリピン 30 代、在日９年）
・自分の国の情報。（妻：フィリピン 30 代、在日 10 年）
・もっと簡潔に書かれたもの。（妻：フィリピン 30 代、在日 13 年）
・英語版の情報。（妻：フィリピン 30 代、在日 14 年）
・英語かインドネシア語の（情報）案内（文書等）を発行してほしい。（妻：インドネシア 20 代、在日半年）
・①宗教に関する情報、②外国人特にインドネシア人の規則が変更するときの情報、③いろいろな情報。（妻：インドネシア 20 代、在日２年）
・永住ビザの手続の方法（どの書類が必要か）。（妻：インドネシア 20 代、在日３年）
・子供の保健の情報、インドネシア語版の新聞。どんな情報も役立つ。（妻：インドネシア 20 代、在日４年）
・「入国管理（ビザ）」に関して、インドネシア人側や日本人側にもわかりやすい情報を提供してください。
例：インドネシア人の場合
インドネシア国籍の母親と日本国籍の子供の義務と権利の情報（ビザの種類とその手続）
＊私はこのことを希望します。遠い情報はたくさん耳に入りますが、正しい情報が欲しい。
ボランティア活動以外、日本人配偶者として、どんな仕事を与えてくれるでしょうか。（これも配偶者ビザの関係がある）（妻：インドネシア 30 代、在日５年）
・子供の学校（公立学校）からの連絡を母親でも読めるようにすべてフリガナをつけて欲しい。また、暗黙の了承で日本人だけがわかるような内容はやめて、外国人が見ても理解できるような内容にしてほしい。もちろん、これは学校の先生だけにまかせるのではなく、もっと教育局とか文部省など行政側が努力してほしい。（妻：インドネシア 20 代、在日７年）
・教育のこと（小学校、中学校、高等学校）。（妻：インドネシア 30 代、在日９年）
・私たちの集まり場所の情報。場所を借りるのは、難しいです。（妻：インドネシア 30 代、在日 15 年）
・日常生活の諸事情については、日本の新聞では記述が非常に多い。中国の新聞もそうあればと思う。近所に住んでいる外国籍の友人作りをしたい。他の国では本国人との付き合いの場を作りやすいが、日本においてはとても難しい。（妻：マレーシア 30 代、在日８年）
・①緊急医療、②無料健康診断、③緊急の保育サービス、④地震、大雪など日本の自然災害に対する準備について。（妻：シンガポール 30 代、在日３年）
・住んでいる町の方々と外国人が集まって交流できる場の情報が必要だと思います。

（妻：日本（元カンボジア）30 代、在日 14 年）
・福祉、税金のことなど。（妻：日本（元ベトナム）30 代、在日 13 年）
・今のところ問題ない。（妻：インド 40 代、在日 14 年）
・国際交流センターに関すること全て－活動や提供しているサービスについて（妻：アルゼンチン 30 代、在日３年）
・外国籍の方が参加できる様な教室があったら（ワープロ、漢字、専門学校)、情報が欲しい。
（妻：アルゼンチン 40 代、在日５年）
・緊急時の対応の仕方、連絡、問い合わせ先など。予防注射（こどもの時）等、スペイン語でもわかるように。
（妻：スペイン 30 代、在日 15 年）
・だいたいのことは良くしらされている。（妻：スペイン 40 代、在日 21 年）
・外国人に関する法律。（妻：メキシコ 30 代、在日６年）
・日本語学校、書道、在日ブラジル人の集まり等の情報。（妻：ブラジル 30 代、在日４年）
・日常生活に必要なもの。外国人として日本で違反しないで生活するための情報。（妻：ブラジル 40 代、在日８年）
・私立高校のリスト、説明など。（妻：スイス 40 代、在日？年）
・行政からの広報はほとんど理解できない。（妻：フランス 40 代、在日 15 年）
・子供、税金、住宅。（妻：ドイツ 30 代、在日７年）
・教室、コンサート、講演会等のお知らせ。（妻：ドイツ 50 代、在日 28 年）
・私は 20 年以上日本に住んでいるので、「新しい」情報は、そんなに必要ありません。
（妻：スウェーデン？代、在日 21 年）
・もっと情報が手に入りやすくするべき。外国籍住民のためのパンフレットがたくさん作られているのに、それらは外国籍住民に届いていない。外国籍住民のための情報のインデックスは、日本語だけではなく外国語で作成してほしい。インデックスは、あらゆる行政機関の協力、共同の努力により、全ての行政機関で入手できるようにすべき。
（妻：スウェーデン？代、在日 24 年）
・あらゆる種類の情報、特に食べ物、医療、交通機関、教育、娯楽、地域。（妻：アメリカ 30 代、在日１年）
・保健サービス、学校、一般的な行事や集まり、重要なお知らせ、外国人に対するサービスについての情報。日本の地域サービス（町内会など）は、どのように運営されていて、どうしたら参加できるか。
（妻：アメリカ 30 代、在日３年）
・母子手帳－予防接種や身体検査の質問は英語でも書いて欲しい。（妻：アメリカ 20 代、在日５年）
・医療のケアやサービスについての情報。自分自身の健康（健康に良いこと、悪いこと）に関する情報がもっと欲しい。
（妻：アメリカ 20 代、在日５年）
・この国でどのように生活していくか。私は最近札幌に行った。そこには、町の小さいポケットガイドがあった。なぜ横浜市は小さいポケットサイズの本を作らないのだろう。また、なぜ本を印刷した６か月後には１部も残部が無いのだろう。６か月たってから友人のために１冊手に入れようとしても、手に入らないことがたびたびある。市の発行物は１年以上あるようにすべきだ。（妻：アメリカ 40 代、在日６年）
・地震の情報。（妻：アメリカ 60 代、在日 23 年）
・税金について。（妻：アメリカ 40 代、在日 30 年）

（問 35）日本の生活で感じていること

＜回答＞

夫の意見

・川崎に住んで感じることは、日本人は特に在日韓国・朝鮮人に対して、根強い差別を持っている。子供の、小さい頃からの正しい教育（年齢にあった歴史の勉強）が必要と思う。（夫：日本（元韓国）50 代、在日 32 年）
・税金が非常に高い！（夫：中国 30 代、在日６年）
・日本では“国際化”が進んでいるといわれているようだが、実際はあまり変化していないように思える。（夫：中国 30 代、在日７年）
・始めのころ日本に来た時、とってもつらかった。今も同じですが、日本での生活にも少しなれ、楽しい事もあり、またきつい時もある。（夫：フィリピン 30 代、在日 11 年）
・私たちはアパート探しで何回も不動産屋に拒否され、やっと今のアパートを見つけることができました。多分在日外国人（特に東南アジア、中近東方面）の方々は、皆同じ苦労をしていると思います。外国人は皆アパートを選ぶんではなくて、選ばれる方です。バスを利用する外国人も多いので、行く先等をローマ字で書いた方が良いと思います。日本は、外国人が生活していく上で、まだまだ人種差別がかなりあるので、大変住みにくいと思います。（夫：タイ 30 代、在日７年）
・全ての日本人がフレンドリーではない。特に地方の人は特別視する。仕事や家を探す時、「外国人」というだけで断られるのは納得いかない。（夫：ラオス 20 代、在日９年）
・日本の生活は一日一日の時間のゆとりがない。仕事の時間が長い。（夫：ラオス 20 代、在日 14 年）
・日本での生活はとても困っています。日本人はまだ外国人習慣を充分理解しない。特にインドシナ難民に対する意識が低い。そのため、日本の親友はめったにいないのです。（夫：日本（元ラオス 50 代）、在日 15 年）
・日本の生活は平和だし、大変生活しやすいと思います。住居でアパートなど探すときに苦労します。毎日時間におわれます。日本人は働き過ぎだと思います。（夫：パキスタン 20 代、在日７年）
・今は仕事があります。日本の生活は年老いた時に仕事がありません。健康な時は良いけれど、病気やケガをした時に不安です。（夫：ベトナム 40 代、在日 12 年）
・転職の自由が限られている点が不満だが、安全で規律正しい国情には満足している。（夫：チリ 40 代、在日 16 年）
・仕事が大変。日本の企業で働いているが、拘束時間が長く、明らかに労働基準法違反。でも他の日本人は文句を言わずに働くので、まるで自分が怠け者のように見られる。が、自分の国では、自分のスケジュール、仕事量は自分が決めればよいことなので、この点に関してはいつまでたってもなじめない。（夫：メキシコ 30 代、在日６年）
・平和であり治安も良く、交通の便も良く家の狭ささえ我慢すれば日本は比較的居心地が良いが物価の高い点を考えると年金生活者には住めない所。（夫：ドイツ 60 代、在日 13 年）
・日本では英語又はその他の外国語が話せるようになるチャンスがなかなかない。また英語をすぐに日本語に翻訳してしまうので、それもよくない。（夫：スイス 50 代、在日 11 年）
・アパートは狭くて高い。どこもかしこも混んでいる。朝夕の電車通勤も混んでいて大変。治安がいいので安全なのはいいと思う。（夫：オランダ 30 代、在日３年）
・住みやすいし、安全であり、横浜は東京と違い環境が良いと思う。（夫：オランダ 40 代、在日 12 年）
・私の生活の中で一番困難な部分は、適職を見つけることと、息子に良い学校を見つけることだ。（夫：イギリス 30 代、在日 10 年）
・平和だ。（夫：イギリス 40 代、在日 16 年）
・国が小さいのである程度の便利さはありますが、家が小さいので書斎とかガレージ等が余りないので特に男の方にはきのどくと思います。（夫：アメリカ 60 代、在日３年）
・日本は私自身の国よりだいぶ厳格な国だ。時々、私に対する偏見を感じるが、それはかすかで、非暴力的なものだ。私はアメリカ人の友人と過ごす時の方が多いが、私の幸福を気にかけてくれるとても暖かい日本人の友人もいる。全体的に私は経験を楽しみ、良いアイデアを自国に持って帰りたい。（夫：アメリカ 30 代、在日４年）
・主な不満は、生活空間が比較的少なく、他の先進国と比較して、生活コストがとても高いことだ。また、住宅の質は標準以下だ。一方、大規模交通がとても効率的であり、また自分の経験では、公務員（入管や市役所など）は効率的で助けになる。また日本が比較的町なかでの犯罪が少ないのも、良い。民族差別は問題だが、これは日本だけでなく、ほとんどの国であてはまることだ。恐らく白人以外の外国人は白人以上に差別に直面している。私自身の経験は、だいたい良かった。（夫：アメリカ 20 代、在日５年）
・日本は犯罪に関しては大変安全な所だ。公共交通システムはとても良い。私は日本人はかわいそうだと思う。なぜな

ら政府は人々を利用し、一般の日本人が信じているほど人々のことを大事にしていない。また、政府は全ての税金を開発のために保持し、人々の生活状況の改善には使わない。日本人が日本製のものを自分たちの国より海外でより安く買えるということは、何かがひどく間違っている。（夫：アメリカ 30 代、在日７年）

・大体、満足しています。（夫：アメリカ 70 代、在日 37 年）

・日本での生活を楽しんでいます。（夫：アメリカ 30 代、在日？年）

妻の意見

・静かである。テレビを沢山見る。特に夫は私や赤ちゃんとよく遊んでくれる。時々もっと私に愛情を示してくれたらと思う。日本では仕事をするととても疲れるから、あまりそうしてもらえないが。（妻：？、在日４年）

・２～３年前に比べて、入国管理局の対応、雰囲気が良くなった（あたりまえになった）気がします。以前はとても不愉快な気にさせる場所でしたので。（妻：韓国 30 代、在日３年）

・国籍をほとんど意識していないほど、自由に楽しく生活している。隣近所との付き合いもうまくいっているし、とても好きな国である。たまに、私が韓国人の女性だということだけで、クラブの女？みたいに見る人もいる。（妻：韓国 30 代、在日６年）

・暮らしにくい国。（妻：日本（元韓国）30 代、在日 16 年）

・日本社会は全体的には安定しており、暮らしよい所だと思います。自分の事をしっかりやっていきながら人にはめいわくをかけずに、また約束を守りプライベートな点に深くはいりこまなければいいと思います。それは、日本人との付合がいがいと正直な心の交流が出来る人も沢山いることも実感しています。（妻：日本（元韓国）40 代、在日 18 年）

・子供の結婚相手を選ぶとき、子供と親の考え方が違うことがあります。（妻：日本（元韓国）50 代、在日 27 年）

・日本は社会的秩序に富む国で、すべて細かい所まで配慮が行き届いている。建築についてはヨーロッパとは異なるが、この部分を除いては非常に先進的な国家である。しかし、地震は私に安心についての信頼感を失わせた。（妻：中国 20 代、在日半年）

・入国管理局の職員の対応が、あまりにも悪すぎる。生活のテンポが速い。社会にゆとりや余裕というものがないような気がする。（妻：中国 20 代・在日１年）

・日本は科学がとても進歩していますから、生活がとても便利です。（妻：中国 40 代、在日３年）

・友人が少ない。時々孤独感がある。日本の人と交流する機会がない。第二次大戦の正しい歴史教育を受けている人が少ないので、この話題に関することを日本の人と話すと、考え方の大きな違いにぶつかる。（妻：中国 20 代、在日５年）

・外国人住民、特に日本人と結婚している人の在留資格についてもっと良く考えて欲しい。なぜ、私たちはビザをこんなにしばしば更新しなくてはいけないのか（３年ごと）。なぜ、私たちは再入国許可をとらなくてはいけないのか（高すぎるし、一生家族が日本にいるのに）。なぜ、私たちは「住民票」に載らないのか。（妻：中国 30 代、在日７年）

・①日本人は一般的に外国人の事を受入れません。たとえば、摩門教会で無料英会話に参加した時、地区センターで生花を勉強した時、あまり歓迎していない。②前、中華料理でパート・タイム時によくない事を同僚が言った。③職業訓練所の入試試験の時、外国人の入試を少しやさしくして欲しい。（妻：台湾 30 代、在日１年）

・礼儀と服飾を重んじるが、「人情味」のないことが残念だ。（妻：台湾 30 代、在日２年）

・台湾に居た時の「日本人は親切だ」の神話は日本で生活するようになり崩れ去りました。特に郵便局の各局による対応のまずさにはあきれてしまいます。私たち国際結婚組は国際郵便をよく利用します。しかし町かどの地方の郵便局の対応はまったくバラバラであり、料金もいろいろです。例えばクリスマスカードは「こうすれば安い」と教わり、そのようにして他局へ持っていくと「封をして下さい、料金は手紙と同じ」といった風です。先進国日本、国際化といわれていますが、疑問です。またこのような時、私たち日本語が十分理解できない者に（分かっているハズ）日本人でも理解できないようなことを早口で高飛車に言われ腹立たしい思いをする時もあります。一言でお役所仕事と言われていますがもっと草の根的な国際交流のためにもこのような所での改善をお願いします。（妻：台湾 40 代、在日４年）

・「郷に入れば郷に従う」のは日本で住むための一番良い方法。自分の考えや、違う見方も、すべて抹殺しなければ日本人とうまくやって行けません。日本人に合わせるのは 17 年間で得た知恵です。（妻：台湾 30 代、在日 17 年）

・自分の利益が優先するので、友情は二の次になるため、表面に出る態度と中味が違う。町中の商店は衛生を重視している。人々は規律正しく、秩序をよく守る。（妻：日本（元台湾）50 代、在日 22 年）

・現在の所、何も問題無し。日本に長期間滞在することも十分可能である。（食事、慣習、その他全ての面で）（妻：タイ？代、在日４か月）

・まだ６か月の為、よくわかりません。（妻：タイ 30 代、在日６か月）
・私たちは日本人をあまりよく知るようになれないので、日本で生活することはとても困難です。日本の人々が、今よりもっと私たちを受け入れるようになって欲しい。（妻：タイ 20 代、在日１年）
・日本の人々からは、良い感じを受ける。（妻：タイ 30 代、在日２年）
・日本の文化のすばらしさ。（妻：タイ 20 代、在日５年）
・毎日時間におわれて多忙すぎる。夜でも安全である。生活習慣がむずかしい。（妻：タイ 30 代、在日６年）
・日常生活は、楽で良く、清潔だ。交通や観光はすばらしい。何度か人種差別を受けた。（妻：フィリピン 20 代、在日１年）
・①色々な所で、英語の案内（特に車の運転中の標識等）がない。②健康保険の加入が外国人に不親切である。③市民権を取得するのが難しい。　（特に母親）（妻：フィリピン 20 代、在日１年）
・大変（妻：フィリピン 30 代、在日１年）
・日本の冬の寒さにはへきえきする。（妻：フィリピン 30 代、在日２年）
・日本で生活するのは、とても安全で便利ですが、物価は非常に高いです。（妻：フィリピン 20 代、在日３年）
・言葉が最も難しい問題だ。日本の家族の生活様式や習慣は取組みやすい。しかし、外にでると、英語を話せない日本人とはうまく意思疎通できない。仕事を探すことは外国人住民にとって、全く不可能である。私たちは、仕事をみつけることはできるが、私たちは低く見られているので、その仕事は、いつも最低の職である。フィリピン人はいつもどんな勤め口でも日本人や西洋人と差別される。これは本当に不公平である。（妻：フィリピン 20 代、在日３年）
・初めの６か月間の日本での生活は大変だったが、今は慣れてきた。特に気候、食べ物、日本語に。今は、日本語や日本の習慣を一所懸命学んでいる。（妻：フィリピン 30 代、在日３年）
・物価が高い。（妻：フィリピン 20 代、在日４年）
・とても大変だ。（妻：フィリピン 30 代、在日４年）
・私にとって、日本で生活することは好きだ。私は気候にも、人々や夫にも全く適応している。私は２人の子供とともに快適に、幸せに生活している。日本の生活を私に教えてくれた全ての日本人の先生に大変感謝しています。（妻：フィリピン 30 代、在日４年）
・今の生活が一番良い。（妻：フィリピン 20 代、在日５年）
・外出先で漢字を読むのが難しい。（妻：フィリピン 20 代、在日５年）
・日本に住むのはとても便利ですが、長期ビザをとるのは非常に厳しいです。まだたくさんの日本人が私達外国人、特にアジア人を見下しているように思います。（妻：フィリピン 30 代、在日５年）
・文化のレベルが高い。物価が高い。外国人に対して冷たくされるような場面がある。（妻：フィリピン 20 代、在日６年）
・風習等の理解が良く出来ない。（妻：フィリピン 20 代、在日６年）
・日本の標準的生活はフィリピンに比べて進んでいて、政府の政治も良く行われていると思います。愛する主人と２人の子供のために、私の両親と離れて暮らさなければならなくても日本に住みます。（妻：フィリピン 30 代、在日６年）
・今、離婚調停中で大変。（妻：フィリピン 30 代、在日６年）
・日本は何でも高い。（妻：フィリピン 20 代、在日７年）
・日本にはすでに７年暮らしています。経済が発展している国に住めるのは、運が良いことだと思うが、結局どの国に暮らしても、一所懸命働いて奉仕しなければならないことは同じだということが分かりました。（妻：フィリピン 40 代、在日７年）
・平和で住みよいが物価が高い。（妻：フィリピン 20 代、在日８年）
・日本や日本人についてもっと勉強しなくてはいけないと思っている。生活するのにとてもお金がかかる。（妻：フィリピン 30 代、在日８年）
・生活様式に関しては、便利であるが、そのためお金を稼ぐのに忙しい。また、とても進んでいるが、非常にストレスが多い。人々は、とても勤勉である。気候に関しては、冬の間は、私には寒すぎるので本当にいやだが、スキーは楽しんでいる。（妻：フィリピン 30 代、在日８年）
・一番の問題は言葉だ。（妻：フィリピン 30 代、在日８年）
・日本で生活するには不自由はないが、仕事をしたいと思って仕事をさがしている外国人は、自分の好きな仕事が出来ない。外国人の働ける場所は限定される。（妻：フィリピン 30 代、在日９年）
・日本人はぜいたくすぎる。日本人は休日が少ない。部屋がせまい。物価が高い。外国人に対する接し方が不慣れである（全体的に近付かない。ヨーロッパ人・アメリカ人は高貴、アジア人は蔑視の傾向大。）。

（妻：フィリピン 30 代、在日９年）
・私は外国人なので、とても大変だ。（妻：フィリピン 20 代、在日 10 年）
・日本の幼稚園、学校への父母の出校が多すぎてまいっている。親出席の行事が多すぎる。外国では、ないとのこと。
（妻：フィリピン 30 代、在日 10 年）
・日本はいい国ですが、変えるべき、再考すべき面もあります。（妻：フィリピン 30 代、在日 13 年）
・初めての日本滞在は、とても悲しい思い出だった。毎日ホームシックになった。人々はとても冷たかった。しかし、それから私を家族同様に扱ってくれる日本人の友人ができ、何かあると助言や指導をしてくれた。私は彼らととても親密になったので、この親切はずっと忘れられないと思うし、今までとても親しく付き合っている。
（妻：フィリピン 30 代、在日 14 年）
・生活水準はとても高く、そのためたくさん働かなくてはならない。（妻：フィリピン 30 代、在日？年）
・生活は慣れました。（妻：インドネシア 20 代、在日２月）
・日本語をマスターするまではいろいろと大変。（妻：インドネシア 20 代、在日半年）
・日本での生活は安心で好きです。公園や遊園地、道路も安心感があり、日本人は親切です。
（妻：インドネシア 20 代、在日１年）
・近隣の人と仲良く付き合うのは難しいです。お向いの人だけ仲が良いです。（妻：インドネシア 30 代、在日１年）
・ 2 年ぐらい日本での生活をしましたが、結構楽しかったです。いろいろな設備はあります。生活中でお互いにしらないふり（他人の事は無視する）。でも会うときは結構「親切」（やさしい）。ボランティアの皆さんがよく私の事を手伝ってくれること（現在）。以上は私の「サクラ国」の感想です。いやなことは、①親族と家族の距離（遠い）、②学校の友達との距離。（妻：インドネシア 20 代、在日２年）
・日本の生活はいいですけど、冬が大変寒いです。（妻：インドネシア 30 代、在日２年）
・日本での生活はすきです。日常生活の中で日本語を覚えます。日本人の友達と交流中、日本人の気持ちをわかるようになる。日本人は温かく、親切です。（妻：インドネシア 20 代、在日３年）
・住みやすい。（妻：インドネシア 20 代、在日４年）
・来日して 2 年くらいでやっと慣れますが、いろいろあるけどなんとか乗り越えられます。主人との間の理解は難しいけど、悲しいことと楽しい生活は半々です（50%/50%）。日本人は「仕事」が好き。一所懸命する事は、私は納得しています。しかし、宗教の問題（生活ノルマ－モラル）をもっと深く教育するのは無理じゃないかと思います。やれば、「あたりまえ」それとも「しょうがない」と感じます。（妻：インドネシア 30 代、在日５年）
・日本人は表面は親切そうに見えるが、非常に冷たい。人情が全く感じられない。子供が、私が外人であることをはずかしがるが、これは私の友人（インドネシア人の妻）もすべて同じ。困る。（妻：インドネシア 20 代、在日７年）
・地震が多いのはこわいです。（妻：インドネシア 40 代、在日７年）
・治安が良いです（我国に比べ）。交通が便利です。役所等のサービスも良いです。
（妻：インドネシア 30 代、在日９年）
・治安が良く、やり方も早いです。ただ宗教に関しての知識が浅いです。特にイスラム教の信者にはイラク人と同じように考える（くらべる）。若者達の考え方は「封建」です。外国人との差別の考え方はやめてほしい。又、子供がいない家族には友達が少なくなる。（妻：インドネシア 30 代、在日 11 年）
・差別ほどほどにしてください。子供がいない人、ともだちもできません。いつも、あつい、さむい、いい天気ですね、だけの会話です。日本の国はすばらしいけど、心づかいもっと心がけてほしい。宗教のことも理解はありません。
（妻：インドネシア 30 代、在日 11 年）
・生活習慣、大変。でも、妻の会の人はいろいろ教えてくれます。良かった。（妻：インドネシア 30 代、在日 15 年）
・日本はきれいな国で、交通も便利で、物質的には恵まれていて、豊かである。ただし、こんなきれいなところであっても大気汚染がひどい。物質上は豊かでも、感情面ではまずしい。皆親切にしてはくれるが、そういう意味での温かさが感じられない。全くないとは言えないが、あるとも言えない。矛盾するところだ。
（妻：マレーシア 30 代、在日８年）
・近くのスーパーの食品は清潔で新鮮であり、価格も経済的で、とても快適である。子供、夫、私自身にも、地域で良い医者を知っている。夫の収入は十分だが、長時間働くので、当然家では何もしない。私は運転しないので、２人の子供を連れて自由に動き回れず、ときどき少し淋しく思っている。（妻：シンガポール 30 代、在日３年）
・平和だなー。（妻：ラオス 10 代、在日 14 年）
・西洋人に対し、カッコイイイメージ；東洋人に対し、貧しいイメージ；中近東人に対し、こわいイメージ；これらの差別を無くして欲しいものです。（妻：日本（元カンボジア）30 代、在日６年）
・そんなに良くもないし、そんなに悪くもない。（妻：ミャンマー 40 代、在日 16 年）

・ときどき、人々は 2 面性を持っていると感じる。かげで中傷しているのを、みな知らない。
（妻：インド、在日 14 年）
・このテーマについては書きたいことがたくさんあります。でも 3 か月の私の双子の世話を見なくてはなりません（のであまり書けません。）私が日本に住むようになってから 2 年と半年が経ちましたが、その間に一番気になったことは、日本では家族の間での会話が少ないということです。私には日本人の奥さんの知り合いが沢山いますが、彼女達の夫は仕事から帰って来るのが大変遅く、子供たちは家の外にいることが多く、週末でも別々の行動をとっています。私は自分の家庭が将来そのような家庭になって欲しくはありません。（妻：アルゼンチン 40 代、在日 2 年）
・出稼ぎとして日本に来ました。そして工場で働くということがどんなことであるかを知りました。私の国では決して学ぶことのないことでした。夫と知り合い、日本に住むことを決めた時、母国アルゼンチンで勉強してきたことが私の新しい家族を経済的な意味で役に立てられればと思っていました。夫は私が働くことをやめて、日本語の勉強に専念し、私の知識習得のサイクルを広げて、保土ヶ谷と青葉区の国際交流センターの外国人スタッフとなり、日本人と一緒に、主として日本語の知識が不足して日本で生活するのに問題を抱えている外国人を助けてほしいと望んでいます。私は国際交流センターでボランティアを 2 年間しています。現在、私はコスタリカの刑法の翻訳をしています。私のスペイン語の生徒が編集長を紹介してくれました。今やっているこの仕事が、私にとってとても難しくても、というのも私には法律の知識が何もないからですが、編集長は私の仕事ぶりに満足しているので、やり通すことができるでしょう。今年、横浜市の教育委員会の外国人教師になる予定です。国際理解講座を名付けられた計画で、週に 2 回小学校で私の国の文化、スポーツ、社会について、英語で教えます。この種のいろいろな活動が私の日本での生活にまた違った意味を与えてくれると信じています。私はこういった活動をするのが好きですから日本語であろうと、英語であろうと、スペイン語であろうと、外国人を助けることをしています。私は 2 つのところでボランティアをしています。（妻：アルゼンチン 30 代、在日 3 年）
・祖父母の国で活動することができまして、とてもうれしいです。南米日系人のボランティアをやっている。
（妻：アルゼンチン 40 代、在日 5 年）
・一番人権を大切に保護しなければいけない法務省、法務局が一番虐待している。（妻：ブラジル 30 代、在日 4 年）
・言葉がむずかしい。（妻：ブラジル 30 代、在日 5 年）
・とても便利。住宅も含めて狭苦しい。いじめは何とかしてほしい。（妻：ブラジル 40 代、在日 8 年）
・日本で生活することは全く快適だろう、もしも英語圏の国、特に合衆国、カナダ、イギリスから来た場合は。なぜならこういった国籍を持っていれば、近所の人から尊敬され、特別な待遇を受けるから。私もアメリカ人だったら良かったのに。（妻：ブラジル？代、在日 16 年）
・家族や隣人間に会話が少なく、日本の人々の顔に喜びの表情がない。（妻：メキシコ 30 代、在日 6 年）
・日本語が難しく、十分に理解できないので、つまらない。（テレビとか学校からの手紙など）
（妻：チェコ 30 代、在日 6 年）
・年金制度が正確にどのようになっているのか、知りたい。私たちも、今はみな加入し、支払わなくてはならないので。満期にならなくても（私たちは以前は始められなかった！）、いくらか貰える機会があるのか。
（妻：スイス 50 代、在日 27 年）
・空間と自然がないことだけが、本当に寂しい。その他は、私はここで全く幸せだ。日本人の人たちは、私を尊重してくれ、たいていとても親切にしてくれる。時々は、私がスイス人であり、ここの人々はたいていスイスがとても好きなので、特別扱いしてくれるようにさえ感じる。（妻：スイス 40 代、在日？年）
・物価は高すぎる。（妻：ドイツ 30 代、在日 7 年）
・かなり長く日本に暮らしているので、快適であるし、あれこれと慣れてきた。最初は、じろじろ見られたり、うちの子が「外人」とか「アメリカ人」などと呼ばれるのが非常にいやだった。ときどき日本人の話す「たてまえ」がしゃくにさわった。ここの平穏さは好きだ。「喧嘩」もほとんどない。しかし、ここで働いている人たちは、私の夫も含めて、ほとんど休みがなく、かわいそうだと思う。この点ではドイツから来た私はとても「甘やかされている（？）」。ドイツ人はみな、少なくとも年に 1 か月の休暇を連続的にとることができる。いわゆるお盆、ゴールデンウィーク、お正月などの休みは、みんなが休みなので、どこでも混んでいて、本当の意味での休みではないと思う。
（妻：ドイツ 50 代、在日 28 年）
・日本のように単一民族、単一言語の国では外国人の受入れに難しさがあると思います。
（妻：フランス 40 代、在日 15 年）
・子供たちがお金を使わずに遊べる公共のスポーツセンターがほしい。お金がないと遊べない現実がとてもおかしいと思う。（妻：スペイン 30 代、在日 15 年）
・完璧に説明するためには、スペイン語で本を 1 冊書かなくてはならない。（妻：スペイン 40 代、在日 21 年）

・日本での生活は、ときどきとても大変です。（妻：イギリス 40 代、在日 17 年）
・だいたい慣れたけど、本物の自然がないのを寂しく思う。また都会に住んでいると夏が大変だ。日本はとても安全な国であり、人々は理解があり、助けてほしいときに助けてくれる。うちのこどもたちはどちらも差別されたことはないと思う。夫も私のせいで仕事上問題になったことはない。だから、私は自国やこの日本で起きたかもしれない問題を考えると幸せである。しかし、個人的には、こどもたちは、非常に勉強しなくてはならず、あそんだりこども時代を楽しんだりできなくてかわいそうだ、と思う。（妻：フィンランド 40 代、在日 24 年）
・日本は生活するには安全で良い所だ。しかし、人口が多すぎる。（妻：スウェーデン？代、在日 21 年）
・日本での生活は楽しいし、人々も友好的で親切だ。余生は日本で生活するだろう。そのため、日本での老後の生活につき、もっと安心できるものにしてほしい。各種の介護施設に入所したい人は、5,000 人以上もいるのに、毎年約２施設しか建設されていない。（妻：スウェーデン？代、在日 24 年）
・今のところは日本での生活、また日本および他の文化から学んだりすることを大いに楽しんでいる。しかし、私がショックを受け、残念に思ったのは、『権威』による市民のコントロールが幅をきかせているということである。（政府、官僚、医師等）。市民の声、市民参加が欠けており、あからさまな人種差別、敵意に満ちた国家主義が見受けられる。他の文化への接触が非常に狭い。住宅の状態はひどいものである。全ての物価が高く、日本人の価値観と釣り合いがとれていない。多すぎる規制・個人の誕生から死に及ぶまでの全ての側面を侵している『遵法』は常にコスト高へとつながっている。『管理』が政府のやり方のように思える。（妻：アメリカ 30 代、在日１年）
・日本語が話せるにもかかわらず、日本人の輪の中に入っていくのは、ほとんど不可能です（同じ建物に住んでいる人など）。よく活動に参加するよう誘われますが、行くと無視されます。（妻：アメリカ 30 代、在日３年）
・自分の国で暮らす方が好きだ。この国では自分が十分に受入れられないと思う。ここではいつもアウトサイダーになってしまう。（妻：アメリカ 20 代、在日５年）
・私は、非常に古く伝統的な場所（箱根、鎌倉）が好きだ。ここでは毎日何かしら新しいものを学ぶことができる。しかし日本はもっと文化や習慣を学ぶべきだと思う。他人を批判することはできない。すべての人は平等だ！
（妻：アメリカ 20 代、在日５年）
・時々、日本人はなぜ問題に対して目を閉じるのか、不思議に思う。目を閉じても視界から消えるだけで、問題は無くならないのに。２,０００年もすぐそこまできている。私たちは、国がを取り除くのを見守るべきだ。私は神戸の問題で本当に驚いた。もしこのような地震が関東で起きたら、もっとひどいことになるだろう。なぜ日本は海外で円を使うのに、ここで自分自身のはかたづけないのだろう。なぜ政府はこんなに行動が遅かったのだろう。テレビは神戸の映像で「嘘」をついたのか。人々を助けるヘリコプターはどこにいたのか。多くの外国人が不便だったので生活の質の良さを手に入れるため、自分たちの国へ帰った。これは外国人の人口コントロールに対する日本の答えなのか。なぜ外国人はこんなにひどく取り扱われ続けているのだろう。（妻：アメリカ 40 代、在日６年）
・例外として見られることが（外国人であるために）、ときどきは有利だが、普通は欲求不満となっている。私は、よく、いつになったら「お客」としてではなく、住民として見られるのかと考える（８年半にもなるのに）。しかし、ここでの生活はかなり快適であり、比較的安全で、安心だと感じている。私は、環境を改善することに、もっと参加することができれば、と思っている。（妻：アメリカ 30 代、在日８年）
・私は、日本での生活を大変楽しんでいる。日本の政府や社会的指導者には、ここでの、伝統的な責任のある行動様式を保持するように働いてほしい。「権利」というみせかけのスローガンの下での無責任で自分勝手な個人主義は、受け入れないでほしい。健康な環境を保持し、原子力プラントやプルトニウムを止めるように努めてほしい。
（妻：アメリカ 60 代、在日 23 年）
・もし私が母国で暮らしていたも持ってたであろう全ての感情――幸福感、悲しみ、憎しみ、愛情等を日本での生活の中でも感じているが、それらが全て外国にいるということによってより強烈に感じられる。日本で、考え、一所懸命頑張り、様々な生活を体験することを楽しんでいる。（妻：アメリカ 40 代、在日 27 年）
・学校の制度に問題を感じる。ムダが多い（過剰包装など）。町の中に広告板がはんらんしすぎている。
（妻：アメリカ 40 代、在日 30 年）
・皆が同じであるべきと考えているこの国に住むのはたやすいことではない。それにここは、物価が高い！
（妻：アメリカ 30 代、在日？年）

４　調査票等

（１）　国際交流・協力団体各位に対する依頼文

国際家族についてのアンケート
―ご協力のお願い―

平成７年　月

国際交流・協力団体各位

神奈川県自治総合研究センター
所　　長　　後　藤　　仁
研究ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ　難　波　久　枝

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当センター研究チームは、地方自治及び県内の様々な課題について、その解決方法を探り、問題提起を行うため、県職員・市町村職員でチームを編成し、毎年、調査研究を行い、研究報告書を作成しております。

このたび、私たちは、「　『国際家族の時代』を地方から」というテーマで、神奈川県内における「国際家族」の実情を明らかにし、それに対する行政の在り方について研究をしています。

そこで、今後研究を深め、国籍や人種による差別や不平等のない住みやすい社会づくりや制度の見直しに向けて問題点を明らかにするため、既に国際結婚をされ、日本で生活されているご夫婦の方に、その暮らしぶりや考え方についてアンケート調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、この趣旨をご理解のうえ、貴団体の会員あるいはご存じの国際結婚をされているご夫婦に、同封の調査票を配付してくださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、ご回答いただいたことがらは、すべて統計的に処理し、調査の目的以外には使いませんので、個人名がでたり、皆様方にご迷惑をおかけすることは一切ありません。

裏に調査における注意事項がありますので、必ずお読みください。

・調査に協力をお願いするのは次の方たちです。

① 夫婦の国籍が、日本国籍と外国籍という違いがある家族（婚姻届けを出していない方を含みます）

② 日本国内に長期滞在しておられる家族（長期滞在見込みである方を含みます）

・同封したもの

① 調 査 票	日本語版（ルビ付き）	通
	英語版	通
	中国語版	通
	韓国語版	通
	タイ語版	通
	ベトナム語版	通
	ラオ語版	通
	クメール語版	通
	ポルトガル語版	通
	スペイン語版	通
② 回答用紙	日本語版（ルビ付き）	通
③ 配付用封筒		通
④ 返信用封筒		通

※ 同封したもの以外に必要なものがありましたら、至急下記までご連絡ください。

・調査票等の配付

日本語版と外国籍の方が理解できる言語版各１通、回答用紙１通、返信用封筒１通を直接国際家族にお渡しいただくか、配付用封筒に入れて、お手数ですが、郵送してくださいますようお願いいたします。

・回答用紙の回収

回答用紙は、同封の返信用封筒に入れて、 お早めに お近くのポストに投函していただきますよう、配付時にお伝えいただければ幸いです。

なお、この調査についてご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

神奈川県自治総合研究センター
研究部　目黒・遠藤
横浜市中区山下町 32 〒231
TEL 045(651)1471 内線 335
FAX 045(663)4324

（２）　依頼文、調査票

ア　日本語版（ルビ付き）

国際家族についてのアンケート
―ご協力のお願い―

平成７年　月

国際家族の皆さんへ

神奈川県自治総合研究センター
所長　後藤　仁
研究ﾁｰﾑﾘｰﾀﾞｰ　難波久枝

こんにちは。

当センター研究チームは、地方自治及び県内の様々な課題について、県職員・市町村職員によるチームで、毎年、調査研究を行い、研究報告書を作成しています。

このたび、私たちは、「『国際家族の時代』を地方から」というテーマで、神奈川県内における「国際家族」の実情を明らかにし、それに対しどう行政が支援すべきかについて研究をしています。

そこで、今後研究を深め、国籍や人種による差別や不平等のない住みやすい社会づくりや制度の見直しに向けて問題点を明らかにするため、既に国際結婚をされ、日本で生活されているご夫婦の方に、その暮らしぶりや考え方についてアンケート調査を行うことにいたしました。

つきましては、お忙しいところたいへん申し訳ありませんが、この趣旨をご理解のうえ、調査にご協力いただきますよう、ぜひよろしくお願いいたします。

なお、ご回答いただいたことがらは、すべて統計的に処理し、調査の目的以外には使いませんので、個人名がでたり、皆様方にご迷惑をおかけすることは一切ありません。

また、あなたのご家族にこの調査票が２通届いた場合は、１通だけご提出ください。

裏に調査における注意事項がありますので、必ずお読みください。

・調査に協力をお願いするのは次の方たちです。

① 夫婦の国籍が、日本国籍と外国籍という違いがある家族（婚姻届けを出していない方を含みます）

② 日本国内に長期滞在しておられる家族（長期滞在見込みである方を含みます）

・回答方法

回答はご夫婦の回答を１枚の回答用紙（日本語版ルビ付き）にまとめてお答えください。使用言語は何語でも結構です。

問１～問５　ご夫婦のどちらかが代表してお答えください。
問６～問14　ご夫婦二人ともお答えください。
問15～問35　外国籍の方がお答えください。
※問３～問10　子供がいるご夫婦がお答えください。

・回答用紙の回収

回答用紙は、誠に恐縮ですが、同封の返信用封筒に入れて お早めに お近くのポストに投函していただきますよう、お願いいたします。

なお、この調査についてご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせください。

神奈川県自治総合研究センター
研究部　目黒・遠藤
横浜市中区山下町32 〒231
TEL 045(651)1471 内線335
FAX 045(663)4324

「国際家族の実態及び意識調査」

＜ご夫婦のどちらかが代表してお答えください。＞

問１　家族構成、国籍、性別、年齢、結婚（または同居）年数、住んでいる所をお聞かせください。
回答は直接回答用紙に記入してください。書ききれない場合は余白にお書きください。
性別は該当するほうに○をつけてください。

	国籍(全て)	性　別	年　齢
夫		男	歳
妻		女	歳
第１子		男・女	歳
第２子		男・女	歳
第３子		男・女	歳
その他１		男・女	歳
その他２		男・女	歳

結婚（または同居）年数
年
住んでいる所
（市・町・村）

関係を具体的に書いてください

問2　家庭での生活習慣、会話について伺います。

①　あなたの家庭内での日常生活は、食事や生活習慣の上からどうですか。

1 ほぼ夫の国風　2 ほぼ妻の国風　3 夫の国風・妻の国風ほぼ半々ぐらい　4 どちらともいえない

②　あなたの家庭での会話は、次の間では何語ですか。（複数可）

1 夫婦間　2 夫と子供　3 妻と子供　4 子供同士

③－１　家族間で会話が通じなくて困ることがありますか。

1 ある　2 ない

③－２　③－１で「1 ある」と回答した方はお答えください。それは次のどの関係ですか。（複数可）

1 夫婦間　2 夫と子供　3 妻と子供　4 子供同士　5 その他（具体的にお書きください）

◎問３～問10は子供がいるご夫婦に伺います。

問３　あなたの子供の教育について伺います。それぞれあてはまる番号を選んでください。なお、それぞれの年齢に達していない場合でも、希望をお書きください。

① 幼児教育

1 一般の幼稚園・保育園に行っている（行った・行かせたい）

2 民族学校が経営する幼稚園・保育園に行っている（行った・行かせたい）

3 国際学校が経営する幼稚園・保育園に行っている（行った・行かせたい）

4 幼稚園・保育園には行っていない（行かなかった・行かせたくない）

5 その他

② 小学校教育

1 公立学校へ行っている（行った・行かせたい）

2 私立学校へ行っている（行った・行かせたい）

3 民族学校へ行っている（行った・行かせたい）

4 国際学校に行っている（行った・行かせたい）

5 小学校には行っていない（行かなかった・行かせたくない）

6 その他

③ 中学校教育

1 公立学校へ行っている（行った・行かせたい）

2 私立学校へ行っている（行った・行かせたい）

3 民族学校へ行っている（行った・行かせたい）

4 国際学校に行っている（行った・行かせたい）

5 中学校には行っていない（行かなかった・行かせたくない）

6 その他

④ 高等学校教育

1 公立学校へ行っている（行った・行かせたい）

2 私立学校へ行っている（行った・行かせたい）

3 民族学校へ行っている（行った・行かせたい）

4 国際学校に行っている（行った・行かせたい）

5 高等学校には行っていない（行かなかった・行かせたくない）

6 その他

問４　子供が外見等を理由にいじめられたことはありますか。

１ ある　２ ない　３ わからない

問５　外国籍の親が、外見が日本人と違っていたり、日本語がうまく話せない等外国人であることを理由に、子供が恥ずかしがったり、子供に頼りにされなかったりしたことがありますか。

１ ある　２ ない　３ わからない

＜ご夫婦二人ともお答えください。＞

問６　日本の学校の外見についての規則（例えば、髪の毛は黒で直毛を前提としていたり、ピアスをつけてはいけない等）についてどう思いますか。

１ 規則を見直してもらいたい　２ 例外として認めてほしい　３ 規則を守らせようと思う　４ その他

問７　日本の学校の給食制度は、宗教や習慣で食べられないものがあっても、皆が同じものを食べなくてはなりませんが、それについてどう思いますか。

１ 給食制度を見直してもらいたい　２ 例外として認めてほしい

３ 給食制度を守らせ、食べさせようと思う　４ その他

問８　子供の国籍についてどう考えていますか。あなたの考えにもっとも近いものを選んでください。

１ 既得の国籍を全て保持しているのがよい　２ 日本国籍であるのがよい　３ 外国籍であるのがよい

４ どちらでもよい　５ その他（具体的にお書きください）

問９　子供に将来マスターしてほしい言語がありますか。あればその言語を全てお書きください。

問10　子供の育児や教育のことで、困ったことがあったら、自由にお書きください。

問11　あなたは、将来、どこの国で生活したいと考えていますか。国名をお書きください。

問12　あなたは、「夫は仕事、妻は家事・育児」というような家庭内役割分担に賛成ですか。

１ 賛成　２ ほぼ賛成　３ ほぼ反対　４ 反対　５ わからない

問13　配偶者の生活習慣で、受け入れにくいものがあったら自由にお書きください。

問14　それぞれご自分の実家とは、どの程度の交流をしていますか。

１ 非常に親密に交流　２ ある程度親密に交流　３ ほとんど交流がない　４ 全く交流がない

＜外国籍の方がお答えください。＞

問15　あなたは日本に通算何年暮らしていますか。

問16　外国籍の人の在留資格及び在留資格に関する考え方について伺います。

①　あなたの在留資格は、次のどれですか。在留資格が「1」または「6」と答えた方以外は在留期間もお答えください。

	在留資格	在留期間
1	永住者	
2	日本人の配偶者等	3年、1年、6月
3	永住者の配偶者等	3年、1年、6月
4	平和条約関連・国籍離脱者の子	3年
5	定住者	
6	特別永住	
7	その他	

②　あなたの在留資格は、あなたにとって満足できる資格ですか。あなたの考えにもっとも近いものを選んでください。

1 満足している　2 特に不満はない　3 満足していない　4 意識して考えたことがない

③　日本に住んでいる外国人が国外へ出る場合、入国管理局事務所で再入国許可をとって行かなければ、いま持っている在留資格を失いますが、あなたはこのことについてどう思いますか。

1 改善してほしい　2 現状のままでよい

④　①で「1」または「6」と答えた方以外の方がお答えください。

在留期間が過ぎる前に入国管理局事務所へ行って更新手続きをしなければなりませんが、あなたはこのことについてどう思いますか。（複数可）

1 期間設定を長くしてほしい　2 手続きを簡素化してほしい　3 現状のままでよい

4 その他（具体的にお書きください）

問17　外国人登録制度に関する次のことについて伺います。

①　指紋押捺制度

1 廃止してほしい　2 改善してほしい　3 現状のままでよい

②　常時携帯制度

1 廃止してほしい　2 改善してほしい　3 現状のままでよい

③　5年ごとの切り替え

1 廃止してほしい　2 改善してほしい　3 現状のままでよい

問18　あなたは日本に帰化したいと考えていますか。

1 帰化したい　2 帰化したくない　3 わからない

問19　行政からの情報は十分理解できていますか。（広報、保健所だより等）

1 十分理解できている　2 だいたい理解できている　3 ほとんど理解できない　4 全く理解できない

問20　あなたは、どのような情報が必要ですか。自由にお書きください。

問21　公的施設を利用したことがありますか。利用したことがあるものを選んでください。（複数可）

1 図書館　2 保健所　3 相談窓口　4 公民館　5 その他（具体的にお書きください）

問22　医療保険制度に加入していますか。

1 （自分が・配偶者が）勤め先の健康保険に加入している

2 （自分が・配偶者が）国民健康保険に加入している　3 何も加入していない　4 わからない

問23　公的年金に加入していますか。

1 （自分が・配偶者が）厚生年金・共済年金に加入している

2 （自分が・配偶者が）国民年金に加入している　3 何も加入していない　4 わからない

問24　あなたは日本語をどの程度話せますか。

1 不自由なく話せる　2 日常生活に困らぬ程度に話せる　3 あいさつ程度に話せる

4 ほとんど話せない

問25　あなたは日本語をどの程度読み書きできますか。

1 不自由なく読み書きできる　2 簡単な漢字なら読み書きできる　3 ひらがなら読み書きできる

4 ほとんど読み書きできない

問26　配属者は、あなたの母語を話せますか。

1 話せる　2 少し話せる　3 勉強したが話せない　4 勉強したことがない

問27　近くに仲のよい友人がいますか。（複数可）

1 日本人の友人がいる　2 同国人の友人がいる　3 その他の国の友人がいる　4 友人はいない

問28　地域住民との交流について伺います。

①　ふだん、隣近所とのつきあいはどの程度ですか。

1 お互いに顔も知らない　2 道で会えばあいさつをする程度である

3 地域の行事などを一緒にする程度である　4 お互いに親しく訪ねあっている家族がいる　5 その他

②　あなたの家族は、住んでいる地域の自治会とか町内会というような組織に入っていますか。

1 入っている　2 入っていない　3 そのような組織はない　4 わからない

問29　結婚後、外国籍であることが原因で家探しで苦労したことがありますか。

1 ある　2 ない　3 家探しをする必要がなかった

問30　周囲の人から好奇の目で見られたことがありますか。

1 よくある　2 たまにある　3 ほとんどない　4 全くない

問31　周囲の人から差別や嫌がらせを受けたことがありますか。

1 よくある　2 たまにある　3 ほとんどない　4 全くない

問32　外国籍住民にも与えられるべき権利として最も大切だと思うものを1つだけ選んでください。

1 国政参政権　2 地方参政権　3 公務就任権（公務員に応募する権利）

4 その他（具体的にお書きください）

問33　あなたは悩み事を誰に相談しますか。（複数可）

1 配偶者　2 支援団体　3 宗教団体　4 公的機関　5 日本人の友人　6 日本人以外の友人

7 相談する人がいない　8 その他（具体的にお書きください）

問34　オーバーステイについてどう思いますか。

1 いるのは当然だ　2 仕方がない　3 よくない　4 わからない

問35　日本の生活で、感じていることを自由にお書きください。

◎　御協力ありがとうございました。

＊　私たちは、国際結婚をされている方に、直接お会いしてお話を伺いたいと思っています。協力していただける方は、住所、氏名、電話番号を回答用紙にお書きくださるようお願いいたします。

（３）　日本語版（ルビ付き）回答用紙

「国際家族の実態及び意識調査」回答用紙

答１

	国　籍（全て）	性　別	年　齢
夫		男	歳
妻		女	歳
第１子		男・女	歳
第２子		男・女	歳
第３子		男・女	歳
その他１		男・女	歳
その他２		男・女	歳

結婚（または同居）年数
年
住　ん　で　い　る　所
（市・町・村）

関係を具体的に書いてください

答２　①　　②

	使　用　言　語
１　夫婦間	
２　夫と子供	
３　妻と子供	
４　子供同士	

③－１

③－２

答３

	第１子	第２子	第３子
①			
②			
③			
④			

答４

答５

	夫	妻
答６		

	夫	妻
答７		

	夫	妻
答８		

	夫	妻
答９		

答10	夫	
	妻	

	夫	妻
答11		

	夫	妻
答12		

裏もあります

答13	夫	
	妻	

	夫	妻
答14		

答15 　　年

答16 ① 在留期間 　　年（月） ② ③ ④

答17 ① ② ③ 答18 答19

答20	

答21 答22 答23 答24 答25 答26

答27 答28① ② 答29 答30 答31

答32 答33 答34

答35	

※　自由記入欄が足りない場合、また他にご意見があれば、余白あるいは別紙（どんな紙でもけっこうです）に書いて一緒に送ってください。

◎　御協力ありがとうございました。

＊　私たちは、国際結婚をされている方に、直接お会いしてお話を伺いたいと思っています。協力していただ

ける方は、住所、氏名、電話番号をお書きくださるようお願いいたします。

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿

5　「国際家族の実態及び意識調査」調査票翻訳者一覧

（敬称略）

英　　語	佐藤　美奈子／永田　淳子／宮崎　佳子
中　国　語	今井　孝子／曹　煥／中田　礼子
ハ ン グ ル 語	根本　愛
タ　イ　語	渡部　スパンニー
ベ ト ナ ム 語	ダン　タン　ファット
ラ　オ　語	ホンサワディ　ブンタム
ク メ ー ル 語	トラン　ソパナ
ポルトガル語	豊住　マルシア
ス ペ イ ン 語	ラウル・フォゲルストーレーム
インドネシア語	門丸　葉子
タ ガ ロ グ 語	レニー　トレンティノ

資料３　地域社会の国際化に関する意識調査

１　調査実施の概要

（１）調査の目的

この調査は、「『国際家族の時代』を地方から」の研究の一つとして行ったものである。国際家族が増加する中で、それらを受け入れる地域住民の代表として、新しく県職員となった人たちが、外国人や外国人に関する制度及び増加している国際結婚やそれに伴って出て来たいろいろな課題について、どの程度の知識やどのような意識を持っているかを明らかにすることを目的としている。

また、設問の一部は 12 年前に「国際化に対応した地域社会のあり方」研究チームが新規採用県職員に対して実施した調査と同一のものであり、結果を比較することでこの間の意識変化も明らかにしたい。

（２）調査対象

平成７年度新規採用県職員５７５人

（３）調査時期

平成７年４月 12 日～21 日

（４）調査方法

調査用紙を研修時間開始前に配布し、記入後、回収箱に入れてもらい、これを集計した。

（５）調査用紙の回収結果

有効回答数は、５３８人（９３．６%）であった。

２　調査結果の概要

調査結果の構成比率（百分率）は、小数点第２位を四捨五入して算出したので、個々の比率の合計は１００%を増減することがある。「前回」は、上記の 12 年前に実施した調査時の結果を示す。前回調査時に設問のなかったものについては、今回の結果のみを示す。網かけ部分は実態。

問１　次のうち、あなたに該当するものをO印で囲んでください。

①年齢　１　１６歳～２０歳　　２　２１歳～２５歳
　　３　２６歳～２９歳　　４　３０歳以上

②性別　１　男　　２　女

③職種　１　一般事務職　　２　福祉職　　３　一般土木職
　　４　看護婦　　５　その他(　　)

回答者のプロフィール

＜年齢＞　（単位：人、(　)内は%）

	総数	16～20	21～25	26～29	30歳以上	無回答
今回	538 (100.0)	45 (8.4)	364 (67.7)	86 (16.0)	41 (7.6)	2 (0.4)
前回	(100.0)	(16.2)	(72.0)	(8.5)	(3.2)	(0.0)

＜性別＞　（単位：人、(　)内は%）

	総数	男	女	無回答
今回	538 (100.0)	224 (41.6)	294 (54.6)	20 (3.7)
前回	(100.0)	(44.2)	(55.8)	(0.0)

＜職種＞　　（単位：人、( )内は%）

	総数	一般事務	福　祉	一般土木	看護婦	その他	無回答
今回	538 (100.0)	191 (35.5)	21 (3.9)	41 (7.6)	138 (25.7)	127 (23.6)	20 (3.7)
前回	(100.0)	(39.3)	(11.0)	(2.0)	(34.7)	(13.0)	(0.0)

問２　あなたの好きな国と嫌いな国を３つずつあげてください。
①好きな国　＿＿＿＿　＿＿＿＿　＿＿＿＿
②嫌いな国　＿＿＿＿　＿＿＿＿　＿＿＿＿

好きな国ベスト５
今回…１位オーストラリア、２位アメリカ、３位イギリス、４位日本、５位ドイツ
前回…１位アメリカ、２位スイス、３位オーストラリア、４位イギリス、５位カナダ
嫌いな国ベスト５
今回…１位ロシア、２位韓国・朝鮮、３位アメリカ、４位イラク、５位中国
前回…１位ソ連、２位アメリカ、３位韓国・朝鮮、４位中国、５位イラン

問３　あなたは、神奈川県内に外国人がどのくらい住んでいると思いますか。
１　１万人未満　　２　１～３万人　　３　３～５万人　　４　５～７万人
５　７～１０万人　　６　１０～１５万人　　７　１５～２０万人
８　２０～３０万人　　９　３０万人以上

県内の外国人登録人口は、101,372 人（平成６年６月末日現在）である。

（単位：万人、( )内は%）

総数	1以下	1～3	3～5	5～7	7～10	10～15	15～20	20～30	30以上	無回答
538 (100.0)	4 (0.7)	60 (11.2)	76 (14.1)	51 (9.5)	90 (16.7)	102 (19.0)	50 (9.3)	32 (5.9)	22 (4.1)	51 (9.5)

問４　あなたは、神奈川県内に住んでいる外国人のうち、どこの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に３つあげてください。

県内の外国人登録人口の国別のベスト３は、平成６年６月末日現在で、次のとおりである。
１位…韓国・朝鮮（33,555 人）、２位…中国（19,674 人）、３位…ブラジル（13,846 人）
・１位にあげた国ベスト３
今回…１位韓国・朝鮮、２位中国、３位アメリカ
前回…１位アメリカ、２位韓国・朝鮮、３位中国
・２位にあげた国ベスト３
今回…１位中国、２位韓国・朝鮮、３位アメリカ
前回…１位中国、２位韓国・朝鮮、３位アメリカ
・３位にあげた国ベスト３
今回…１位アメリカ、２位中国、３位フィリピン
前回…１位中国、２位韓国・朝鮮、３位アメリカ

問５　あなたは、国内に外国人の友人がいますか。
①　１　いる　２　いない
②　「いる」と答えた人におたずねします。
ア　何人いますか。　１　１人　　２　２人　　３　３人　　４　４人以上
イ　どこの国の人ですか。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜友人の有無＞　　（単位：人、( )内は%）

	総数	いる	いない	無回答
今回	538 (100.0)	143 (26.6)	390 (72.5)	5 (0.9)
前回	(100.0)	(14.0)	(85.5)	(0.5)

＜友人の人数＞　　（単位：人、( )内は%）

	総数	1人	2人	3人	4人以上
今回	140 (100.0)	66 (47.1)	26 (18.6)	14 (10.0)	34 (24.3)
前回	82 (100.0)	32 (39.0)	26 (31.7)	9 (11.0)	15 (18.3)

＜友人の国籍＞
ベスト３
今回…１位中国、２位韓国・朝鮮、３位アメリカ
前回…１位中国、２位アメリカ、３位韓国・朝鮮

問６　あなたの家の近くに外国人が住んでいますか。
①　１　住んでいる　２　住んでいない　３　わからない
②　「住んでいる」と答えた人におたずねします。
どこの国の人ですか。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜近所の外国人の有無＞　　（単位：人、( )内は%）

	総数	いる	いない	わからない	無回答
今回	538 (100.0)	128 (23.8)	200 (37.2)	209 (38.8)	1 (0.2)
前回	(100.0)	(22.5)	(48.3)	(28.1)	(0.0)

＜近所の外国人の国籍＞
ベスト３
今回…１位アメリカ、２位中国、３位韓国・朝鮮
前回…１位アメリカ、２位ベトナム、３位イギリス・ドイツ

問７　あなたは、外国人には住民票があると思いますか。
１　ある　　２　ない　　３　わからない

（単位：人、( )内は%）

	総数	ある	ない	わからない	無回答
今回	538	256	138	143	1
	(100.0)	(47.6)	(25.7)	(26.6)	(0.2)
前回	(100.0)	(49.7)	(29.5)	(19.1)	(0.8)

問８　あなたは、県内に住んでいる外国人は税金を納めていると思いますか。
　　１　いる　　２　いない　　３　わからない

（単位：人、( )内は%）

	総数	いる	いない	わからない	無回答
今回	538	359	52	126	1
	(100.0)	(66.7)	(9.7)	(23.4)	(0.2)
前回	(100.0)	(61.1)	(19.7)	(18.0)	(1.2)

問９　日本に滞在している外国人は原則として外国人登録の申請をしなければなりませんが、これに関する次のことについてどう思いますか。
①　外国人登録に際し原則として最初に１回指紋を押さなければなりません。
　　１　当然必要だと思う　　２　制度の改善が必要だと思う　　３　わからない
②　外国人は、外出するときには、登録証明書を常に携帯しなければなりません。
　　１　当然必要だと思う　　２　制度の改善が必要だと思う　　３　わからない
③　①の指紋押捺制度の例外は、「永住者」の在留資格を有する外国人および「特別永住者」です。これは、差別的なこの制度に反対する運動が起こり、結局、日本政府は制度そのものの見直しをせまられ、1993年１月から廃止されたのですが、あなたは知っていましたか。
　　１　知っていた　　２　知らなかった

＜初回の指紋押捺＞　（単位：人、( )内は%）

総数	必要	改善	わからない	無回答
538	142	317	70	9
(100.0)	(26.4)	(58.9)	(13.0)	(1.7)

＜常時携帯義務＞　（単位：人、( )内は%）

総数	必要	改善	わからない	無回答
538	93	352	85	8
(100.0)	(17.3)	(65.4)	(15.8)	(1.5)

＜指紋押捺制度の一部廃止＞　（単位：人、( )内は%）

総数	知っていた	知らなかった	無回答
538	211	320	7
(100.0)	(39.2)	(59.5)	(1.3)

問 10　県の職員として外国人を採用することについて、あなたはどう思いますか。
　　1　賛成　　2　職種により賛成　　3　反対　　4　わからない

（単位：人、( )内は%）

	総数	賛成	職種により賛成	反対	わからない	無回答
今回	538 (100.0)	312 (58.0)	166 (30.9)	14 (2.6)	28 (5.2)	18 (3.3)
前回	(100.0)	(75.5)	(選択肢無し)	(5.8)	(17.5)	(1.2)

問 11　長年日本に住んでいる外国人が、市町村や県の選挙で選挙権をもつことについて、あなたはどう思いますか。
　　1　賛成　　2　反対　　3　わからない

（単位：人、( )内は%）

	総数	賛成	反対	わからない	無回答
今回	538 (100.0)	442 (82.2)	25 (4.6)	54 (10.0)	17 (3.2)
前回	(100.0)	(82.6)	(6.0)	(10.2)	(1.2)

問 12　日本にいる韓国・朝鮮人については、「関東大震災の時の虐待」、「強制連行」、「創氏改名」の歴史がありますが、あなたは知っていましたか。
　　1　知っていた　　2　知らなかった

（単位：人、( )内は%）

	総数	知っていた	知らなかった	無回答
今回	538 (100.0)	404 (75.1)	116 (21.6)	18 (3.3)
前回	(100.0)	(62.8)	(35.9)	(1.3)

問 13　第二次世界大戦中に、神奈川県内にも強制連行された多くの韓国・朝鮮人がいましたが、どのような仕事をしていたか、あなたは知っていますか。知っていたら書いてください。

回答欄に記載があったのは 125 件（全体の 23.2%）であり、そのうち回答の多かったのは、
- ・炭鉱夫、鉱山での労働　　３８
- ・土木工事　　３０
- ・重労働、いわゆる３K　　３０
- ・従軍慰安婦　　２６

以上のほか、軍需工場、死体処理、人が嫌がる仕事　等の記述が目立った。

問 14　多くの企業では、日本にいる韓国・朝鮮人は採用されにくい実態がありますが、あなたはこのことについてどう思いますか。

1　日本人と同じように採用すべきである
2　今のままでよい
3　わからない

（単位：人、( )内は%）

	総数	採用すべき	今のまま	わからない	無回答
今回	538	339	32	140	27
	(100.0)	(63.0)	(5.9)	(26.0)	(5.0)
前回	(100.0)	(61.8)	(7.2)	(27.9)	(0.2)

問 15　次の人たちは、将来どのような形で暮らすと思いますか。下の１～４のうちから選んでお答えください。

①　以前から日本にいる韓国・朝鮮人　＿＿＿
②　以前から日本にいる中国人・台湾人　＿＿＿
③　中国帰国者とその家族　＿＿＿
④　インドシナ定住難民　＿＿＿
⑤　南米からの日系人　＿＿＿
⑥　日本人男性と結婚した東南アジア出身の女性　＿＿＿

1　日本に帰化する
2　帰化せずに永住する
3　日本以外の国・地域で暮らす
4　わからない

（単位：人、( )内は%）

	総数	帰化	永住	日本以外	ＤＫ	本人意思	１か２	２か３	無回答
韓国・朝鮮人	538	127	298	19	51	5	5	＿＿	33
	(100.0)	(23.6)	(55.4)	(3.5)	(9.5)	(0.9)	(0.9)		(6.1)
中国・台湾人	538	120	306	19	50	5	4	＿＿	34
	(100.0)	(22.3)	(56.9)	(3.5)	(9.3)	(0.9)	(0.7)		(6.3)
中国帰国者等	538	280	89	51	76	5	2	1	34
	(100.0)	(52.0)	(16.5)	(9.5)	(14.1)	(0.9)	(0.4)	(0.2)	(6.3)
インドシナ難民	538	44	126	164	162	5	1	1	35
	(100.0)	(8.2)	(23.4)	(30.5)	(30.1)	(0.9)	(0.2)	(0.2)	(6.5)
日系南米人	538	149	145	106	97	5	2	＿＿	34
	(100.0)	(27.7)	(27.0)	(19.7)	(18.0)	(0.9)	(0.4)		(6.3)
東南アジア女性	538	305	98	27	71	5	2	＿＿	30
	(100.0)	(56.7)	(18.2)	(5.0)	(13.2)	(0.9)	(0.4)		(5.6)

＊

＊は当初想定していなかったが、複数の回答が見られたため、表に落としたもの。
「ＤＫ」＝「わからない」

問16　あなたは、外国人に対して就労規制を緩和することについてどう思いますか。
　　1　賛成　　2　反対　　3　わからない

（単位：人、( )内は%）

総数	賛成	反対	わからない	無回答
538 (100.0)	274 (50.9)	57 (10.6)	185 (34.4)	22 (4.1)

問17　あなたは、神奈川県内の国際結婚はどのくらいの割合だと思いますか。
　　1　1％未満　　2　1～3％　　3　3～5％　　4　5～7％　　5　7～9％
　　6　9％以上

（単位：人、( )内は%）

総数	1%未満	1～3	3～5	5～7	7～9	9%以上	無回答
538 (100.0)	47 (8.7)	151 (28.1)	176 (32.7)	79 (14.7)	29 (5.4)	29 (5.4)	27 (5.0)

問18　神奈川県内の国際結婚の相手はどこの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に3つあげてください。
　　ア　夫が日本人の場合　①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿
　　イ　妻が日本人の場合　①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿

平成4年度中に県内で国際結婚した日本人の相手国
ア　夫が日本人の場合、妻は　1　中国　2　フィリピン　3　韓国・朝鮮
イ　妻が日本人の場合、夫は　1　米国　2　韓国・朝鮮　3　中国

ア　夫が日本人の場合、妻の国籍は
　1位にあげた国ベスト3　1　フィリピン　2　アメリカ　3　韓国・朝鮮
　2位にあげた国ベスト3　1　中国　2　韓国・朝鮮　3　フィリピン
　3位にあげた国ベスト3　1　アメリカ　2　中国　3　フィリピン
イ　妻が日本人の場合、夫の国籍は
　1位にあげた国ベスト3　1　アメリカ　2　韓国・朝鮮　3　中国
　2位にあげた国ベスト3　1　イギリス　2　中国　3　アメリカ
　3位にあげた国ベスト3　1　中国　2　韓国・朝鮮　3　イギリス

問19　最近地域に国際結婚カップルが増加していますが、どう思いますか。
　　1　賛成
　　2　本人の自由だと思う
　　3　反対
　　4　わからない

（単位：人、( )内は%）

総数	賛成	本人の自由	反対	わからない	無回答
538	68	448	8	5	9
(100.0)	(12.6)	(83.3)	(1.5)	(0.9)	(1.7)

問 20　あなたの身内が外国人と結婚するとしたら、どう思いますか。
1　日本人とまったく同じように考えることができる
2　相手の国籍、民族にかかわらず、反対
3　相手の国籍、民族によって考える
4　相手の国籍によって反対
5　相手の民族によって反対
6　わからない

（単位：人、( )内は%）

総数	同じ	反対	国籍・民族による	国籍による	民族による	わからない	無回答
538	244	22	114	4	3	136	15
(100.0)	(45.4)	(4.1)	(21.2)	(0.7)	(0.6)	(25.3)	(2.8)

問 21　日本国内に二重国籍の人がいると思いますか。
1　いる　　2　いない

正解は、「いる」。

（単位：人、( )内は%）

総数	いる	いない	無回答
538	438	83	17
(100.0)	(81.4)	(15.4)	(3.2)

問 22　国際結婚をした人の国籍について正しいと思うものは次のどれでしょう。
1　日本人男性と結婚した外国人女性はただちに日本国籍を取得できる
2　外国人男性と結婚した日本人女性はただちに日本国籍を喪失する
3　外国人男性と結婚した日本人女性は夫の本国の外国籍を当然に取得する場合がある

正解は、「３」。

（単位：人、( )内は%）

総数	「1」	「2」	「3」	無回答
538	163	18	322	35
(100.0)	(30.3)	(3.3)	(59.9)	(6.5)

問 23　国際結婚をした人の戸籍はどのようになると思いますか。
1　結婚した二人が登載された戸籍ができる
2　日本国民一人だけが登載された戸籍ができる

正解は、「２」。　　（単位：人、( )内は%）

総数	二人の戸籍	一人の戸籍	無回答
538	299	208	31
(100.0)	(55.6)	(38.7)	(5.8)

問 24　日本では生まれた子供の国籍についてどのように決められていると思いますか。

1　日本で生まれた子供は、親の国籍がどこであっても、日本国籍を取得できる。（生地主義）

2　日本国籍を取得するためには、母ではなくて父が日本国籍をもっていなければならない。（父系血統主義）

3　日本国籍を取得するためには、父または母のどちらかが日本国籍をもっていればよい。（父母両系血統主義）

正解は、「３」の父母両系血統主義。　　（単位：人、( )内は%）

総数	生地主義	父系血統主義	父母両系血統主義	無回答
538	108	69	344	17
(100.0)	(20.1)	(12.8)	(63.9)	(3.2)

問 25　国際結婚をした人が外国人配偶者と同じ氏を名乗りたいとき、どのようにすればよいと思いますか。

1　婚姻届書を出すことによって変わる

2　氏変更の届書を提出する必要がある

正解は、「２」の氏変更の届書の提出。（単位：人、( )内は%）

総数	婚姻届書	氏変更の届書	無回答
538	177	340	21
(100.0)	(32.9)	(63.2)	(3.9)

問 26　「日本人の配偶者等」という在留資格で日本に住んでいる外国人配偶者は、離婚や死別により日本人との結婚が解消されると、どうなると思いますか。

1　次のビザの更新時に、同じ在留資格を得ることができず、引き続き日本に在留することができない。

2　在留特別許可が１００%出され、引き続き日本に在留することができる。

3　子供がいる場合に限って、在留特別許可が１００%出され、引き続き日本に在留することができる。

正解は、「１」。　　（単位：人、( )内は%）

総数	在留できない	在留できる	場合による	無回答
538	151	125	219	43
(100.0)	(28.1)	(23.2)	(40.7)	(8.0)

問 27　国際結婚による児童に対する特別な施策（アイデンティティを確立させるような補習授業等）をすることについて、どう思いますか。

1　必要　　2　必要ない　　3　わからない

（単位：人、( )内は%）

総数	必要	不必要	わからない	無回答
538	290	73	153	22
(100.0)	(53.9)	(13.6)	(28.4)	(4.1)

問 28　国際結婚による児童が日本の学校に入学したとき、外見についての規則（例えば、髪の毛は黒で直毛を前提としていたり、ピアスをつけてはいけない等）に相いれない場合が多いですが、どう思いますか。

1　規則を見直すべきだ　　2　例外として認めるべきだ

3　規則を守るべきだ　　4　わからない

（単位：人、( )内は%）

総数	見直すべき	例外とする	守るべき	わからない	無回答
538	311	111	53	44	19
(100.0)	(57.8)	(20.6)	(9.9)	(8.2)	(3.5)

問 29　国際結婚による児童には、宗教や習慣で食べられないものがあり、日本の学校の給食制度に相いれない場合がありますが、どう思いますか。

1　給食制度を見直すべきだ　　2　例外として認めるべきだ

3　何でも食べるべきだ　　4　わからない

（単位：人、( )内は%）

総数	見直すべき	例外とする	食べるべき	わからない	無回答
538	89	315	52	64	18
(100.0)	(16.5)	(58.6)	(9.7)	(11.9)	(3.3)

問 30　地域に住む外国籍住民のために、どのような施策が必要だと思いますか。具体的に書いてください。（例：標示方法の改善、広報等の翻訳版配布）

回答は別紙のとおり。

問 31　地域に住む国際家族（日本国籍と外国籍の人がいる家族）のために、どのような施策が必要だと思いますか。具体的に書いてください。（例：国際教室の充実、就職差別をなくす取り組み）

回答は別紙のとおり。

問３０の回答
＜外国語による情報提供＞
・標示方法の改善。（同趣旨　２８件）
・広報等の翻訳版配布。（同趣旨　９件）
・各種アナウンス等の外国語放送（同趣旨　２件）
・駅など、公共の場はわかりやすくする。
・外国人向け情報の公開の徹底
・定期的に公共サービスなどの情報をしらせる。
・受けられる行政サービスを総合的に示したその国の言葉で書かれたパンフレット。
・その地域に一定数以上の外国人が住んでいる場合、防災用の放送をその国の言語で行うべきだと思います。（横須賀市以外ではわかりませんが、大雨等の警報が発せられた時には日本語のみで流されています。）
・広報において翻訳版を配布するのみでなく、積極的に地域外国人への理解を深めるようなＰＲを行う。
・地図、電話帳などの外国語版無料配布。
・納税通知など重要なものは少なくとも英文のものをつけるべき。
・日常生活で必要な取引き上の手続きをする上での翻訳版が必要（不動産の取引きとか…）
・日常的な事（ゴミの出し方、公共施設での常識的礼儀など）の講習、説明会開催。
・病気になった時の為の絵入り翻訳（英－和）冊子発行。
・広報の翻訳版配布やその方達が希望なさるなら自治会等での温かくむかえ、地域のつながりを親密なものとする。
・外国籍住民の母国語による情報誌を配布したり、その出版元の機関に対して、補助金を出せれば良いと思います。
・やはり翻訳配布の広報等は必要だと思う。又、各職場に対しても翻訳のできる人を置き、各場所に必要な項目だけでも、何か国語かのレジュメみたいなものが必要だと思う。
・ゴミ出しのパンフレット配布（自治体でゴミだしのきまりがあるが外国の方は、あまり守られていない現状がある）
・駅などでのキップの買い方などいろいろな外国語を表示したり、新聞やテレビなど外国の人にも楽しめるようにする。また、日本語学校のような設置も必要だと思う。
・地元の新聞の英字版を発行し、地域活動の存在を教えてあげる（活動している日本人の外国籍の人に対する意識改善が必要）
・各国言語による地図、行政サービスの説明。主な法律の翻訳版と、トラブル時の相談所。警察の取調べ等の翻訳者。外国語を話す弁護士。
・暮らし方のガイドを作り、役所以外の場（職場、スーパー、飲食店など）でも配布する。
・広報等の翻訳版を配布したり、公的機関において外国の人の方が職員として働き、身近な存在として関われるようにする。
・ゴミの捨て方から救急時までの翻訳版配布。地域住民と同じ情報を得る権利があると思う。
・地域の情報が手に入る場
・案内、広報等の翻訳は必要だと思う。（ただし、日本に来た以上日本語を覚えることも外国人にはしてほしい）
・外国語（母国語）でかけられるテレホンサービス。（こういう時、どうしたらいいのか、急病になったがどこへ行ったらいいかなどについて、案内をしてくれるもの）
・翻訳版（コンビニエンスストアー、食堂（食事のメニュー）、かいもの類）
・海外に行った時に、絵文字の看板があり、とてもわかりやすかった。絵文字の看板等ふやして、わかりやすくするといいと思う。
・地域でレストランなどへのメニュー翻訳を指導する。
・ＮＴＴ等のサービスの翻訳
・電車の駅名を英語でも書く。
・生活を送るにあたり、必要事項についての本などを各国の言葉を用いて配るのはどうか。
・日本人の住民と同程度の情報が入手できるように、情報伝達の手段の改善、行政の施設利用（権利、義務）に関するガイドブックが必要。一般の職員は英語すらままならないのに、その他の言葉は論外だからである。
・英語のあらゆる情報誌が必要（例：よこすか芸術劇場の講演スケジュール etc.の文化、スポーツ、イベント、施設案内、便利帳など）
・英語のほか、中国語、韓国語、スペイン語のインフォメーションを充実する。
・地域に外国籍住民がいる場合、生活に関する回覧に、その住民の母国語または英語版を挿入する。（ゴミの回収日等…）

・英字新聞等に県・市の重要な公告について広告を出す。
・インフォメーションの充実
・図書館への外国語図書の充実
・様々な国の人がいるので、偏った施策ではなく、標示方法でも、成田空港の様に様々な国の言葉を用いるとよいのでは。
・地域で生活するにあたって、必要な情報が確実に入るように、上記の例のような事が必要だと思う。
・外国人にも分かる表記。日本人、外国人と同等になるべく、日本人、外国人の文化スクール。
・ラジオ、テレビ、新聞、雑誌などで、外国語を使用した広範囲なメディアを使って、まずは外国籍住民に広報を行う。代表的な言語を使用した告知の後、多様な言語を使った細かい情報を流す。
・外国語による情報提供
・病院、警察など緊急の連絡先について、電話番号や連絡方法などを詳しく説明したものを配布する。（各国の言語で）
・公的機関が行っているサービスなど、広く知らせるために広報活動をより積極的に行うこと。
・役所などにその国の人のために母国語で使えるコンピューターなどをおき、自由に情報が手に入るようにできること。
・情報難民にならないように（特に緊急災害時）する。

＜窓口への通訳の設置（職員の語学研修も含む）＞
・外国語ができる職員を相談窓口に配置して、役所の手続き他について相談を受けるようにする。
・市役所、役場等職員の外国語研修
・外国人向けの案内所（駅等）
・職員に対して語学研修の徹底
・公共機関への窓口設置
・県職員（特に住民と接する機会の多い職場）の英会話教室を必修とする。
・役所における外国人担当者
・英語、スペイン語等を話せる職員を別ワクで採用し、市役所等各種市民窓口に配する。
・外国人でも日本人でも通訳の人を保健所や市区役所に設置し、細々とした手続きがスムーズに行えるようにする。
・役所には通訳をおき、手続き等スムーズにする。　（公共施設には１人以上ほしい）
・市町村レベルで通訳をおく。
・通訳ボランティア
・公的機関すべてに外国語のわかる人を置く。どんな言語にも対応できるような部署を中央に置く。余り思い浮かばないのは私が現状でもけっこう行けてるのではないのか、と思っているからであろう。
・役所への通訳の配置（もしくは手続きマニュアルなどの翻訳）
・外国語を話せる人を常置する。標示に絵など分かりやすいものを活用する。
・通訳、翻訳等のサービス
・交番とかで外国語を話せる人とかをおく。
・通訳者の設置
・役所・行政センターなどに多国籍語の話しをできる人材の育成及び配置
・駅や病院など、よく使う所に案内できる人をいつもおくようにする。
・外国語が、役所の窓口で通じるように（口頭、筆談など）、職員に外国語を学ばせる。
・外国語を話せるスタッフの採用
・インフォメーションの設置

＜日本語、日本の文化・習慣の講座＞
・日本語講座の開催（同趣旨　２０件）
・無料もしくは低料金の日本語教室の開催（同趣旨　５件）
・日本の文化、習慣、言語などの研修
・日本語及び日本文化教室の充実。
・日本社会に溶けこめるように日本語教育を充実する。あらかじめ日本に来る前に日本語を教える。
・日本の文化と外国の文化の違いの講習会→日本人の考え方がわかると思う。
・日本語学校を公立で作る。
・日本の慣習をわかってもらうための対策。

・日本語教育の充実、日本についての教育をし、日本人住民にたいしても国際化意識、感覚を促す教育の充実が必要ではないだろうか。
・外国籍住民のための、日本国に関する情報施設や相談所の設置。
・日本語の通じない方に対しては日本語を習得する機会を与えてあげる必要があると思う。（県立、市立の施設での日本語講座の開講など）また、地域住民どうしの交流も必要であると思う。さらに行政側としては、語学にある程度たけた職員を窓口に配置する等の配慮が必要だと思う。
・日本の習慣、言語を認識してもらう講座の開設
・希望する方には日本語教室
・日本語の強制修得等、日本語を覚えさせる。外国人はその国の言葉を覚える努力が必要。標示方法の改善はナンセンス。
・私の在籍していた大学院の院生会では、会報、会議等、すべて英語を用いていました。最低限の日常会話は日本人が英語で応対できるようにするとともに、外国籍住民にも日本語会話を無料で行うように、教育できるように行政が指導するべきだと思います。
・日本で生活するにあたっての基本的ルールがまとめられた冊子の配布
・日本の言葉・習慣・法を学べる or 知ることのできる教室を設ける。長期在住者には、参政権等を与える。
・日本語セミナー、日本文化セミナー等
・日本の文化、風習についても理解してもらえるような講座を開いたり、語学教室を開く。
・日本語講座の設置。日本人に対する啓蒙活動の実施。

＜外国人相談の体制整備＞
・生活全般に関わる相談所の設置（同趣旨　１０件）
・母国語での電話相談サービス
・外国語（母国語）でかけられるテレホンサービス。（こういう時、どうしたらいいのか、急病になったがどこへ行ったらいいかなどについて、案内をしてくれるもの）
・役所に数多くの言語の相談窓口開設。
・外国人向けの相談所などを多く設置する。
・通訳の他に、外国籍住民に対する相談窓口を設置する。（私たちの役所の手続きでさえ難しく感じるのですから、わかりやすく教えることや、相談にのっていくことは必要だと思います。）
・外国語によるいのちの電話
・不動産取引き等でおこる差別的扱いに関する相談機関等の充実。
・文化の違い等によるトラブル防止のための手引書の配布
・習慣等を簡単に知ってもらえる小冊子などを公民館等で手に入るようにする。国際スーパーの充実
・外国語で応対できる相談所等を設ける。
・外国籍住民のための相談所（心のよりどころを作る）。
・自治体に外国語で相談できる窓口をつくり、知らせる。わからないことは、その窓口を通して担当部局に問い合わせる。

＜地域住民との交流、地域住民の啓発＞
・地域住民との交流会の開催（同趣旨　２２件）
・逆に日本人の方の意識をもっと高める教育が必要。自然に「何か変だ」という声を日本人からどんどん出す。老人に変な観念をもった人が多い。
・テレビを中心としたメディアで外国住民の存在をアピールしていく
・公民館等を利用しての地元の人々との交流。
・地元住民の啓蒙
・地域一体で取り組むような行事に、積極的に参加してもらう。特に子供がいる場合などは、いわゆる子供会への参加をしてもらうとよい。そうした活動を通じて、お互いによく分かるようになると思う。
・地域住民との交流する施設、公共の設備
・一般日本人住民との交流、対話の通例化、定期化
・基本的なものとして例で挙げられているのは良いと思うが、それは当然の事として、次の段階としてはもっと地域社会にとけこむ政策、例えば外国籍住民にその母国についてのレクチャー（料理や風土の説明）講座などをドンドン県

主催で開くべきだ。外国籍の人々を外国人として扱っている内は国際化など語るべきではない。（理想が高すぎるかもしれないが）
・地域の中に入っていけるよう、周りから働きかけてあげる。（へたな特別扱いは、逆効果になる可能性もあるので注意）
・日常生活、慣習等の理解、交流の機会や、ＰＲ活動が必要。　（翻訳資料や通訳、交流会の設定）
・例にあるような施策もとても大事だと思いますが、その地域に住む人々の外国籍住民の方への理解的態度が必要だと思います。今回の研修で人間はみな平等なんだということが再確認できたのですが、きっと外国人である、というだけで差別されてしまうことがたくさんあると思います。従って、平等という観念をもとに、外国から来た方が住みやすくなるためにはどうしたらいいか、ということを小学校の頃から授業の中で考えていく機会を作ったり、地域で話し合う機会をもてたらいいと思います。
・まず言葉がお互い通じるようにすることが大事だと思います。黒人だからといって非難したりしないで、一応話をしてみるなど（地域で集まる）。
・地域住民を対象とした啓発活動。（外国籍住民に対する理解等。また外国籍住民への「日本の慣習や制度などの紹介」も必要だと思われる。話し合いの場を多く設ける。）
・住民に受け入れてもらえるようなＰＲ活動
・交流の場を日常生活の中に組み入れる形をつくること。どこかのセンターで交流会をするというのではなく、小学校の様に日常生活の日常場面の中で交われているように工夫すること。
・その地域にとけ込むことが重要であると思います。地域活動（奥様がたのなんとかパーティーとか、なんとか教室とか）を利用し、外国籍の人とふれ合うことによって、心が通じ合え、理解できると思います。（例えば日本の風習や外国の風習）
・日本に住む外国人の障害は、白人コンプレックスと近隣アジア国民に対する軽蔑という日本人特有の人種偏見に根ざすものだと考えられる。このような乏しい国民性を改善するために、初等教育の段階から平等であるということがどういうことかをしっかり教育する必要がある。具体的施策も必要だが、日本人の意識を根底から改善することが重要である。制度面から改革を促すのも一つの方法であろうが、うわべだけの理解に終始しては、真の改善は望めない。
・日本人が外国人を理解すべきである。小・中学校の授業の中で、もっと外国人についてふれて理解を深めるべきである。
・町内会か何かの代表の者が世話役となって、生活等について援助を与える。
・日本人自体の意識改善
・学校や地域における外国籍の人に対する差別をなくす教育や取組みを行う。
・住民と外国籍住民の交流事業
・そのような人の習慣等を広く県民に知らせ、「気味が悪い」という周囲の偏見を改善する。
・外国籍住民を受け入れる側への教育
・近所の住民の協力を呼びかける。
・小コミュニティーによる行事や親密なつながりをつくる。（近所づきあい促進、区役所等で窓口となって地域ボランティアを育成する。そのうち地域コミュニティは外国籍住民や弱者を含めたグループとしてほっといても成長していくだろう。）
・外人アレルギーの解消のために交流を深める機会を多くする。
・お互いの意志を伝え合うための場や通訳の派遣
・思いやりのある人間づくり
・各市民の自己啓発を促す活動を地道にやっていくこと。
・コミュニティークラブをつくる。（地域の日本人の住民との交流の場をつくる）
・ホームパーティーをやって仲良くする。そして、みんなで言葉を交換し合って、勉強する。
・各種差別的取扱撤廃のための日本人に対する指導、広報のさらなる充実化。
・学校、その他における外国人差別、区別の意識改革の徹底。
・地域の日本人住民に外国語の簡単な会話等の説明を書いた冊子を配布しておく。
・異質なものは排除するという性質を日本人が潜在的に持っているというのは否めないと思う。又、中でも悪質な他のアジア人への差別を根絶させるための策が必要である。しかし、具体的には幼いうちからの教育しかないのかと思う。小さいころから外見の異なる人々がいるのがあたりまえの環境が大切ではないだろうか。

＜社会保障の充実＞
・労働者の社会保障の充実。
・保険問題
・保険制度の改善
・医療の充実（経済面、インフォームドコンセント etc.）
・病気や非常時に医療を確実に受けられるように改善すべき。
・保険証がなくても１０割負担ではなく、負担の援助をした方がよいと思う。
・オーバーステイの病人の保護と治療
・定住高齢者、障害者に対する年金の保障（経過措置の適用）
・医療サービスの改善。共済制度。不法滞在でも医療を受けられる等は必要だと思う。
・健康保険制度等を見直し、外国籍住民の人たちにも安心して医院、病院などにかかれるようにすべきである。
・医療保険などをしっかりしてあげるべきだ。

＜参政権の保障＞
・定住外国人の参政権の確立
・地方参政権の付与
・選挙権の確立
・選挙権を認めること
・徐々に、参政権を日本国民と同等レベルに高めていくような施策。

＜支援団体への支援＞
・ボランティア等による支援体制の統括
・支援を行っている団体への支援。
・各外国籍住民協会（外国籍住民自身の運営）への財政的援助と運営に対する支援。
・それぞれの国ごとのグループ、団体作りをバックアップする様な施策が必要なのでは。
・地域に住む外国籍住民の方たちの集まりを作って活動したり、或いは地域住民が主体となって彼らの生活自立を援助したり、地域活動への参加をうながす等、相互に連携し、協力し合う。

＜住居問題＞
・外国人留学生への住居の提供。
・住居を見つけやすくする（差別がないようにする。公営で用意する。）。
・家を借りる際の保証人の制度を何とかしてわかりやすいようにする。
・賃貸住宅などの差別をなくす。
・住宅の優先的なあっせん

＜その他＞
・その国の人々の心の拠り所となるような施設（例えばチャイナ・タウンのようなもの）をつくる。
・教育（教科書等）の見直し
・勝手に日本に住むのだから、自分で努力してほしい。
・どこの国だとか言う問題の考え方ではなく、世界はひとつの国だという考え方で考えないと全ての問題は解決しないと思う。
・不法滞在の外国人の取締り強制退国
・外国人の集落を作る
・普通の日本人と一緒のように暮らせばいいと思う。
・私たち日本人が考えるのではなく外国籍住民の方に実際聞いて改善なり、政策をとった方がよいと思う。（よく他人からもらったプレゼントはその本人（他人）は一生懸命考えてくれたんだろうけど、自分にとっては全然うれしくなかったりするのと同様にその立場の人でないと実際のところはわからないと思うから）
・あまり外国人が住み着くことは、私個人としては好ましくは思っていない。その地に生まれた人は、その地で生活すべきだと思う。しかし、住みついてしまった以上、何らかの施策が必要とは考える。具体的には思いつかないが、これ以上増やさない政策が採られるべきだと考える。

・身分をしっかり、だれにでもわかるようにすることとし、勤労、教育、納税を義務づけて企業も外国籍住民をうけいれるように、日本国籍者と同じ条件をもてるようにする。
・児童に対する語学のサポート（学校では日本語、家庭では両親の母国語という状況で、母国語を忘れがちになって両親とのコミュニションが難しくなっているという現状がある）
・特に必要ないと思う。
・就職差別をなくす。
・民族学校も普通の学校と同等に扱う。
・外国人住民にアンケートすべき。この問に対するアンケート結果は、単なる「日本人側の意識」であるので、なんの結果も生み出さないのでは？但し、外国籍住民のアンケート結果と比較して、日本人の意識の開きを分析する為には有効と思います。
・英会話講座の無料講座を開く。
・義務教育（小・中学校）に、外国人とのかかわりをふやすような配慮（交換留学など）。また、外国人と同じ学校内に通えるようにするなど。
・自動車の運転の教習（左側交通）
・やはり言葉の壁が一番大きいような気がします。言葉が分からないことによって、外国の方は家にこもりがちであったり、同じ国の方とのみの交流になりやすく、互いの受入れが困難になるような気がします。
・身近に外国籍の人がいないので、（近所にもいない）ぴんときません。どんなことで困っていらっしゃるのかがわかりません。
・希望があれば、家庭訪問等を行う。
・直接意見をききながら、行政、福祉について説明する。
・マスメディアの改善
・保健所の訪問で、状況を把握する。
・地図
・一般に考えられることは、もちろん必要と思います。しかし、不法滞在の人が行政からの働きかけを期待したり、希望するのは、おかどちがいだと思う。先の阪神大震災時の被災者の中にそういった人がいたが、日本人に十分なすまい等が与えられきっていない時にそういった人の面倒までみきれないと思う。
・うちの周囲はイラン人かフィリピン人が多く、先日も家の前で中学生が暴行にあいました。夜は女１人で歩くのがとても怖いです。３人で歩いていても、１人の子をめがけてねらってくることもありました。夫婦で歩いていても、夫はボコボコにされ、奥さんの方はレイプされたりと頻繁にあります。実際に私の友達もありました。こういう外国人のそのような欲求は、私たちにはどのようにしたらよいのかわかりません。だからあまり長期間の滞在は許可してほしくないのが実際の思いです。ある程度（一般の日本人の家庭）の収入があり、日本人の配偶者があるのならば、別にいいけれど、１人身の人はあまり長くはいてほしくないです。あと、せまいアパートに１０人ぐらいで生活して、話し声がうるさいということ。やはり、生活レベルが違うことは、淋しいけど、実際に変えることは難しいことなのだから、冷たい言い方になってしまうけれど、自分の国に帰ってほしい。ビザの切れた人に帰るための運賃は出してあげたらいい。
・結婚の自由（私の友人で裁判までやって結婚した人がいた）
・身分保障
・身分を明確にさせ、闇商売を取り締まる。就職あっせん窓口を増やすべき。
・外国人だからと特別視することなく、外国人も自分を外国人だからと特別に扱われようとしたり、扱われていると感じない事が必要。
・養護学校
・歴史的背景にかんがみて、必要と認めれば、経済的な援助、制度的見直しが必要。
・福祉サービスを外国人の方にも平等に与える。（立法措置が必要か？）
・授業科目に「多国籍語」を取り入れる。
・日本人と外国人とのコミュニケーションの推進（スポーツ大会等）
・言語の違いに対する対策。
・公務員試験の国籍条項の撤廃
・得ている権利、ない権利の告知（外国籍、日本籍ともに）
・民族教育の保障
・民間差別のとりしまりの強化（例：就職差別、入居差別）

・納税していない外国人に対しては税金を使う必要はない。明らかに不法残留者と見られる者が神奈川にも多数いるが、それらの者を収容する所は必要。
・災害時の避難場所の指導
・異文化ケアワーカーによる外国籍住民に対する地域サービスの説明と制度等の調整。
・「外国人排斥」運動に対する法的措置の確立。
・企業の外国人受入れ。
・実際に地域に住む外国籍住民の生の声を聞いて、その中から施策を決めるべきだと思います。
・災害時の対応（標示、広報の改善、防災への参加）
・労働差別の改善、マンション・アパート等を借りる際に拒否されることの改善、ボランティアの日本語教室
・外国籍児童に沿った教育（歴史、語学）
・徴税面での強化
・今のままでよい。
・就職のあっせん
・外国籍住民の労働状態の監視及び指導
・運転免許等をそのまま書き替えできるようにする。
・差別をなくす努力
・就職において差別をなくすこと。
・地域の政策に参加できるような法の改善。
・一定の広さがあるお店には、外国人対応マニュアルを（何か国か）おいて、お互いにわかるように、スムースにいくようにする。
・語学教室の開催
・あまり手厚く保護してしまうと、後に本人たちが言葉などで困るのではないかと思う。
・災害時の避難先について、確実に知らせる。
・行政にも参加できるような機会を増やしていく。
・病院等での多言語対応など、医療を受けやすくする。
・例にあげられたような標示方法の改善等は当然必要と思われる。また、外国籍住民のために病院でのマニュアル作製が必要であると思う。
・外国籍住民に対しての制度上の制約や実生活上の問題などの知識が不足しているので、よくわからない。

問３１の回答

＜地域住民との交流促進＞

・地域の人々との交流の機会を設ける。　（同趣旨　２７件）
・地域にとけ込むように一般の住民に外国の文化を紹介（料理他）をしたりしていく施策を行う。
・町内会のようなせまい範囲の集まりで交流をもつようにする。
・地域の人々との相互援助（語学の指導など）
・近所で、日本人などに英会話教室とかを開いて仲良くすればよいと思う。
・コミュニケーションのために、ホームパーティーの実施
・差別や偏見をなくす取組みはもちろん、地域において外国語を話せる方が身近にいられる環境を増やしていく。
・家族ぐるみでの国際教室や地域の中での活動への参加
・祭りや催し物など地域中心で行うものには外国人家族がでやすいようにし、その町や地域の人々とふれあうようにしていけばよいのではないでしょうか。
・地域になじめるように、地域活動に参加する機会を多くする。
・相互理解の援助、推進
・市民レベルの交流ができるような場所を作る。
・妻が外国籍であれば、自国の料理を披露するなどして交流をしたらよいのではないか。お互いに相手を尊重することが大切だと思う。
・国際協会のような市、県の組織が積極的にＰＲをして、日本人との交流を深める。また、交流できるような場所、イベント等を設ける。
・自治会活動の強化。
・地域で特に子供が交流する場、レクリエーション（スポーツ、映画会など）があるとよい。
・国際家族と日本人とのふれあいを図るイベント（スポーツ大会等）の開催。
・お互いに持っているかもしれない差別意識を減少させるために、地域でスポーツ大会や文化活動を行いやすいように援助していく。
・国際家族を地域社会に溶け込ませるようなイベントなどを行う。

＜就職について＞

・就職差別をなくす取組み（同趣旨　１４件）
・就職困難な時代でもある為、難しい事かもしれませんが、その人の能力にあった職業につけるようになれば、国際的にも成長する（日本人も）のではないかという気がします。
・就職や住居選択の差別をなくす。
・外国人であることを生かせる職業をふやす。（通訳や翻訳など）
・就職差別をなくす取り組みも良いが、身分がはっきりしている方のみ。
・就職の充実
・世の中の流れで差別等はまず、研究職よりなくなってくると考えられるので、それをすすめるよう後押しする。なお、今後定住者以外の外国人に対する福祉について財政的に重荷となることが明らかなのであるので、無用な引き止め策を行うことは県のためにならないと思う。（４年前、ドイツに行った時にドイツ人より、ドイツの誤ちをおかしてはならぬと力説された思い出がある。）金のかからぬ在留外国人に対する規制は撤廃すべき。
・就職、就学差別の撤廃
・まず、給料を日本人と同等にあたえるべきである。就職先も平等にすべきである。
・永住外国人に対する就職差別をなくすべきである。地方選挙でも投票権を与えるべきである。
・就職、住宅などで外人だから断るというのではなく、きちんと面接した上で決定すべきである。
・公務就任権を認めて、積極的に進める。（地方自治への参加）
・外国人をきっちり就職させ、社会的自立をさせる。

＜日本語、日本文化・習慣の講習＞

・日本の社会に早くなじむように、習慣などを教える講座を開く。　（同趣旨　４件）
・日本語教室の充実（同趣旨　３件）
・小学校などに外国人だけの学校をつくり、日本語を覚えさせる。　（たとえば校内ではすべて日本語で話す）
・日本語学校の充実や、外国人に認められていない権利をなるべく与えるようにしていったらいいと思う。

・日本を知る話の場
・日本人同志と同じように付き合えればいいと思う。そのために日本語教室等も必要かと思う。
・日本語や日本文化の教室。外国の文化を日本人に紹介する教室。
・身近なテーマの学習会を設ける。
・まず、直面するであろう言葉の問題に対応するため、公的な面から助ける様な施策はどうだろうか。（私的だときっと個人負担のお金がかかると思うから）
・語学等の教育、文学、風習
・幼児などは永住する可能性もあり、日本語を教えることができない母親のために日本語を教える施設を設けるべきだ。
・日本国民としての同一化をはかるべきである。　（日本語教育、日本文化の習得等）
・日本語教育・職業訓練等の充実
・日本語及び日本の慣習の教育。就職に必要な知識及び心構え。
・コミュニティーに参加してもらうために日本語を覚えてもらうことも必要なので、日本語教室等の設置。
・日本語や日本文化を学べる場所。
・地域にある公的施設（例：青少年会館等）に月に何度か日本語教室や私生活の相談会など、講師を呼び、開催したらどうでしょう。
・日本文化への融和（教育、地域文化への参加）

＜学校教育（国際教育等）＞
・国際家族に対する偏見をなくすような学校教育。
・国際教室の充実も一案だが、通常の学校に外国人の子供が適応できるようなシステムが望ましいのでは。
・外国人学校を作る。
・小・中学校における教育（内容やクラス編成）の見直し。
・交流の場合は子供がいちばんしわよせをくうから学校関連をもっと考えた方がいい。
・道徳教育の充実
・教育に関することでは、語学面のフォローができるシステムをつくって欲しい。
・就学時平等に。
・国際教室の充実（同趣旨　３件）
・学校でさまざまな国の文化や習慣についてクラス（授業）を実施する。
・外国籍の子供でも日本で安心して勉強できるようなシステムが必要だと思う。
・外国籍の子供を受け入れる学校制度（差別をなくす）
・学校での国際（開発、理解）教育の取組み。
・子供については、特別な場合を除いては、他の日本人の子供たちと同じ学校で共に学ぶ環境をつくることが望ましい。その際、ボランティア等による通訳が必要となるだろう。
・アイデンティティーを損なわないような施策。
・多様な教育。
・きちんと義務教育を受けられるような施策。
・子供の教育への学校での配慮。
・ identity を尊重するための教育。
・教育施設の充実。
・ international school の充実
・外国人学校の増設（日本の学校にも編入できるような）。
・私立学校入学差別をなくす。
・両親のそれぞれの国に対するアイデンティティの確立を求めるための教育。

＜入居差別＞
・住宅のあっせん
・すまいの提供
・住居の確保の容易さにおける較差の撤廃
・日本では入居、就労等の際、実際には不必要な「保証書」を提出させる事が多い。保証人を得にくい事が外国人差別や、外国人とヤクザの接近の一因となっている。このような状況を改善するため、「保証書」をできるだけなくす努

力をすべきだ。
・就職や住居選択の差別をなくす。
・住宅の充実
・外国籍だからとその地域で限られた場所しか住めないということのないよう、日本人と平等に住める地域が保障される。
・就職、住宅などで外人だから断るというのではなく、きちんと面接した上で決定すべきである。

＜日本人の意識啓発・差別撤廃＞
・もし外国籍をもつことで、不利益を被ることがあるとするならば、その不利益をとりのぞくような施策。その一環として国際理解教育の推進。
・地域住民の教育（外国人差別に対して）
・外国文化等を一緒に学べる教室をつくる。
・日本国民も、もっと外国の文化や思想を理解して、できるだけ日常生活の関わりを持ち、宗教、文化、人種の違和感をなくすように、自治体などに外国籍の人も積極的に参加をうながす。
・あらゆる差別をなくす取組み
・差別をなくすための教育プログラム等
・外国籍の人の権利を日本人と平等にする。
・まず親の世代（差別意識のある人達）を教育する。ＣＭ等。同時に子供の授業にとりいれる。
・外国籍者のあらゆる差別をなくし、日本人と同様に扱う。
・学校に行かせる（いじめをなくす)。同じ人間なんだから、差別があってはいけないと思う。
・差別をなくす努力
・民族教育の保障、日本国籍児童に対する意識啓発授業の取り入れ。
・地域住民の意識啓発
・差別をなくし、帰化申請の手続きをもっとす早く行うなど。
・人種差別をしない取組み
・施策がどうとか言う前に、日本人の教育の問題である。日本人は他を排する傾向があるが、これが問題である。子供の教育の段階で外国人も同じ人間なんだということになれさせるべきだ！
・他住民と衣食住、その他差別をなくすための条例制定
・外国籍を持つ人々が特別な存在だから、特別な施策を作ることは、かえって外国人を排除する雰囲気を作る危険性もあると思う。言語の問題などは別だが、深く社会システムや国民性と関係する外国人問題については日本人の意識改革による社会システムの改善が重要。要するに外国人を日本人と全く同様であると、国民（県民）が思える社会づくり（施策の問題ではなく、教育の問題である）
・国籍による差別をできるだけなくす。
・まずは、日本人の温かいまなざしと心を養う。
・慣習や文化的社会的背景もあるので、一朝一夕には対応しにくいとは思いますが、文化交流セミナーを開催する等の援助をすることと、差別をなくすような教育をより徹底させることが必要だと思います。
・国際家族に対する理解を深めるため、国際家族をとりかこむ人が、現在の国際家族の状況や問題を知ることができる機会があるといいと思います。
・一般市民の一人一人が外国人の人に差別的な感情を持たないようにすることが一番だと思う。
・このような家族に生まれた子供達は、小学校や中学校などで、外見による違いなどによっていじめにあっていると聞きます。よって、このような偏見をなくす教育を小さい頃より行うべきだと思う。
・様々な国の文化教室などの開催
・学校や地域における外国籍の人に対する差別をなくす教育や取組みを行う。
・国際家族の人や、その地域に住んでいる人が、お互いの国の文化に接することのできるように、広報や地域の行事で、それらを紹介するコーナーをつくる。

＜相談できる場の設置＞
・気軽な tea time group（サークルのようなもの）の設置。何でも相談所の設置。
・家の前に住む人が、韓国人なのですが、いたずら電話、子供の学校でのいじめに悩んでいたりします。そういった相談施設をもっと、広げてほしいと思います。

・困っていることを相談できる場、又そのことを日本人に伝える場をつくる。実際私自身もどのような問題がおきているのかわからない。
・相談室（所）
・役所等に相談窓口のようなものを置く。
・相談（国籍が違う事に関する様々なトラブル等）システム
・ケースワーカーといった相談者と密なつながりを作る。
・何でも相談できる窓口の設置
・相談受付けセンター etc の設置
・相談所の創設もしくは、その積極的なアピール。（国際家族特有の悩みを相談できるところをつくるか、もしくはすでにあれば、積極的に宣伝する。）

＜情報提供・制度の周知＞
・地域のスポーツ団体（少年野球、サッカー、婦人卓球など）へ参加できるような広報（英訳付）発行。
・日本人でも理解しにくい、保険や年金等のしくみを、分かりやすく説明する必要があると思います。
・地域活動や施設の紹介（英語で）。くまなく各家庭に配布する。
・表示を日本語と英語にする。
・福祉政策の説明、通訳。交流活動。
・国際家族のために手続きなどを説明したパンフレット
・通訳の充実

＜その他＞
・外国の食料品店の充実
・どこの国の人と言う前にひとりの人間と言う考え方にまず立つ事が必要だと思う。
・売春などの犯罪に加担しないように教育させる。
・現在はそとみの問題よりもその中身の問題だと考える。
・公衆衛生の指導施設
・学歴偏重社会の見直し
・スーパーや小売店に、その国の食べ物をおくことを推進してほしい。（食文化から相手を理解する心が育てられることもある。又、外国籍の人もそれぞれお国の料理をたべたいと思ったり、ふるまったりしたいと思う。）
・人種による差別はよくないと思うが、日本に来る外国人はもっと日本語を勉強すべきだ。時々、全て自国語で話をして押し通そうとする人もいる。また、警察も、外国語で話をする外国人は見逃したりすることがあるそうだ。どんなこともきっちり行ってから、なんでも新しいことをするべきだ。
・地方自治体などにも積極的に参加する。
・孤立化をなくすためのネットワーク
・戸籍制度の改正（婚姻関係、親子関係をわかりやすく）
・国籍取得の際の資格の見直し
・民族、宗教のアイデンティティの確立を行政が積極的に進めるのは疑問であるが、それぞれの個人、家族がそのような確立を行うのを妨げない環境を整えるのは行政として必要と考える。
・国際結婚をした人々のサークルの推進、またその子供達のサークルの推進
・地域でのオリエンテーションを開く。
・福利・厚生の国際化への対応
・困っていたら助けてあげる。
・国際家族の方を講師に招き、講演や教室を開く。活躍の場をつくり、住民の国際感覚も高める。
・訪問指導して、指導、悩みの相談、協力などを行う。
・国際家族の集まりをつくって、情報交換や互いに相談できるような制度をつくる。
・何もしなくていい。いやなら自分の国へ帰れ！
・日常生活上では国際結婚でできた家族には大して問題がないのでは？
・今のままでよい。
・地域に住む国際家族についての現状と不満などの情報を知らないので、よくわからない。

３　調査票と「正解と解説」

（１）調査票

「地域社会の国際化に関する意識調査」

問１　次のうち、あなたに該当するものを○印で囲んでください。
①年齢　１　１６歳～２０歳　２　２１歳～２５歳
　　３　２６歳～２９歳　４　３０歳以上
②性別　１　男　　２　女
③職種　１　一般事務職　２　福祉職　３　一般土木職
　　４　看護婦　５　その他(　　)

問２　あなたの好きな国と嫌いな国を３つずつあげてください。
①好きな国　＿＿＿＿　＿＿＿＿　＿＿＿＿
②嫌いな国　＿＿＿＿　＿＿＿＿　＿＿＿＿

問３　あなたは、神奈川県内に外国人がどのくらい住んでいると思いますか。
１　１万人未満　２　１～３万人　３　３～５万人　４　５～７万人
５　７～１０万人　６　１０～１５万人　７　１５～２０万人
８　２０～３０万人　９　３０万人以上

問４　あなたは、神奈川県内に住んでいる外国人のうち、どこの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に３つあげてください。
①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿

問５　あなたは、国内に外国人の友人がいますか。
①　１　いる　２　いない
②　「いる」と答えた人におたずねします。
　ア　何人いますか。　１　１人　２　２人　３　３人　４　４人以上
　イ　どこの国の人ですか。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問６　あなたの家の近くに外国人が住んでいますか。
①　１　住んでいる　２　住んでいない　３　わからない
②　「住んでいる」と答えた人におたずねします。
　どこの国の人ですか。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問７　あなたは、外国人には住民票があると思いますか。
１　ある　２　ない　３　わからない

問８　あなたは、県内に住んでいる外国人は税金を納めていると思いますか。
１　いる　２　いない　３　わからない

問９　日本に滞在している外国人は原則として外国人登録の申請をしなければなりませんが、これに関する次のことについてどう思いますか。
①　外国人登録に際し原則として最初に１回指紋を押さなければなりません。
　１　当然必要だと思う　２　制度の改善が必要だと思う　３　わからない
②　外国人は、外出するときには、登録証明書を常に携帯しなければなりません。
　１　当然必要だと思う　２　制度の改善が必要だと思う　３　わからない
③　①の指紋押捺制度の例外は、「永住者」の在留資格を有する外国人および「特別永住者」です。これは、差別的なこの制度に反対する運動が起こり、結局、日本政府は制度そのものの見直しをせまられ、１９９３年１月から廃止されたのですが、あなたは知っていましたか。
　１　知っていた　２　知らなかった

問 10 県の職員として外国人を採用することについて、あなたはどう思いますか。
1　賛成　2　職種により賛成　3　反対　4　わからない

問 11 長年日本に住んでいる外国人が、市町村や県の選挙で選挙権をもつことについて、あなたはどう思いますか。
1　賛成　2　反対　3　わからない

問 12 日本にいる韓国・朝鮮人については、「関東大震災の時の虐待」、「強制連行」、「創氏改名」の歴史がありますが、あなたは知っていましたか。
1　知っていた　2　知らなかった

問 13 第二次世界大戦中に、神奈川県内にも強制連行された多くの韓国・朝鮮人がいましたが、どのような仕事をしていたか、あなたは知っていますか。知っていたら書いてください。

問 14 多くの企業では、日本にいる韓国・朝鮮人は採用されにくい実態がありますが、あなたはこのことについてどう思いますか。
1　日本人と同じように採用すべきである
2　今のままでよい
3　わからない

問 15 次の人たちは、将来どのような形で暮らすと思いますか。下の１～５のうちから選んでお答えください。
①以前から日本にいる韓国・朝鮮人　＿＿＿
②以前から日本にいる中国人・台湾人　＿＿＿
③中国帰国者とその家族　＿＿＿
④インドシナ定住難民　＿＿＿
⑤南米からの日系人　＿＿＿
⑥日本人男性と結婚した東南アジア出身の女性　＿＿＿

1　日本に帰化する
2　帰化せずに永住する
3　日本以外の国・地域で暮らす
4　わからない

問 16 あなたは、外国人に対して就労規制を緩和することについてどう思いますか。
1　賛成　2　反対　3　わからない

問 17 あなたは、神奈川県内の国際結婚はどのくらいの割合だと思いますか.。
１　１%未満　２　１～３%　３　３～５%　４　５～７%　５　７～９%
６　９%以上

問 18 神奈川県内の国際結婚の相手はどこの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に３つあげてください。
ア　夫が日本人の場合　①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿
イ　妻が日本人の場合　①＿＿＿＿　②＿＿＿＿　③＿＿＿＿

問 19 最近地域に国際結婚カップルが増加していますが、どう思いますか。
１　賛成
２　本人の自由だと思う
３　反対
４　わからない

問 20 あなたの身内が外国人と結婚するとしたら、どう思いますか。
１　日本人とまったく同じように考えることができる
２　相手の国籍、民族にかかわらず、反対
３　相手の国籍、民族によって考える
４　相手の国籍によって反対
５　相手の民族によって反対
６　わからない

問 21 日本国内に二重国籍の人がいると思いますか。
１　いる　２　いない

問 22 国際結婚をした人の国籍について正しいと思うものは次のどれでしょう。
１　日本人男性と結婚した外国人女性はただちに日本国籍を取得できる
２　外国人男性と結婚した日本人女性はただちに日本国籍を喪失する
３　外国人男性と結婚した日本人女性は夫の本国の外国籍を当然に取得する場合がある

問 23 国際結婚をした人の戸籍はどのようになると思いますか。
１　結婚した二人が登載された戸籍ができる
２　日本国民一人だけが登載された戸籍ができる

問 24 日本では生まれた子供の国籍についてどのように決められていると思いますか。
１　日本で生まれた子供は、親の国籍がどこであっても、日本国籍を取得できる。（生地主義）
２　日本国籍を取得するためには、母ではなくて父が日本国籍をもっていなければならない。（父系血統主義）
３　日本国籍を取得するためには、父または母のどちらかが日本国籍をもっていればよい。（父母両系血統主義）

問 25 国際結婚をした人が外国人配偶者と同じ氏を名乗りたいとき、どのようにすればよいと思いますか。
１　婚姻届書を出すことによって変わる
２　氏変更の届書を提出する必要がある

問 26 「日本人の配偶者等」という在留資格で日本に住んでいる外国人配偶者は、離婚や死別により日本人との結婚が解消されると、どうなると思いますか。

1　次のビザの更新時に、同じ在留資格を得ることができず、引き続き日本に在留することができない。

2　在留特別許可が１００％出され、引き続き日本に在留することができる。

3　子供がいる場合に限って、在留特別許可が１００％出され、引き続き日本に在留することができる。

問 27 国際結婚による児童に対する特別な施策（アイデンティティを確立させるような補習授業等）をすることについて、どう思いますか。

1　必要　2　必要ない　3　わからない

問 28 国際結婚による児童が日本の学校に入学したとき、外見についての規則（例えば、髪の毛は黒で直毛を前提としていたり、ピアスをつけてはいけない等）に相いれない場合が多いですが、どう思いますか。

1　規則を見直すべきだ　　2　例外として認めるべきだ

3　規則を守るべきだ　　4　わからない

問 29 国際結婚による児童には、宗教や習慣で食べられないものがあり、日本の学校の給食制度に相いれない場合がありますが、どう思いますか。

1　給食制度を見直すべきだ　　2　例外として認めるべきだ

3　何でも食べるべきだ　　4　わからない

問 30 地域に住む外国籍住民のために、どのような施策が必要だと思いますか。具体的に書いてください。　（例：標示方法の改善、広報等の翻訳版配布）

問 31 地域に住む国際家族（日本国籍と外国籍の人がいる家族）のために、どのような施策が必要だと思いますか。具体的に書いてください。（例：国際教室の充実、就職差別をなくす取り組み）

ご協力ありがとうございました。

(２)　「正解と解説」

「地域社会の国際化に関する意識調査」
正解と解説

問３　あなたは、神奈川県内に外国人がどのくらい住んでいると思いますか。
１　１万人未満　２　１～３万人　３　３～５万人　４　５～７万人
５　７～１０万人　６　１０～１５万人　７　１５～２０万人
８　２０～３０万人　９　３０万人以上

正解…６
神奈川県内に外国人登録をしている外国人は、平成６年６月末日現在で１０１，３７２人で、総人口の１．２３％。しかし、不法滞在等で外国人登録をしていない人も結構多く、実態はずっと多いと思われます。
全国では、１，３２０，７４８人で、総人口の１．０６％（平成５年末）。

問４　あなたは、神奈川県内に住んでいる外国人のうち、どこの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に３つあげてください。

神奈川県内に外国人登録をしている外国人は、平成６年６月末日現在で国籍別で多い順に、①韓国又は朝鮮３３，５５５人②中国１９，６７４人③ブラジル１３，８４６人④フィリピン７，１２９人⑤ペルー５，８５７人⑥米国４，５７１人⑦ヴェトナム１，５９６人⑧英国１，５２７人⑨タイ１，２４０人⑩アルゼンティン１，０８６人⑪カンボディア１，０４６人⑫イラン９６９人。その他１３１カ国９，２７６人。

問７　あなたは、外国人には住民票があると思いますか。
１　ある　２　ない　３　わからない

正解…２
戸籍も住民票も日本人を対象としています。しかし、日本国内に在留する外国人については、戸籍も住民票も作られませんから、その居住関係や身分関係を明確にして公正な管理に役立たせるため、市町村に外国人登録をさせ、登録が行われると市区町村長から外国人登録証明書が交付されることになっています。
また、日本人と国際結婚した場合にも、戸籍の身分事項欄に結婚の事実（結婚年月日、外国人配偶者の国籍、氏名、生年月日）が、住民票の備考欄に結婚届出の事実が記載されるだけです。

問８　あなたは、県内に住んでいる外国人は税金を納めていると思いますか。
１　いる　２　いない　３　わからない

正解…１
外国人は日本で、国税、地方税を問わず、日本人と同じように納めています。

問 10 県の職員として外国人を採用することについて、あなたはどう思いますか。
１　賛成　２　職種により賛成　３　反対　４　わからない

神奈川県では、９７職種中、将来にわたり公権力の行使又は意思形成への参画に携わることが少ないと考えられる６１の職種について、外国人にも県職員として採用できる途を開いています。

問 11 長年日本に住んでいる外国人が、市町村や県の選挙で選挙権をもつことについて、あなたはどう思いますか。

１　賛成　２　反対　３　わからない

現在、日本で生まれ育った在日韓国・朝鮮人でも、国政選挙権はもとより、地方選挙権さえなく、従って法律的には政治的発言力がありません。

問 12 日本にいる韓国・朝鮮人については、「関東大震災の時の虐待」、「強制連行」、「創氏改名」の歴史がありますが、あなたは知っていましたか。

１　知っていた　２　知らなかった

「関東大震災の時の虐待」…関東大震災後の混乱が続く中で「朝鮮人が井戸に毒を投げ入れた」「大挙して襲撃してくる」などの噂が流れ始めました。そのような事実は全くなかったのに県内いたるところに５７５に達する自警団が結成され、武装し、朝鮮人を虐殺しました。その犠牲者は関東全体で６，０００人余、県内で２，０００人余と推定されています。

「強制連行」…１９３８年（昭和１３年）につくられた国家総動員計画にもとづいて、労働者として、あるいは軍事要員として駆り出されたことをさしています。日中戦争が全面的に拡大するにつれて、国内労働力不足は深刻となり、朝鮮から朝鮮人を「移入」し、これにあてる政策が実施されました。これらの人々は畑などで働いているところから本人の合意なしに日本に連行したため「強制連行労働者」とよばれています。彼らは主に九州・北海道の炭鉱・鉱山労働者として、重要国策産業（八幡製鉄、日本鋼管）等、及び陸海軍工事に動員されてきたのです。１９３９（昭和１４）年から１９４５（昭和２０）年までに全国で百数十万人の人々が連行されてきたといわれ、九州・北海道などの炭鉱では労働者の半数を超える事業場もありました。彼らは逃亡を防止するためとして監視のついた宿舎に入れられ、長時間厳しい労働にしたがわされました。

「創氏改名」…日本の朝鮮への支配において、もっとも民族の誇りをふみにじった暴政の代表が１９４０（昭和１５）年に強制された「創氏改名」です。創氏改名とは、日本の「家制度」を導入し、朝鮮人に日本風の２文字姓をつくらせたことです。創氏改名は、日中戦争の軍事動員を念頭において、朝鮮人を「身も心も」日本人につくりかえようとするものでした。とくに徴兵制を朝鮮にも適用することを前提として、だれが戸主か、後継ぎかなどを特定する家制度の確立は重要な意味をもっていました。朝鮮人が数百年間にわたって続けられてきた一族の連帯をあらわす永い伝統文化を背景にしている「姓」を変えることは、朝鮮人の精神的な支柱を真っ向から否定するものでした。この創氏改名以前から日本社会で働く朝鮮人は便宜上日本名を使用する人々もいましたが、この時期からすべての朝鮮人が日本名を名のらざるをえなくなりました。こうして日本社会のなかでは日本名を使わなければ職業にもつけなくなり、また配給も受けられず､生活そのものがなりたたないという状況におかれたのでした。

問 13 第二次世界大戦中に、神奈川県内にも強制連行された多くの韓国・朝鮮人がいましたが、どのような仕事をしていたか、あなたは知っていますか。知っていたら書いてください。

全国的には炭鉱への強制連行が最も多いが、神奈川県には炭鉱や鉱山がないので、土建あるいは工場への連行です。土建は相模湖ダム建設、横須賀線敷設など。工場は日本鋼管川崎、扇町工場など。

問 17 あなたは、神奈川県内の国際結婚はどのくらいの割合だと思いますか。

１　１％未満　２　１～３％　３　３～５％　４　５～７％　５　７～９％
６　９％以上

正解…３

平成４年度における国際結婚の割合は、神奈川県で４．３％（夫日本・妻外国は３．２％、妻日本・夫外国１．１％）です。全国で３．４％（夫日本・妻外国は２．６％、妻日本・夫外国０．９％）です。

問 18 神奈川県内の国際結婚の相手はどこの国の人が多いと思いますか。多いと思う順に３つあげてください。

平成４年度における神奈川県内の国際結婚の相手

ア　夫が日本人の場合　１中国　２フィリピン　３韓国・朝鮮

イ　妻が日本人の場合　１米国　２韓国・朝鮮　３中国

問 21 日本国内に二重国籍の人がいると思いますか。

１　いる　２　いない

正解…１

問 22 と問 24 の解説参照

問 22 国際結婚をした人の国籍について正しいと思うものは次のどれでしょう。

１　日本人男性と結婚した外国人女性はただちに日本国籍を取得できる

２　外国人男性と結婚した日本人女性はただちに日本国籍を喪失する

３　外国人男性と結婚した日本人女性は夫の本国の外国籍を当然に取得する場合がある

正解…３

日本人男性と結婚した外国人女性はただちに日本国籍を取得できるわけではありません。

外国人男性と結婚した日本人女性は、日本国籍はそのままであるのが普通ですが、外国人男性の本国の国籍法の定め方によって、外国人男性の国籍を取得したりしなかったりすることがあります。それによって日本国籍を失うこともあります。

結婚すると、夫の本国の法律上、当然に夫の本国の国籍を取得する場合があります。たとえば、スイス、イランなどの男性と結婚する場合です。このように、自動的に外国国籍を取得した場合には、日本国籍は失われません。その結果、日本人配偶者は日本と外国の二つの国籍をもつ二重国籍者となります。

問 23 国際結婚をした人の戸籍はどのようになると思いますか。

１　結婚した二人が登載された戸籍ができる

２　日本国民一人だけが登載された戸籍ができる

正解…２

日本人と国際結婚しても、日本国籍を取得しない限り、戸籍にも住民票にも登載されません。

日本人と国際結婚した場合にも、戸籍の身分事項欄に結婚の事実（結婚年月日、外国人配偶者の国籍、氏名、生年月日）が、住民票の備考欄に結婚届出の事実が記載されるだけです。

問 24 日本では生まれた子供の国籍についてどのように決められていると思いますか。

１　日本で生まれた子供は、親の国籍がどこであっても、日本国籍を取得できる。（生地主義）

２　日本国籍を取得するためには、母ではなくて父が日本国籍をもっていなければならない。（父系血統主義）

３　日本国籍を取得するためには、父または母のどちらかが日本国籍をもっていればよい。（父母両系血統主義）

正解…３

日本では、昭和５９年の国籍法の改正により、父系血統主義をあらためて、父母両系血統主義が採用されました。

したがって、両親の一方が日本人であるかぎり、日本の国籍を取得していますが、その他の国籍も取得していることがあります。たとえば、外国人である親の国籍を取得したり（たとえば、フランス、ドイツ）、生まれた国が国籍について生地主義を採っていて、その国で生まれたことにより、その国の国籍が与えられるような場合です（たとえば、アメリカ合衆国）。

問 25 国際結婚をした人が外国人配偶者と同じ氏を名乗りたいとき、どのようにすればよいと思いますか。

１　婚姻届書を出すことによって変わる

２　氏変更の届書を提出する必要がある

正解…２

日本人配偶者が外国人配偶者の名乗っている氏と同じ氏を名乗りたい場合は、婚姻届書を出すだけではだめで、戸籍法に定められた手続によって、変えることができます。このような手続は性別を問いません。結婚の日から６ヵ月以内に限り、氏変更の届書を市町村長または在外公館へ提出すれば、家庭裁判所の許可がなくても氏を変えることができます。

問 26 「日本人の配偶者等」という在留資格で日本に住んでいる外国人配偶者は、離婚や死別に上り日本人との結婚が解消されると、どうなると思いますか。

１　次のビザの更新時に、同じ在留資格を得ることができず、引き続き日本に在留することができない。

２　在留特別許可が１００％おりて、引き続き日本に在留することができる。

３　子供がいる場合に限って、在留特別許可が１００％おりて、引き続き日本に在留することができる。

正解…１

「日本人の配偶者等」という在留資格で日本に住んでいる外国人配偶者は、離婚や死別により日本人との結婚が解消されると、次のビザの更新時に、同じ在留資格を得ることができず、引き続き日本に滞在することはできません。

在留特別許可も、子供がいるからといって、必ずしも１００％おりるとは限りません。